



Title	法廷において文化と向き合う : コスタリカにおける「裁判所」の民族誌
Author(s)	額田, 有美
Citation	Co*Design 特別号. 2019, 1, p. 1-213
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71651
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法廷において文化と向き合う —コスタリカにおける「裁判所」の民族誌—

額田有美 (大阪大学COデザインセンター招へい研究員)

Yumi Nukada (Visiting Researcher, Center for the Study of Co* Design, Osaka University)

法廷において文化と向き合う —コスタリカにおける「裁判所」の民族誌—

Cultures of the Courts: An Ethnographic Approach to the *tribunales* in Costa Rica

Lo cultural en los ámbitos jurídicos: ensayo etnográfico sobre los tribunales en Costa Rica

世界各地において、従来は文化という概念が入り込む余地の少なかった裁判所でも、文化的差異という言葉でしか上手く言い表せないような状況があることが次第に意識されるようになった。中米コスタリカでは、1990年代以降、先住民（インディヘナ）が関係する場合に一方では文化鑑定と呼ばれる司法鑑定が導入され、他方では慣習法裁判所と呼ばれるインフォーマルな係争処理の仕組みが一定程度容認されるようになっていく。

本書は、法廷の新たなあり方を模索するこれら二つの試みの現状を、フィールドワークや現地での裁判資料にもとづき明らかにし、その意義を再評価するものである。

Even though it had been almost impossible for the concept of culture to enter into the legal sphere, more and more people are now aware of so-called cultural differences in courts. Since the 1990s, Costa Rica has introduced to its legal system a judicial appraisal called *peritaje cultural* (an official cultural defense) for those cases where indigenous peoples are involved. Meanwhile, the country has tolerated more than ever informal conflict resolution called *tribunal de derecho consuetudinario* (indigenous customary courts).

Based on the author's fieldwork in both formal and informal courts and their legal documents, this paper explores the present situation of these two phenomena reevaluating their significance.

A pesar de que había sido casi imposible introducir el concepto de cultura en el ámbito jurídico, hoy en día se reconoce cada vez más el concepto de “diferencia cultural” en los tribunales. Desde la década de 1990, Costa Rica ha permitido en su sistema jurídico la realización del peritaje cultural para casos que involucran a pueblos indígenas. Además, se han aceptado más que nunca las actividades del tribunal de derecho consuetudinario que funge como mecanismo informal para la resolución de conflictos en los territorios indígenas.

En este estudio, basado en los materiales jurídicos recogidos y el trabajo de campo realizado por la autora, se explora la situación actual de estos dos intentos por buscar una justicia más justa y se reevalúa su importancia.

キーワード _____ 先住民、法と文化、オルタナティブ・ジャスティス

Keyword _____ indigenous peoples, law and culture, alternative justice

もくじ

第1部 序論	11
序章 本書の目的と視座	13
1 二つの「裁判所」との出会い	13
2 本書の研究関心	20
3 先行研究と本書の位置付け	24
4 調査の概要	31
5 本書の構成	35
第一章 二つの「裁判所」をどう考察し、どのように記述するか	38
1 改めて「マイノリティ」という言葉に着目する	38
2 「差異」ではなく「異議としてのマイノリティ」	39
3 方法論としての民族誌的アプローチ	41
第2部 文化鑑定という事象	43
第二章 法廷内で文化を語ることへの批判とその論点	45
1 いつ頃から、どのように議論が始まったか	45
2 これまでの議論はどのようなものであったか	47
3 批判の論点はどこにあるか	50
第三章 カバグラ先住民居住区で発生した殺人事件とその裁判資料の考察	53
1 コスタリカで文化鑑定が実施されるまでの経緯	53
2 文化鑑定人と、法廷でのやり取り	56
3 訴訟事例の検討	60
4 捨象されなかった物語り	86
第3部 慣習法裁判所という事象	89
第四章 リーガルpluralismとカバグラ先住民居住区	91
1 慣習法裁判所への注目の高まり	91
2 緑豊かな山の中へ	93
第五章 カバグラ慣習法裁判所の成立過程と現在	98
1 TDCCは伝統の再稼働なのか	98
2 TDCCの成り立ち	99
3 TDCCの構成員と活動拠点	104
4 係争処理のプロセス	109
5 オルタナティブ・ジャスティスとしてのTDCC	112
第六章 女性に関する係争事例とその考察	116
1 慣習法裁判所においては女性の権利は損なわれるのか	116
2 係争事例の検討	118
3 女性の権利と先住民(インディヘナ)の権利との脱競合論へ向けて	127
第七章 土地や自然資源に関する係争事例とその考察	130
1 土地をめぐるコンフリクトは慣習法裁判所が対処すべきか	130
2 係争事例の検討	132
3 オルタナティブであるということの課題	143

第4部 結論	147
終章 「裁判所」から現状を省みる	149
1 文化鑑定の意義、慣習法裁判所の意義	149
2 文化鑑定と慣習法裁判所との間に生まれる意義	151
3 異議申し立てとしての本書のささやかな試み	154
4 今後の課題	155
あとがき	156
用語集	157
附表 文化鑑定と慣習法裁判所のモデル	167
参考文献	169
索引	175
もくじ(スペイン語)	210

図表・写真一覧

写真

写真0-1	サンホセ市内の裁判所の外観	14
写真0-2	移転前のFAI旧オフィスの様子	15
写真0-3	移転後のFAI新オフィス(検察官補佐サラの執務室)の様子	15
写真0-4	公道に掲げられたカバグラ先住民居住区の標識	16
写真0-5	サンラファエル集落をFAI職員と共に初訪問した際の様子	16
写真0-6	ペペ宅にて2種類のタマル(トウモロコシの料理)を準備する女性たちと私	19
写真0-7	シンシナティ大学での研究会の様子	31
写真0-8	CRCAの分科会の様子	31
写真0-9	タラマンカ・プリプリ先住民居住区へ向かうポート	34
写真0-10	タラマンカ・プリプリ先住民居住区内の様子	34
写真0-11	マタンブ先住民居住区内の様子	34
写真0-12	アプロホ・モンテスマ先住民居住区へと続く橋	34
写真0-13	コトブルス先住民居住区内の様子	34
写真0-14	グアトッソ先住民居住区へと続く道	34
写真3-1	事件発生現場周辺の様子	62
写真4-1	コスタリカ最高裁判所内で開催された 「先住民(インディヘナ)の司法アクセス」についての調査報告会の様子	92
写真4-2	サンファン集落からサンラファエル集落へ向かう道中	95
写真5-1	カバグラ先住民居住区内の一般的な住居の様子	102
写真5-2	トゥリブナル内にて定期会合中のメンバーたち	104
写真5-3	トゥリブナルとドニャ・オテイリア宅間の橋の架かっている川の様子	105
写真5-4	ドニャ・パウラ宅にて	106
写真5-5	ドン・エミリアノ宅にて	106
写真5-6	トゥリブナルの外観	108
写真5-7	トゥリブナル裏の刑務所建設予定地	109

図

図0-1	ブエノスアイレス郡内の先住民居住区の地図	17
図0-2	サンラファエル集落見取り図	18
図0-3	文化鑑定のイメージ	23
図0-4	慣習法裁判所のイメージ	23
図0-5	先行研究と本書の位置付け	24
図0-6	コスタリカの位置	31
図0-7	コスタリカの各先住民居住区の位置	33
図3-1	殺人事件発生現場およびその周辺見取り図	60
図3-2	被告人ミンゴの系譜関係	70
図3-3	被害者ケイの系譜関係	72
図3-4	被告人エドの系譜関係	75
図3-5	証人ヘイネルの系譜関係1	76
図3-6	証人ヘイネルの系譜関係2	77
図4-1	コスタリカの地域区分	93

図4-2	カバグラ先住民居住区の位置	94
図4-3	郡都ブエノスアイレスとカバグラ先住民居住区の位置関係	94
図5-1	TDCCと従来の裁判所との関係性のイメージ	109
図5-2	TDCCを介した係争処理の流れのイメージ	111
図6-1	性関係に関わる事例1	120
図6-2	性関係に関わる事例2	122
図6-3	性関係に関わる事例3	123
図6-4	性関係に関わる事例4	124

表

表0-1	コスタリカ先住民(インディヘナ)の人口と居住区数	34
表3-1	文化鑑定に関わる訴訟のあらまし	55
表4-1	カバグラ関連年表	97
表6-1	TDCC係争種別件数	119

凡例

1. 人物名の表記について

訴訟や係争の当事者をはじめ本文中に登場する人物の氏名は、原則として仮名で表記した。

2. 用語の邦訳について

定訳がない用語や民族用語については、()内に原語で表記した。



地図 本書に登場する国々の位置

第1部

序 論

序章 本書の目的と視座

1 二つの「裁判所」との出会い¹

民族誌(エスノグラフィ)というジャンルに分類される本は、著者がその一冊を書き始めるきっかけとなった特に印象的なエピソードから書き始められることが多い²。この本を民族誌として読者に提示しようと試みる筆者も、先人たちの記述の形式に倣い、次のとおり書き始めることにしよう。

* * *

私がコスタリカ共和国を初めて訪れたのはスペイン語を専攻していた学部在籍中の2008年の夏のことだった。そしてその後、本書の執筆へと直接的につながる「調査地」として、この場所と再び巡り会ったのは2011年末頃のことである³。

2011年末当時の私は大学院へ進学したいという意思を固めたばかりの学部4年生で、司法の場つまりは専門化された非日常な場である裁判所や法廷における多言語間コミュニケーションというものに興味を持っていた。より具体的には、法廷でのコミュニケーションに寄与する存在である法廷通訳人の行為に強い関心を持っており、聴講生として潜り込んだ院生向けの授業を担当していた教授との出会いにも恵まれた。そのおかげで日本各地のさまざまな言語の法廷通訳人へ精力的に聞き取り調査を行っていたその教授に同行させてもらったり、法廷通訳人を要するいわゆる「外国人」事件を傍聴するため大阪を中心に地方裁判所や高等裁判所へ通い、傍聴記録をつけたり、今振り返ると日本国内でのフィールドワークと呼べなくもないような活動を行っていた⁴。そして、法廷通訳人たちの経験談を聞けば聞くほど、また私自身が公判の様子を観察すればするほど、法廷でのコミュニケーションには言語の差異だけではなく「何か」が伴われているということを強く感じるようになって行った。

そんなときコスタリカ人の院生から偶然にも耳にしたのが、彼女の出身国で大きな話題になったという先住民(indígena)⁵の刑事訴訟に関する一連の報道だった。報道によると、コスタリカ国内に24か所ある先住民居住区(territorio indígena)のうち、ノベ(ngöbe)と呼ばれる民族集団の居住区の一つで2008年1月に住民男性1名が殺害されるという事件が発生した。犯人として殺人罪で起訴されたのは、殺害された被害者男性の親族である男性3名と女性1名の計4名だった。事件発生から間もなくして執り行われた裁判の結果、4名全員に有罪判決が下され、各人に10年前後の実刑が言い渡された。ところが判決から2年半以上が経った2010年、服役中だった被告人4名のうち唯一の女性だったオリビア・ベハラノ=ベハラノが、ノベ語の法廷通訳人が不在だったことなどを根拠に再審請求を行った。オリビアの再審請求と裁判のやり直し決定は国内外のメディアで大きな注目を集め、それに伴い当初の裁判手続において実は被告人たちが一貫して正当防衛を主張し続けていたということへも注目が集まった。なぜなら被告人たちは、むしろ被害者の方が邪術(brujería)によって自分たちを殺害しようとしていたと主張し、自己防衛のための殺害を訴えていたからである。結果的に再審においても被告

人たちの有罪判決は覆ることはなかったものの、2010年12月にコスタリカ政府はオリビアに対しては恩赦措置を施した。またこの件を一つの契機として、コスタリカ司法府 (Poder Judicial) を中心に、先住民が訴訟当事者となった場合には特別な鑑定 (peritaje especial) の実施が検討されるようになった。この特別な鑑定というのが文化鑑定 (peritaje cultural) である。

先述したとおり、裁判所や法廷という場には、言語的差異だけではなく乗り越え難い何か、つまり「文化の差異」という言葉でしか表わせえないような何かがあると感じるようになっていた私は、そのような文化の違いというものに真正面から取り組もうとするコスタリカの人びとの姿勢や、その姿勢をまさに反映したかのような文化鑑定という司法鑑定の存在に衝撃を受けた。また偶然かつ幸運にも、先述したコスタリカ出身の院生のコスタリカ大学 (UCR) 時代の恩師が、文化鑑定に鑑定人 (perito) として携わっている人類学者マルコス・ゲバラ＝バーガー (Marcos Guevara Berger) であるということも判明した⁶。こうして、緊張しながらもゲバラ氏へ最初のメールを送信し、その数か月後、私は彼の推薦に後押しされる形でコスタリカ検察庁でのインターンシップ—つまり私にとってのコスタリカでの最初のフィールドワーカーを許可されることになった。

2012年8月、私はコスタリカ検察庁での約2か月間のインターンシップに参加するため、首都サンホセ市へ向かった。この最初のフィールドワークの目的は、文化鑑定の具体的な実施状況について調べることであった。コスタリカでは2010年の半ば頃から、同国の法律によって国内24か所にその区画が定められている先住民居住区周辺で発生したケースでこの司法鑑定が実施されるようになっていた⁷。

コスタリカ検察庁内での私の配属先は、先住民刑事訴訟を専門的に担当するための常設部局として2009年8月に新設されたばかりの先住民案件担当局 (Fiscalía de Asuntos Indígenas) (以下、



写真0-1 サンホセ市内の裁判所の外観 (2013年9月9日、筆者撮影)

FAIとする)であった。2012年当時のFAIは、検察官アリアナ・セスベデス＝ロベスと検察官補佐サラ・マジョルガという女性二名から成るこじんまりした局部で、彼女たちの職務内容はコスタリカ全土で発生した先住民刑事訴訟への直接対応⁸から先住民居住区に暮らす住民向けの啓発活動にまで及んでいた。そしてこれらに加え、文化鑑定の実施に伴う諸手続きも彼女たちが担当していた。



写真0-2 移転前のFAI旧オフィスの様子 (2012年9月、筆者撮影)



写真0-3 移転後のFAI新オフィス (検察官補佐サラの執務室)の様子 (2016年12月12日、筆者撮影)

インターンシップ中の業務の傍ら、FAIのオフィスに保管されたこれまでに実施された文化鑑定書⁹を読み込む許可を得た私は、すでに判決が決定している事件に関して提出された文化鑑定書一つ一つに目を通した。また、文化鑑定人として鑑定書を作成した人類学者やソーシャルワーカー (trabajador social)、文化鑑定の実施された案件を担当した法曹関係者に面会し、文化鑑定書には必ずしも記されなかった当時の状況や関係者たちの想いなどについての聞き取り調査も開始した¹⁰。

また、これと並行して、ラテンアメリカ各国における文化鑑定をめぐる状況についても調べ始めた。そして文化鑑定という司法鑑定に対する研究者たちの立場にはさまざまなものがあるということを知りにいった。

文化鑑定はメキシコ、グアテマラ、コロンビア、ペルー、チリなどにおいて司法鑑定の一つとして導入され、一部の国では移民 (inmigrante) に分類される人びとのケースに対しても実施が検討されているものの、現状はもっぱら先住民関連のケースで実施されることが多い状況にあることがわかった。また、私のように法廷やそこで顕在化する文化的差異への関心から研究テーマとしての文化鑑定に注目するようになった者よりも、もともとは先住民運動や先住民の自治権獲得についての研究を専門とする研究者が、文化鑑定についても議論の対象として補足的に取り上げるケースが多いことがわかった。そしてそのためなのか、文化鑑定の是非をめぐる議論が展開されることもあり、そのような是非についての議論においては、どちらかという文化鑑定に否定的な主張がなされやすい傾向があることも明らかとなった¹¹。

一言でいうと、文化鑑定の是非をめぐる議論における否定派の主要な主張は、文化鑑定はあくまで既存の一元的な司法制度を維持しつつ、その既存の制度の許容範囲内で取り入れられた司法鑑定にすぎない、というものであった。多元的な司法制度つまり従来の司法制度と並んで先住民から構成される裁判体¹²による、先住民独自の司法制度の確立を自治の目指すべき一つの姿として希求する立場からすると、文化鑑定は先住民の司法自治 (autonomía jurídica) という根源的な要求を拒否するこ

とを目的とした各国中央政府の譲歩策にすぎないものとして映るようであった。

しかし、このまま文化鑑定を是非論だけで終わらせてしまってもいいものだろうか。先住民の司法自治を求めることは当然の要求であるとはいえ、果たしてそれは既存の司法制度と並ぶもう一つの司法制度を確立させることだけを意味するのだろうか。これまでの文化鑑定否定派の議論では、文化鑑定がもたらしうる意義や可能性について十分に検討されているとはいえなかった。

このような疑問を抱きつつ、2014年の夏、私はコスタリカを再び訪れた。この2回目のフィールドワークの目的は、1回目のときのように検察庁などの司法機関やそこで働く法曹関係者や文化鑑定人だけから話を聞くのではなく、都市部の外側に散らばって存在する先住民居住区に暮らす住民たちの声にも耳を傾けることであった。

そこで注目したのがコスタリカ南部地域だった。南部地域は、散在する先住民居住区のいくつかが比較的隣接して存在する場所で、特にプンタレナス県ブエノスアイレス郡の周辺には複数の先住民居住区が設置されていた。こうして南部地域へ向かい私が訪問した先住民居住区の一つが、本書の主な舞台となるカバグラ先住民居住区 (Territorio Indígena de Cabagra) である。



写真0-4 公道に掲げられたカバグラ先住民居住区の標識 (2012年8月24日、筆者撮影)



写真0-5 サンラファエル集落をFAI職員と共に初訪問した際の様子 (2012年8月24日、筆者撮影)

実は2012年のFAIでのインターンシップ中、私は職員たちの出張へ同行し、一度だけカバグラ先住民居住区内の主要集落であるサンラファエル集落を訪れたことがあった¹³。とはいえ、その2年後にこの地を一人で訪れることになるだろうとはそのときの私は夢にも思っていなかった。

そんな私がカバグラ先住民居住区を偶然にも再訪することになったのは2014年8月のことだ。それというのも、当時、FAI職員であり友人のサラが生まれ育ったウハラス先住民居住区 (Territorio Indígena de Ujarrás)¹⁴での中長期のフィールドワークを計画していた私は、それに先立つ予備調査のため、同先住民居住区にあるサラの親戚宅に数日間滞在していた。予定していた滞在期間も終わりに近づいた頃、ウハラスまで来たのだからカバグラの人にも連絡してみよう、というほんの軽い気持ちから、前回のカバグラ訪問時に連絡先を交換していたサンラファエル集落に暮らす知人のソンボパにメッセージを送った。2012年の最初のカバグラ訪問のとき、連絡先を交換したカバグラ住民のうちの一人がこのソンボパだったという、ただそれだけの理由だった。

ソンボパはサンラファエル集落のコレヒオ (中学・高校)¹⁵で警備員の仕事をし、私と同世代の男性で、一男二女の父親でもあった。メッセージ送信後、しばらくしてソンボパから届いた返信は「18日にコ



図0-1 プエンスアイレス郡内の先住民居住区の地図 (2011年7月14日付)
 (出所: プエンスアイレス郡役所より2014年12月に入手、筆者加筆)

レヒオで『母の日』の催しがあるからその日においで。コレヒオで待っているよ」というものだった。

ソンボパに言われた18日、私はバスを乗り継ぎ、やっとの思いでカバグラ先住民居住区内の主要集落サンラファエルのコレヒオに辿り着いた。暑さと悪路でくたくたに疲れた私を、ソンボパはコレヒオの職員や生徒たち、その母親たちに「ほら、2年前にサンラファエルに来ていたあのチーナ¹⁶だよ。一緒に写真を撮っただろう」と言いながら紹介してまわった。一通りの挨拶を終え、「母の日」の催しも終盤に差し掛かったので、私が帰りのバスの時間を尋ねると、ソンボパからは「今日はもうバスはないよ。今日ここで一泊して行けばいいじゃないか。ホテルはないけど、泊るところなら何とかしてあげるよ」という答えが返って来た。こうして私はソンボパが提案した泊るところ—コレヒオの一部屋か、空き家の一室か—のうち、空き家の一室を借りることになった。そしてこの偶然の一泊のおかげで、その夜、カバグラ慣習法裁判所 (Tribunal de Derecho Consuetudinario de Cabagra) (以下、TDCCとする) という住民グループの存在を知るようになったのである。

空き家の家主は、カバグラ先住民居住区の自治体にあたる組織ADIC (Asociación de

Desarrollo Indígena/Integral de Cabagra)の総裁 (Presidente) ドン・ラファだった。ドン・ラファは小柄で恰幅のいい50代の男性で、真っ黒な口ひげと少々伸びきった印象を受ける黒髪が印象的な人物だった。ソンボパが突然自宅に連れてきたチーナに少々困惑した表情を浮かべながらも、ドン・ラファはこの予期せぬ来客に対して素泊まり一泊5,000コロン(900円相当)で自宅の敷地内に建つ空き家の一室を提供することに承諾した。

その後、しばらく誰も使用していなかったことが一目瞭然の部屋に荷物を置き一休みしていると、外で私を呼ぶソンボパの声がした。私がサンホセで文化鑑定に関する調査をしていることを思い出したソンボパは、自身の友人の一人を私に紹介したいと言うのだ。

「カバグラのリーダーの一人さ。すごく頭の良い奴さ。」

そう言ってソンボパが私に紹介してくれたのがペペだった。そしてこのペペと出会ったことから私の調査は急展開することになった。

ペペ¹⁷は、カバグラ先住民居住区で生まれ育った当時20代後半の男性で、妻アンドレア¹⁸と息子クスコの3人でサンラファエル集落内の一軒家に暮らしていた¹⁹。その日、幼馴染のソンボパが突然連れてきた見知らぬ外国人の私をペペは笑顔で迎え、自宅での夕食に招待してくれた。夕食の席にて、文化鑑定について関心を持っていることを説明すると、ペペはサンホセ市の米州人権裁判所で少し前に争われたニカラグア先住民の裁判事例に言及した。このケースでは人類学者を含む複数の鑑定人が裁判に参加したこと、その鑑定書が原告であるニカラグア先住民に有利に働いたことなど、ペペはすらすらと話し始めた。私にとって、文化鑑定について自身の見解を持ち、それを話して聞かせてくれた最初の住民がペペだったのである。そしてそのときのペペの様子からは、彼が文化鑑定をただ否定的に捉えているという印象は受けなかった。

食事を終え、話も一通り終えようとしていたときだった。

「コレヒオ(中学・高校)の前の建物を見たかい? あれは僕たち固有の裁判所(tribunal propio)なんだ。ネグロたち(negros)もいるから、よかったら今から案内するよ。」



図0-2 サンラファエル集落見取り図(出所: Google Earth、筆者加筆)

ペペはそう言うと、懐中電灯も持たずに未舗装の薄暗い一本道をコレヒオの方へと歩き始めた。

事前に読んでいた資料から、先住民人口が少ないことで知られるコスタリカにおいても、一部の先住民居住区では住民を裁判体とするインフォーマルな係争処理 (resolución de conflictos) の実践が報告されていることはほんやりと覚えてはいたものの²⁰、当時の私の関心はもっぱら文化鑑定の方に注がれており、具体的にどの先住民居住区でそのような係争処理の実践がなされているのかまでは把握していなかった。このとき初めてカバグラ先住民居住区がそのような居住区の一つであるということ、私は意識することになったのである。

ペペが「僕たち固有の裁判所」と呼んだのはTDCCだった。TDCCは2000年頃に誕生し、ペペの説明によると、それ以降現在までカバグラ先住民居住区内で発生した殺人 (homicidio) や暴行・強姦 (violación) を除く係争処理に取り組んできた、主に年長者の男女から構成される住民グループの名称だった。そしてペペは、当時数年間にわたってこのTDCCのコーディネーターを務めていた。

なお、「ネグロたち」とは、2011年頃に誕生した別の住民グループを指し、こちらは10代後半から30代の主に男性から成り、夜間の警備や採め事が発生した際のいわゆる司法警察の機能などをかねていた。その日の夜も警備当番となっていたネグロたちの数名が、揃いの黒いポロシャツ姿でコレヒオの正面に建つ平屋の一室で待機していたところだった²¹。

TDCCやこの自警団などに象徴されるとおり、カバグラ先住民居住区には、先住民運動や先住民自治に関する研究に取り組む研究者たちが「先住民のジャスティス (justicia indígena)」などと呼ぶものの一例があるように思われた。しかし、だからといって従来の裁判制度が否定されている訳でもなかった。カバグラ先住民居住区では両者は矛盾せずに成り立つものとして捉えられている印象を受けたのである。

予備調査を終えて帰国した後、サンラファエル集落でペペを介して聞いたTDCCの活動についてさらに知りたいと思うようになった私は、カバグラをまた再訪し、ペペやTDCCメンバーの許可を得た上で、2014年12月の約1か月間、そして翌2015年7月から12月にかけての約半年間の、計7か月間をサンラファエル集落の例の空き家で寝泊りしながら、TDCCの活動を参与観察することになった。その後、2016年末にもカバグラへ戻り、補足調査を行った。



写真0-6 ペペ宅にて2種類のタマル(トウモロコシの料理)を準備する女性たちと私
(2014年12月24日、ペペ撮影)

本書は、以上の経緯で2014年の夏以降2016年12月までの間、コスタリカーサンホセ市とカバグラ先住民居住区一と大阪を断続的に行き来しながら行った調査にもとづいて書かれた、二つの裁判所—文化鑑定が実施される裁判所とカバグラ先住民居住区の裁判所一と、それを取り巻く人びとについての民族誌である。

2 本書の研究関心

2-1 法廷と文化

さて、これまでに「マイノリティ」と呼ばれるような人びとが当事者となった裁判を見たことはあるだろうか。比較的身近な例を一つ挙げるとすれば、法廷通訳人を要するいわゆる「外国人」事件などがあるだろう。そのような裁判を前にしたとき、私たちは、文化 (culture; cultura) という言葉でしか上手く言い表せないような、思いがけない気づきを得ることがある。本書では、そのような文化と文化との出会いの場としての裁判所が描かれる。

法廷において、ないしは法廷を介して文化と文化とが会おうという考え方は、本書が大前提とする見方であり立場である。しかし、もしかすると読者のなかには、そもそも法廷や裁判所を文化と文化とが会おう場として捉えるとは一体どういうことなのか、すぐには理解し難い者もいるかもしれない。そこでまず、読者にとってより身近な、日本の法廷での二つの裁判の様子を描写するところから話を始めよう。一つ目の話は、実際に筆者が大阪地方裁判所で傍聴したある裁判の様子を再現したものであり、二つ目の話は弁護士などから聞いた内容をもとに筆者が創作した、現実にはありそうな、しかし架空の裁判の様子である。

男性 A の裁判の様子

傍聴席から見て法廷の右手にある被告人席には、一人の外国人男性が座っていた。その後ろの席には男女二名の弁護士が腰かけていた。

まず一人目の弁護士 (男性) が弁論を始めた。メキシコ合衆国 (以下、メキシコとする) 北部出身のこの被告人 A は、麻薬カルテルのメンバーに家族を殺害するという脅しを受け、カルテルのメンバーから手渡された日本行きの航空券とスーツケースを持って関西国際空港に降り立った。しかし、A が持ち込もうとしたスーツケースには麻薬が隠されていた。A は直ちに逮捕され、麻薬及び向精神薬取締法違反の罪で起訴されたのであった。

被告人 A は、麻薬カルテルのメンバーからスーツケースを日本へ持ち込むよう命じられたとき、そのスーツケースに何が入っているのかについてははっきりと説明された訳ではなかったものの、それが何かまづいものであるということは薄々わかっていた。と同時に、もし自分がこの命令を断れば、家族がひどい目に遭わされるだろうということもわかっていた。被告人 A は自身の家族へ危害が及ぶことを何とか回避するため、この命令に従わざるを得なかった。

一人目の弁護士(男性)が上記のような弁論を行った後、今度はもう一人の弁護士(女性)が日本で出版されたメキシコ麻薬戦争についての書籍を抜粋して読み上げた。被告人Aの出身地域の治安が如何に悪いか、麻薬カルテルが裏で糸を引く殺人や脅迫事件が如何に多発しているか、またそれらの事件に如何に多くの一般人が巻き込まれ被害者となっているのかが滔々と読み上げられた。

それに続き、メキシコにいる被告人Aの家族から届いたメールの本文も読み上げられた。そのメールには、麻薬カルテルのメンバーからの殺害予告を受けていたこと、被告人Aがスーツケースを運んだことで自分たちの命はまだ何とか助かっていることなどが書かれていた。

男性Bの裁判の様子

日本国籍の被告人Bは、殺人罪で逮捕、起訴され、法廷の被告人席に座っていた。

被告人Bの弁護士は、Bがある暴力団の組員だったこと、Bが殺人を実行したのはその組長に命令されたからであったことなどを主張した。当然ながらBはその命令が違法なものであることを十分にわかっていた。しかしBにとって組長の命令は絶対であった。もしその命令に背くような場合には、自身の命はもちろん、家族の身にも危険が及びかねなかった。Bはこうして否応なく組長の命令を実行した、と弁護士は続けた。

上記の裁判の様子のうち、一つ目は実際にあった日本でのある外国人事件を描写したものであり、二つ目は外国人事件ではない、どこかで聞いたことがありそうな、しかし架空の公判の様子を描写したものである。これら二つの事件での弁護人の主張内容を比較するとき、読者にとってどちらの説明がより説得力を持つものに聞こえるだろうか。おそらく多くの読者にとっては、最初に紹介した被告人Aの状況についての弁護人の主張よりも、後で紹介した被告人Bの状況についての弁護人の主張の方が、筋の通った無理のない説明に聞こえるのではないだろうか。

実際のところ、最初に紹介した被告人Aの公判において、弁護士たちの弁論を聞き終えた裁判官の表情は硬かった。傍聴席の人びとの表情からも、弁護人の説明を受けて被告人Aに対して一種の同情が芽生えた、というような様子は一切見受けられなかった。麻薬戦争が激化するメキシコの状況が如何に酷いものであるか、そのような状況下での被告人Aの心境がどのようなものであったかを、メキシコから遠く離れたここ日本に暮らす私たちがよりリアルなものとして想像し追体験するには、弁護人の前述のような主張だけではおそらく不十分だったのだろう。

では、被告人Bについての説明の場合はどうだろうか。実は日本の法廷では、暴力団組長から命令を受けてその組員が犯罪を実行した場合、実際に殺人を実行したのはその組員一人であったとしても、命令を下した組長にも実行犯と同様に正犯²²としての罰が下されるのが一般的な慣行となっている。これは、組長からの命令があったとすればその命令は絶対であり、その命令をもって組員が殺人を実行するという状況は暴力団の内部においては大いに起こりうるだろうことを、日本の法曹関係者はもちろん、日本に暮らす私たちの多くが容易に想像することができるからである。

さて、もし仮に被告人Aと被告人Bの全く同じ行為が、日本ではなくメキシコの裁判所で裁かれることになったとすれば、状況はどのように変わりうるだろうか。もしかするとその場合、メキシコの裁判官ないし傍聴人にとってより筋の通った説明に聞こえるのは、私たちにとってはより真実らしく聞こえる被告人Bについての弁護人の主張ではなく、被告人Aについての弁護人の主張の方であるかもしれない。

以上のような状況を思い浮かべたとき、果たして私たちは、法廷という場において被告人たちは常に公平公正に裁かれているのだ、と言い切ることができるだろうか。日本とメキシコの法律の違いを鑑みたとしても、法廷では誰もが法の下での平等の原則に従って裁かれるのだ、と躊躇なく即答できるだろうか。もし即答できない読者がいるとすればそれはなぜか。即答できない躊躇の原因をどのように説明することができるのか。

本書の議論の出発点であり大前提となる、法廷を文化と文化とが出会う場として捉える見方とは、このような躊躇の原因を基本的には「文化」という概念から説明しようとする立場に依拠する。つまり、一般的には他のあらゆる領域から独立して普遍的に存在していると考えられている法廷でさえ、実は文化的な場であるという見方であり、同様に、予断と偏見のない、中立で客観的なものだと一般的に考えられている裁判官をはじめとする法曹関係者自身の見識もやはり文化的なものであるという考え方である。

2-2 文化鑑定と慣習法裁判所

読者のなかに文化的抗弁 (cultural defense) や文化鑑定²³、あるいは慣習法裁判所 (tribunal de derecho consuetudinario)²⁴ という言葉に馴染みのある者はどれくらいいるだろうか。これらはいずれも、法廷での人びとのやり取りに文化と文化との接触の様子を見出す人びとによって、1990年代前後より進められてきた議論であり実際の取り組みである。

まず文化的抗弁とは、文化を理由に行為の正当性を主張したり、責任能力がないことを主張したりすることを指す²⁵。また文化鑑定とは、文化的抗弁を公的な制度として認め、その主張内容の妥当性を法曹関係者ではない、文化鑑定人 (perito cultural) と呼ばれる専門家が調査し報告する司法鑑定の名称である²⁶。そして慣習法裁判所とは、従来どおりの法廷においては不利な立場を強いられる人びとが、それらの人びとだけで裁判を行うためのもう一つの裁判空間を指す名称である。

より平易な言葉で簡潔に説明するとすれば、文化鑑定や文化的抗弁とは、私たちが通常「法廷」という言葉を聞いてイメージする最高裁判所や地方裁判所内の裁判が行われる場所、つまり従来どおりの法廷においてはこれまでであればまず語ることもさえ許されなかった、訴訟当事者や訴訟関係者の文化やそれらの人びとの間で生じる文化的差異としか呼べそうにないものを、例えば文化鑑定人という存在を介すことによって、法廷内においても語ることでできるものにしようとする取り組みである。つまり、法廷という場で裁判を行う際に考慮の対象とできる範囲を、文化という領域にまで広げようとする取り組みであるといえる。



図0-3 文化鑑定のイメージ

他方、慣習法裁判所とは、従来の法廷とは別に、また新たな法廷をつくらうとする取り組みである。慣習法裁判所というもう一つの法廷を設けるならば、従来の法廷では生じうる文化的差異というものがあるとしても生じることはないだろう、という考え方である。



図0-4 慣習法裁判所のイメージ

しかし、2020年を迎えようとする今日、文化鑑定や文化的抗弁に対しても慣習法裁判所に対しても、学界を中心に問題点を指摘する声が挙がり始めている。何が問題視されているのかの詳細については後に議論するものの、ここで先取りするならば、文化鑑定や文化的抗弁については文化表象の観点から、慣習法裁判所については女性の権利の観点から、それぞれ批判がなされるようになってきているのである。

本書では、以上のような背景を踏まえ、それぞれ方向性は異なっているとはいえ、すべての人が法の下の平等の原則に従い予断と偏見なく裁かれていると一般的に考えられている普遍的な場としての法廷は、実は文化的な場である、それゆえに文化というものに向き合おうとしなければそもそもすべての人が公平公正に裁かれているとはいえないのではないか、という問題意識を共有するこれらの取り組みについて、コスタリカの事例より、その意義を今一度考えて行きたい。

したがって、本書の目的は大きく分けて二つある。第一の目的は、文化鑑定と慣習法裁判所のそれぞれに対して指摘されるようになってきている問題点がどれほど妥当なものなのかをコスタリカの事例から明らかにすることである。具体的には、文化鑑定に対してどのようなことが問題視され、その批判の根拠となっている理論的立場はどのようなものであり、その理論的立場からなされる批判にはどこまでの説得力があるのかを、コスタリカにおいて実際に文化鑑定が実施された裁判事例の検討をとおして明ら

かにする。慣習法裁判所についても同様に、これまでどのような問題点が指摘されているのか、その指摘の根拠となっている慣習法裁判所についての解釈とはどのようなものなのか、そしてそのような解釈は果たして妥当なのかを、コスタリカにおける慣習法裁判所の事例より明らかにする。

第二の目的は、文化鑑定と慣習法裁判所とを俯瞰的な視点から包括的に論じることによって、これらが併存し、相互に関係し合うことによって生まれている新たな意義を指摘することである。これは、第一の問いについて議論を進めて行くなかで徐々に明らかになる、従来のあり方やこれまでの支配的なやり方に対して再帰的な、そして現在も進行途中の伸びとの奮闘の様子を、何とか捉えようとする試みでもある。

3 先行研究と本書の位置付け

さて、ここまでのところでは本書を執筆する動機や研究関心について説明してきた。ここからは本書の学術的意義や特徴を明確化するため、先行研究と本書の関係について見て行こう。

本書は、大きく分けて二つの研究の流れのなかに位置付くものである。まず広い視野で見ると、欧米諸国を中心に発展してきた法人類学やリーガルブルーリズム研究に対するラテンアメリカ地域の事例として位置付けられる。またそのなかでも、近年になってようやく研究が蓄積されるようになってきた、ラテンアメリカ法人類学に寄与するコスタリカの事例でもある。

より焦点を絞ると、本書は比較的新しいテーマである文化鑑定と慣習法裁判所とを包括的に論じる試みである。なお、強調したいのは「包括的に」という部分である。なぜなら、後述するとおり、これまでの研究では両者はそれぞれ個別的に議論が展開されてきたからである。

本書の学術的背景ともなるこのような大きく分けて二つの潮流と本書との関係を、わかりやすく図式化したものが図0-5である。

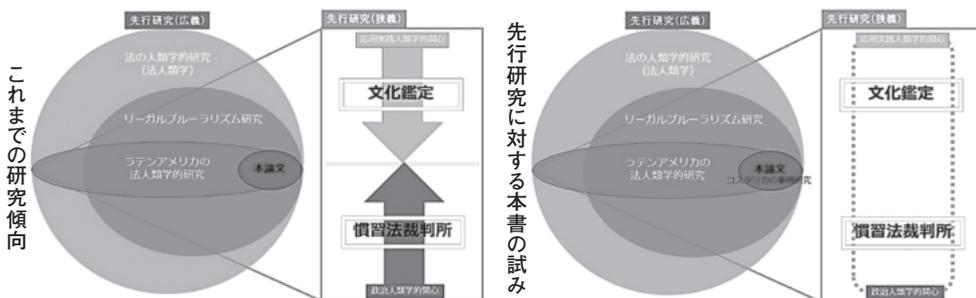


図0-5 先行研究と本書の位置付け

以下、この図で示した内容をより具体的に説明して行く。

3-1 法の人類学的研究やリーガルpluralism研究における事例研究

法人類学の概要と世界的な研究動向

裁判が行われる場所つまり法廷を、文化という概念から研究の対象として捉えた最も歴史ある学問は、19世紀半ば頃に始まり、欧米諸国の研究者たちによってその後展開された文化人類学（以下、人類学とする）である。人類学が一学問として確立されるようになってからは、人類学のなかでも特に法人類学 (Legal Anthropologyないし Anthropology of Law) と呼ばれる研究領域において、法廷と文化に関する研究が進められてきた²⁷。

法人類学の研究史を説明することは本書の主旨からは外れるためここでは割愛するものの、一言でいうならば法人類学とは、法学を相対化する研究領域である。つまり、国家を持たない社会において機能する法²⁸や国家を背景としない権威や機関の存在をより重視する立場から、法学の主流を成す国家を背景とする法つまり国家法²⁹のみを法だと捉える理論的立場³⁰や、国家を背景とする機関つまり国家の司法機関のみを裁判所や法廷だと捉える立場に疑問を呈する、人類学の一研究領域なのだ³¹。

この法人類学という領域において、近年、再び脚光を浴びつつあるのがリーガルpluralism (legal pluralism) という概念ないし考え方である。法人類学へも造詣の深い法学者ブライアン・Z・タマナハ (Brian Z. Tamanaha) の定義によれば、リーガルpluralismとは「多種多様な法のかたちが併存している状態 (Tamanaha 2012: 34)」を指す。欧米諸国を中心にこのリーガルpluralism研究が進展するのは、20世紀末に法社会学者フーカー著『リーガルpluralism 植民地および新植民地法への序論』が発表されて間もなくのことであり、その後、今日にいたるまでの間、長期の集中的フィールドワークにもとづく研究という人類学の特徴を一貫して維持しながらも、その分析の対象や範囲は少しずつ拡大されてきた。

1900年代初頭から末期にかけてのリーガルpluralism研究の動向を理論化したアメリカ合衆国の法人類学者サリー・アングル＝メリー (Sally Engle Merry) (1988) によると、法人類学におけるリーガルpluralism研究は大きく二つの流れに分けて理解することができる。一つは「古典的リーガルpluralism (classic legal pluralism)」であり、もう一つは「新しいリーガルpluralism (new legal pluralism)」の流れである。メリー (1988: 872) によると、古典的リーガルpluralism研究においては、植民地社会や元植民地社会における固有法 (indigenous law) と、欧米諸国から移植された西欧法 (European law) との相互関係が主な分析対象とされていた³²。これに対して、新しいリーガルpluralism研究においては、古典的リーガルpluralism研究で培われた分析の視点が植民地化されていない社会つまりアメリカ合衆国やヨーロッパ諸国などの先進資本主義諸国へも応用され、それらの国々の国内で多様なかたちの法が併存する状況が分析の対象とされるようになった (Merry 1988: 872)。

メリー (1988: 872) はさらに、古典的リーガルpluralism研究から新しいリーガルpluralism研究への移行が顕著となる時期は1970年代後半であるとし、その移行の流れのなかで、当初は分析の範囲が植民者と被植民者との関係に限られていたのに対し、次第に支配的集団と被支配的集団との

関係というより広義の関係を含む議論が広がりを見せてきたことを指摘した。つまり、リーガルブルーリズム研究のパラダイムが、国家法と非国家法という二元的な法のかたちが併存する状態から、国家法と複数の非国家法というより多元的に法が併存する状態へと変化し、分析対象を捉える視点もより複雑なものとなったということである。

このように、議論の範囲が拡大し分析対象を捉える視点も複雑化するに伴い、リーガルブルーリズム研究の弊害も指摘されるようになった。国家法に対しては非国家法から、より支配的な非国家法に対してはより被支配的な非国家法から、というようにあらゆる法をまた別の法の存在から相対化する動きが加速すると、結局はすべてが多様で複雑だということ以上には論じる術がなくなってしまうという議論上の限界が指摘されたのである (Merry 1988: 885)。要するに、何をもって法と見なすことができるのかという問題である。そのため、より近年では、あらゆる法を相対化するのではなく、現状に即した形でまず国家法の優位性を認め、その上でその優位な国家法の周辺でどのような状況が生まれているのかを観察しようという新たな研究の方向性が模索されるようになってきている (高野 2015)。

以上を簡単に整理すると、リーガルブルーリズムは元々は1970年代に法社会学が先鞭をつけたテーマであったものの、その後すぐに法人類学の主要な研究課題の一つとなった。こうして法人類学者たちはフィールドワークにもとづきながら、世界各地の個別的で多様ないわゆるローカルな対象社会における法の機能を、当初はそのローカルな社会の閉じられた文脈のなかのみで、その後は次第にローカルな社会の外に広がる「国家」や「国際社会」というより広い文脈のなかに位置付け、記述と考察の対象としてきた。

それに伴いリーガルブルーリズム研究は、国家法と非国家法という二元的な状態のみを想定した議論から、国家法と複数の非国家法というより複雑で多元的な状態についての議論へと発展した。しかし、その弊害として相対化が行き過ぎてしまうことも指摘されるようになったため、より近年では国家法の優位性は認めた上で、国家法の周辺あるいは国家法との関係のなかで法という知識体系がどのようにつくられて行くのかを観察する方向の研究となった。これが現在までの大まかな研究動向である。

とはいえ、その研究の多くは、20世紀末時点ではまだ欧米諸国の植民地統治下にあったアフリカ地域やアジア地域の事例か、あるいは20世紀末以降の新しいリーガルブルーリズム研究の流れのなかで研究が蓄積されてきたアメリカ合衆国やヨーロッパ諸国など先進資本主義諸国の事例に集中していた。20世紀末頃の時点ですでに独立を果たしていたラテンアメリカ地域についての事例は、多くは記述として残されてこなかったものであり、この地域はいわばリーガルブルーリズム研究のニッチの一つである。

そのラテンアメリカ地域においても、1990年代に入る頃より法人類学やリーガルブルーリズム研究への関心が高まりつつある。ここまで見てきた、「主流」のリーガルブルーリズム研究の動向と比較しつつ、ラテンアメリカ地域における研究動向を以下に整理してみたい。

ラテンアメリカ地域における研究動向

ラテンアメリカ地域の学界においてリーガルブルーリズム (pluralismo jurídico) や法人類学 (antropología jurídica) への関心が高まるのは1990年代に入ってからのものである³³。またそのような関心の高まりと表裏一体の関係にあるのが、先住民 (インディヘナ) の権利 (derechos de pueblos indígenas)³⁴に関する議論が急速に活発化し、各国政府がその権利を承認する動きを加速させていた同時代のラテンアメリカ各国の趨勢である。1990年代という当時の時代背景については章を改めて詳しく説明することとし³⁵、ここではラテンアメリカ地域のなかでも特にどの国を端緒として、どのように研究が広まって行ったのかを見て行こう。

ラテンアメリカ地域における人類学の拠点として忘れてはいけぬのは、メキシコである。メキシコでは、1980年代末に初めて「先住民 (インディヘナ) のジャスティス」をテーマとした最初の議論の場が設けられ³⁶、その頃から法人類学者を名乗る者もちらほらと登場するようになった。そしてその多くは、自国におけるインディヘニスモ政策³⁷への批判と反省から、新たに生まれつつあったこの研究領域へと足を踏み入れた者たちであった。つまり、ラテンアメリカ地域におけるリーガルブルーリズム研究とは、誕生の当初より、理論的な研究である以前に先住民 (インディヘナ) の権利を国内で如何に保障して行くのかを問うための極めて実践的な研究であったといえることができるのである。

例えばラテンアメリカ法人類学の創始者と見なされることもあるメキシコのロドルフォ・スタヴェンハーゲン (Rodolfo Stavenhagen) は、1988年にペルー共和国 (以下、ペルーとする) の首都リマ市で開催された「ラテンアメリカにおける先住民 (インディヘナ) の慣習法に関する国際セミナー」の研究報告のなかで、先住民 (インディヘナ) 社会で機能する慣習法³⁸をほとんど考慮に入れなかった当時のメキシコにおけるインディヘニスモ政策を糾弾し、その上で国家法と先住民 (インディヘナ) の慣習法との間にコンフリクトが起きているとの問題提起を行った (Argilés Marín 2006: 22)。その際スタヴェンハーゲンが併せて主張したのが、国家法とは異なる文化的背景を持つ先住民の慣習法を研究することの必要性であった。スタヴェンハーゲン (1990) は、フィールドワークをとおして先住民 (インディヘナ) の慣習法を明らかにし、それを理解することによって、国家法との間に生じているコンフリクトを緩和すべきであると訴えたのであった³⁹。

先住民の権利に関する国際人権条約の採択が相次いだ1990年代から2000年代にかけては、その権利を保障するために議論すべきテーマとしてリーガルブルーリズムへの注目も高まることとなった。こうして徐々にリーガルブルーリズムという言葉が学界の外の、よりプラクティカルな場面でも使用されるようになったのである⁴⁰。

他方、学界では新たな流れが生まれつつあった。スタヴェンハーゲンに続くこの頃のラテンアメリカの法人類学者の間では先住民 (インディヘナ) のエージェンシー (agency) を切り口とするような研究が発表されるようになったのである。例えばメキシコ国立自治大学・社会人類学高等調査研究センター (CIESAS) のマリア=テレサ・シエラ (María Teresa Sierra) (2005) は、同国プエブラ州のケツァラン郡先住民裁判所と、ゲレロ州の共同体警察という二つの事例をいわゆるローカルな文脈での先住民

(インディヘナ)による法実践の現れと捉えた上で、メキシコ政府と対峙したりあるいは妥協したりするなかで慣習的な法体系を現代によりみえらせようとする人びとのバイタリティに注目した。シエラは、2005年の論文のなかで、慣習法を取り戻そうとする取り組みの意義を第三者にも説得力をもって示し理解してもらったため、人権や女性の権利といった一般的には普遍的だと考えられている法的概念を積極的に自らの主張のなかに取り入れ、そうすることによって新たな慣習法をつくり出そうとする人びとの創造力を描き出している⁴¹。

ジョージタウン大学の人類学者ジョアン・ラパポート (Joan Rappaport) (2003)も、シエラと同様の着眼点から、コロンビア共和国 (以下、コロンビアとする) の事例を報告している。ラパポート (2003)によると、同国カウカ県に暮らす先住民 (インディヘナ) ナサと称する人びとの社会においては、長年のコロンビア政府主導の同化主義的な対先住民 (インディヘナ) 政策によって固有法が衰退せざるを得なかった。しかし、国家法の分類と照らし合わせた際に刑法の枠内に入るようなナサの固有法が、1991年のコロンビア憲法の改正以降、一部のナサのリーダーたちを中心に成文化され記録されるようになったという様子を、ラパポートはフィールドワークにもとづいて描いている⁴²。

以上を整理すると、研究蓄積は他の地域と比べるとまだ少ないとはいえ、ラテンアメリカ地域におけるリーガルブルーリズム研究には、国家法と先住民 (インディヘナ) の固有法ないし慣習法という法のかたちが併存する状態が前提とされつつも、主に焦点が当てられているのはそれらの法がどのようなものなのかということよりも、そこに関与する人びとの姿であるという傾向を見出すことができる。つまり、世界的な研究動向とは異なり、多元的な法の機能や法の強制力というよりも、そこに働きかけたり関与したりする自他ともに先住民 (インディヘナ) である人びとが、慣習法というものを再解釈しそれを創り出して行くプロセスのなかで自らを先住民 (インディヘナ) としてアイデンティファイしている様子により焦点が当てられているのである⁴³。また、それは、リーガルブルーリズムの状態がどのように機能しているのかということよりも、どのようなときにリーガルブルーリズムという状況が意識されるのか、つまりどのようなときにリーガルブルーリズム的状况下に暮らす人びと自身が「自分たちはリーガルブルーリズム的状况下に暮らしているのだ」と自覚するのかを問うことの方に重きを置く議論であるともいえる。要するに、国家法と先住民 (インディヘナ) の慣習法とを分ける境界線がどんなときに形成され、どのように確立されて行くのかというそのプロセスそのものに焦点が当てられているといえるのである。

また、ラテンアメリカ地域におけるリーガルブルーリズム研究は、学界と現実社会の距離の近さ、より厳密には国民統合という国家プロジェクトを進めるにあたっての学界と政界との癒着関係あるいはそれとは正反対に対峙する関係にも特徴がある⁴⁴。つまり、この地域のリーガルブルーリズム研究には、法人類学的な理論の構築を志向するというよりも、リーガルブルーリズムという概念を援用する近年の各国政府の多文化主義的政策を、批判的に検討するという傾向を見出すことができる。

このように、1990年代以降のラテンアメリカ法人類学におけるリーガルブルーリズム研究においては、先住民の権利を国内でどのように保障して行くのかという政策とも結びついた、極めて実践的な議論が蓄積されてきたといえる。しかし、少しずつ増えつつあるこれらの先行研究は、いずれも先住民 (イ

ンディヘナ)人口の比重が大きい国(例えばメキシコ、ボリビア、エクアドルなど)か、あるいは先住民(インディヘナ)集住地域が密集して存在するような国(コロンビア、チリなど)についての事例研究がそのほとんどを占めている。そこで本書では、近年さまざまな事例が蓄積されつつあるラテンアメリカ地域におけるリーガルブルーアリズム研究のなかでもほとんど報告されることのなかったコスタリカの事例を取り上げることとする⁴⁵。

ここまでのところで、本書に関連する大きく分けて二つの流れのうち法人類学やリーガルブルーアリズム研究について、これまでの研究動向とそれに対する本書の特徴を説明してきた。続いて、本書が位置付くもう一つの研究の流れと、その流れに対して本書がどのような貢献を試みているのかを説明して行こう。

3-2 文化鑑定と慣習法裁判所についての包括的研究

本書は、狭義には、比較的新しいテーマ⁴⁶である文化鑑定と慣習法裁判所とを包括的に論じる試みである。繰り返しになるが、強調したいのは「包括的に」という点であり、以下に詳述するとおり、それが本書独自の試みでもあるからである。

まず、文化鑑定とはほぼ同義の事象として議論することのできる、英語表記の文化的抗弁に関する研究を説明するところから始めよう。文化的抗弁については、アメリカ合衆国の人類学者であり法学者であるアリソン・ダンデス＝レントルン(Alison Dundes Renteln)(2004)らを中心に研究が進められてきた。レントルンらの研究の特徴は、いわゆるエスニックマイノリティ(ethnic minorities)や先住民集団(indigenous groups)の訴訟事例をまず量的に収集し、それらの事例における文化にもとづく抗弁の内容がどのようなものであったか、抗弁の内容と判決にはどのような相関関係があったか、あるいはアメリカ合衆国とヨーロッパ諸国ではそれらにどのような違いがあるか、といった点を考察することに最も重きが置かれているということにある。

なお、これらの研究の主な調査対象地域となってきたのは、アメリカ合衆国やカナダ、あるいはイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国といった欧米諸国である。またこれらの国々では、まだ公的には文化的抗弁が認められていないという実情がある。このため、レントルンらによる上記のような研究アプローチは、エスニックマイノリティや先住民集団に帰属すると考えられる訴訟当事者が自身の文化やその出身国の文化にもとづいた抗弁を行うことを制度として公的に認めるべきだという立場から、主に法曹界に向けて発せられた問題提起の一つのかたちであるといえる。

このように、文化的抗弁研究が主に欧米諸国を中心に進められているのに対し、ラテンアメリカ諸国においては1990年代以降に文化鑑定や慣習法裁判所に関する研究が各国で着手されてきた。まず文化鑑定については、特にコロンビアの人類学者エステル・サンチェス＝ボテロ(Esther Sánchez Botero)(2010)の研究が有名であるものの⁴⁷、メキシコやペルーにおいてもここ数年の間にまとまった研究成果が発表されるようになってきた(Valladares de la Cruz (ed.) 2012; Guevara Gil et al. (eds.) 2015)。詳細は第二章でも説明するものの、いずれの研究も、人類学者や法学者を中心にラ

テンアメリカ各国における文化鑑定の実施状況を検証しようとする動きのなかで着手されたものである。

近年のラテンアメリカ諸国においては、文化鑑定研究と並んで、私たちが通常イメージする裁判所や法廷とは異なる、国家の司法機関ではないインフォーマルな裁判所や法廷の存在が次々に報告されるようになってきた (Faundez 2005; Sierra 2005; Sieder 2011; Sierra 2015)。法学を修めた者いわゆる法曹関係者のみから成る従来どおりの裁判体とは異なり、必ずしも法学を修めていない、自他ともに先住民 (インディヘナ) である人びと自らが係争処理にあたる、という慣習法裁判所の存在が注目されるようになったのである。それに伴い、先住民 (インディヘナ) 人口の多さや活発な先住民運動で知られる国々において、具体的にはメキシコやグアテマラ、ペルー、エクアドル、ボリビアなどにおいて慣習法裁判所の事例が報告されるとともに、それらの事例を先住民 (インディヘナ) の自治や覇権といったテーマとの関係などから分析しようとする研究⁴⁸が発表されるようになった (Sider 2010; Yigoyen Fajardo 2015)。

しかし、スペイン語表記の文化鑑定と英語表記の文化的抗弁とが、あるいは文化鑑定と慣習法裁判所とが包括的に論じられてきたことはほとんどなかった。その要因の一つとして、いずれも1990年代以降に浮上り2000年代に入ってから研究が本格化した比較的新しいテーマであるということをも挙げることができるだろう。また、文化的抗弁についてはアメリカ合衆国などの欧米諸国を中心に英語で、文化鑑定についてはラテンアメリカ諸国を中心にスペイン語で、それぞれ個別に研究が展開されてきたということにもその原因があるだろう⁴⁹。

さらに、文化鑑定と慣習法裁判所とは、いずれもラテンアメリカ諸国においてスペイン語での研究が進められてきたものの、文化鑑定は中央政府主導の「上から」の取り組みであるのに対し、慣習法裁判所は先住民 (インディヘナ) 主導の「下から」の取り組みであると捉えられ、それぞれ異なる研究動向のなかに位置付けられる傾向が強かったことを指摘することができる。したがって、例えば文化鑑定は人類学的知識の応用や実践についての研究のなかに位置付けられてきたのに対し、慣習法裁判所は社会運動論のような政治学や社会学寄りの研究に位置付けられ、それぞれ個別に議論されてきた。また、「下から」の慣習法裁判所の方が好ましく、「上から」の文化鑑定は好ましくないといった具合に、一方を支持する立場から他方が批判され、二者択一的に論じられることはあっても、文化鑑定と慣習法裁判所との相互関係に着目するような研究はほとんどなされてこなかったのである⁵⁰。

上記のように個別的に議論が進められてきたこれまでの研究に対して、より近年では文化的抗弁、文化鑑定、慣習法裁判所という個々の取り組みを包括的に議論しようとする研究の萌芽がない訳ではない。例えば、2015年11月にはシンシナティ大学の人類学者レイラ・ロドリゲス (Leila Rodriguez) (2014; 2017)⁵¹を中心に、メキシコ、コスタリカ、ペルー、コロンビア、チリなどから人類学者や法学者らが集まった研究会が開催された。同研究会では、アメリカ合衆国やラテンアメリカ各国でそれぞれ蓄積されつつある文化的抗弁、文化鑑定、そして慣習法裁判所についての議論を踏まえた上で、これらを包括的に研究して行くための大きな枠組みについても模索された。また、同研究会に参加したメンバーのうち筆

者を含む数名は、2017年2月末から3月にかけてコスタリカで開催された国際学会、中米人類学ネットワーク第11回大会（CRCA: el XI Congreso de la Red Centroamericana de Antropología）内で分科会を持ち、その議論を継続させるとともに、ラテンアメリカ各国からの大会参加者とも意見を交換するなどし、より包括的な視点での研究の方向性を模索し続けている。

本書はまさにこのような萌芽的研究の流れに位置付けられるものであり、対象地域や使用言語などの隔たりを乗り越え、文化鑑定や文化的抗弁と慣習法裁判所とをより包括的な視点から捉えようとする試みである⁵²。そしてこう試みるとき、従来どおりの裁判所においては文化鑑定を実施し、それと並行して従来は公認されていなかった非公式な裁判所である慣習法裁判所も存在する国、つまりコスタリカに焦点を当てることの学術的意義を、改めて確認することができるのである。



写真0-7 シンシナティ大学での研究会の様子
（2015年11月3日、筆者撮影）



写真0-8 CRCAの分科会の様子
（2017年3月2日、筆者撮影）

ここまでの議論を踏まえ、次節では調査地であるコスタリカについて概説し、コスタリカでフィールドワークにもとづく研究を行うことの意義を改めて説明する。

4 調査の概要



図0-6 コスタリカの位置（出所：外務省HP）

東西をカリブ海と太平洋で挟まれた中米地峡地帯に位置するコスタリカは、日本の面積のおよそ7分の1の51,100km²の国土に約480万人が暮らす共和国で、近隣諸国のなかでは日本でもその名前が比較的良好に知られた国である。麻薬戦争や政治腐敗など一般的に否定的なイメージで語られる傾向にあ

る近隣諸国とは対照的に、コスタリカは1949年の現行憲法による常備軍の廃止や、いわゆる平和教育、あるいはエコツーリズムや環境保護など、肯定的な文脈で名前の挙がることの多い国でもある。

また研究者の間でも、ラテンアメリカ地域の例外的な国だと見なされてきたのがコスタリカである⁵³。例えばラテンアメリカ地域研究者の間では、白色化 (*blanqueamiento*)⁵⁴によって国民統合が達成された例外的な事例として広く知られ (国本 (編) 2016: 21; 274-277)、長年にわたり、スペイン系人口が圧倒的多数を占める「白人国」だと形容されてきた⁵⁵。

しかし、1980年代頃より国際連合 (国連) や国際労働機関 (ILO) などの国際機関を中心に形成された「先住民 (*indigenous peoples*; *pueblos indígenas*)」という国際人権に関わる概念が、1990年代頃より世界中で機能するようになったことを受け⁵⁶、コスタリカ国内においても「コスタリカ先住民 (インディヘナ)」という存在が可視化されるようになっていく⁵⁷。わかりやすい例を挙げると、2000年の国勢調査での先住民 (インディヘナ) 人口は、総人口のわずか1.7パーセントにあたる63,876人であったのに対し、2011年の国勢調査では総人口の2.4パーセントを占める人びとが自らを先住民 (インディヘナ) であると自己申告し、その数は104,143人へと増加した。

一般的にコスタリカ先住民 (インディヘナ) は8つの民族集団 (ブリブリ、カベカル、ノベ⁵⁸、ブルンカ⁵⁹、ウエタル、テリベ⁶⁰、チョロテガ、マレク (人口の多い順)) に分類され、このうちおよそ75パーセントが、国内24か所に設置された民族集団ごとの先住民居住区のいずれかで暮らしているとされる。他方、これらの先住民居住区のほとんどは、首都サンホセ市や旧都カルタゴ市のある中央盆地 (Valle Central) の外側に位置しており、各家庭の生活水準の差はもちろん医療や教育、そして司法サービスへのアクセスなどあらゆる点において都市部との格差が指摘されている。

なお、本書の主な舞台となるカバグラ先住民居住区は、プンタレナス県に位置する、コスタリカ国内でも最大規模のブリブリの先住民居住区の一つに数えられる。

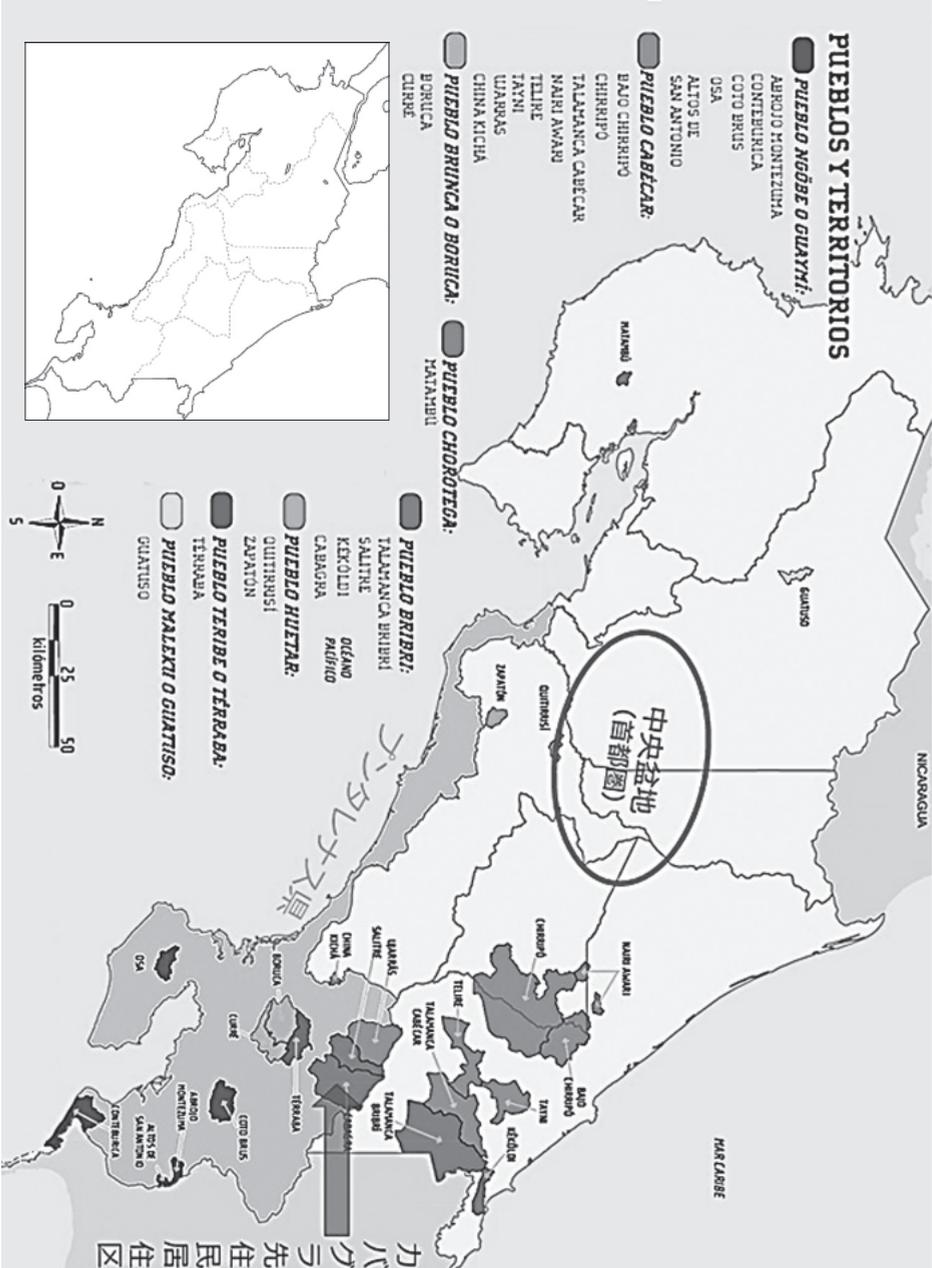


図0-7 コスタリカの各先住民居住区の位置 (出所: INEC (2013) 及び外務省HPにもとづき筆者作成)



写真0-9 タラマンカ・ブリブリ先住民居住区へ向かうボート(2012年8月8日、筆者撮影)



写真0-10 タラマンカ・ブリブリ先住民居住区内の様子(2012年8月8日、筆者撮影)



写真0-11 マタンブ先住民居住区内の様子(2012年8月17日、筆者撮影)



写真0-12 アプロホ・モンテスマ先住民居住区へと続く橋(2012年8月29日、筆者撮影)



写真0-13 コトブルス先住民居住区内の様子(2012年8月30日、筆者撮影)



写真0-14 グアトゥン先住民居住区へと続く道(2012年9月5日、筆者撮影)

表0-1 コスタリカ先住民(インディヘナ)の人口と居住区数

民族集団名	人口	居住区数	先住民話者/居住区の先住民総人口(%)	非先住民/居住区の総人口(%)	65歳以上/居住区の住民総人口(%)
ブリブリ	12,785	4	54.7	24.5	4.6
カベカル	12,707	8	87.6	9.2	3.1
ノベ(グアイミ)	3,654	5	77.7	35.2	4.1
ブルンカ(ボルカ)	2,593	2	5.6	39.9	7.0
ウエタル	1,354	2	0.7	44.0	8.5
テリベ(テラバ)	1,267	1	9.9	39.2	6.2
チョロテガ	1,085	1	0.4	35.6	10.5
マレク	498	1	67.5	65.0	7.8
合計	35,943	24			

(出所: INEC (2013) にもとづき筆者作成)

コスタリカでは去る2015年8月にコスタリカ憲法第1条が修正され、ついに多文化・多民族国家 (multiétnica y pluricultural) であることが宣言された⁶¹。これは、永らく「白人国」を自称し、実際に国際社会においてもそのように見なされてきた国の中央政府が、ようやく国内の文化的ないし民族的多様性を正式に認めたというその事実だけをとっても、コスタリカの国家史 (ナショナルヒストリー) 上、画期的な出来事であるといえる。

さて、コスタリカを調査地とし、この国について論じた研究のなかには、ラテンアメリカ地域におけるコスタリカの例外性を称賛するだけでなく、それを批判的に検討しようとする日本人研究者の試みが全くない訳ではない⁶²。しかし、その数は2018年2月現在も限定的なままである。したがって、本書でコスタリカを取り上げ、例えば日本ではまだほとんど知られていないコスタリカ先住民 (インディヘナ) の現在の姿を描くことは、より実態に即したコスタリカ研究の発展への貢献となるだろう。

また本節の冒頭でも触れたとおり、本書は、ラテンアメリカ法人類学に寄与するコスタリカの事例研究である。またそれと同時に、コスタリカ国内の法人類学研究への貢献を試みるものでもある。コスタリカを調査地として研究に取り組むコスタリカの人類学者や法学者の間では、1990年代頃より、コスタリカ国内の先住民 (インディヘナ) の人口が着実に増えていることや、それに伴い先住民 (インディヘナ) の権利保障や先住民 (インディヘナ) の司法アクセス (acceso a la justicia) の向上を掲げた取り組みが国内でも積極的に推進されるようになってきたことを受け、文化鑑定や慣習法裁判所への関心が高まっている⁶³。

そのなかでもとりわけ熱心にこれらのテーマに取り組んでいるのは、冒頭でも登場したコスタリカ大学人類学研究科の人類学者マルコス・ゲバラ=バーガーと、同大学法学科の法学者であり弁護士であるルベン・チャコン (Rubén Chacón) である⁶⁴。ゲバラとチャコンは、2000年前後より、コスタリカ司法府が中心となって進める先住民 (インディヘナ) の権利や司法アクセスに関する複数のプロジェクトに携わっている⁶⁵。

しかし、ゲバラもチャコンもここ10年ほどの間は、先住民居住区内で中長期の集中的なフィールドワークを実施している訳ではない。このため、先住民居住区の現状や慣習法裁判所の現在の様子などを具体的な描写で伝えることが可能な、より最近の民族誌的データが求められている。

したがって本書は、筆者がゲバラとチャコンと複数回面会するなかで得た示唆や、二人のこれまでの研究蓄積を考慮に入れつつ、具体的な描写でもってコスタリカの先住民居住区やそこに暮らす人びとの現状を描写する試みでもある。

5 本書の構成

本書は、研究の背景や理論的枠組み、方法論について説明する第1部 (序章、第一章) と、文化鑑定に対して指摘されている問題点の妥当性について検討する第2部 (第二章、第三章)、慣習法裁判所に対して指摘されている問題点について検討する第3部 (第四章、第五章、第六章、第七章)、そして、文化鑑定と慣習法裁判所とが併存することの意義を考察し、本書全体をとおしての結論を述

べる第4部(終章)から構成される。

第一章では、従来の裁判所の枠内で実施されている文化鑑定と、もう一つの裁判所である慣習法裁判所とを俯瞰的に捉え、各取り組みの個々の意味だけでなく相互の関係性のなかに生まれる新たな意義についても考察するために、本書がどのような理論的枠組みを援用するのかを説明する。つまり、「マイノリティ」という言葉に着目し、それを分析概念として用いること、またその際の「マイノリティ」とは実体ではなく範疇であり、常に「マジョリティ」というもう一つの範疇との関係性のなかに成り立つものとして捉える、という本書の立場を明らかにする。その上で、本書の方法論を明示する。つまり、本書が「民族誌的である」というときの「民族誌的である」ことの解釈がどのようなものなのかについて説明する。

第二章では、文化鑑定や文化的抗弁について、いつ頃からどのような背景で議論がなされるようになったのか、またこれまでどのような議論が展開されてきたのかを整理する。そして、文化鑑定の問題点を指摘する主張はいずれも、文化を表象するという行為に関係した批判であるということを示す。

第三章では、第二章で明らかにした、文化表象に関連して指摘されている文化鑑定批判の主張がどこまで妥当なのかを検討する。具体的には、コスタリカの先住民居住区内で実際に発生した殺人事件を取り上げ、そこで作成された文化鑑定書の内容や公判の様子を考察する。その際、法廷という場の特性に着目することによって、法廷において文化を語るという行為そのものを問題視し、それを根拠に文化鑑定を批判する主張には十分な説得力がないことを指摘する。そしてこうした議論を踏まえた上で、文化鑑定の意義を改めて主張する。

第四章では、まずラテンアメリカ地域において、いつ頃からどのような背景で慣習法裁判所への注目が高まるようになったのかを整理する。そして、本書の後半部分にかけての具体的な考察対象である慣習法裁判所が存在する、カバグラ先住民居住区についてより詳しく説明する。

続く第五章では、まず先行研究においてTDCCがどのようなものとして捉えられてきたのかを概観し、これまでの見方に疑問を呈する。次に、先行研究で採用されてきた見方とは距離を置き、主に筆者自身のフィールドワークにもとづきながら、TDCCの成立の過程や現在の様子を描く。その上で、TDCCを「過去への回帰」の事象としてではなく、未来への志向性を持つ「オルタナティブ・ジャスティス」として捉える見方を提案する。

第六章では、第五章で提案した、従来とは異なる見方から慣習法裁判所を論じることの重要性を示すため、女性の権利に関連して指摘されるようになっていく慣習法裁判所批判の妥当性を検討する。まず、先住民(インディヘナ)の権利と女性の権利とを常に競合するものだと見る主張が広く受け入れられつつあることを確認し、そのような現状に対して問題提起を行う。次に、カバグラ先住民居住区で実際に発生し、TDCCが対応した住民女性が当事者となった複数の係争事例を考察する。そして最後に、先住民(インディヘナ)の権利と女性の権利を競合的なものだと捉える見方は、慣習法裁判所や慣習法を「過去への回帰」と捉える見方の裏返しであり、したがってそのような支配的な見方を転換させる必要があることを指摘する。

第八章では、慣習法裁判所の問題点としてまだほとんど認識されていないものの、実はTDCCが直面している現在の課題について言及する。具体的には、カバグラ先住民居住区での発生頻度が高い土地や水などの自然資源に関わる複数の係争事例を考察し、過去のカバグラのやり方とも現在の国家のやり方とも異なる、オルタナティブを模索する取り組みであるがゆえの強制力に関する課題を明らかにする。

そして終章では、本書全体をとおしての議論を確認した上で、序章で掲げた二つの問いに対して応答し、本書の結論とする。

第一章 | 二つの「裁判所」をどう考察し、どのように記述するか

本書の研究関心や学術的意義について説明した序章を踏まえつつ、本章では、本書全体を貫く大きな道筋を示すことを目的とする。まず、文化鑑定ないし文化的抗弁と慣習法裁判所との両方を俯瞰的に捉え、両者の関係性についても考察の対象とするための理論的枠組みを明らかにする。そしてその後、本書執筆にあたっての方法論についても説明を加える。

以下ではまず、「マイノリティ」という言葉に着目することが本書において包括的な議論を展開する上で重要であることを指摘する。次に、この「マイノリティ」という言葉をそれ自体として存在する実体としてではなく、範疇として捉え、「マジョリティ」というもう一つの範疇との関係のなかで理解する、という本書の理論的立場を明らかにする。そして最後に、本書全体をとおしての方法論である民族誌的アプローチがどのようなものであるかについて説明する。

1 改めて「マイノリティ」という言葉に着目する

人、モノ、情報の移動がめざましく加速する現象として理解されることの多い、いわゆるグローバルゼーションが進展して久しい今日、生まれた国や地域、第一言語として話す言葉、育った環境などが異なる人と人とが思わぬときに思わぬ場所では会う機会はますます増えている。その局面の一つに法廷があり、そこで意識されるようになった文化的差異というものに何とか向き合おうとする取り組みに文化鑑定や文化的抗弁あるいは慣習法裁判所がある。

序章で言及したとおり、研究者の間ではこれらの取り組みについての議論はこれまでは平行線上に進められてきた。例えば議論の中心となっている地域で見ると、文化的抗弁はアメリカ合衆国などの欧米諸国で研究が展開されてきたのに対し、文化鑑定や慣習法裁判所はラテンアメリカ諸国において研究が着手された。また、研究の領域で見ると、文化鑑定や文化的抗弁は、法廷という場に人類学的知識をどのように応用するのか、あるいはそこに人類学者がどう関わるのか、といった応用人類学や実践人類学の研究課題として位置付けられてきた。他方、慣習法裁判所は、ラテンアメリカ各国内で自他ともに先住民（インディヘナ）である人びとの、自治を求める動きをどのように解釈するのか、多文化主義的な国家のあり方と先住民運動とはどのような関係にあるのか、といったナショナリズムや社会運動論あるいは政治人類学に関する研究課題として位置付けられてきたのである。

これに対して、2015年前後より、例えばシンシナティ大学のレイラ・ロドリゲスら⁶⁶のように、これまでは対象地域や研究領域が異なるものとしてそれぞれ別々の文脈で論じられてきたこれらの事象を、より包括的な視点から捉えようとする動きも見られるようになった。アメリカ合衆国などの欧米諸国と、ラテンアメリカ諸国というそれぞれ異なる地域で議論が展開されてきた文化的抗弁と文化鑑定の研究や、いずれもラテンアメリカ諸国という同じ地域内で議論が展開されてきたものの、それぞれ異なる研究領域や

研究関心と結びつけられてきた文化鑑定と慣習法裁判所に関する研究をそれぞれ個々の研究としてではなく、一つの大きな研究として議論するための枠組みとして、ロドリゲスらが注目するのがリーガルブルーリズムという概念である⁶⁷。つまり、多種多様な法のかたちが併存している状態のなかで、あるいはそのような状態を人びとに意識させるものとして、文化鑑定や文化的抗弁あるいは慣習法裁判所という事象を描こうとする試みが模索されているのである。

しかし、ラテンアメリカ諸国においてはそもそもリーガルブルーリズムという概念自体が比較的近年になってから注目され始めたものであり、序章でも触れたとおり、英語表記のリーガルブルーリズム研究と、スペイン語表記のリーガルブルーリズム研究とは、主に何を捉え議論しようとしているかにも違いがある。したがって、個々に研究が展開されてきた文化鑑定や慣習法裁判所についての包括的な議論をもう一步先に進めるためには、リーガルブルーリズムという大きな枠組みに加えて、もう少し具体化された議論の枠組みが必要であると考えられる。そこで本書が注目するのが「マイノリティ」という言葉である。

文化鑑定や文化的抗弁あるいは慣習法裁判所それぞれについての先行研究では、特に頁を割いて説明が加えられた訳でも、丁寧に定義がなされていた訳でもないものの、常に議論の重要なキーワードとなっていたのは「先住民」や「エスニックマイノリティ」あるいは「移民」であり、それらを含むより抽象度の高い言葉として「マイノリティ」が用いられてきた。例えば文化的抗弁研究の第一人者であるアリソン・ダンドス＝レンテル(2004: 6)は、文化にもとづく抗弁を認めるということは、法廷における「マジョリティのバイアスから移民や先住民などのマイノリティを守る」ことになると述べている。また、文化鑑定研究の先駆者として知られるコロンビアの人類学者エステル・サンチェス＝ボテロ(2015: 39)は、自国コロンビアの「白色化」された支配的な文化つまりマジョリティの文化の下で、「また別の現実世界」を生きるマイノリティの人びととしての先住民(インディヘナ)に言及している。

さらに、メキシコの慣習法裁判所について複数の論稿を発表している人類学者マリア＝テレサ・シエラ(2013: 159)は、国家の中心に対する周辺(*los márgenes*)からの秩序維持の実践として、また、グアテマラの先住民(インディヘナ)研究で知られるレイチェル・シーダー(Rachel Sider)(2013: 230-231)は、国家主権に対する先住民(インディヘナ)の主権(*soberanía*)の実践として、慣習法裁判所という取り組みを捉えようとした。このように、これまでは個別的に研究が進められてきたとはいえ、いずれの研究においても言及されてきたのは、一般的に「マイノリティ」という言葉で指示され説明されるような人びとや、それらの人びとが直面する状況であったということが明らかになる。

2 「差異」ではなく「異議としてのマイノリティ」

では、そもそも「マイノリティ」という言葉は何を意味するのか。どのように理解することができるのだろうか。これまでは平行に研究が展開されてきた文化鑑定や文化的抗弁あるいは慣習法裁判所についての議論を、本書において一つの文脈のなかで捉え直すためのヒントは、この言葉をどのように解釈するかということと関わっているように思われる。

そこで参考にしたいのが、グローバリゼーション研究で知られる人類学者アルジュン・アパドゥライ (Arjun Appadurai) の議論である⁶⁸。アパドゥライ (2010: 92) は、マイノリティとグローバリゼーションについて論じるなかで、今日では「手続き上の一時的なマイノリティ」から「実体としてのマイノリティ」へという規範的価値の移動が起こっているという問題に言及している。これによると、自由主義思想におけるマイノリティという言葉はそもそも手続き的な概念であり、要するにマイノリティという概念の価値とは「合理的な議論、同意しない権利、表現や思想の自由というより広い価値の一例としての反対意見の価値、そして公共の利益に関する問題について報復を恐れずに異議を唱える自由— (中略) これらの一連の価値の尊重にかかわるもの」だったという (アパドゥライ 2010: 90-91)。一言で表現するならば、マイノリティとはもともとは「異議 (dissent)」に関する概念だったのである (アパドゥライ 2010: 90)。

しかし今日では、それは「異議」ではなく「差異 (difference)」についての概念になってしまったという (アパドゥライ 2010: 90-91)。つまり今日のマイノリティという言葉は、手続き上、その意見のうえで、その意見によって、一時的に少数派の立場にある者を指すのではなく、社会的で永続的な少数派になってしまった者たち、数の少ない「恒常的な社会的・文化的集団」を指す言葉へと変化してしまった、との指摘がなされているのである (アパドゥライ 2010: 91-92)。

「差異としてのマイノリティ」に対する「異議としてのマイノリティ」というアパドゥライの議論を援用すると、文化鑑定や文化的抗弁と慣習法裁判所をつなぐ共通の議論の枠組みがほんやりと見えてくるように思われる。それは、アパドゥライが指摘していたような今日的状況、つまり異議としてのマイノリティという状態から差異としてのマイノリティという実体へと、マイノリティという概念そのものの価値やその言葉が指すところの意味が変化している今日の流れを踏まえながらも、何とかその流れに逆らおうとする事象として、あるいはそのような流れを少なくとも私たちが自覚するための事象として、文化鑑定や慣習法裁判所を捉え直すことができるのではないか、という薄っすらとした見通しである。

本書では、マイノリティを「差異」としてではなく「異議」に関する言葉として捉え、この視点を念頭に置きながら議論を進めて行きたい。したがって本書においては、マイノリティという言葉は常に分析概念であり、それは特定の集団を指すものというよりも範疇を指す言葉として用いられる。また、マイノリティという言葉が範疇として理解するということは、マイノリティという範疇が成り立つときには常にそこに想定されているマジョリティというもう一つの範疇にも自覚的に議論を進めなければならないということでもある⁶⁹。

ここまで、従来は個別に議論されてきた文化鑑定や文化的抗弁と慣習法裁判所という取り組みを俯瞰的に捉え、両者の関係性を含めた包括的な議論を行うための枠組みについて説明した。つまり、マイノリティという言葉に着目し、これを分析概念として、より具体的にはこれを範疇として関係論的な概念として捉える、という本書全体をとおしての議論の指針を明らかにした。これらを踏まえ、以下では本書全体をとおしての方法論について説明する。

3 方法論としての民族誌的アプローチ

本書は、一言でいうと、人類学的な方法論にもとづいて書かれている。つまり、広く定義するならば、本書での議論はいずれもフィールドワークにもとづいて展開されるということであり、全体をととして民族誌的 (ethnographic) であることを目指すものである。

では、「民族誌的であること」とは、具体的にはどのようなことを意図するものなのか。読者の誤解を招かないためにも、その点についての筆者の解釈を明示しておく必要があるだろう。というのも、民族誌ないしエスノグラフィは確かにもともとは人類学特有の方法論であったものの、今日では人類学的研究に限らずさまざまな学問領域で参照されるようになっており、民族誌をどう解釈するのかも学問領域によって大きく異なっているからである。

さて、人類学の内部ではここ数十年の間に系統の異なる二つの民族誌の流れが指摘されてきた。一つは、社会科学あるいは客観的、またあるいは写実的な民族誌と総称することができる流れであり、例えば調査地での具体的な描写を積み重ねることをととして対象社会の構造やその変化を捉えようとする民族誌がその典型である。人類学以外の学問領域において援用されるようになった民族誌的研究というものも多く、この流れの延長線上に位置付けることができる。

このタイプの民族誌では、多くの場合、まず序論として理論的展望や方法論が示され、そのなかで著者が主張しようとする調査地の社会構造が示唆的に示される。それに続き、著者自身のフィールドワークにもとづく詳細かつ具体的な質的データが記述され、最後に、結論として序論で示唆されていた著者にとっての研究課題、つまり対象とする社会の全体ないしその一部としての何らかの制度が、より明示的に説得力を持った議論として改めて読者の前に提示される、という流れに沿った記述スタイルが一般的である⁷⁰。

これに対してもう一つの流れは、人文学的な民族誌と呼ぶことのできる流れである。例えば、調査地での具体的な描写をする際にフィールドワークを行うフィールドワーカーの存在も一人の登場人物として記述の中に登場させ、そのフィールドワーカーの主観的な意見も織り交ぜて描くことをととして、対象社会とフィールドワーカーの帰属する社会⁷¹との対話を試みようとするタイプの民族誌がこれに相当する。

このタイプの民族誌も、記述の流れ自体は前述した社会科学あるいは客観的、あるいは写実的な民族誌と大きな差がないように思われる。おそらくそれゆえに、実際には異なるメッセージを発する、系統の異なる民族誌を目にしたとしても、そこから読者が最終的に受け取るメッセージは、結局は従来の民族誌が主張しようとしていた対象社会の客観的で不変的な真理へ総括されてしまうという状況がしばしば発生する。

しかし、前者の社会科学的な民族誌と後者の人文学的な民族誌とは、著者がどの位置からその記述を行っているのかという点において大きな違いを指摘することができる。つまり前者のタイプの場合には、対象社会の全体を上から見渡すような、いわゆる客観的な立場に立つ著者の視点で書かれている。これに対し後者のタイプの場合には、その社会を上から見渡す位置に立ち、そこから民族誌を書く著者という従来の前提そのものを疑う視点で書かれている。したがって、後者のタイプの著者が立っている場所は、対象とする社会ないしそこに暮らす人びとが立っているその同じ地表上の、しかしまた

別の地点にある。そしてそれゆえに、後者のタイプの民族誌では、書かれた内容があくまで著者という媒体を介して記述された対象社会の姿であること、またそこから著者という媒体を排除することは不可能であるからこそ、著者が描こうとする対象社会の姿にも著者が所属する社会からの影響が少なからず及んでいることなどが、注意書きとして添えられることになるのである。

さて、本書が「民族誌的であること」を目指すというときの「民族誌的」とは、後者の、人文学的な流れの方をより強く意識したものである。そこでこのタイプの民族誌の特徴についてももう少し詳しく見ておこう。

アメリカ合衆国の人類学者クリフォード・ギアーツ (Clifford Geertz) (2012) の言葉を援用するならば、人文学的な民族誌とは、読み手にこの書き手はその場所やそこで暮らす人びとのことをよく知っているという印象を抱かせ、まさにそれゆえに読み手が書かれたことのなかにのめり込んでしまうような記述を指す⁷²。したがってエスノグラファーの書くものとは、実際に起きていないことについての架空の物語でもなければ、計算可能な諸力が生み出す計量可能な現象についての報告でもなく、それらのあいだにあるような実話小説なのだという (ギアーツ 2012: 202-203)⁷³。そして民族誌がそのような実話小説であるからこそ「いかなる読者にであれ何ごとかを (中略) 説得することができる (ギアーツ 2012: 205-206)」可能性を潜在的に有しているというのである⁷⁴。

本書ではすべての章をとおして、以上のギアーツの指摘するような意味において民族誌的であることを目指す。また、いずれの章においてもできる限り平易な表現を用い、さまざまな解釈の可能性に開かれた記述とするようにも努めたい。

例えばコスタリカという国やカバグラ先住民居住区という特定の場所に暮らす住民たち一人一人の姿をできる限り具体的に、またその個々の多様性を残したまま描く。それと同時に、それらの人びとと語り合い、限られた時間ながら実際にその場に身を置き寝食を共にしながら調査を行った筆者の存在も排除することなく記述する。そうすることによって、筆者にとってのフィールドであるコスタリカやコスタリカの先住民居住区を本書のなかに描き出し、読者に対して提示する。そのねらいは、本書を読み終えた頃、読者にとって当初は遠くよくわからないものでしかなかったコスタリカの二つの裁判所を取り巻く風景やそこで奮闘する人びとの姿が、いくらか親近感を覚えるものとして立ち現れるように促すことにある。また、本書を媒介としてコスタリカの事例を見ることで、今度はそのコスタリカの事例をとおして、これまでとはまた異なる視点から読者自身が生活の拠点とする社会やその文化を見てみようと思わせたい。

以上、本章では、これまでは個別の学術的文脈で論じられてきた文化鑑定と慣習法裁判所とを本書においてつなげ、同じ文脈のなかで考察するための方法として、「マイノリティ」という分析概念を用いることを明らかにした。また、方法論として民族誌的であることを本書がどのように解釈しているのかについても説明した。

次章から始まる第2部では、本書が具体的に検討する法廷における文化への二つの取り組み—文化鑑定と慣習法裁判所—のうち、文化鑑定について取り上げ論じる。まず次章では、文化鑑定に関してこれまでになされてきた議論がどのようなものであったのか、また批判的な見解はどのようなものなのかを詳しく見て行くこととしよう。

第2部

文化鑑定という事象

第二章 法廷内で文化を語ることへの批判とその論点

本章と次章から構成される第2部では、文化鑑定や文化的抗弁に対する批判がどこまで妥当なものなのかを検討して行く。そこで、まず本章では、従来は考慮される余地のなかった文化的差異やその多様性を法廷内でも語ることのできるものにしてこれらの取り組みをめぐる、いつ頃から、どのような背景で議論がなされるようになったのか、またこれまでにどのような議論が展開されてきたのかを、それぞれの議論の中心となっている地域の差を考慮に入れながら整理する⁷⁵。その上で、次章で詳細に検討して行く文化鑑定に対する批判の論点が、そもそもどこにあるのかを明らかにすることを目的とする。

以下では、まず、そもそも文化的抗弁と文化鑑定がそれぞれいつ頃から着想され、そこにはどのような背景があったのかを説明する。続いて、文化的抗弁と文化鑑定をめぐる議論の推移を整理する。そして最後に、これまでに展開されてきた議論のうち、批判的な立場からの主張には、共通するキーワードつまり文化を表象するという行為を問題視する姿勢が共有されているということを指摘する。

1 いつ頃から、どのように議論が始まったか

今日、法廷において文化という概念への注目が高まりつつある。この傾向を象徴的に示すのが欧米諸国を中心に脚光を浴びている文化的抗弁と呼ばれる抗弁の一種や、ラテンアメリカ諸国の一部ではすでに制度として導入されている文化鑑定と呼ばれる司法鑑定である。これらはいずれも法廷内で文化の違いやその多様性について語ることを積極的に認め、必要な場合には文化を証拠の一つとすることを目指す取り組みである。

では、いつ頃から、どのような理由で文化的抗弁や文化鑑定が着想され、議論が展開されるようになったのだろうか。以下に整理して行こう。

1-1 文化的抗弁の場合

繰り返しになるが、文化的抗弁とは文化を理由に行為の正当性を主張したり、責任能力がないことを主張したりすることを指す。この文化的抗弁という言葉が使用されるようになったのは20世紀末になってからのことであり、その大きな背景には、私たちが暮らしている一見するとローカルで文化的に画一的なこの社会は、実は国境を越えてグローバルに移動する、多様な文化的背景を持つ人びとの集合から構成されているという事実が広く認識されるようになったことが関係している。より抽象的な言い方をすれば、21世紀へと向かうこの時期に、これまで永らく信じられてきた単一の文化と単一の言語を共有する、単一の集団としての国民から成る国家という国民国家の捉え方—いわば同化主義的な国家を目指す方向性—に対して、多様な文化と多様な言語が共存する、多様な集団としての国民から成

る国家という新たな国民国家概念—いわば多文化主義的な国家を目指す方向性⁷⁶—が浸透するようになったのである。そして後者を支持する立場から前者へと疑問符が投げかけられるようになったことが、文化的抗弁の着想への契機をつくることとなった。

学術界における文化的抗弁についての議論が本格的に進展したのは、アメリカ合衆国の法学者であり人類学者であるアリソン・ダンデス＝レンテルンの功績が大きい⁷⁷。アメリカ合衆国は20世紀末の時点ではすでに多民族国家の代名詞であり、多文化主義という概念が世界各国に広く浸透する以前よりこの概念とも通ずる政策や取り組みを実行してきた国の一つに数えられていた。しかし、アメリカ合衆国に暮らす人びとの文化的多様性は、少なくとも法廷という場においては十分には考慮されていないということをはっきりと指摘したのがこのレンテルンである。

文化的抗弁研究の第一人者であるレンテルンは、2004年の単著『文化的抗弁 (*The Cultural Defense*)』の発表などをおして、アメリカ合衆国における移民や先住民が当事者となった訴訟で文化が証拠として提示される状況つまり文化的証拠 (cultural evidence) が提出されるような状況があることや、その文化にもとづいて抗弁が行われるという状況が実際に起こっていることを指摘した⁷⁸。またその上で、そのような状況があるにも関わらず、それらの文化的証拠は裁判官たちによって疎まれたり軽視されたりする傾向が強いことを指摘した。レンテルンはそのような状況に対して、アメリカ合衆国に暮らすすべての人の、公平な裁判を受ける権利 (basic right to a fair trial) やデュープロセスを保障するためには文化的抗弁が当然認められるべきであるとの見解を示したのである。

以上のような背景より、多文化主義を標榜する欧米諸国を中心に、レンテルンの見解に賛同する人類学者や法学者たちの間で文化的抗弁に関する研究が本格的に展開されるようになった。

1-2 文化鑑定の場合

文化的抗弁や文化的証拠を公式に法廷で考慮するための司法鑑定を指す文化鑑定についての議論がラテンアメリカ諸国で着手されるのも、やはり20世紀末、より厳密には1990年代頃のことである。そしてその背景には、文化的抗弁と同様に、同化主義から多文化主義へという国民国家のあり方をめぐってのパラダイムの変化が関係している。

それに加え、文化鑑定の議論の背景には、ラテンアメリカ地域に特徴的な国家の成り立ちの歴史と、21世紀へと向かう当時の社会情勢からの影響も指摘しておかなければならない。そもそも現在のラテンアメリカ地域の国々は、その多くが1492年のクリストバル・コロン⁷⁹のアメリカ大陸到来に始まる植民地時代を経て、19世紀前半にかけて独立を獲得した旧植民地国である。したがって独立後に国民国家としての歩みを始めるにあたり、これらの新興国家がまず着手しなければならなかったことの一つは、国民を創出することであった。

もちろん、この当時の「国民」とは、単一の文化と単一の言語を持つ、単一の集団を意味していた。そこで、各国の中央政府つまり一部のエリート層が着手したのが、コロンの到来以前からこの地に暮らしていた人びとつまりインディオ (indio) の国民化であり、それは結局のところインディオの白色化を意

味するものだった。当時インディオと呼ばれていたこれらの人びとは、近代化を標榜した白色化という国民統合の過程で、それまで話していた言語や身に着けていた衣装あるいは信じていた世界観や生活スタイルなどのすべてを捨てることを強要された。そして近代的つまりは西欧的な文化とその言語であるスペイン語を共有する国民となるべく、同化の対象として位置付けられてきたのである。

19世紀後半になると各国で都市化が進み、労働者層などが拡大したことに伴い、社会に変化が見られるようになった。各国の独立以降、あらゆる分野で既得権益を独占していた一部のエリート層―いわゆる白人層―に対する抵抗勢力が、政権獲得に成功する動きが生まれたのである。しかし、労働者層―いわゆる非白人層―に支持された新政権がこれらの人びとへ向けた実質的な政策に乗り出すと、間もなく冷戦時代に入ってしまう。冷戦下ではこれらの政権はいずれも共産化のドミノを加速させる脅威と見なされ、アメリカ合衆国など西側の支援を受けて各国で軍事政権が発足することとなった。そしてその軍事政権下で独立初期と同様に、あるいはそれ以上に厳しい弾圧の対象となったのがインディオと呼ばれる人びとであった。

その後、東西冷戦下での軍事政権の時代を経て、1980年代後半から1990年代にかけて民主体制による新たなスタートを切ったこれらの国々では、各国憲法の改正や修正が相次いだ。世界的な趨勢もあり⁸⁰、個人の権利に加え、それまで抑圧されてきた人びとの集団としての権利を如何に保障すべきかについての議論が進展した。その過程で憲法上でも保障されるようになったのが先住民(インディヘナ)の権利⁸¹であり、その権利を保障するための取り組みの一つとして文化鑑定の実施へとつながる議論が生まれたのである⁸²。

なお、2018年2月現在では、例えばメキシコ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ウルグアイにおいて文化鑑定が実施されていることを確認することができる⁸³。

2 これまでの議論はどのようなものであったか

2-1 文化的抗弁の場合

先述したアメリカ合衆国の法学者兼人類学者レントレンをはじめ文化的抗弁に関する研究は、その多くが文化的抗弁を支持しそれを推進する立場から展開されてきた⁸⁴。とはいえ、文化的抗弁や文化的証拠を法廷で認めるべきだというこれらの見解に批判的な意見がなかった訳ではない。

例えばフェミニズム法学者のレティ・ボルプ(Leti Volpp)は、文化的抗弁には内在的な問題つまり法廷において「人類学的な関係(anthropological relationship)」を生じさせてしまうという大きな欠陥があることを指摘した(Volpp 1994: 62)。ボルプのいう「人類学的な関係」とは、例えばアメリカ合衆国におけるアジア系移民女性の裁判において、当事者女性の生まれ育ったアジア人の暮らす社会が専門家証人⁸⁵によって女性蔑視的(misogynist)であるという点に特徴を持つ一枚岩の社会として描かれてしまうような状況を指す表現である(Volpp 1994: 62)。

ここでは、女性蔑視的であるということによって特徴づけられるかのように「アジア文化」が法廷内で

語られることによって、文化的多様性を保障するどころか、理解が困難な「異文化」が生み出されてしまうということへの懸念が示されている。また、ボルプがその際に「人類学的」という言葉を選択していることから明らかとなり、そこでは文化、より厳密には「異文化」を代弁する側の人類学者と、代弁される側の訴訟当事者との間の非対称な力関係が生み出されていることが批判されているのである。

また、カナダの人類学者ジョアン・フィスケ (Jo-Anne Fiske) は、同国のデルガムーク対ブリティッシュ・コロンビア州の訴訟を取り上げ、人類学者がカナダ先住民の裁判に専門家証人として参加するという状況を、民族誌やフィールドワークをとおした人類学的知識の生成をめぐる認識論的な議論と結びつけることによって、法廷内での知識のあり方と人類学者の役割について考察した (Fiske 2000)。同じくカナダの人類学者マニーシャ・デッカ (Maneesha Dechka) も、専門家証人を介して法廷内で文化があたかも実体を伴うものとして物象化されることへの懸念を示した。また、西洋／非西洋、主体／客体といった単純な二分法が文化的抗弁によって想起されてしまうという問題についても言及した (Deckha 2010)⁸⁶。

これに対して先述のレントルンは、文化概念そのものへの批判にもとづく文化的抗弁への批判は、現実を無視した論理であるとしてこれらの批判を乗り越えようとした (Renteln 2004: 11)。レントルンによると、いわゆるポストモダン人類学などでは文化という概念そのものが批判の対象とされてきた。つまり文化は人類学者によって捏造された社会的な構築物にすぎず、そこには常に調査する側とされる側の非対称性が書き込まれてきたという批判である。また、それゆえに文化という概念そのものが意味をなさなくなるという批判でもあった。しかし、レントルンにとっての文化とはポストモダン論者が批判するほどには影響されやすいもの (malleable) ではなく⁸⁷、仮に文化を別の言葉で定義するならばそれは生のあり方 (a way of life) である (Renteln 2004: 10-11)。したがって、文化という概念そのものを否定する論調や、ある地域に暮らす人びとが長い間実践してきた行為を文化的だと捉えることに拒否反応を示す論調は、法廷内で実際に生じている価値の衝突 (the value conflict) に取り組むことを回避したいがために、文化は存在しないという希望的観測に執着している人びとの論調である、とレントルンは反論したのである (Renteln 2004: 10-11)。

なお、文化的抗弁を擁護するレントルン自身も法廷において文化を語ることの難しさについては認めている。難しさの一つは、人びとの実践をどの程度において文化的な実践だと見なすことができるのかという真正性 (authenticity) の程度に関する課題である。また、仮にある実践についてそれは文化的だと見なすことができるとしても、必ずしもすべての個人がその文化的ルールに従う訳ではない。同様に、すべての個人がその文化的ルールからの影響を等しく受けている訳でもない。つまり文化化 (enculturation) の程度をめぐる問題ないし課題が残るのである (Renteln 2004: 10-13)⁸⁸。

以上のように、レントルンは文化的抗弁にまつわる重要な点を指摘してはいるものの、これらの課題に向き合うための議論の方向性を示してはいない⁸⁹。

2-2 文化鑑定の場合

他方、文化鑑定についての研究は、後述するとおり、新たな司法鑑定としてこれを実施してきた国の人類学者や法学者を中心に蓄積されつつある。司法鑑定としての制度化から数十年を迎えようとする今日では、文化鑑定のこれまでの実施状況を検証しようとする動きや、文化鑑定人の役割を内省する動きも生まれている。

これらの動きはおおむね、法廷内において文化が証拠能力を持つということが何を意味するのかについての、二つの異なる見方に対応するものとして整理することができる。一つは法廷の公式ルールのなかに「文化が取り込まれる」という見方であり、もう一つは法廷の公式ルールという「文化が浮き彫りになる」という見方である。

前者の「文化が取り込まれる」という見方をする論者は、文化鑑定に対して批判的な見解を持つ傾向が強い。同鑑定を文化的差異の再生産に寄与する仕組みだと捉えるからである。

例えばペルーの文化鑑定について論じたジョン・ギトリッツ (John Gitlitz) (2015) は、同国における文化鑑定は先住民(インディヘナ)の他者性を際立たせ、「我々の文化」に対する「彼らの文化」というあまりに単純な対立の構図を想起させる装置にしかかなり得ていないことを指摘した⁹⁰。

また、先述のギトリッツほど文化鑑定に否定的ではないものの、メキシコの人類学者ジュリ・エスカランテ=ベタンコート (Yuri Escalante Betancourt) も同様の問題点に言及し、文化鑑定人の役割こそが重要であると捉えた。したがって彼女の主張は、文化鑑定に関与する人類学者がどのように文化を語るべきか、という方向へ向かう。つまり文化鑑定人には、訴訟当事者の文化を物象化することなく語り、裁判官が文化的差異を考慮するように促すことが求められる。またそのときには、その文化的差異を貧しさやマージナリティあるいは孤立性、さらにひどい場合には後進性や無知、精神の不能や無分別などと混同させないための責任も伴われるのである (Escalante Betancourt 2012: 37)。

他方、文化鑑定研究の第一人者であり、同鑑定を推進する立場に立つコロンビア⁹¹の人類学者エステル・サンチェス=ボテロは、「文化が浮き彫りになる」という点から文化鑑定の意義を主張しようとする代表的な研究者の一人である。サンチェス (2010: 318) は、同国にて文化鑑定人を務めてきた自らの経験を振り返り、文化鑑定人を介して提示される文化的証拠が真実 (verdadero) なのか捏造 (ficción) なのかが法曹関係者たちによって問題視された場面に一度ならず立ち会ってきたという。また、彼女の経験上、精神医学や工学などいわゆる「科学的」証拠の場合と比べて文化的証拠が提示されるときに特にそのような声が高まる傾向にある。その原因の一つは、文化鑑定の場合には法曹関係者たちにとって到底馴染みのない、つまりフィクションにしか聞こえないような内容が証拠として法廷に提出されるからであるという。そしてサンチェスはそのような場面にこそ文化鑑定の意義を議論するための出発点があると考えているのである。

サンチェス (2010) によると、仮に文化鑑定によって提示された内容と、文化鑑定以外の「科学的」手段によって提示された内容との間に大きな齟齬がなく、法曹関係者の間で文化的証拠の内容が真実か捏造かという点が問題にならなかったとしても、複数の鑑定結果に齟齬がないということをもってそ

の示された内容が疑いようのない真理である、と考えるのは誤りである。なぜなら、齟齬の有無に関わらず、現実を自動的に反映した内容をそのまま法廷内で提示することは不可能であり、そこで示される内容は常に現実とその報告者つまり文化鑑定人その人の知識のあり方との相互関係のなかで構築された内容に他ならないからである (Sánchez Botero 2010: 320)。したがって文化鑑定をとおして文化に証拠能力が認められ、その結果として法曹関係者たちが「この内容は真実なのか、あるいは捏造か」という疑問を抱くのであれば、まさにそのこと自体に意味がある、というのがサンチェスの見解である。つまり、文化鑑定が実施されることによって、法廷においては不変的な唯一の真実が発見されるのだとする視点から、証拠の数々と法廷に立つ人びととの相互関係のなかで「法廷のなかでの真実」と呼べるようなものが構築されているのだという視点への転換がもたらされることこそが重要なのである。またそのような視点の転換に伴い法廷そのものが埋め込まれている公式ルールつまり法曹関係者の文化とも呼べそうなものが浮かび上がることに文化鑑定の根本的な意義が見出されているのである。

サンチェスの支持するこのような立場から見ると、文化鑑定をとおして提示される文化的証拠によって、法廷には不可欠であると信じて疑われることのない「真実」や「客観性」あるいは「中立性」といった、これまでは自然化されていた諸概念それぞれに括弧が付され、その結果、裁判官たちはそれら諸概念の再解釈を促されることになる。またそのことによって、法廷そのものが置かれているより広いコンテキストつまり文化というものが意識化されるようになる訳である (Sánchez Botero 2010: 325)。なお、このような点に文化鑑定の意義を見出そうとする主張は、ラテンアメリカ地域の、文化鑑定を推進する立場に立つ研究者たちの間では広く共有されつつある (Valladares de la Cruz 2011)。

3 批判の論点はどこにあるか

ここまでのところで文化的抗弁と文化鑑定それぞれがいつ頃どのような背景で議論されるようになったのか、またこれまでどのような議論が展開されてきたかを整理した。ここからはそれぞれの取り組みに対する批判的見解がどのようなものかを考察し、批判の根拠となっている主な論点が文化表象をめぐる問題にあるということを確認して行きたい。

ここで参考になるのがグアテマラで人類学的調査を行ってきた太田好信 (2009) の次のような指摘である。太田は、エドワード・W・サイード (Edward W. Said) が『オリエンタリズム』の最終章で発した「われわれは異文化をいかにして表象できるのか」という問いかけが、1980年代以降のポストコロニアル理論の進展のなかで、当初サイードが意図していたものとは異なる意味で解釈されてきた、と指摘する。太田 (2009: 199-202) によると、上記の問いかけによってサイードが厳しく批判したのは、文化表象のなかで分かち難く結びついた知識と権力との癒着関係であり、文化表象そのものではなかった。なぜならサイード自身は「どのようにしたら他者を抑圧したり操作したりするのではない自由擁護の立場に立って、異種の文化や異種の民族を研究することが可能であろうかを問いかけること」が重要だと主張しており、一方が他方を「異文化」と捉え、その「異文化」を理解しようとする行為それ自体が「異文化」

の人びとを抑圧する行為と直結する訳ではない可能性についても希望を残しているからである(太田 2009: 200)。

しかし、ポストコロニアル理論においては「異文化」を想定しそれについて語るという行為そのものが批判の対象とされてしまう。こうして、先の「われわれは異文化をいかにして表象できるのか」という問いかけは、「(第一世界の)知識人は、(第三世界の)サバルタンを表象できるのか」という、力関係の不均衡がすでに書き込まれた問いへと展開されてきたという(太田 2009: 201)。このようなポストコロニアル理論の根底にある他者を表象するという行為そのものの暴力性への反省は、しかしながらサイドの問題提起からはかなりズレてしまっている、というのが太田の指摘である(太田 2009: 201)。

以上を踏まえて、文化鑑定や文化的抗弁についての話に戻ろう。先に見た文化的抗弁に批判的な見解を示したボルプが法廷における「人類学的な関係」を懸念するとき、またあるいは文化鑑定に対して批判的なギトリッツが先住民という範疇に入る人びとが法廷において他者化されることを懸念するとき、そこで彼らが問題視しているものは何だろうか。サイドが問題提起したような知識と権力との癒着関係なのか、それともポストコロニアル理論が批判するような文化表象そのものの暴力性なのか。ここで彼らが批判しているのは、明らかに前者ではなく後者の問題であろう。つまり、彼らの議論のなかで問題視されているのは、法廷において文化について語るという行為それ自体の暴力性である。

人類学者をはじめとする専門家証人や鑑定人が、法廷において法曹関係者に対して訴訟当事者の文化について語るという行為には、表象の暴力性が発生する余地は全くない、とここで主張したい訳ではない。しかし、1980年代以降のいわゆるポストコロニアル研究によって批判された植民地主義と人類学との癒着関係をめぐる議論は、その当時の自己再帰性を伴わない人類学者による表象行為を告発し、発話のポジションを奪取され、表象される側であることを強いられてきた人びとの主体性の回復を要請するためのものであったはずだ。もちろん現在の人類学者はこのような歴史を踏まえ、自らの立場に常に自覚的であることが求められている。そのことに変わりはない。とはいえ、一方が他方を文化表象するという行為そのものに一方が他方を抑圧する暴力性が内包されているとする極端な議論を、文化鑑定や文化的抗弁をめぐる議論のなかにそのまま受け入れてしまってもいいのだろうか。もしそうするならば、その議論の行き着く先は文化鑑定や文化的抗弁の否定でしかあり得ないのではないか。なぜなら文化的抗弁にしても文化鑑定にしても、一方がもう一方の文化について理解しよう、何とか言葉で表現しようという行為と切り離しては成り立ち得ない事象であるからである。

そしてその結果として見過ごされてしまう危険性があるのは、そもそも文化鑑定や文化的抗弁という取り組みは、従来の法廷という場における権力と知識の癒着関係つまり国家権力と西欧近代法学との結びつきこそを問題にするところから出発した取り組みであった、というその重要な背景である。もし仮に文化表象そのものが短絡的に暴力や抑圧へと結びつけられてしまうならば、法廷においてこれまで支配的であった正しさや合理性の基準を、文化鑑定人や専門家を介して相対化し、法曹関係者にとつての、あくまで括弧付きの「正しさ」や「合理性」として提示し直そうと試みる、文化鑑定や文化的抗弁の支持者たちは、答えのないジレンマに陥ってしまうことになるだろう。例えば先述したレンテルン(2004:

198) が、文化的抗弁否定派の指摘に対して、文化的抗弁を承認するか否かに関わらず特定の集団への偏見やステレオタイプの再生産が促される状況は回避できないのだとする、今一つ説得力に欠ける反論をするにとどまっているのも、このジレンマのせいかもしれない。結局のところ、ポストコロニアル理論からの批判に自覚的であろうとすればするほど、文化的抗弁や文化鑑定 of 推進派はその主張の根拠を自ら見失ってしまうことにもなりかねないのである。

では、そのような文化表象のジレンマに陥ることなく文化鑑定や文化的抗弁の意義を主張するためにはどうすればいいだろうか。先述の太田は「異文化表象をめぐるもう一つの問題」として、サイドの問いかけに立ち戻り、どのような状況において、誰が誰を、どのような目的で表象しているのかを問うことを考慮に入れることを提案している(太田 2009: 211)。文化的抗弁や文化鑑定の議論においても、一方が他方を表象するという行為そのものを問題とするのではなく、誰が誰を、どのような目的で語ろうとしているのかということを議論する必要があるだろう⁹²。

本章では、文化的抗弁や文化鑑定の評価をめぐる、いつ頃から、どのような背景で議論されるようになったのか、またこれまでにどのような議論が展開されてきたのかを明らかにした。またその作業をとおして、文化鑑定への批判の論点は人類学的表象をめぐる議論と関係していることを指摘した。

次章では、「文化表象=抑圧や暴力」という図式に集約されることのない、法廷内において文化に証拠能力を認めることの意味を明らかにするため、文化鑑定人という存在や法廷での人びとのやり取りに注目しながら具体的な事例を見て行くこととしよう。

第三章 カバグラ先住民居住区で発生した殺人事件とその裁判資料の考察

第二章では、文化鑑定や文化的抗弁がどのように着想され、それらをめぐってどのような議論がなされたのか、またそのなかでどのような批判の声が挙がっているのかを明らかにした。そしてそれらの批判の背景には文化表象をめぐる問題が関係していることを指摘した。

そこで本章では、コスタリカにおける文化鑑定の事例より、法廷において文化鑑定人が訴訟当事者の文化について語るという行為そのものの暴力性を問題視するこれらの主張を乗り越えることを試みる。そしてその上で、文化鑑定の意義を改めて主張したい。

その際、議論の出発点となるのは、前章でも説明した文化鑑定を肯定する立場を表明しているサンチェスらの指摘である。主な考察の対象は、筆者がフィールドワークを行ったカバグラ先住民居住区において2010年に発生した殺人事件の公判の記録と、公判に先立って作成された作成者の異なる二つの文化鑑定書である。なお、これらの記録資料を考察するにあたっては、文化鑑定書の作成者であり提供者である文化鑑定人たちや、公判記録の提供者でもある同裁判に関わった弁護士、またこの公判に証人として出廷した住民のうち数名から筆者が口頭で聞き取った内容や、カバグラ先住民居住区でのフィールドワーク中の記録も適宜参照した。

以下では、まず、事例を考察するにあたっての背景として、ラテンアメリカ諸国において文化鑑定が実施されるようになる流れのなかでのコスタリカの位置付けを明らかにする。具体的には、この国において文化鑑定が実施されるにいたるまでの大まかな経緯について説明する。次に、文化鑑定の意義を主張するサンチェスらの先行研究を概観し、本章が補うべき課題を整理する。その上で、先行研究において指摘されていた文化鑑定の意義をより説得力を持って示すため、中間的存在としての文化鑑定人の役割と、法廷内でのコミュニケーションのあり方に着目して議論を進めるという本章の方針を明らかにする。続いて、具体的な考察対象であるカバグラ先住民居住区で発生した殺人事件と同事件の裁判手続の様子を、文化鑑定書や公判の記録にもとづき再構成し、若干の考察を加える。そして最後に、文化鑑定人を介して法廷内で訴訟当事者の文化が語られるということが、従来の法廷そのものが置かれていた文化的コンテキストそのものをも明らかにすること、そしてそれがどのようなプロセスを経て達成されるのかを考察する。

1 コスタリカで文化鑑定が実施されるまでの経緯

ラテンアメリカ地域のいわゆる中米5か国⁹³の一つに数えられるコスタリカは、近隣諸国と比較すると多くの点で例外的であることで知られてきた。その例外性の一つがエスニシティに関するものである。中米5か国を含む多くのラテンアメリカ諸国は、国内総人口を占める先住民（インディヘナ）人口が多いこと、あるいはスペイン系と先住民（インディヘナ）の混血を指すメスティソの人口が大きいことで知られ

る。これに対してコスタリカは、スペイン系人口が圧倒的多数を占める「白人国」だと形容されてきた。

またコスタリカは、中米地域やラテンアメリカ地域では例外的な「人権擁護国家」としても国際的な知名度を高めてきた。第二次世界大戦後に精緻化され公式に認められるようになった「人権」という国際的な概念つまり「国際人権」が世界各国に広く浸透するなか⁹⁴、中米地域で最初に組織された国際司法機関である中米裁判所 (Corte de Justicia Centroamericana) が設置されたのは、他にもないコスタリカであった⁹⁵。1979年には首都サンホセ市に米州人権裁判所を招致することに成功し⁹⁶、以降、人権問題に関する国際的な拠点として人権擁護政策を積極的に推進する進歩的な姿勢を、対外的にも対内的にも示してきたといえる。

「白人国」として国内の文化的多様性を隠蔽しつつ、他方では「人権擁護国家」として国際社会の注目を集め脚光を浴びてきたこの国の矛盾が徐々に意識され始めたのは、1990年代以降になってからのことである⁹⁷。それから30年近くを経た今日では、コスタリカ国内の先住民(インディヘナ)の存在も少しずつ可視化されるようになりつつある⁹⁸。このような社会の変化に伴い、コスタリカ司法府を中心として、先住民(インディヘナ)の権利の保障や司法アクセスを掲げたさまざまな取り組みも着手された。その一つが文化鑑定の実施である。

人権擁護を標榜してきたコスタリカの場合とはとりわけ、先住民(インディヘナ)の権利に関する国際人権条約からの影響を強く受けた。文化鑑定に関しては、特に2008年のブラジリア条約批准を大きな契機とし⁹⁹、同鑑定実施に関わる具体的な法整備が着手された¹⁰⁰。ブラジリア条約が批准された翌年2009年2月には「先住民(インディヘナ)の司法へのアクセスを容易にするための運用規定¹⁰¹」がコスタリカ司法府内で共有され、2011年11月にはコスタリカ検察庁が文化鑑定の実施に関して言及した第13号通達¹⁰²を出した。また、コスタリカ刑事訴訟法第339条¹⁰³にも文化鑑定を含む「特別な鑑定」についての文言が明記されている¹⁰⁴。

表3-1は、これまでにコスタリカ国内では大体どのくらいの数の文化鑑定が実施され、それはどのような訴訟だったのか、その全体像を可能な限りまとめ整理したものである。表からもわかるとおり、文化鑑定の実施によって文化的証拠が提出されたなかでも重罪に分類されるのは、殺人罪¹⁰⁵をめぐっての訴訟である。

同じ表からは、殺人罪が問われた案件に否認事件が含まれることは稀であり、被告人の多くは被害者を殺害したという起訴事実そのものについては認めている場合がほとんどであることがわかる。また、文化鑑定が実施される頻度が高いのは強姦罪をめぐる訴訟であるということもわかる。

これらのケースにおいて文化鑑定の必要性を裁判所に申し出るのは弁護側であることが多く、弁護側の要請を受けた裁判所が同鑑定の実施を決定するにいたるという経緯をたどる場合が多い。また、検察側が文化鑑定に相当する調査を独自に文化鑑定人に依頼することも少なくない¹⁰⁷。そのような場合、文化鑑定人への調査依頼は、多くの場合、起訴前段階に先住民案件担当局 (FAI) 経由で行われる。つまり、まず訴訟の担当検察官がサンホセ市のFAIへ相談し、その後FAIを介して文化鑑定人に対して意見書作成の依頼をするという手順がとられているのである。

表 3-1 文化鑑定に関する訴訟のあらまし

No.	罪名	犯罪事実の発生場所	訴訟当事者の帰属意識		実際の訴訟番号
			被告人	被害者	
1	強姦罪 (violación)	カノンダラ先住民居住区	アリアリ	アリアリ	07-200191-0634-PE
2	強姦未遂罪 (violación tentativa) 他	タラモンカ県タラモンカ郡	ノベ	非先住民 (非インディアヘナ)	09-001338-0597-PE
3	強姦罪	タラモンカ・アリアリ先住民居住区	アリアリ	アリアリ	11-001112-0597-PE
4	強姦罪	リモング県マテナナ郡	カベカル	カベカル	12-000926-0472-PE
5	強姦罪	グレシヤ	ノベ	ノベ	10-000770-0636-PE
6	単純殺人罪 (homicidio simple)	カノンダラ先住民居住区	アリアリ	アリアリ	10-000037-0990-PE
7	人権保護請求 (recurso de amparo)	キティリシ先住民居住区	ウエタル	ウエタル	12-016025-0007-CO
8	強姦罪	コトブルス先住民居住区	ノベ	ノベ	13-000558-0636-PE
9	強姦罪	ケコルデス先住民居住区	アリアリ	アリアリ	09-000985-0597-PE
10	殺人未遂罪 (tentativa de homicidio)	コンテアリカ先住民居住区	アリアリ	ノベ	11-001932-0445-PE
11	違法薬物持込罪 (introducción de droga)	タラモンカ・アリアリ先住民居住区	アリアリ	×	12-000089-0063-PE
12	強姦罪	不明	アリアリ	アリアリ	11-000118-0597-PE
13	性的虐待罪 (abusos sexuales)	不明	ノベ	ノベ	13-000804-0455-PE
14	違法薬物販売罪 (venta de droga)	タラモンカ・アリアリ先住民居住区	アリアリ	アリアリ	12-000328-0829-PE
15	強姦罪	サリト先住民居住区	アリアリ	アリアリ	12-200571-0634-PE
16	野生動植物に関する法律違反 (infracción a la ley de conservación de vida silvestre)	グアトマツ先住民居住区	マレク	自然	11-200199-0630-PE
17	野生動植物に関する法律違反	コトブルス先住民居住区	ノベ	自然	13-500232-0441-FC
18	不法占有罪 (usurpación)	サリト先住民居住区	アリアリ	カベカル	12-200606-0634-PE
19	単純殺人罪	アムトチリホ先住民居住区	カベカル	カベカル	10-000940-0647-PE
20	強姦罪	タラモンカ・カベカル先住民居住区	カベカル	カベカル	12-000385-0829-PE

(出所: 筆者作成¹⁰⁶⁾)

しかし、最初に文化鑑定が実施されてから10年近くが経とうとしている2018年2月現在、この国でも第二章で見たような文化鑑定の問題点を指摘する声が聞かれ始めた¹⁰⁸。文化鑑定を実施することは、先住民(インディヘナ)の文化への権利を保障するというよりも、他者性や後進性を強調することであり、国家を背景とした国家法が依然として支配的な法廷内においてそれらの人びとの文化を飼い馴らしているにすぎない、という文化表象の暴力性を問題視する批判である¹⁰⁹。

しかし、そのような主張は本当に現状に即した批判なのだろうか。第3部で後述するとおり、文化鑑定を批判する論者が支持する慣習法裁判所が存在する先住民居住区においても、すべての係争が慣習法裁判所を介して居住区の内部だけで処理される訳ではない。少なくともカバグラ先住民居住区の住民のなかには、慣習法裁判所という選択肢があっても、慣習法裁判所ではなく、従来の法廷で係争が処理されることを望む者もあり、その際には文化鑑定に一定程度の需要があることは明らかであった。文化鑑定を文化表象の暴力性と直結させ批判してしまうと、このようなカバグラの実情は一切見過ごされてしまう。文化鑑定を文化表象の暴力性という問題へと直接結びつける議論では、カバグラのような状況を説明することはできないのである。ということは、法廷において文化を表象するという行為と抑圧や暴力とを直結させる議論そのものを今一度見直す必要があるだろう。

以上の問題意識より、本章では、文化を語るという行為は抑圧や暴力とイコールだと考える理論的立場からの議論を、文化鑑定をめぐる議論のなかにそのまま受け入れるべきではないと考える。そして「文化表象=抑圧や暴力」ではなく、「文化表象≠抑圧や暴力」の方を支持する立場より、改めて文化鑑定の意義を考えてみたい。

2 文化鑑定人と、法廷でのやり取り

2-1 文化鑑定の意義を主張する先行研究の不足点

第二章で示したとおり、ラテンアメリカ地域の人類学者を中心に蓄積されつつある文化鑑定に関する研究においては、法廷内において文化的証拠が認められることの意義として、それまでは当然のものと考えられているがゆえに従来は意識されることもなかった法廷の公式ルール、つまり法曹関係者にとっての自文化が浮き彫りになる可能性への期待が繰り返し主張されてきた。例えば、コロンビアの人類学者サンチェス(2010)は、文化鑑定によって、これまでの法廷においては自明のものとされてきた真実や客観性あるいは中立性といった諸概念が、「真実」、「客観性」、「中立性」という括弧付きの概念として浮かび上がること、またそれに伴いさまざまな証拠と、法廷での立場の異なる人びとの間での相互作用とのなかで構築されるものとして、それらの諸概念が新たに解釈される可能性をもたらすことに文化鑑定の意義を見出していた。

また、文化鑑定のこのような意義を主張する研究においては、人類学者の存在が重視されてきた。つまり、人類学者に法曹関係者の文化を相対化することを可能にする役割が期待されてきたのである。例えばメキシコの人類学者ビクトル・ビジャヌエバ(Victor Hugo Villanueva)(2013: 21)は、文化

鑑定人を複数回務めたビジナスエバ自身の経験より、文化鑑定にとつての挑戦の一つは、文化鑑定人としての人類学者が如何にその専門性や倫理的な職業理念を維持し、それと同時に如何に法曹関係者から求められる条件や諸々の規範を遵守できるかということにあると指摘している。ビジナスエバの議論には、法廷における事実認識が「客観性」の獲得や絶対的な「科学」信仰と分かちがたく結びついたものであるのに対し¹¹⁰、人類学者にとつてのそれは各主体の方法論的ないし理論的な立ち位置との関係性に依じて構築される類のものであるということが示唆されている。また、法廷に立つ人類学者の存在を、法学の世界と人類学の世界との間での、事実認識の仕方の差異に自覚的になることを可能にする存在ないし装置として捉えている点も興味深い。このような、人類学者の役割に注目して文化鑑定の意義を捉えようとする議論からは、文化鑑定の意義を主張するためには、文化鑑定人のような、訴訟当事者でもなく法律家でもない中間的な存在に注目することが有効らしいということを学ぶことができる。

しかし、これらの先行研究は、サンチェスらが文化鑑定に見出しているような意義を主張するためには、少なくとも次の二点において十分な説得力を持つものではなかったと思われる。まず一つ目の問題は、これらの先行研究では文化鑑定人と人類学者とが同一視されすぎる傾向があったという点である。つまり、文化鑑定人という存在は、多くの場合、法廷における人類学者という存在として議論が展開されてきたのである。そのため、重要なのは文化鑑定人の役割ではなく、文化鑑定人としての人類学者の役割だという印象を与えかねず¹¹¹、結果的に人類学という一つの学問体系を擁護するための議論として受け取られてしまうという危険性を否定できない状況にあった。もし仮に「文化の専門家であるわれわれ人類学者は、法廷においてどのように訴訟当事者の文化について証言すべきか」という点が議論の中心となってしまうならば、結局のところ、訴訟当事者の文化について語ることは他でもない人類学者である、というような抑圧的な表象行為を肯定することへとつながりかねなかったのである。このような議論にのみ焦点が当てられるならば、それはポストコロニアル研究から人類学に対してなされた批判がどれほど正当なものであったかを立証するだけのことである¹¹²。

もう一つの問題は、法廷という場に支配的な法曹関係者の文化が、文化鑑定をとおして訴訟当事者の文化と出会うことによって、どのように意識化され相対化されるのか、そのプロセスが明示されてこなかったことである。サンチェス(2010)らにとつての文化鑑定の意義とは、例えば真実、客観性、中立性など、従来の法廷においては当然の真理として自明視されている諸概念が実は構築的で恣意的なものであったということを手懸き影りにするという点にあった。つまり、従来であればあまりにのめり込んでしまっている法曹関係者が自らが付くことはできない、法曹関係者にとつての自文化が、文化鑑定の実施をとおして逆反射されるだろう、というその可能性が期待されてきたのである。とはいえ先行研究では、実際にどのようなプロセスでそのような自文化の逆反射という効果もたらされるのかということについては、ほとんど議論されてこなかった。

そこで本章では、以上の二点を補うことによって、文化鑑定の意義を改めて主張したい。まず一点目の問題については、文化鑑定人と人類学者を同一視しないという立場に立つことで回避したい。つまり、本章において文化鑑定人というとき、それは文化鑑定人が具体的に誰であるか、どのような知識ないし

技術を備えた人物かということの問題にしている訳ではなく、法廷という場において、訴訟当事者や法曹関係者に加えて公式に発言する権利を与えられた役割の一つを指すものとする。したがって本章における文化鑑定人は、法廷における法曹関係者でも訴訟当事者でもない存在を指すにすぎず、それは法廷における役割の一つである。したがって、文化鑑定人としてそこに想定されているのは、必ずしも人類学者だけではない。

もう一つの問題については、この後すぐに説明するとおり、法廷における人びとの具体的なやり取りを細かく再構成し記述するというアプローチをとおして解決を試みる。つまり、一連の裁判手続における関係者の具体的な陳述の内容がどのようなものであったのか、また文化鑑定人は鑑定書にどのような見解を記したのかということ本章をとおして示したい。そうすることによって、法廷に立つ法曹関係者の意識や理解が、文化鑑定の実施つまりは文化鑑定人という存在を介して本当に揺るぎうるのか、またそのような意識の揺るぎはどのようなプロセスを経て生じるのかということについて想像することを、読者一人一人に促したいのである。

2-2 法廷における人びとのやり取りをどのように捉えるか

ここまでのところで文化鑑定の意義を主張する先行研究の不足点を整理し、それらの不足点を本章においてどのような方法で補おうとしているのかを説明してきた。ここからは、法廷という場に支配的な文化つまり法曹関係者にとっての自文化の相対化がどのようなプロセスで達成されるのかについて考えて行く。そこで、まずは、法廷における人びとの具体的なやり取りを分析する際に有効だと思われるいくつかの議論を紹介して行きたい。

その際に考えるべき最初の点は、そもそも法廷とはどのような場なのかということである。法廷という場について言及した人類学的研究のなかでよく目にするのは、それを儀礼的な場として捉える見方である。例えば法人類学者オスカー・チェイス (Oscar G. Chase) は、法廷内での係争 (dispute) をめぐる人びとのやり取りを一種の儀礼 (ritual) として理解することができる、と主張した。ここでチェイスがいう儀礼とは、聴衆の存在を伴う象徴に満ちたパフォーマンスを指し、そこでは物理的にその場に参加するという人びとの行為をとおしてある種の力が引き出されるという (Chase 2005: 115)。チェイスはこのような儀礼的な特徴を、法廷内での係争をめぐる人びとのやり取りにおいても指摘することができると考えた。そしてそのような特徴があるからこそ、法廷の参加者は係争を処理するための複数のやり方のなかの特定の一つにすぎないやり方を、それこそが筋の通った最も適当なやり方であると信じ、そのやり方に準じた行動をとろうとするようになるのだと主張した (Chase 2005: 116)。

また、法人類学者であり法律家でもあるローレンス・ローゼン (Lawrence Rosen) は、法廷において人びとが実際に行っている行為は、コンフリクトを解決するという実践的な目的を達成するための行為であるというよりも、「宇宙論的感覚」^{コスモロジカル・センス}を維持する行為であると表現した (ローゼン 2011: 138; 141)¹¹³。ローゼンによると、人びとの感情のなかに埋め込まれてはいるものの、通常は可視化されることのない正義や不正義といった諸概念が法廷においては明確な外観をもって表現される (ローゼン 2011: 146)。例え

ばアメリカ合衆国やイギリスでは、裁判官は黒い法服に身を包みあるいはかつらをかぶり、法廷の参加者を見下ろすことのできる高い壇上に着席することによって、人間による作為や操作の影響を受けないこと¹¹⁴を自身の身体をもって表現するのだという(ローゼン 2011: 146-148)。このように、裁判官は正義という概念を体現する存在として、また検察官は国家権力という見えない権力を体現する存在として、いずれも法廷のなかで各々に与えられた役割を実演していると考えたのである(ローゼン 2011: 151)。

さらに、法社会学者のランス・ベネット(Lance Bennett)とマーサ・フェルドマン(Martha Feldman) (2007)は、法廷においては機械的かつ客観的に裁判が進行するものだという一般的に信じられている見解に疑問を投げかけるため、「物語(り) (storyとstorytelling)¹¹⁵」という概念を用いて法廷での人びとのやり取りを捉えようと試みた¹¹⁶。したがってベネットとフェルドマン(2007: 202-203)によると、裁判とは、争いのある出来事を物語という^{シンボリック}象徴的な形式に再構成するための一連のルールの集まりとして解釈することができる¹¹⁷。また、法廷という場では、この物語という象徴形式によって、まことに統一的なやり方で¹¹⁸、その出来事の現場に居合わせなかった裁判官や陪審員が訴訟当事者たちの行為を判断することが可能になるのだという(ベネット・フェルドマン 2007: 202-203)。

またこの二人は、法廷内の一部の参加者たち—例えば訴訟当事者本人やその人物が帰属する集団—の間でのみ共有されている物語¹¹⁹が、他の法廷の参加者たち—例えば裁判官など—の間でも上手く共有されるか否かは、自分たちの間で共有されているその物語を法廷内で対等に、かつ上手に語る能力があるかどうかにか依存するとも指摘した(ベネット・フェルドマン 2008: iv-v)。と同様に、法廷における法的な説明—例えば検察側の主張や弁護側の主張—を明瞭に理解するために必要な最小限の経験を参加者たちの間で共有することができるかどうかにも依存していると主張した(ベネット・フェルドマン 2008: iv-v)。つまり、法廷内ではある種の物語を語らせある種の物語は語らせないようにするルールが働くものの、そのルールがどのように働くかには、法廷の参加者たちに備わった物語を語る能力と聴く能力の両方が関わっている、という指摘である(ベネット・フェルドマン 2008: i-v)。

以上を踏まえ本章では、法廷を次の3つの点から特徴づけられる場として定義した上で議論を進めて行く。つまり法廷とは、第一に、その参加者にこれこそが筋の通った最適なやり方であるということ信じさせることを可能にする場である。したがって法廷の参加者、そのなかでも特にその場にのめり込んでいる存在である法曹関係者が、それ以外のやり方もあるかもしれないということを疑うような状況はまず起こりにくい。

第二に、先に挙げた一つ目の特徴つまり法廷の儀礼性—法廷という文化—を成り立たせるため、法廷では、その参加者に対してそれぞれ何らかの役割が課されることになる。そしてその役割とは、例えば「中立性」や「客観性」というような抽象的な概念を法廷内において体現し可視化させるためのものである。

そして第三に、法廷とは、先に見た二つの特徴を満たしながら、その参加者たちそれぞれが、それぞれの主張¹²⁰をつくり、それを語り、聴き、そして解釈する場である。つまり、法廷の参加者間でのやり取りを、一部の参加者の間ではすでに暗黙に共有されている内容が、法廷という場のコンテキストにおいて他の参加者にも共有されるか否かが交渉されるプロセスとして捉える。したがって、法廷にはその

ような交渉の場としての特徴があると捉えることとする。

ではここからは、以上の三点によって特徴づけられる法廷ないしそこでの裁判というコンテキストにおいて、そこに登場する人びとが具体的にどのようなやり取りをし、そのやり取りの過程でそれぞれの意識にどのような変化が起ころうのかを、コスタリカにおいて文化鑑定が実施された実際の訴訟事例から考えて行こう。

3 訴訟事例の検討

考察の対象として取り上げるのは、表3-1で示したこれまでにコスタリカで実施された文化鑑定に関する訴訟事例のうち、カバグラ先住民居住区で2010年に発生した殺人事件についての事例である¹²¹。

以下では、まず事件の概要をごく簡潔に示す。次に、実際の裁判手続きの流れに従い、検察側の主張、弁護側の主張、文化鑑定人による鑑定結果の提示、そして公判での人びととのやり取り、という順で記述する。

3-1 殺人事件の発生

2010年1月、コスタリカ南部に位置するカバグラ先住民居住区内で、刺殺された若い男性の遺体が発見された。被害者は同居住区に暮らしていた17歳の青年ケイだった。犯人として逮捕されたのは同じ居住区に暮らす30代前半のエドとミンゴで、この二人と被害者ケイとは共にカバグラ先住民居住区サンラファエル集落で生まれ育った顔見知り同士だった。



図3-1 殺人事件発生現場およびその周辺見取り図（出所：Google Earth、筆者加筆）

3-2 起訴事実と抗弁の内容

逮捕後エドとミンゴは双方ともに認定殺人罪で起訴された。このとき、検察側が提示した犯罪事実は次のようなものであった。

検察側の主張

2010年1月31日の深夜、被害者ケイと被告人エドとミンゴは、サンラファエル集落で開催されていた誕生日パーティーに居合わせた。当時、ケイは酒に酔った状態だった。エドとミンゴはそれを利用し、二人で役割を分担し完全な殺意を持って犯行に及んだ。二人の犯行は、帰宅しようとしていたケイを阻むような形で実行され、その詳細は次のようなものであった。

まずミンゴが持っていたリュック (bulto) から刃物を取り出し、ケイ殺害の目的でその刃物をエドに手渡した。ミンゴにはその行為への正当化事由 (causa de justificación) も動機 (motivo alguno) もなかった。ミンゴはそれが違法であるということを理解した上で、エドにケイを襲うよう促した。

エドもまた、その行為が違法であることを理解していたにも関わらず、酒に酔ったケイが無防備な状態にあることを利用し、計画的 (con alevosía) にケイに襲い掛かった。その後、エドは殺意 (intención homicida) をもってケイの胸部を刃物で一突きした。

エドに刺されたケイがその場に倒れ込むと、ミンゴはエドに対して「どうだ、やったか? (¿Qué, lo pegaste?)」と大声で尋ねた。エドが肯定すると、二人はその場から逃げ去った。二人の犯行によりケイは胸部と右上肢に一か所ずつの刺傷を負い、それらが原因で死亡した。

弁護側の主張

これに対して弁護側は、被告人二人のうちミンゴの無罪を主張した。またエドについても認定殺人罪ではなく単純殺人罪ないし正当防衛に相当するということを主張した。

さらに弁護側からはそれ以外にもいくつかの主張がなされた。まず一点目として、ミンゴの辩护人シンティアは、訴訟条件欠缺の抗弁権 (excepción de falta de acción) の行使を主張した¹²²。二点目として、カバグラ先住民居住区でのフィールドワークや住民への聞き取り調査の実施なしに作成された文化鑑定書が、証拠として採用されたことに対する異議申し立てを行った¹²³。三点目に、シンティアは予備審問 (audiencia preliminar) が不適切に行われたとも主張した¹²⁴。

さらに、ミンゴの辩护人シンティアとエドの辩护人シンディの両者は共に、1回目の調書が作成された際にブリブリ語の通訳人が立ち会わなかったことの問題を指摘した。そして最後に、エドの自宅から証拠の刃物が押収される際の手続きに問題があったことも主張した。

以上の点に加え、弁護側は、部分的にであれ検察側の提示した犯罪事実を覆すため、被害者ケイにも問題があったことや¹²⁵、当時ケイが酒に酔った状態にあったことと先住民 (インディヘナ) ブリブリの儀礼との関係性についても文化鑑定をとおして明らかにしようとした。



写真3-1 事件発現場周辺の様子(2016年12月27日、筆者撮影)

3-3 文化鑑定人の鑑定内容

本件では、専門分野の異なる二名の文化鑑定人が任命された。うち一人は人類学者のボイアン(男性)であり、もう一人はソーシャルワーカーのガブリエラ(女性)であった。ボイアンとガブリエラの二人は、鑑定書を作成するにあたり、犯行現場となったカバグラ先住民居住区へ向かい、短期間のフィールドワークを協同で行った。その後、二人は各人の名義でそれぞれ文化鑑定書を作成した。二人によって作成された文化鑑定書は、文化的証拠として公判に先立って裁判所へ提出された。

では、これら二つの文化鑑定書でどのようなことが示されたのか、その内容を見てみよう。

文化鑑定人ボイアンの鑑定内容

まず、人類学者ボイアンの作成した文化鑑定書は、合計すると38頁にもなるボリュームのある報告書である。民族誌の縮小版のような形式をとっており¹²⁶、調査方法や調査地の概要が説明された前半部分に対して、後半部分ではカバグラ先住民居住区の社会構造や人びとの世界観といった複数の項目が挙げられ、そのそれぞれに対するボイアンの考察が加えられた。ここで挙げられた項目は、フィールドワーク中にボイアンらが行った聞き取り調査等から抽出されたものと、弁護側から具体的に問い合わせのあった内容との両方を含んだものである。

各項目のなかでも分量を割いて丁寧に記述されたのは、先住民(インディヘナ)プリプリの儀礼として知られるチチャーダ(chichada)と、先住民居住区の土地をめぐるコンフリクトについての項目である。まずチチャーダについてどのような記述がなされたかを見て行こう。同項目は次のようなチチャ(chicha)の説明から書き始められている。

チチャ

チチャ(スペイン語に翻訳すると「ジュース(licuado)」に相当するケチュア語の言葉)は、トウモロコシをベースにした自然飲料である。(中略)チチャのアルコール度数は、砂糖やサトウキビなどの甘味料(dulce)の量と発酵時間によって左右されるものの、通常は非常に低い。

チチャは、定義上はアメリカ大陸に暮らす大多数の先住民(インディヘナ)集団にとつての伝統的な飲料であり、「神々の飲み物」とされる象徴的かつ文化的に重要な意味を持つ飲料である。その所以は、16世紀にヨーロッパ人がアメリカ大陸に到着するまで、すべての先住民(インディヘナ)社会で最も使用され重要であった生産物であるトウモロコシの飲料だということにある。

聖なる飲料であるチチャは、祭事や祈願あるいは民族集団ごとの特別な社会的催しのときのみ利用されるものだった。

チチャダとは、最も広義に解釈するとこのチチャと呼ばれる発酵飲料を集団で回し飲むことを指す。コスタリカの人類学者の間ではコスタリカ先住民の社会構造を象徴的に指し示す語彙として用いられ、互酬性(贈与交換システム)が成り立つ仕組みの一つであるというのが通説となっている。他方、新聞報道などでは暴力とチチャダが結びつけられる場合も多く、集団で暴飲する先住民(インディヘナ)の悪習であるかのような表現でチチャダが言及されることもある。

先ほど引用した文化鑑定人ボイアの報告内容からも明らかなおり、チチャやチチャダがコスタリカの社会一般を表すための語彙として用いられることはまずない。したがって、被告人たちの犯行へとつながる何らかの原因をチチャやチチャダに求めることはできないかと考えた弁護人の戦略の一つは、先住民(インディヘナ)という他者性つまりコスタリカの主流社会との明らかな差異を際立たせることによって被告人たちの弁護に役立てることだったと見てまず間違いない。

後日談として、ボイア自身は本件の文化鑑定においてチチャダについて報告する必要性を感じなかったと認めている¹²⁷。しかし、フィールドワークを行うに先立ち、弁護側からチチャダと今回の事件との関連性についても調べて欲しいという要望があったため、チチャダについての項目にも頁が割られることになったようだ。

以上を踏まえると、弁護人は「先住民(インディヘナ)である」という被告人の他者性や、コスタリカの社会一般に対する先住民社会の文化的差異を一枚岩に示すことを弁護戦略に加えようとしていた。そして先ほど引用した文化鑑定人ボイアの記述のし方は確かに、文化鑑定の問題点を指摘する人びとが懸念するような、非対称な力関係を伴った文化的差異の再生産に寄与しかねない内容にも見える。

しかし、これに続く記述内容を見てみると、文化鑑定人がただ先住民(インディヘナ)という他者性を際立たせることに終始している訳ではなかったことも明らかになる。そこには、弁護人が意図していたであろう被告人の文化的他者性を武器にした弁護の筋書きとは必ずしも一致しない、文化鑑定人の主張を読み取ることができるからである。先の引用部分に続く記述を見てみよう。

しかし現代では、プラタノ¹²⁸やパイナップルなど主に非先住民 (no indígena) の住民によって持ち込まれた、トウモロコシ以外の作物でチチャが精製される。さらに、非先住民の住民によるチチャの精製によって、チチャという飲料の伝統的なスキームや概念が断絶されるという状況に陥った。チチャは、これまでとは違い、少ない費用で容易に生産可能な市場のアルコール飲料と化したのである。こうしてチチャは、法律第6172号第6条によってアルコール飲料の販売が禁じられている先住民居住区を中心に、広く消費されるものとなった。

チチャが商業用の消費飲料となるに伴い、多くの場合、発酵時間を短縮させ、アルコール度数を高める目的で、精製過程で先住民居住区内外の非先住民の手によって非伝統的な科学物質が加えられるようになった。消費者の身体や感情や精神にどのような影響を及ぼしているかを確定するための検証や調査はまだ体系的かつ科学的には実施されていないものの、消費者の体に大きな影響を及ぼす事態を招いていることは明らかになっている。

このように、コスタリカ先住民にとっての「聖なる飲料」であったはずのチチャが次第に商品化されて行ったこと、その過程でチチャの象徴的意味合いが薄れると同時にチチャの原材料も変化して行ったことが説明された。この内容からは、先住民 (インディヘナ) であることと密接に関係する聖なる飲料としてのチチャと、先住民 (インディヘナ) か否かに関係なく、安価で入手しやすいアルコール飲料としてのチチャの境界線が極めて曖昧であることが明らかにされている。商品化されたチチャは、ビールやワインなどコスタリカにおいて一般的に広く飲用されるアルコール飲料とほぼ置き換え可能な語彙となっていることが指摘されているのである。

ここまで見てきたチチャやチチャードについての説明内容は、基本的には弁護側の要求を汲んで記述されたものであった。しかし、おそらくは弁護人が求めていた内容とは少し異なる、文化鑑定人なりの解釈も少なからず反映されていたということが、チチャの変容について述べた先ほどの記述から明らかになる。

このように、弁護側や検察側が進めようとする筋書きのいずれとも一致しない文化鑑定人の鑑定内容は、弁護側や検察側とは異なる、また別の筋書きの伏線ともなりうる。このことがよく表れているのが、文化鑑定人自身がフィールドワークをとおして報告の必要性を感じ、自身の判断であえて鑑定項目として加えた、土地をめぐるコンフリクトについての記述内容においてである。この項目は、弁護人や検察官はもちろん、裁判官からも特に求められたものではなかったものの、文化鑑定人の判断で鑑定書に書き加えられた。文化鑑定人のこのときの判断は、後に続く公判での証人たちの証言内容の細部に光を当てるためには不可欠であったということ、私たちは本章の後半部分で確認することになるだろう。

では、土地をめぐるコンフリクトに関する項目でどのような記述がなされたのかを見て行こう。

土地をめぐるコンフリクト

先住民居住区と名付けられた土地は、コスタリカ農業開発局 (IDA: Instituto de Desarrollo

Agrario) の名義で共同所有権が認められ、その管理はそれぞれの先住民統合開発協議会 (ADI: Asociación de Desarrollo Indígena/Integral) に譲渡されている。

土地の管理や住民間での土地の再分配や使用についての内部規定の決定を遂行するのは ADI の執行部であり、先住民 (インディヘナ) の家族あるいはカバグラという共同体 (comunidad)¹²⁹ を成す構成員のみに特定の使用目的 (主に農業がその目的の多くを占めるのだが) で土地が譲渡されることが優先される。

ここでは上記のとおり、コスタリカ国内の先住民居住区はいずれもその実質的な所有権が各居住区に組織された、一部の住民から成る ADI に与えられており、住民間などでの土地の譲渡についてもこの ADI を介して行われるという規定があることが説明されている。この ADI は、第四章で詳しく説明するとおり、1960 年代頃に本格化するコスタリカの農地改革の一環として誕生した中央政府公認の組織である。ADI 発足当時はどの居住区の ADI もほとんど例外なく中央政府の傀儡組織にすぎなかったものの、1990 年代以降は一部の居住区の ADI 内部で改革が進められ、実質的な土地回復の主体として機能しつつもある。カバグラ先住民居住区の ADI もその一つであり、国際人権法によって保障されるようになった先住民の権利という枠組みに訴えることによって、土地回復を求める動きが生まれている。しかしそのような新たな動きが、これまでにはなかった新たな問題の火種を生んでいることが鑑定書では次のように説明されている。

この 10 年ほどの間にカバグラの ADI 執行部は、土地の管理に関するより「アグレッシブ (agresiva)」な規定を設け、土地の境界線や利用方法を再検討したり、IDA によって新たに回復された土地を管理する役目を代行したりするようになった。さらにカーボンニュートラルや生態系サービスへの支払い制度によってもたらされる収入の管理も行うようになった。

これによってカバグラでは社会的な緊張状態が生まれ、その緊張度合はますます増加している。サンラファエル集落やその周辺の集落に暮らす家族やそれらの集落の構成員の多くは、自分たちがその影響を受けていると感じるようになった。

1970 年代以降に着手され、その後加速したコスタリカの環境政策によって、土地を含む「環境」に商品価値が付されたことの余波がカバグラ先住民居住区にも及ぶようになったことがここでは指摘されている。そしてこのことがコスタリカの先住民政策をめぐる最大の課題の一つでもある、先住民居住区内の土地に関する諸問題をさらに複雑化させ、今回の殺人事件へとつながる間接的な背景を提供しているのではないか、という文化鑑定人ポイアンの見解が示されているのである。

以上より、文化鑑定人ポイアンが同鑑定書において特に強調したかったことは、今回の事件を被害者と被告人たちとの個人的な問題としてではなく、コスタリカ政府が推し進めてきた先住民 (インディヘナ) に対する政策や、先住民居住区にどのような影響を及ぼすかを十分に考慮しないまま実行され

た環境政策による歪みの結果として捉えるべきだ、という点であることがわかる。つまり、この文化鑑定書のなかで強調して示されたのは、今回の事件は長年解決されないままに火種が温存されてきたカバグラの社会的な問題つまり土地をめぐるコンフリクトが、偶然にも今回の被告人エドとミンゴと被害者ケイの間で、残念ながら殺人という最悪の形で表出したということであった。

文化鑑定人ガブリエラの鑑定内容

次に、もう一人の文化鑑定人の鑑定書を見てみよう。ソーシャルワーカーのガブリエラは、2002年からトゥリアルバ地方裁判所内で勤務を始めた人物で¹³⁰、今回の事件が発生するまでにカバグラ先住民居住区を訪れたことはなかったものの、勤務地トゥリアルバ近郊の、主にカベカルの人びとが多く暮らす先住民居住区へは複数回足を運び、住民たちと接する機会を多く持ってきた女性だ。その経験から、人類学者ボイアンと共に今回の事件の文化鑑定人に任命されることとなった。

ガブリエラは、調査方法について説明した前半部分と、カバグラ先住民居住区の地理や社会状況について整理した上で調査結果について明記した後半部分とに分けた計16頁の報告書を提出した。ガブリエラの文化鑑定書も、もう一人の文化鑑定人ボイアンのものと同様、カバグラでのフィールドワークや住民への聞き取り調査にもとづきながら、いくつかのまとまりに分けてガブリエラ自身の見解が示される構成となっている。

それらのまとまりのうち、より多くの頁が割かれたのは、一つ目の鑑定書同様、カバグラ先住民居住区における土地についての諸問題である。例えばカバグラ居住区内の土地の利用については、次のように記述された。

この地域の公式データによると、10年ほど前までは先住民（インディヘナ）が耕作し居住していた土地は、カバグラ先住民居住区内の土地のうちのわずか25パーセントほどであった。それ以外の土地は、国内の別の場所（主にプエノスアイレスや南部地域の場所）から移住してきた非先住民（no indígena）の家族によって利用されていた。

文化鑑定人ガブリエラは2000年頃まではカバグラ先住民居住区内の土地の大半が「先住民」という範疇には入らない人びと、つまり非先住民（非インディヘナ）の手中にあったことを説明した上で、現在のカバグラ住民の経済的かつ社会的困難についても次のように言及している。

一般的に先住民（インディヘナ）の収入は低く、その結果として子どもたちがまだ幼いうちから経済活動に参加することになる。カバグラにおいては他の先住民居住区と同様に居住区内で職を見つけることが極めて困難であり、仮に労働市場に参入できたとしても搾取されることになる。彼らは資格を認められていない労働力となり、最低限の労働社会保障さえ受けていない。先住民（インディヘナ）と非先住民（非インディヘナ）間の非対称な関係（*las relaciones asimétricas*）は明らかである。

上記のような状況が前提として存在するなかで、土地をめぐるコンフリクトがその状況をさらに複雑なものとしていることをガブリエラは指摘する。土地をめぐるコンフリクトについての彼女の次のような指摘は、最初に見たボイアンの記述ともかなり重なるものである。

さまざまな情報源を参照したところ、カバグラにおける暴力発生率の高さは、土地所有の問題と関係している。先住民居住区はIDAの名義となっているものの、その管理についての特別な権利がADIに認められている。ADIには、先住民（インディヘナ）の文化的アイデンティティ（*identidad cultural*）を守り、居住区内に暮らす先住民（インディヘナ）の全家族が耕作と生活維持のために必要な土地を獲得することを保証するというを前提に、居住区内の土地の使用、管理、分配を行う権利が付与されている。

しかし、2000年代に入った頃よりカバグラのADIつまりADICの執行部メンバーを一部の特定の住民たちが独占するようになり、居住区内の土地の使用、管理、分配を行うというADICの第一の役割が十分に果たされていない状況が続いていることがこの文化鑑定書では指摘された。そしてそのような土地をめぐる住民間の緊張関係が潜在的に存在するなか、今回の事件が発生してしまった、という見方が示されたのである。

ここまで見てきた二人の文化鑑定人による鑑定書はいずれも、その読み手に、弁護側の語り方とも検察側の語り方とも異なる、また別の方法—土地をめぐるコンフリクトに焦点を当てた語り方—で今回の事件について語るができるのではないかと思わせる内容となっている。

では、ここからは公判の様子がどのようなものであったかを裁判資料にもとづき再構成して行こう。

3-4 公判における被告人の供述内容

複数日をかけて執り行われた公判において、被告人二名にももちろん供述の機会が与えられた。しかし、ミンゴは始終黙秘権を行使し何も語らなかった。実行犯とされたエドも当初は黙秘を続けていたものの、ブリブリ語の通訳翻訳人を介して次のように供述した。

被告人エドの供述

あの日、最初にナイフ（*el cuchillo*）で襲い掛かって来たのはケイの方でした。私は自己防衛しようとして腰に付けていた刃物（*un puñal*）を手に取り、ケイを刺してしまったのです。リュックに私が刃物を隠し持っていたというのは事実ではありません。私は刃物を腰に付けていたのです。リュックも持っていましたが、そこには刃物の類は入っていませんでした。

ミンゴも共犯だと言われていますが、私があの日刃物を持っていたかどうかを彼が知っていたはずはありません。ましてや私はあの日彼と行動を共にしていた訳でもありません。私はいつも一人で行動しており、誰かを引き連れていたのは私ではありません。パーティーへ行くとともに私はいつも一人です¹³¹。

近くのパラック小屋にいたと証言している者が二人いるようですが、あの夜、小屋には誰もいませんでした。私を小屋から目撃したという人たちはあの夜そこにはいなかったのです¹³²。

証人の一人ヘインルは、あの夜、彼のいとこにあたる被害者ケイと一緒にいたと主張しています。でもケイは一人きりでいました。ヘインルが犯行を目撃したというのは事実ではありません。

私はなぜミンゴも被告人扱いされているのかわかりません。あの夜、私はミンゴとは一緒にいませんでした。私がケイとの間に問題を抱えているということもミンゴは事件が起こるまでは知らなかったと思います。私はミンゴに「二人でケイを殺害しよう」とは言っておらず、ミンゴは何も知らなかったのです。

私がケイとの間に抱えていた問題とは、ある土地をめぐる問題です。その土地はそこで生活し仕事ができるようにと私が家族から譲り受けた土地でしたが、ケイの家族はその土地を私から取り上げようとしていました。

あの夜、私にはケイを刺す以外には自分の身を守る術が残されていませんでした。彼を殺害するほかなかったのです。私にはケイを殺すつもりはありませんでした。彼が最初に「お前を殺す」と言ったのです。ケイはまだ若いので¹³³、私は彼に「これ以上争いたくない」と伝えました。しかし彼は私の言うことに耳を貸さず、「殺してやる」と言いました。だから私は彼を刺してしまったのです。私はもう何もできません。私の家族にも影響が及びます。

土地をめぐる問題は今から一年ほど前に始まりました。私は検察庁にケイやその家族を告訴したこともありましたが、でも検察庁は私に何もしてくれませんでした。私は自分自身でその土地を守る以外に方法がなくなりました。現在も依然としてケイの家族は私が譲り受けた土地に住み続けています。私も私の母親もその土地で生まれました。あの土地は私の土地です。もしその土地が私の土地でなければ、そもそもケイや彼の家族と争うようなことはしません。

* * *

上記のエドの供述からは、今回の事件の根底にはエド家族と被害者ケイ家族との間での土地をめぐる問題が深く関係しているということが明らかになる。また検察側の主張とは相反して、事件当夜、被害者ケイの方が先に何らかの挑発的な行動を起こしたという点についても触れられている。エドのこのような供述は、次に見る証人たちの証言によって具体的な描写が加えられながら、さらに肉付けされて行くことになる。

3-5 公判における証人たちの証言内容

本件の証人として法廷に立ったのは、コスタリカ司法警察(OIJ: Organismo de Investigación Judicial)の職員2名、カバグラ先住民居住区の住民11名¹³⁴、そして先述した文化鑑定人2名の計15名であった。以下に見る各人の証言は、ときに検察側の主張する筋書きを裏付けながら、ときに弁護側の主張するまた別の道筋を補強しながら展開されている。と同時に、法廷において支配的な、検察側の主張とも弁護側の主張とも完全には一致していないものの、おそらく重要なのではないと思われる

る数々の断片的な情報も含まれていることがわかる。それらの断片的な情報には、先に見た文化鑑定人の示唆する方向へと道筋をつくるような類の内容も含まれる。

では、一人ずつ見て行こう。

司法警察官ウィリアムの証言内容

私はプエノスアイレスの司法警察官です。私がペレスセレドン司法警察からの電話を受け¹³⁵、カバグラ先住民居住区ブラソデオロ集落周辺で一人の遺体が発見されたということを知ったのは2010年1月31日のことでした。私はその後すぐに同僚の司法警察官ヘンリーと検察官カティア、そして裁判官マルジョリと共にカバグラ先住民居住区へ向かいました。

我々が遺体発見現場に到着したとき、そこにはすでに警察官数名の姿があり現場の保全にあたっていました。現場の状況から殺人事件であることは明らかであり、被疑者はエドとミンゴだということがすでに特定されていました。我々は被害者の遺体を確認し、左の腋下と右肩にそれぞれ刃物で刺された傷があることを発見しました。犯行現場には刃渡り73センチメートルほどのマチュエテ (machete)¹³⁶が落ちていたことも確認しました¹³⁷。

被害者の遺体を回収した後、我々は証人複数名への聞き取り調査を開始しました¹³⁸。検察官カティアが証人の一人であるヘインェルに聞き取り調査を行いました。ヘインェルは犯行現場を目撃し、犯人はミンゴとエドだったと証言しました。ヘインェルはまた、ミンゴが黒っぽいリュックから刃物を取り出しそれをエドに渡したところや、刃物を受け取ったエドがすぐに被害者ケイに飛び掛かり数回刺したところ、そしてその後ミンゴがエドにやったかどうかを尋ね、エドがこれを肯定するところを目撃したとも語りました。

被疑者エドとミンゴの居場所と、彼らの自宅の場所を突き止めたので、証人たちへの聞き取り調査を終えると、我々は凶器の刃物やリュック、犯行当時被疑者が身に着けていた衣服を見つけるためにまずはエドの自宅へ向かいました¹³⁹。エド宅はカバグラ小学校から南へ200メートルほど行ったところであり、家にはエドの妻 (compañera) サンドラが在宅中でした。検察官カティアはなぜ我々がここまで訪ねて来たのかをサンドラに説明しました。カティアは、犯行時にエドが持っていた刃物やリュック、身に着けていた衣服を探しているのだとサンドラに伝えました。続けてカティアは、サンドラに対して、証拠押収に関する法律を通知し、彼女にはこれを拒否する権利 (拒否権) があることも伝えました。これを受けサンドラは、我々が自宅の中に入り証拠類を捜索することに問題はないと言い、捜索を許可してくれました。彼女の許可を得たので我々は家の中に入り、捜索を開始しました。捜索の結果、部屋の一室の床に落ちていた緑色のシャツ (camisa) を発見し、これを証拠として押収しました¹⁴⁰。寝室のベッドの下では青色のリュックが見つかり、そのリュックの中には明らかに血痕だと思われるもののがしみ込んだ刃物が、赤いハンカチに包まれた状態で入れられていました。捜索が終了すると、調書 (acta) が作成されました。

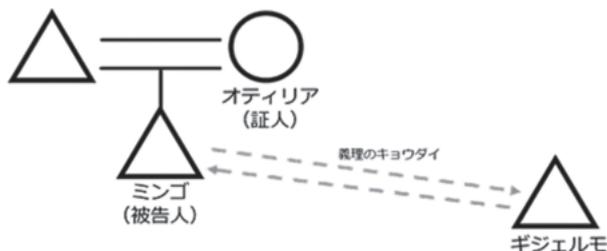


図3-2 被告人ミンゴの系譜関係

我々はヘインेलと一緒に犯行を目撃したとされるギジェルモにも聞き取り調査を行おうとしました。しかし、ギジェルモは被疑者ミンゴの義理のキョウタイ (cuñado)¹⁴¹なので我々には何も語りませんでした。翌日2月1日に我々はギジェルモに話を聞くためもう一度カバグラ先住民居住区へ向かいましたが、この日もギジェルモは黙秘を続けました。

私は今回の事件の前にもエドの妻サンドラと話をすることがありました。今回の事件が発生する15日ほど前にサンドラが土地の不法占有に関して告訴状を提出していたからです¹⁴²。その際、私は問題の土地を確認するためにカバグラ先住民居住区を訪れ、サンドラとスペイン語で話をしました。彼女はスペイン語で我々に状況を説明し、同行していた同僚ヘンリーに問題の土地の図面 (plano) を見せてくれました。

私は今回の事件の少し前に先住民 (インディヘナ) の事件に対応する際の意識について学ぶための研修を受けたことがあります。しかし、先住民 (インディヘナ) の住民に対してどのように聞き取り調査を行うべきかについての研修を受けたことはありません。

* * *

検察側の証人として出廷した司法警察官ウィリアムの語った以上の内容は、検察側の立てた筋書きに概ね合致したものである。プブリ語の通訳翻訳人を介さずにスペイン語のみで被告人エドの妻サンドラとやり取りしたことに一切問題がなかったことや、エド宅で証拠を押収する際に必要な説明がなされたことなど、弁護側の異議申し立てには根拠がないということが強調されていることがわかる。

ただ、ウィリアムが今回の事件発生の前にもサンドラと話をすることがあったと証言したことは注目に値する。ウィリアム自身の意図するところとしては、あくまでサンドラのスペイン語能力に問題がないことを証明するためにそのように発言したにすぎない。しかし、文化鑑定書の内容を読んだ者にとっては、被害者ケイと被告人エドや、その親族との間にはやはり今回の事件以前から土地をめぐる何らかの問題が生じており、そのことと今回の事件とが関係しているのではないかと思わせる効果をもたらしているからである。

次に見るのは、ウィリアムの同僚ヘンリーの証言である。

司法警察官ヘンリーの証言内容

私はブエノスアイレス司法警察での勤務歴2年目の司法警察官です。2010年1月31日に同僚ウィリアムと待機しているとき¹⁴³、私はペレスセレドンから今回の事件についての連絡を受けました。その後、私は被害者ケイの遺体回収に立ち会うことになった検察官カティアと裁判官マルジョリに連絡を取りました。

我々が遺体発見現場に到着したとき、警察官が複数名すでに現場の対応にあたっていました。遺体発見現場はサンラファエル集落のEBAIS（建物の名称）から25メートルほどのところでした。我々の到着時には遺体はすでに白いシーツに覆われていました。遺体のすぐ側にはナイフが落ちており、我々はそのナイフを証拠として押収しました。その後、遺体を調べ、左腕と右肩に刺傷があるのを確認しました。遺体に残っていた傷はその二か所だけでした。

ヘインルに聞き取り調査を行ったのは検察官カティアでした¹⁴⁴。ヘインルは事件当時パーティーが開催されており、被害者ケイもそのパーティーに参加していたと証言しました。ヘインルによると、彼は事件当夜の午前2時頃ケイに、家に帰ろうと声をかけられたそうです。ヘインルはその誘いには乗らず、代わりにケイを自宅まで送って行き、その後パーティーに戻って来よう、と答えたそうです。そこでケイが先を歩き、ヘインルはギジェルモと一緒にケイの5メートルほど後方を歩いたそうです。ヘインルはケイの前方を歩いている男が二人いることを目撃し、その男たちがミンゴとエドだったとも語りました。ミンゴがエドに何かを手渡し、エドがケイの方へ近寄って行きケイを襲うのを目撃したとも言いました。その後ケイが地面に倒れたので、ヘインルは血を流しているケイのところへ駆け寄ったそうです。エドとミンゴはその場から逃げ去ったとのことでした。ヘインルは、エドとミンゴの二人が凶器をどこにやったのかまではわからないと証言しました¹⁴⁵。事件当夜ヘインルと一緒にいたギジェルモとも話をしたかったのですが、ギジェルモには、ミンゴの親族なので証言したくない、と言われました。

我々はサンラファエル集落のエド宅を特定し、そこへ向かいました。エド宅から出てきたのはサンドラでした。サンドラには証拠押収に関する法律が通知され、なぜ我々がこの場にいるのかについても説明されました。その上で、サンドラにはこれから家宅捜索を行うことになるかもしれないということも説明しました。これを受けてサンドラは、我々が家宅捜索申請書を取得する必要はないと言い、申請書がなくとも我々が家の中を捜索することを許可すると言ったのです¹⁴⁶。

我々は寝室で緑色のTシャツを発見しました。そこには明らかに血痕だとわかるものが付着していました。我々はそのTシャツを証拠として押収しました。別の部屋のベッドの下には青色のリュックがあり、中には赤いハンカチで覆われた刃物が入っていました。我々はこの刃物も証拠として押収しました。

翌朝ギジェルモに聞き取り調査を行うため、我々は再度サンラファエル集落へ向かいましたが、この日もギジェルモは何も語りませんでした。また、事件当夜パーティーが行われていた場所の家主であるロマンは、[少なくともパーティー会場では]何の口論も聞かなかったと我々に語りました。ロマンは、被害者ケイが大変な問題児だったとも証言しました¹⁴⁷。

その後、エド宅で押収したハンカチには被害者ケイのDNAが付着していたことが判明しました。なお、遺体発見現場から3～4メートルほどのところに落ちていたナイフからは誰のDNAも検出されませんでした¹⁴⁸。

今回の事件の以前にも私はウィリアムと一緒に遺体発見現場の近くまで行ったことがありました。エドの妻サンドラがブラソデオロ集落の土地に関する告訴状を提出しており、その土地を確認するために来たことがあったのです。その際にはサンドラが我々の調査に立ち会いました。私はエド本人とも話をしました。そのときはサンドラもエドもスペイン語で話しており、エドと意思疎通をはかるのに私は問題を感じませんでした。

* * *

先に見たウィリアムの証言と同様に、ヘンリーの語った内容も検察側の語り口をほぼそのまま裏付けるものとなっていることがわかる。とはいえ、ヘンリーもやはり、被害者ケイと被告人たちやその家族の間には以前から土地をめぐる問題があったことについて触れている。これらの証言は、文化鑑定書で示された今回の事件についてのもう一つの語り口の可能性を間接的にであれ補強する効果をもたらしている、と考察することができる。

ここからはカバグラ先住民居住区の住民たちの証言を見て行こう。住民たちの証言内容は、一言でいうと、どれも非常に断片的である。しかしそれらは、文化鑑定書でほんやりと筋道が示された、検察側とも弁護側とも異なる、事件についてのもう一つの語り方を後押しするような要素に溢れた証言内容であるともいえる。

まず初めに見るのは被害者ケイの母親イリスの証言である。

被害者の母親イリスの証言内容

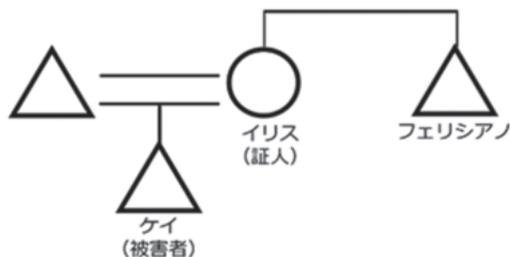


図3-3 被害者ケイの系譜関係

私は被害者ケイの母親です。事件当夜、私は自宅にいました。長男のケイがロマン¹⁴⁹の誕生日パーティーに招待され、集まりに参加していたことは知っていましたが、その後に息子の身に何が起こったのかまではそのときは知りませんでした。私は、事件当夜、息子は彼のいとこのヘイネルと一緒に行動していたのだらうと考えています。

私は息子ケイが殺害されたということを兄弟のフェリシアーノから聞いて知りました。イリアスとクラウディオがそのとき犯行現場に居合わせ、この二人がミンゴとエドを目撃したということも聞きました。犯行現場近くのバラック小屋の中からクラウディオとエリアスの二人が一部始終を目撃し、ミンゴが短い刃物を取り出し、それをエドに手渡し息子を殺害するよう促したということも聞きました¹⁵⁰。

私はケイと同じ家で暮らしていました。ケイは長男です。彼以外の息子や娘たちはまだ幼いので、家計を助けてくれていたのはケイでした。私は逮捕されたエドもミンゴも知っています。二人はカバグラ生まれのカバグラ育ちで、息子とは顔見知りでしたが彼らが友人同士だったとは思いません。息子とミンゴとの間には問題がありました。息子とエドとの関係については私は知りません。

ミンゴとエドの家族のことももちろんよく知っています。ミンゴと彼の母親オティリアが、息子ケイが彼らの馬一頭とフリホーレス（豆）を盗んだと訴えていたことを私は知っています。ミンゴの母親オティリアは他人のものを奪い取ることが癖になっている人です。ミンゴとオティリアはナイフでケイに襲い掛かろうとし、もし息子がカバグラ先住民居住区から出て行かないのであれば、彼を切り付けると脅したこともありました。息子ケイがこの二人のフリホーレスを無断で収穫したという嫌疑をかけられたとき、二人は私と話をするために自宅までやって来ました。二人が訪ねてきたとき、私は一人で在宅しており、二人に家から出て行くように訴えましたがこの二人は無理やり家の中に入ろうとしました。

息子ケイが殺害される前、ケイは自分を追い払おうとしている者が4名ほどいると口にしていました。それが誰なのかまでは私にはわかりませんでした。私自身もミンゴとエドに関することで脅迫を受けたことがあります。エドの妻サンドラが私の所有地に危害を加えたことがあったのです。サンドラは私の所有地で好き勝手なことをし、ユカの葉を刈りフリホーレスやトウモロコシを持ち去ったのです。

サンドラのおじにあたるパウリーノは、私がサンドラに対して出した告訴を取り下げないのであれば、私を殺害すると脅してきました。私が現在暮らしている土地は長い間放置されていた土地で、2002年から今日まで私がこの土地を占有してきました。しかし、サンドラはその土地が自分たちのものだ主張するのです。その土地は私が手入れてきた土地です。サンドラたちがその土地へやって来たのは、私よりもずっと遅い2009年になってからのことなのです。

息子ケイがこの居住区の問題児だと言われていることを私は聞いたことがありません。ケイは私の所有地¹⁵¹で働いてくれていました。息子はとどきアルコールを飲用していましたが、私には親切で優しい子でした。一人でいることが多く、友だちのほとんどいない子でした。

* * *

被害者ケイの母親イリスの証言からは、ケイと被告人たちとの間で生じていた土地をめぐる問題は、彼ら自身の問題というよりも、イリスやミンゴの母親オティリア、そしてエドの妻サンドラなども巻き込んだ家族と家族との間での問題であったということがわかる。また、ケイには友人が少なく、居住区内でも孤立した存在であったということも明らかになる。

次に見る被害者の知人エリアスの証言は、後に裁判官によって信ぴょう性が低いものと判断され、その証言内容は却下されることとなったものではあるが、簡単に目を通しておこう。

被害者の知人エリアスの証言内容

私は被害者ケイの知人の一人です。被告人ミンゴとはときどき話をする仲であり、エドとも顔見知りで

した。私はエドとミンゴの犯行を目撃したうちの一人です。

事件当夜、私はクラウディオと一緒にミンゴとエドがケイを襲ったところから5メートルほどのところにあるバス停（バラック小屋）の中にいました。深夜1時頃のことです。通りには街灯があったので辺りは比較的明るかったです。クラウディオと私は、帰宅前にタバコを一服しているところでした。その夜は隣人ロマンが主催しているパーティーの様子を伺いに行き、その後バラック小屋の方へタバコを吸いに向かったのです¹⁵²。私は結局パーティーへは参加せず、クラウディオと一緒にすぐ帰宅しようとしていたところでした。エドとミンゴはパーティーに参加しており、ケイもそこにいるところを見ました。ケイは帰宅途中でエドとミンゴに襲われたのです。

私が気付いたときにはケイはすでに押し倒されていました。私は喧嘩だと思い、その場から逃げるのが良いと判断しました。エドもミンゴも私の姿を見ることはできなかったと思います。

エドとミンゴがケイに何か言っていたかどうかまでは私にはわかりません。同様にケイが二人に対して何か言っていたかどうかはわかりません。ミンゴとエドがそのときどのような服装をしていたのかも覚えていません。しかし、街灯で何か光ったものを見たことは確かです。それが刃物だったのか、あるいは何か他のものだったのかまでは特定できません。ミンゴはその光ったものをエドに手渡したのですが、ミンゴがどこにそれを持っていたのかはわかりません。

私が見た限りではケイは泥酔状態にあったという訳ではなかったように思います。ミンゴとエドが酔っていたかどうかはちらっと見ただけなのでわかりません。ケイの後ろを彼のいとこのヘイネルが歩いていたのを見ました。ヘイネルはミンゴとエドの20～30メートルほど手前のところを歩いていました。私は犯行の一部始終を見た訳ではなく、途中でその場を後にし、家へ帰りました¹⁵³。

私はケイとの間に問題を抱えていたということはありません。ケイと他の住民たちとの間に問題が起こっていたということも知りませんでした。

* * *

次に見るクラウディオの証言も、エリアス同様、後に裁判官によって信ぴょう性が低いものと判断され、却下されたものである。クラウディオの証言内容は、先ほどのエリアスの証言内容と重なる部分が多い。

被害者の知人クラウディオの証言内容

私は被告人エドのおじ¹⁵⁴です。私自身もカバグラ生まれのカバグラ育ちなので、被害者ケイのことも幼少期から知っており、ケイの家族が良い家族だということも知っています。私はケイの友人です。被告人ミンゴのことも小さい頃から知っています。ケイの母親イリスに頼まれたのでこうして証言することに決めました。

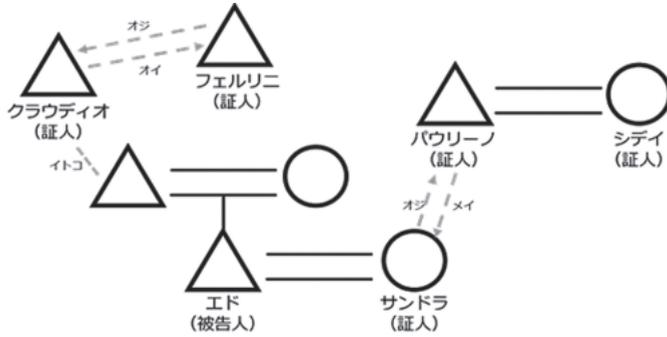


図3-4 被告人エドの系譜関係

事件当夜、私もロマンの主催するパーティーの場にいました。パーティーの様子を伺うためにロマン宅へ行きはしましたが、恥ずかしさがあったので中には入らず、通りから中の様子を伺っていました。その夜、私はエリアスと行動を共にしていました。私が用を足そうと茂みの方へ行っていると、エリアスが私を呼びました。「あそこを走って行く者たちを見ろ」と言うのです。私はエドとミンゴが通りを走って行くのを見ました。騒ぐ声が聞こえたので、喧嘩に巻き込まれないようにと思い、私はそのまま家へ帰りました。

ミンゴとエドがケイに何か言ったかどうか私にはわかりません。私は二人の声を聞きませんでした。二人がケイに近寄って行き、掴みかかったのは確かに見ましたが、それ以上は見えていません。喧嘩だと思い、恐ろしくなったからです。私はエリアスに「巻き込まれるからもう行こう」と言いました。

私は二人がケイを殴るのを見ていませんが、我々が側を通ったとき二人がケイに何かしているのは見ました。ケイを殺そうとしていたのだと思います。ケイはもう歩けず、その場に倒れ込んでいました。二人は立ったままでした。ケイはそのときすでに殺されていたのだらうと思います。我々は静かにその側を通り過ぎました。二人が何かを持っていたかどうかはわかりません。でもケイは刺殺されたのですから、何かを持っていたに違いありません。ミンゴがエドに何かを渡すような手の動きをしているのは見ましたが、それが何だったのか、実際にどのように手渡したのかは見ていません。見たのは手の動きだけです。

事件当夜のケイは少し酔っ払っていました。私は二人がケイを殴るのは見ていません。二人もケイと同じように酔っ払っていました。「ケイを刺せ、殺せ」という声は聞きました。二人のうちのどちらかが言ったのだとは思いますが、どちらかは識別できませんでした。私はミンゴがエドに何か渡す前にその声を聞きました。エドがその後何をしたのかは見ていません。午前1時頃だったのでよく見えなかったのです。

彼らの側を通るとき、ケイのリュックが側に放り出されているのを見ました。そこには街灯の光が届いておらず、はっきりと見ることはできませんでした。ケイの「苦痛を訴える」声は聞こえませんでした。ミンゴかエドがリュックを持っていたかどうかは私にはわかりません。我々は犯行現場の側を通って帰宅しましたが、ミンゴとエドに私自身の姿を見られたとは思いません。二人はケイの方に身体を向けていました。もしかすると二人は、道の向こうを帰って行く我々の姿であれば目にしたかもしれません。ケイが刃物を持ち歩いていただろうかも私にはわかりません。ケイは良い青年でした。

エリアスと私はただイリスの力になりたいと思っています。

* * *

ここまで見たエリアスとクラウディオの証言内容は、先述したとおりいずれも後に裁判官によって信ぴょう性が低いと判断されることとなった。しかし、この二人の証言内容や、二人がわざわざ出廷し証言したという事実からは、この事件の背景には被害者と加害者あるいはその親やパートナーといった狭い人間関係だけではなく、より広い、近隣住民をも巻き込んだ複雑な人間関係のこじれが関係しているということがわかる。つまり、結果的には却下された証言ではあるものの、法廷において二人が先述のような内容を語ったということ、またその内容を裁判官が耳にしたということ自体が、法廷の参加者たちにとって今回の事件がどのようなものに見えるのかということにも関わっている可能性が示唆されるのである。

さて、次に見るのは、検察側の主張のもととなった被害者のいとこにあたるヘイネルの証言である。

被害者のいとこヘイネルの証言内容



図3-5 証人ヘイネルの系譜関係1

私は被害者ケイのいとこです。昨日は証言することを拒みました。私自身が現在拘束されている身なので証言するのが怖かったのですが、今日は証言することに決めました¹⁵⁵。

ケイは私のいとこでした。私は2010年1月30日の午後2時頃にケイと話をしました。夜7時頃にはパーティーがありました。31日の深夜1時頃にケイが徒歩で家へ向かっていたところ、彼は短い刃物を持ったエドに後方から襲われたのです。その刃物はミンゴがリュックの中に持っており、エドに手渡したものです。ケイは最初エドと向かい合いましたが、その後エドがミンゴのいた少し後方に引き、そのときミンゴがエドに刃物を手渡したのです。エドはケイがいるところへ刃物を持って戻り、何のためらいもなく彼を傷付けたのです。

犯行を目撃したとき、私は彼らから10メートル離れたところにいました。街灯の近くでした。ミンゴはエドとケイが向かい合っているところから7メートルのところにもいました。その後、ミンゴはエドに向かって「やったか」と言い、そのときケイは地面に倒れました。ケイが倒れると、エドはミンゴのところまで走って行き、ミンゴが「やったか」と尋ねたかと思うと二人でその場を逃げ去って行きました。

ミンゴはリュックから刃物を取り出し、それをエドに手渡し、エドはその刃物を持っていました。刃物を取り出されたとき、刃物が光ったので私はそれを見ることができました。ミンゴのリュックは緑のような黒い色でした。

ケイは酔っていました。ひどいものでした。ビールを7杯ほど飲んでいました。ビールとグアロ

(guaro)¹⁵⁶を混ぜたものです。パーティーはロマン宅で行われており、誕生日を祝うものでした。たくさんの人が参加していました。パーティーの場では喧嘩は一切ありませんでした。午前2時半頃に我々はパーティー会場を出ました。私がおの場を後にしたのはケイを家まで送り届けるためでした。ロマン宅を出るとき、私はケイに「すぐに追いつくから先に行っている」と言いました。私はケイを10メートルほど後から追いかけることになりました。友人何人かに呼び止められたからです。その後、ロマン宅を出て、喧嘩を目撃したのです。

パーティーの場ではクラウディオをちらっと見かけました。エリアスもそこにいました。エリアスがいたのは少しの間だけだったと思います。シデイのことも彼女の夫のことも知っていますが、その夜は見かけませんでした。ラファエルのことも知っています。彼は私の父方のいとこにあたります。その日は彼とは話をしませんでした。私も私の両親も、彼とは良好な関係にあります¹⁵⁷。

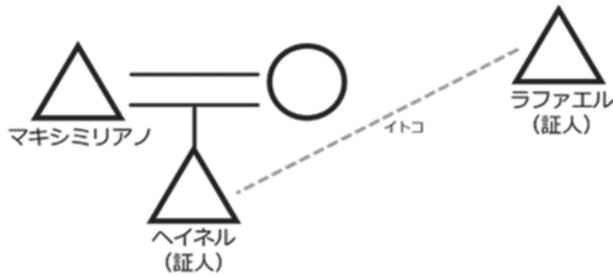


図3-6 証人ヘイネルの系譜関係2

リュックはミンゴが持っていました。二人はロマン宅とは反対方向へ逃げて行きました。ロマン宅から犯行現場までは20メートルほどありました。事件後、私はロマン宅には戻らず、そのまま現場にとどまり、警察が到着するのを待ちました。OIJが到着したとき、私は検察官と話し、彼女は私の証言を記録しました。

犯行現場の近くにはバス停として使われている小さな小屋があります。事件当時、そのバス停には人影がありました。事件当時、ケイは刃物の類は一切持っていませんでした。

私はミンゴともエドとも問題を抱えていません。彼ら二人がケイとの間に問題を抱えていたかどうかは私は知りません。

事件当夜、私がギジェルモを見たと言ったのは間違いでした。私がギジェルモを見たのは確かですが、それはケイが亡くなってしまったからのことです。ケイは刃物を使うことはなく、普段から刃物を持ち歩くということはありませんでした。私が知る限りでは居住区の人びととの間に問題を抱えていたということもありません。法的な類の問題についても生じていなかったと思います。

私がパーティーへ行ったのは午後7時頃で、ケイはすでにその場にいました。ミンゴとエドもすでに到着していました。ミンゴはリュックを一つ持っており、エドは手ぶらでした。

喧嘩は10秒ほどのもので、エドは右手で刃物を持っていました。エドが刃物でケイを殴ったとき、二人は向かい合った状態でした。

* * *

上記のヘインルの証言は、出廷した証人たちの証言のなかでも最も長いものの一つである。証言の冒頭でも述べているとおり、ヘインルはこの事件とは違うまた別の事件の当事者となっている人物であり、第3部で詳述するカバグラ先住民居住区の内部での住民グループ間の対立にも深く関わっている人物である。そしてこのようなグループ間の対立も今回の事件の背景の一つであるらしいことを、次に見るフェルリニの証言から読み取ることができるのである。

住民フェルリニの証言内容

私は、ヘインルの父親ドン・マキシミアノが証言を依頼した人物の供述の内容が誤りであると主張するために出廷しました。誤った証言をした証人とはクラウディオのことです。

クラウディオは私のおじにあたります。おじクラウディオはパーティーなどの類の集まりを好んでおらず、事件当夜はどこにも外出しませんでした。私は事件当夜ずっと家にいたのでこのことを断言できます。おじは私の自宅から10メートルほどのところに住んでおり、私の家にも入り浸っていました。私の自宅からはおじの家が一望できます。事件当夜おじはどこへも出かけていませんでした。

私はおじがどんな悩みを抱えているのかは知りません。マキシミアノがこの事件でどんな利益を得るのかもわかりません。

私は被害者ケイが悪い人物だということを入びとが口にしていることは知っています。しかし、なぜそのような噂があるのかその詳しい原因までは知りません。ケイがその夜ナイフを持っていたのかどうかもわかりません。ケイがミンゴとの間に問題を抱えていたかどうかともわかりません。

おじクラウディオは証人として本件の裁判に出廷することを私には教えてくれませんでした。しかし、私はミンゴの母親オティリアからそのことを知ったのです。私はパーティーのあったロマン宅から曲がって1キロメートルのところに住んでいます。事件のあった日、私は夜10時頃には横になりました。当時は何があったのかを知らなかったのですが、後から事の次第について聞かされました。私が眠ろうとしたとき、おじの家の電気はすでに消されていました。

誕生日パーティーが開催されたのは1月30日のことで、その夜は、私は自宅で、おじクラウディオは彼自身の自宅で眠りにつかしました。私自身は夜11時半か12時頃までは意識がありました。

私はおじクラウディオとは良好な関係にありました。今日、このように証言に来たのは誰かに頼まれたからではありません。

* * *

フェルリニの証言には、先のヘインルの証言同様、カバグラ先住民居住区内での複雑な人間関係の一端が示されている。なお、フェルリニが口にしたヘインルの父親マキシミアノとは、第3部で詳しく説明するカバグラ先住民居住区、公式に認められた自治体であるADICに対抗する住民グループの

リーダー格の人物である。

次に見るのは、事件当夜、現場近くに居合わせた、被害者とも加害者とも利害関係の少ないと判断された夫婦の証言である。まず初めに妻シデイの証言から見て行こう。

住民シデイの証言内容

事件当夜、私と夫パウリーノはロマン宅のパーティーに出席し、その後、深夜2時頃に私たちはミンゴと一緒に3人で帰路につきました。その道中、エドが私たちを追い越しました。夫パウリーノが用を足したいと言うので、私とミンゴは25メートル行ったところで立ち止まっていました。立ち止まっている私たちの横を、エドを追いかけるようにケイが通り過ぎました。

エドは背負っていたリュックを下ろし、そこからナイフを取り出し、ケイを切り付けました。ケイはその場に倒れ、エドはその様子を眺めていました。私たちは事件を伝えるため、ロマン宅へ戻りました。現場には私たち3名とケイとエド以外には誰もいませんでした。

ミンゴはケイとエドの間であの夜起こったことに一切首を突っ込んでいません。ケイはエドと何か言い争っていましたが、私にはその内容までは聞き取れませんでしたが、ケイとエドはある土地をめぐる揉めていました。ケイはその土地を自身の母親が所有権を有する土地だと主張していましたが、その土地への権利を証明する書類を持っているのはエドだということを私たち全員が知っていました。ケイの母親が住んでいるその土地はエドの所有地です。

犯行時、私はエドとケイがいたところから25メートルほど離れたところにいました。ケイが先を歩いていたエドに追いつき、口論を始めたのです。現場には街灯がありましたが、それほど明るくはありませんでした。エアスはパーティーには来ていませんでした。私は彼を一度も見ません。クラウドイオもいませんでした。ヘインエルは来ていて、喧嘩の種を探していました。実際のところヘインエルはミンゴに挑発するような言葉を二度にわたって投げかけたので、私たちがミンゴを押しとどめ、彼に「ヘインエルの相手をするな」と言ったほどです。

ケイは問題児でした。いつも喧嘩をしたがり問題を探していました。彼は誰であろうがナイフで切り付けることができるような人物でした。いつもナイフを持ち歩いていたのです。ケイは過去にも法律に違反しました。ほとんどは窃盗の罪でした。他方、エドは私の夫のめいと一緒に暮らしており、とても働き者です。誰とも問題を起こしていません。

私たちは午後7時頃にパーティーへ向かい、ミンゴも私たちと一緒にでした。エドは後から姿を見せました。午前2時頃に私たちはパーティーを後にしました。そのときミンゴはリュックも何も持ってはいませんでした。私はミンゴが武器や刃物を所持しているのを見たことはありません。

ケイとエドが口論しているとき、エドはリュックを下ろし、そこからナイフを取り出しました。エドはそのナイフでケイを刺し、ケイは地面に倒れました。全員が酔っ払っていました。ケイもミンゴも泥酔というほどではありませんでしたが、ある程度は酔っ払っていました。

事件が起こったとき、ヘインエルは現場ではなくパーティーの場にいました。彼はそのとき何が起こった

のかに気付いていませんでした。私たちが事件のことを知らせるためにパーティーへ戻ったとき、ヘイネルが走り出て来て「どうして俺のいとこが殺されたのか」と言いました。犯行現場から15メートルほどのところに小さな小屋がありましたが、そこには誰もいませんでした。私はブエノスアイレスの検察庁でも証言し、[今と]同じことを話しました。

事件当夜、ミンゴは青いズボンと緑色のようなシャツを着ていました。ケイは白いTシャツの上に黄色のシャツを着ていました。事件後、ミンゴは「[自分とは関係がないので]家へ帰る」と言いました。私たちがロマン宅へ戻ったとき、ヘイネルが「いとこを殺した奴を探しに行く」と言い、そのときから彼はケイを殺した犯人はミンゴとエドに違いないと考えていたのです。

エドは学生が持つような緑色のよくあるリュックを持っていました。それを背中に背負っていました。私たちがケイに何が起こったかを知らせると、ロマンの妻パトリシアがパーティーの音楽を止めるようにと命令しました。そのとき走り出たのがヘイネルでした。

検察庁では私はエドがケイを切り付けたところを見たとは言いませんでした。たぶん怖かったのだと思います。ヘイネルが「証人として証言する者は全員殺す」と口に脅していたからです。なぜヘイネルがそんなことを言ったのかは私にはわかりません。ヘイネルは私たちが証人だと知っていました。ヘイネルは今も刑務所にいるので (está preso)、私は一安心しています。

* * *

以上のシデイの証言と、次に見るシデイの夫パウリーノの証言は、どの証人の語った内容よりも信じよう性のあるものであると裁判官が判断した内容である。

住民パウリーノの証言内容

事件のあった1月31日、私は妻シデイと一緒にパーティーへ行きました。パーティーにはすでにたくさんの方がいました。ミンゴは私の自宅から1キロほどのところに住んでいました。あの夜、パーティーにはロマン、ミンゴ、エド、ヘイネル、そしてケイがいました。私たちは午前2時頃にパーティー会場を後にしました。私と私の妻とミンゴが外に出たとき、少し前をエドが歩いており、それをケイが追っていました。25メートルほどのところをエドが通り、リュックを取り出しました。私たちはケイとエドが口論しているのを見ませんでした。ケイがミンゴを追いかけ、エドはリュックを取り出し、ケイはそのまま立ち止まりました。エドはリュックから取り出したものをケイに投げ、ケイは地面に倒れました。エドはリュックからナイフを取り出していたのです。私はケイがナイフを持っていたのかどうかはわかりません。

ケイがもう動かなくなったとき、私たちは事態を伝えるためパーティー会場へ戻り、ミンゴはそのまま家へ帰りました。ミンゴはリュックもナイフも持っていませんでした。ヘイネルは犯行現場にはいませんでした。彼が事件について知ったのはもっと後になってからです。ヘイネルは「いとこを殺したのは誰だ」と聞いて回っていました。そのとき彼は手にナイフを握っており、おかしくなったかのように聞いて回っていたのです。

犯行現場の近くには小さな小屋がありますが、そこには誰もいませんでした。私はパーティー会場で

も通りでもクラウドイオを見つけていません。エリアスのことも知っていますが、パーティー会場にも周辺にもいませんでした。パーティー会場では口論の類は目撃しませんでした。

ケイがナイフを持っていたかどうか私にはわかりません。ケイは問題児でした。隣人から盗みを働いていたのです。ヘイネルも隣人との間に問題を抱えており、酒を飲むのが好きでした。

ミンゴは緑色のようなシャツを身に着けており、エドは白色のようなTシャツ姿でした。ミンゴとケイの間に土地をめぐる問題があることは知っていました。ヘイネルの父親マキシミアノについても知っています。

10メートルほどのところに街灯の柱がありました。あの晩、私はチチャを3瓶ほど飲んでいました。エドとケイがいるところから25メートルほどのところに私はいました。エドはケイの胸の辺りを切り付け、その様子を私は一度だけ見ました。止めに入らなかったのはケイが危険人物だったからです。

私はプエノスアイレスの検察庁へ行き、証言しました。同じ内容です。ただ、修正したい点があります。その日、私はミンゴが私たちと一緒にいたとは供述しなかったからです。私がおの日供述したのは、ミンゴが犯行には関わっていないということでした。あの日は供述しなかったので今言っています。エドがケイにナイフを刺したのです。私は脅されていた訳ではありません。エドは背中にリュックを背負っており、そこからナイフを取り出したのです。リュックは緑色でした。

[事件当時] 私たち3人は立ち止まりましたが、なぜだかわかりません。エドが前の方で止まりましたが、なぜだかわかりません。ケイはエドを追っていました。私たちは遺体があった場所には近づきませんでした。ヘイネルが辺りをうろろうろしていたからです。翌朝になって遺体の近くを通りました。その近くで何かを見たということはありませんでした。遺体の側にナイフが落ちているということには気が付きませんでした。

私は検察庁でエドがケイにナイフを刺したとは言いませんでした。なぜそう言わなかったのかはわかりません。理由は忘れてしまいました。言えなかったのです。ヘイネルはこの事件に口を挟まないようにと周りに警告していました。急に怖くなって言えなかったのかもしれませんが。ヘイネルの脅しによる怖さです。今はヘイネルが居住区ではなく刑務所 (La Reforma) にいるので私は怖くありません。

* * *

先に見たシデイの証言と同様に、上記のパウリーノの証言からは被害者ケイの人となりや、検察側にとっての重要証人であったヘイネルの人物像が明らかになる。パウリーノの証言は、どの証人の語った内容よりも信ぴょう性のあるものであると裁判官は判断することになるが、その判断は次に見るADIC総裁の証言についても同様である。

ADIC 総裁ラファエルの証言内容

私は小学校のスタッフで、サンラファエル集落の住人です。また私はカバグラ先住民統合開発協議会 (ADIC) の総裁でもあります。居住区の教育や住居などの管理は私たちが担当しています。土地の所有もADICの管轄にあり、居住区内の土地はADICの名義となっています。カバグラ先住民居住区は25,860ヘクタールの広さがあり、住民たちがこの居住区の所有者 (poseedor) です。

ADICは所有者であることを証明する証明書を住民たちに発行しています。我々には規則 (regla) があり、土地は世代ごとに受け継がれるのであって、売買してはいけません。親 (padre) から子ども (hijo) へ受け継がれるとき、ADICを介して新たな所有証明書を作成します。エドが住んでいる土地は以前は彼の祖父の所有する土地でした。エドの祖父は子どもにも所有権を譲渡しましたが、その子どもが非先住民 (非インディヘナ) に土地を売却しようとしていました。そこでエドを正当な所有者とする証明書が作成されました。

私は被害者ケイの母親イリスを知っています。彼女はエドが所有権を有する土地を自分のものにしていました。我々ADICはエドにその土地で作業するようにと勧め、イリスが占有してそこで働いた分があるのであれば、その分については彼女に譲るようにも言いました。イリスはエドに問題をふきかけるようになりました。彼女にはその土地の所有権を主張する権利はありませんが、自身が作業した分の土地については自身に与えられるべきだということを彼女も知っていたからです。しかし、イリスは結局エドと揉めるようになり、エドの家族に対して危害を加えるようになりました。その結果、関係が壊れてしまいました。

事件当夜、私は少しだけパーティーへ参加しました。その場の様子は普通で落ち着いたものでした。パーティー会場で私はミンゴ、エド、ケイを見ました。ケイが殺害されたことについて私はヘイネル経由で知りました。彼に「警察を呼んでくれないか」と頼まれたのです。私は深夜0時頃にパーティー会場を後にしました。ヘイネルは「誰が犯人かはわからない」と言っていました。パーティー会場ではチチャが振る舞われました。エアスは見ませんでした。彼はパーティーには来る方ではありません。クラウドイオも見ていません。彼は年配でパーティーに来るような人物ではありません。私はミンゴがケイとの間に問題を抱えていたということは聞いたことがありません。ヘイネルは「俺のいとこが切り付けられた」と私に言いましたが、犯行を目撃したとは言わず、「現場に行ったらケイがそこに倒れていた」と言っただけでした。

* * *

以上のラファエルの証言では、他の証人の語った内容と比較すると俯瞰的な内容が語られている。また、ラファエルの証言からは、今回の事件の背景にはやはり当事者たちだけでなくより広い人間関係のこじれが関わっていたこと、またそれは土地をめぐる問題であったということが明らかになる。なお、このときラファエルは、事件についての証言だけでなく、第3部で詳しく論じるTDCCについての証言も行った¹⁵⁸。

カバグラ先住民居住区からの証人のうち、最後の一人として見るのは、事件発生の直接的な契機となった可能性もあるパーティーの主催者ロマンの証言内容である。

事件当夜に開催されていた会の主催者ロマンの証言内容

私は教師です。私は殺人があったということを自宅で開催していたパーティーの後に知りました。パーティーでは伝統的な作り方で作ったチチャを提供していました。私はチチャを作ったのが誰かを知っています。チチャはトウモロコシを挽き、酵素を用いた作り方で用意され、市販のコップや伝統的な器

(huacal)に入れて提供しました。パーティー中は特に問題はありませんでした。私と隣人一人(女性)が誰にどれだけチチャを提供したかを把握するようにしていました。

パーティーにはミンゴとエド、被害者の姿は確かにありました。エリアスとクラウドियोの姿は見えていません。私は誰が来ていて誰が来ていないかを確認しましたが、この二人はパーティー会場にもその近くにも来ていませんでした。クラウドियोが夜に外出する習慣があったかどうかまでは知りません。

パーティーがお開きとなり、私がスピーカーを片付けていると、サカリアスという名前の若者が駆け込んで来て、ケイが刺されたということを知りました。遺体を見に行くと、その場にはチコ(住民男性の名前)と、被害者ケイの父親マキシミアノ、そして牧師¹⁵⁹の姿がありました。事件があったとき、ヘインルはまだパーティー会場にいました。ヘインルが出て行ったのは、ケイが殺害されたという知らせを受けた後でした。私はヘインルに続く形で現場へ向かったのです。

ケイがパーティーにやって来た時、私は「ケイにそれ以上チチャを提供するな」と言いました。来た時にはケイはすでに酔っ払っていたからです。彼はアルコールを摂取していないときは良い若者でした。問題は酒に酔ったときで、暴力的になり喧嘩も度々でした。事件当夜、彼がナイフを使っていたかどうかはわかりません。

エドは真面目で働き者で、誰かと喧嘩するような人物ではありません。私はエドのことを25年前から知っています。彼はよく働く男でした。

パーティーは夜8時頃から始まり、ミンゴは開始直後に彼の妻を連れてやって来ました。パウリーノもパーティーに来ていました。ミンゴはバンドが演奏をやめた頃に妻と一緒に出て行きました。

事件は私の家から100メートルほどのところで発生しました。エドとケイがいつパーティー会場から出て行ったのかはわかりません。ミンゴはそんなに酔ってはいませんでした。ミンゴは共同体に協力的で¹⁶⁰、彼の子どもは小学校に通っていました。サカリアスが知らせに来た時、私は音楽の担当をしていたペペとミゲルと談笑していました。そのとき、パウリーノとシデイはもう去った後で、戻って来てはいませんでした。

私の妻はパトリシアです。シデイとパウリーノはその晩、私の家で一泊しました。その晩、パウリーノもシデイも何を目撃したのかについて私に語ることはありませんでした。

私は遺体のすぐ近くまで行ったものの、何も見ませんでした。ナイフや刃物の類も見ませんでした。ナイフがあったと誰かが言っているのも聞きませんでした。

* * *

上記のロマンの証言は、概ねシデイやパウリーノの証言と一致するものであり、検察側が多くを依拠したヘインルの証言とは矛盾することがわかる。

ここまで見てきたとおり、この公判ではカバグラ先住民居住区からも多くの住民が証人として出廷し、証言を行った。これらの証人に加え、公判ではカバグラ先住民居住区の住民たちの証言の合間に文化鑑定人のボイアンとガブリエラも出廷し証言した。但し、ガブリエラは物理的には出廷できなかったので、ビデオを介して遠隔地から証言を行った。

では最後にこの二人の証言内容を、まずはポイアン、次にガブリエラの順で見て行こう。いずれの内容も提出済みの文化鑑定書に記載された内容に概ねもついでなされていることがわかる。

文化鑑定人ポイアンの証言内容

私はコスタリカ大学で人類学を専攻し、先住民(インディヘナ)のテーマについて専門的に学んだ人類学者です。特にボルカやテラパの先住民居住区で仕事をしてきました。

人類学者は対象者がその社会にどの程度帰属しているのかをはかります。人類学においては人が提供してくれる主観的な情報を扱い、その人が言うことを信じます。人類学者はその民族集団の一員ではないからです。

どの先住民社会においても暴力はその社会の特性ではありません。先住民社会においては刑務所や自由の拘束といった形での懲罰は存在しません。それゆえ今回のケースにおいてもILO第169号条約を考慮し、それとは違う形での罰を検討すべきです¹⁶¹。

先住民(インディヘナ)は土地への帰属意識が強いのでそこから逃げ出すことはまずありません。また、土地を手放すことを阻むような、家族の重要なつながりができています。どの先住民も身体的な暴力を行うことを良いことだとは認識していません。殺人を犯した人物に対する懲罰は文化的に存在しません。殺人は先住民居住区内においても間違った行為だと見なされており、懲罰の対象となる行為として捉えられています。同様に、暴力も文化的に認められた行為ではありません。懲罰は裁判所の手続きによって課されるべきだと彼らは考えています。彼らは殺人に対する懲罰がどのようなものかを理解しており、殺人を犯した場合、その人物は刑務所へ入れられ自由を奪われることを知っています。但し、それが8年間になるのか20年間になるのかまでは知りません。アメリカ大陸の先住民の文化(las culturas amerindias)では象徴的な暴力が支配的であるのに対し、公的な文化(la cultura oficial)¹⁶²では身体的な暴力が支配的です。

文化鑑定人ガブリエラの証言内容

私には先住民(インディヘナ)カベカルと法的テーマに従事してきた6年の経験があります。私は事件のいきさつを調査するため、カバグラ先住民居住区のリーダーたちやその家族、被告人の家族、妻、親戚、それ以外の住民たちに聞き取り調査を実施しました。調査方法は、聞き取り調査と観察、フィールドワークで、いずれもブリブリ語の通訳人ディルソンの立ち会いのもとに行われました。我々は5日間をカバグラ先住民居住区で調査しました。わかりやすいスペイン語の表現をしたので言語の問題はありませんでした。

居住区内のどの土地が誰の者なのかということは全くはっきりしていませんでした。誰から誰に継承され、ADICが譲渡したのは誰から誰になのかが不明瞭でした。コンフリクトは、親族間で継承された後にADICが譲渡した土地で起こっていました。私たちが参照した情報によると、被害者と被告人の家族の間で所有者が不明瞭なことに端を発する土地をめぐる争いがもともとあり、不法侵入などがあったようです。それがもととなりさらに揉め事が大きくなって行ったのです。

一般的に先住民(インディヘナ)間でのコンフリクトは親から子へと継承されます。今回の問題についての確かな情報を得ることは非常に困難でした。多くの人がもともと問題があったということを口にはしましたが、詳細を語りたがらないのです。どうやら被害者の家族の方に問題があったようです。

グアラボ(guarapos)によって、もともと潜在的にあった怒りが爆発することがあったようです。警察(Fuerza Pública)に確認したところ、被害者ケイは多くの家族や学校の母親たちとの間に揉め事を起こしていたようです。彼らにとっても殺人は罪(delito)です。司法システムがあるということは彼らもわかっています。とはいえ被害者ケイは非社会的な行いをやめず、アルコール飲料と違法薬物を混ぜて使用するなど問題行動を起こしていました。グアラボのせいで、母親も女の子たちも家に隠れなければならなかったと言っていました。

被害者ケイは今回の被告人の家族とだけ問題があったのではなく、他の隣人とも揉めていました。母親たちは子どもたちが通学する際にケイから何かされるのではないかと恐れて、子どもを学校へ通わせなかったということも度々あったそうです。コレヒオの生徒たちはケイが亡くなり、ヘインルも逮捕されたことで平穏が戻ると口にしたほどです。

住民への聞き取り調査によると、土地で作業する際にマチュエテ(山刀)を使うのはごく普通のことだということでした。被害者ケイもマチュエテで作業をしていたそうですが、その同じマチュエテで人を殴ったり脅したりもしていたそうです。

私たちはフィールドワーク中に長老協議会(Consejo de Ancianos)や小学校の教師、コミュニティ警察¹⁶³などに聞き取り調査を行いました。これによると被告人エドはごく一般的な人物で、揉め事を起こした前歴もないとのことでした。被害者とは対照的に、エドはごく普通のブラソデオロ集落の住民で、彼の家族も典型的な先住民文化を残す人びとでした。エドは働き者で、暴力や酒癖の悪さなどは無縁の人物でした。家庭内でのエドは協力的で、母親と兄弟を支える大黒柱でした。自身の家族と母親の家族という二つの世帯を支えていたのです。エドの妻サンドラは彼について何か否定的なことを口にすることはありませんでした。エドのことを必要とし、彼が家に戻れないことを嘆くばかりでした。エドの妻はエドから身体的暴力を受けているという事実はないと否定しました。現在はサンドラの両親が4歳、5歳、7歳の子ども3人の生活の援助を行っています。

エドはブリブリ語で家族とコミュニケーションをとっていました。サンドラは家庭内ではスペイン語も用いていたとも語りました。法律用語をブリブリ語に訳すのは非常に難しく、例えばサンドラは裁判を行うのに一年もかかるのはなぜなのか理解できないと口にしていました。またサンドラは夫エドがいなくなるということがどのような影響をもたらすのか、また彼女一人で子どもたちを育てて行くことがどういうことなのかを理解していました。「裁判官とは何かをわかっていますか」と彼女に尋ねると、彼女は「夫が有罪か無罪かを決定する、お金をたくさん持った男性だ」と答えました。「弁護人とは何かをわかっていますか」と尋ねると、「証拠のことだ」と答えました。

ミンゴは重要なトランスカルチャーション(trasculturación)を経た状態にありましたが、エドはカバグラから出たことがなく、彼の家族も明らかに先住民(インディヘナ)でした¹⁶⁴。エドの妻は人を殺

害するということがどのような行為かを理解しており、それはナイフあるいはスキア (sukia)¹⁶⁵や呪術師 (brujo) の呪い (maleficios) を介して行う行為だと言いました。いずれの方法にせよ、殺人は良い行為ではなく結果を伴う行為だということを理解していました。

カバグラ先住民居住区には住民たちの指針となる規範に似たような慣習法裁判所や権限の主体は存在しませんが、自らの手で正義を行います。彼ら独自の規範のなかでも人を殺すことは罰すべき行為であり、共生 (convivencia) や団結 (solidaridad) の基本に背く行為だと見なされています。殺人のような事件に対応する機関はカバグラにはなく、司法機関に解決を委託しています。彼らは司法府があることを知っています。

カバグラ先住民居住区では住民のおよそ70パーセントがケーブルテレビを引いており、重要なトランスカルチャーレーションの過程にあります。住民たちは司法システムを認知しており、この種の事件に自ら対応するための機関を持っていません。カバグラは住民の多くが文化的な財産を失ってしまった居住区です¹⁶⁶。カバグラには慣習法裁判所も慣習法も実際にはありません。

土地をめぐる問題はカバグラの暴力沙汰の根源にはありますが、人の命を奪うことを正当化するものではありません。

* * *

以上が公判に出廷し、証言を行った証人たちが語った内容である。それぞれの証人の証言内容には一致する部分もあれば、矛盾する部分もある。各人が語った内容というのは、その一つ一つの証言だけでは理解するのが難しいものもある。このように断片的に語られた情報は、従来であればおそらく取るに足らない証言としてそのまま聞き流されるか、あるいはそもそも証人として出廷し、証言を求められることもなかったかもしれない。

しかし、ここまで描写した裁判手続きの様子からは、文化鑑定が実施されることによって、従来であれば法廷内において語られることのなかった情報や、あるいは仮に語られたとしても重要だとは見なされず、そのまま見過ごされていたかもしれない証言の数々が、法曹関係者を前にした法廷内において、もしかすると、検察側とも弁護側とも異なるもう一つの主張として成り立ちうるのではないかと思わせる、そのような可能性が生じている、と指摘することができそうである。では本章の最後にこれらの点についてより詳しく考察して行こう。

4 捨象されなかった物語り

本章では、文化鑑定人という、法曹関係者でもなく訴訟当事者でもない中間的な存在に着目することをおとして、またその際には人類学者と文化鑑定人とを同一視することなく、あくまで後者は法廷における一つの役割だと想定することをおとして、カバグラ先住民居住区で2010年に発生した殺人事件とその裁判手続きの様子を記述してきた。その描写からは、文化的証拠が認められたことによって、法廷とい

う場に重要な展開がもたらされていることが示唆される。その重要な展開を一言で表すならば、従来であれば、検察側ないし弁護側が事前に用意した明確な筋書きに従って展開される支配的な物語のなかに取り込まれ、そのまま見過ごされていたかもしれない断片的な情報の数々が、法廷内へと持ち込まれるようになったということである。また、それらが法曹関係者によって理解され考慮されるかもしれない状況が生まれているということでもある。

さて、事例を描写するに先立ち、本章では法廷という場を3つの点から特徴づけた。つまり法廷とは、その参加者にこれこそが筋の通った最適なやり方であると信じさせることが可能な場である。またそれゆえに、参加者に何らかの役割が付される場でもある。そしてそれらを満たした上で、参加者たちそれぞれが、それぞれの主張をつくり、それを語り、そして解釈する場である。実はこれらの点はいずれも、法廷の文化ないし法曹関係者の文化を具体的に言い換えたものであった。

文化鑑定人は、このような法廷の文化をある程度は理解しつつも、法曹関係者ほどはそれにのめり込んではいない、という意味において中間的な存在である。そしてこの中間性が、従来では見過ごされていたかもしれない法廷内での証人たちの断片的な語りに光を当てることへとつながっている、と考察することができる。

もう少し具体的に説明しよう。本章では、実際に裁判官が目にしたであろう順序に従い、訴訟の様子を再構成してきた。つまり、公判に先立って作成された文化鑑定書の内容をまず示した後、出廷し証言を行った証人たちの証言内容を詳細に示した。しかし、もし仮に、文化鑑定人の鑑定書を読まずに、すぐに被告人の供述や証人たちの証言の内容に目を通していただろうか。今回の事件について、読者はどのような印象を抱くことになっただろうか。また仮に、証人たちの証言内容のみを先に目の前に出されたならば、読者は各人の語った内容のどの部分に注目し、証言全体の内容をどのように解釈しただろうか。証人たちの具体的で詳細なそれぞれの証言の内容をすぐに理解することは果たしてできただろうか。

各証人が語った内容の数々は、必ずしもそれだけでは順序立った筋書きにはなっていなかった。それゆえ証言内容だけを見るならば読者にとってその内容は非常に難解なものとして映っただろう。また、どの部分を重視し、どの部分はそれほど重視しなくてもよさそうだ、という目途を立てることさえ難しかったであろう。

しかし、読者は実際には、文化鑑定書の内容に目を通してから証言内容を見た。そのため、各証人の証言内容のなかには、検察側の主張とも弁護側の主張とも相容れない情報—以前から繰り返し発生していたらしい土地をめぐる住民間でのコンフリクト—も入り混じっていたとはいえ、それを取るに足りない証言だとは感じなかったのではないだろうか。なぜなら、検察側の用意した筋書きのなかにも弁護側の用意した筋書きのなかにも上手く配置することのできなかったそれらの断片な語りを、一つの物語としてつなぎうるようなもう一つの筋書きが文化鑑定書のなかには示されていたからである。つまり、文化鑑定あるいは文化を証拠として認めるということは、文化鑑定人という法曹関係者でもなければ訴訟当事者でもない中間的な存在を法廷に登場させることによって、従来であれば捨象されてきたようなさまざまな

な語りが法廷内においても聞かれ、解釈されるような余白を生み出すということでもある。

そのような中間的な文化鑑定人の存在は、サンチェス (2010) らが指摘していた、法曹関係者にとつての自文化を相対化させる効果を持ちうる。というのも、法廷に参加する法曹関係者でも訴訟当事者でもない専門家証人の存在について科学技術社会論の視点から論じたアメリカ合衆国のシーラ・ジャサノフ (Sheila Jasanoff) (2015) が示唆したように¹⁶⁷、法曹関係者は文化鑑定人という存在に法廷内での「科学」を体現する役割を期待するからである。

このような法曹関係者の期待に反して、文化鑑定人の役割を担って法廷に参加する研究者の多くは、自らの役割を科学の体現だとはまず考えていない。なぜなら、先の章でも触れたとおり、これらの研究者にとって自らの存在をとおして語られる文化的証拠というのは、一般的に事実や自然をそのまま映し出した鏡のようなのだと捉えられている科学的証拠とは、根本的に質の異なる証拠であるからである。文化鑑定人にとっての法廷において示される文化的証拠とはむしろ、自身が置かれている文化的環境や、依拠する理論あるいは法廷に参加する立場の異なる人と人の中で繰り広げられる、さまざまなやり取りや交渉のなかで次々と解釈、再解釈されて行く類のものなのである¹⁶⁸。

したがって、そのような考え方をするであろう文化鑑定人に法廷内での発言権を公式に認める文化鑑定という仕組みは、従来の法廷の中における法曹関係者と非法曹関係者—とりわけ訴訟当事者や証人たち—との関係性そのものを変化させ、これまでになかったような、新たな法廷のあり方というものを予期させる、可能性に溢れた事象であるともいえる。法曹関係者たちが信仰する科学 (社会科学を含む) というものを揺るがしうる存在としての、文化鑑定人という役割が浮上するからである。そして文化鑑定の意義とは、まさにこのような点に見出すことができるのである。

本章では、これまでの議論のなかで指摘されていた文化鑑定の問題点つまり法廷において文化的証拠を認めることに伴う文化表象にまつわる問題点について、それがどこまで妥当な批判であるのかを検討した。そして文化鑑定には、これまでであれば捨象されていたかもしれないさまざまな情報の断片に光を当てることを可能にし、法廷内での「事実」構築のプロセスを示すことによって、法曹関係者に自文化そのものを意識させる契機をつくるという意義を見出すことができるということを指摘した。

次章からは、法廷における文化に向き合うためのもう一つの取り組みである慣習法裁判所について考える。

第3部

慣習法裁判所という事象

第四章 リーガルプルーラリズムとカバグラ先住民居住区

ここまで見てきた第2部では、文化鑑定に関するこれまでの議論と、そこで指摘されてきた批判の論点を明らかにした。その上で、文化鑑定の意義を主張する先行研究を補足すべく、具体的な事例にもとづきその意義を改めて検討した。

本章から始まる第3部では、法廷における文化的差異やその多様性に起因する課題に向き合うための、もう一つの取り組みである慣習法裁判所について取り上げる。そして慣習法裁判所をめぐるこれまでどのような議論がなされ、批判の論点がどこにあり、またその批判の内容にはどれだけの妥当性があるのかを検討して行く。

そこで本章では、第3部で展開するこのような議論の大前提として、まず、慣習法裁判所への注目が高まる背景として、コスタリカにおける先住民(インディヘナ)の司法アクセスに関する取り組みがここ十数年の間にどのように展開されてきたのかを概観する。また、リーガルプルーラリズムという学術概念が実際の政策として推進されて行く過程で生まれた、女性の状況についての議論を簡単に整理する。その上で、慣習法裁判所が公的に認知されて行く状況下では女性たちの人権が脅かされる危険性がある、という主張が広く受け入れられつつあることを指摘する。そして最後に、カバグラ先住民居住区の地理的状況や現在の様子などについて簡単な説明を加え、第五章から第七章にかけての導入とする。

1 慣習法裁判所への注目の高まり

繰り返しになるが、コスタリカは小国ではあるものの、中米ひいてはラテンアメリカ地域のなかでも先進的な「人権擁護国家」として、国際的な知名度が高い国に数えられてきた(国本(編)2016: 102-105)。しかしその裏で、域内諸国と比較した際に国内総人口に占める割合もその総数も圧倒的に少ない、今日、自らを先住民(インディヘナ)としてアイデンティファイする人びとに関しては、その権利を保障するための取り組みは1990年代に入るまでは着手されてこなかった。

コスタリカでは国内24か所に先住民居住区という地理的空間が設けられており、先住民居住区に暮らす住民と、先住民(インディヘナ)という範疇に入る人びととをそのまま同一視する傾向が強い¹⁶⁹。国内人口の多くが暮らす都市が集中する中央盆地の、外側に散在するこれらの先住民居住区では、都市部とのさまざまな格差が指摘されてきた。このような格差つまり先住民居住区に暮らす人びとにとっての機会の不平等が生じる場面の一つが、司法サービス¹⁷⁰へアクセスしようとするときである。先住民居住区とそれ以外の地域間での格差を踏まえ、すべての国民に対して等しく司法サービスへのアクセスを保障すべく、2000年代に入った頃より先住民(インディヘナ)の司法アクセス向上を銘打った取り組みがコスタリカ司法府を中心に本格的に着手された¹⁷¹。この取り組みのなかで、法律実務家や研究者

あるいは人権活動家たちが口にするようになったのがリーガルブルーリズムという言葉である。

リーガルブルーリズムとは、一言で表すならば、一国内で法が複数共存する状態を広く指す概念ないし考え方である¹⁷²。ラテンアメリカ地域に焦点を絞ると、リーガルブルーリズム賛成の立場をいち早く示し、1980年代末頃から先住民（インディヘナ）の司法アクセス向上をキーワードにこの地域の国を超えたさまざまな取り組みを牽引してきた組織の一つは、コスタリカの首都サンホセ市に事務所を構える米州人権研究所（IIDH: Instituto Interamericano de Derechos Humanos）である。IIDHによる一連の取り組みのなかで次第に重視されるようになったのが、慣習法裁判所、先住民のジャスティス、固有の正義（*justicia propia*）など今日さまざまな名称で言い表されるようになっていく係争処理に関連した人びとの実践である¹⁷³。

IIDHは、1990年と2005年に先住民（インディヘナ）の司法アクセスについてのまとめた研究報告書を発表している。1990年の報告書は、インディヘニスモ政策への批判が最も盛んであった時期に¹⁷⁴、反インディヘニスモの主要な論者であったロドルフォ・スタヴェンハーゲンらによって執筆され、ラテンアメリカ地域では初めて非国家法の重要性が強く主張された先駆的な論文集であった（Stavenhagen e Iturralde (eds.) 1990）。他方、2005年の論文集は、スタヴェンハーゲンらによる最初の研究報告から約15年を経過したことを受けて発表されたものである。この論文集では、1990年から2005年の間にラテンアメリカ各国でその存在が知られるようになった自他ともに先住民（インディヘナ）である人びとによる、自他ともに先住民（インディヘナ）である人びとの間での係争処理に関する取り組みの具体的な事例—慣習法裁判所と呼ばれるような実践—が国ごとに報告されている。



写真4-1 コスタリカ最高裁判所内で開催された「先住民（インディヘナ）の司法アクセス」についての調査報告会の様子（2015年6月23日、筆者撮影）

なお、1990年の報告書にはコスタリカについての言及は見つからないものの、2005年の論文集には

コスタリカの事例 (Chacón Castro 2005) も加えられた。このとき同国における慣習法裁判所の実例として紹介されたのがTDCCであった。

2 緑豊かな山の中へ

2-1 カバグラ先住民居住区の地理的概要

ここからは、TDCCのある、カバグラ先住民居住区がどのような場所なのかを詳しく見て行こう。



図4-1 コスタリカの地域区分 (出所: <http://cmaps.ucr.ac.cr/>、筆者加筆)

カバグラ先住民居住区は、コスタリカ国内を分ける6つの地域区分のうち南部太平洋地域 (Zona Pacífico Sur) に位置する先住民 (インディヘナ) プリプリの居住区の一つである。この南部太平洋地域は、ペレスセレドン (Pérez Zeledón)、オサ (Osa)、ブエノスアイレス (Buenos Aires)、ゴルフイト (Golfito)、コトブルス (Coto Brus)、そしてコレドーレス (Corredores) の計6つの郡 (cantón) から成り¹⁷⁵、このうちカバグラ先住民居住区と重なっているのはブエノスアイレス郡¹⁷⁶である。

カバグラは北側と東側の区画境界線をラ・アミスター国立公園¹⁷⁷と接し、西側の区画境界線は同じくプリプリの人びとが多く暮らすサリトレ先住民居住区と接する。カバグラの総面積は27,860ヘクタールで、現在国内に設置されている計24の先住民居住区のなかでも最大規模の居住区である。居住区内にはカバグラ川 (Río Cabagra) やピエドラ川 (Río Piedra) などの河川が流れ、他の先住民居住区と同様に多種多様な生植物の宝庫でもある。土地の起伏は激しく、年間降水量は約3,339ミリメートル、年間平均気温は約24.9℃である (CATIE 2015: 16)¹⁷⁸。



図4-2 カバグラ先住民居住区の位置 (出所: INEC (2013) をもとに筆者作成)



図4-3 郡都ブエノスアイレスとカバグラ先住民居住区の位置関係 (出所: Google Earth、筆者加筆)

2-2 現在の状況

1970年代以降、現在まで、カバグラ先住民居住区内の行政機能はADIC¹⁷⁹によって担われている。カバグラを含む国内24か所の先住民居住区にそれぞれ設置されているADIは、1977年の法律第6172号(通称「先住民法(Ley Indígena)」)及び1978年の行政命令(Decreto Ejecutivo)第8487-G号(通称「先住民法規則」)によって地方自治体(gobierno local)相当の権限を公的に認められた自治的組織を指す¹⁸⁰。

なお、このADIについて理解するためには1960年頃から本格的に着手された農地改革の概要を把握しておく必要がある。1961年の法律第2825号(Ley N° 2825)にもとづき、国内の土地の平等分配を目的として土地植民局(ITCO: Instituto de Tierras y Colonización)¹⁸¹が創設された。またこのとき、先住民(インディヘナ)への土地の分配も同時に着手されることとなった。このため、1977年の

先住民法では、先住民居住区として規定された土地に関する取引は「先住民（インディヘナ）である」という条件を満たす場合に限り認められることが初めて明記された¹⁸²。また、大土地所有者などから回収され、ITCOを介して国が所有権を回復した土地のうち、先住民居住区の境界内にある土地についてはその所有権を「先住民共同体（comunidad indígena）」へ返還しなければならないことも明記された。なお、1977年の先住民法で言及された「先住民共同体」となるべく各先住民居住区に設置されたのが先述のADIであり、これ以降、先住民居住区に関してはADIを介したADIモデルの農地改革が進められることになった。またこのとき、各先住民居住区のADIには地方自治体に相当する権限も同時に付与された。

カバグラ先住民居住区にもADIが1970年代後半に発足した。このADICへの加入者は、1997年には184名（住民全体の13.1パーセント相当）（Chacón 2001: 41）であったが、2004年には327名（住民全体の18.3パーセント相当）（Chacón 2012: 117）となっており、緩やかにその数が増加していることがわかる。

2018年現在、カバグラ先住民居住区内には22の集落が存在する¹⁸³。2011年に実施された最新の国勢調査によると、カバグラ全体の人口は3,188人であり、住民の7割以上が先住民（インディヘナ）であると自己申告している（INEC 2013）¹⁸⁴。



写真4-2 サンファン集落からサンラファエル集落へ向かう道中（2014年12月16日、筆者撮影）

カバグラに暮らす人びとにとって、国家の司法サービスへアクセスすることは物理的にも精神的にも容易なことではない。一例を挙げると、カバグラ内で最も住民の数が多い主要集落であるサンラファエル集落から、プエノスアイレス簡易裁判所（Juzgado Contravencional y de Menor Cuantía）¹⁸⁵へは、ADICが運行するコミュニティバス¹⁸⁶と一般の路線バスを乗り継いで片道およそ2時間の道のりであった。カバグラ先住民居住区の最南端に位置するラスプリサス集落からであれば、プエノスアイレス簡易裁判所のあるプエノスアイレス郡の郡都プエノスアイレスへは、一日に2本出ている路線バス¹⁸⁷を利用して到着することができるものの、カバグラ内の他の集落からラスプリサス集落へ向かうためには、先述のADICが運行するコミュニティバスを利用するか、バイクか馬を利用するか、あるいは徒歩かのいずれかの移動手手段しかなかった¹⁸⁸。

2-3 カバグラ小史

現在のカバグラに相当する地理的領域が先住民居住区の一部として初めて言及されたのは1956年の行政命令第34号によってであり¹⁸⁹、その後カバグラ先住民居住区として確定されたのは1976年の行政命令第6037-G号による(Chacón C. 2012: 23-27)¹⁹⁰。これらの行政命令は、先住民居住区の設置に先立って実施された人類学者や考古学者から成る調査グループの報告内容をもとに発表されたものであり、この報告によって現在のカバグラ先住民居住区に相当する地域が先住民プリプリの集住地域の一つだとされた。

カバグラ先住民居住区の起源つまりなゼタラマンカ山脈の太平洋側にあたるこの地域がこの調査実施当時プリプリの集住地となっていたのかという点については諸説ある。最も一般的には、植民地時代においては現在のカバグラ周辺地域にはプリプリではなくテリベが暮らしていたと考えられている。1740年代になると、これらのテリベたちは集住を強いられ、税を課された。これらのテリベたちに運搬用家畜ラバの世話をさせることを目的としたヌエストラ・セニョーラ・デ・カバグラ(Nuestra Señora de la Luz de Cabagra)という名称の入植地がスペイン人入植者たち¹⁹¹によって建設されたのである(IETSAY 2001: 23)。当時、この入植地カバグラには20ほどの藁(paja)の家やランチョ(rancho)、教会とその神父の家が建てられており、神父をはじめとする入植者数名と、ここに集められたテリベの人びとがトウモロコシやユカ、プラタノ(料理用バナナ)、フリホーレスなどの農作物を頼りに自給自足の生活を送っていたとされる(IETSAY 2001: 23)。

このような状態がその後しばらくの間続いたものの、1760年代初頭になると、タラマンカ山脈太平洋側のテリベたちがこの入植地を攻撃し、これによって入植地カバグラは崩壊した。入植地の崩壊後、この地域はしばらく無人のまま放置された。植民地時代末期から共和国としての独立後初期にかけては、スペイン人や新たに建国されたコスタリカ共和国中央政府などの支配から逃れようとした人びとがこの地へ移住を開始し、次第にこの地で農業や狩猟を中心に定住を始めたという(Carmack 1994)。そしてこの避難移住者の集落を原型として、この地がプリプリの集住地域となって行ったと考えられている。

2-4 カバグラに暮らす人びと

カバグラ住民の多くは、表0-1で示したコスタリカの先住民とされる8つの民族集団のうち、プリプリ¹⁹²という集団に属する人びとである。プリプリはチブチャ語系の語族集団に属し¹⁹³、スペイン人入植者たちによる植民地化の圧力に屈することなく19世紀半ばまで独立を保ち続けた集団であることが歴史研究等から明らかにされている。

プリプリはコスタリカ先住民のうち、今日では最も人口が多い民族集団である。そのためなのか、1990年代半ば頃より一つの学問としてコスタリカ国内で確立されるようになった人類学を修めた研究者たちによる研究蓄積も比較的多い。これらの先行研究によると、プリプリの社会生活にとって基本単位となっているのは、神話的な祖先を共有する母系出自の集合体である親族集団¹⁹⁴である。なお、カバグラにはおよそ10の親族集団があるとされ、これらの親族集団は婚姻関係を結ぶ際の緩やかな母体と

なっている¹⁹⁵。

カバグラの大小22の集落のうち、主要集落はサンラファエルや、サンファン、ラスプリサス、ボラス、カブリ、ジュアビンである。住民の大多数は、基本穀物の栽培や各種作物の同時栽培、小規模の牧畜、狩猟、採取、畜産農場 (fincas ganaderas) の日雇労働などで生計を立てている (MINAET 2012)。

本章では、慣習法裁判所が注目されるようになる社会的趨勢を整理した後、第3部をとおしての舞台となるカバグラ先住民居住区の概要やそこに暮らす人びとについてごく簡単に説明した。

次章では、第3部の考察の対象である慣習法裁判所がどのような住民グループなのか、どのような活動を行っているのかについて詳しく見て行くこととしよう。

表4-1 カバグラ関連年表

	法律、命令等	その他
1850年頃	[タラマンカのプリプリがタラマンカ山脈太平洋側で定住開始。カバグラ川に沿って集落がつくられる。その後、住民一部がサリトレへ移動。]	
1878年	ボルカ、テラバ、アト・ビエホ (現ブエノスアイレス周辺) の植民地化を促進するための法律草案が提出される。	
1885年	土地の測量義務を順守するという条件で、ブエノスアイレスに定住する入植者に荒蕪地 1,500ヘクタールを与える政令の制定。	
1892年		カトリック司教がブエノスアイレス周辺地域を訪問。先住民 (インディヘナ) を洗礼。
1900年	ユナイテッドフルーツ社が開業する (~1927年)。	
1922年	9月17日付政令第13号により、オサ郡 (現ブエノスアイレス郡の一部) への定住者全員に50ヘクタールの贈与を決定。一年以内に、少なくとも10ヘクタールに囲いをし、開拓することが要求される。	
1927年	ユナイテッドフルーツ社撤退 (~1930年)	
1935年	ブエノスアイレス周辺地域の植民地化加速 (最高潮はインターアメリカンハイウェイが開通後の1945年以降)	
1936年	南部パンアメリカンハイウェイの建設開始 (~1960年)	
1939年	法律第13号「未開墾地に関する一般法」の制定。荒蕪地の所有権は先住民 (インディヘナ) が有する旨が明記される。	中央盆地を中心に教会、自由主義政府、急進派の若手知識人による啓蒙運動の隆盛 (1890年頃~)。
1940年	大統領令第185号の制定。プンタレナス県の3つ目の郡としてブエノスアイレス郡が誕生する。	国民問題研究所の開設。
1949年	1949年憲法の制定。	
1956年	大統領令第34号の制定。3つの先住民居住区の境界 (現在のウハラス、サリトレ、カバグラ、テラバ、クレ、ボルカの境界一部を含む) が初めて定められる。	黒人と女性に選挙権が与えられる。
1959年	法律第2330号の制定。ILO第107号条約の批准。	

(出所: Carmack(1994), Chacón Castro(2001), Molina&Palmer(2012), Boza Villarreal(2014)を参考に筆者作成)

第五章 | カバグラ慣習法裁判所の成立過程と現在

第四章では、慣習法裁判所が注目されるようになった経緯やカバグラ先住民居住区に暮らす人びとの様子をごく簡単に説明した。

本章では、カバグラ先住民居住区の慣習法裁判所 (TDCC) がどのような住民グループなのか、その実態を先行研究や筆者のフィールドワークにもとづき明らかにする。

以下では、まず、TDCCについての先行研究を概観し、TDCCを字義どおりローカルで伝統的な住民グループと見なし、もっぱら過ぎ去った過去とのみ結びつけて議論を展開しているこれらの研究に対して問題提起を行う。それを踏まえ、先行研究の見方からは距離を置き、まずTDCCの成り立ちについて、次にTDCCの構成員と活動拠点について、そしてTDCCにおける係争処理のプロセスについて、それぞれ描写する。このような描写をとおして次第に明らかになるのは、TDCCの発足や今日にいたるまでの展開というのは、カバグラ内部の自律的で閉じられた条件によって可能になった訳ではなかったということである。それはカバグラ内外のさまざまな条件が重なり合い、カバグラに暮らす住民とその外に暮らす人びとが相互に関係し合うなかでこそ可能であったということを示したい。このことより、先行研究で示されていたTDCCへの解釈つまりTDCCはかつてのカバグラ先住民居住区に存在していた係争処理の仕組みを取り戻し、現在に再びそれを蘇らせようとする取り組みだとする見方の限界を指摘する。そして、むしろ過去には一度もなかった形で「カバグラのやり方」とでも呼ぶべきものを模索するカバグラ住民と、これに関わる人びととの協力の上に成り立つ取り組みとして理解すべきだと考える筆者の立場を明らかにする。

1 TDCCは伝統の再稼働なのか

TDCCは、ここ10年ほどの間に研究者や法曹関係者の間で知られるようになったカバグラ先住民居住区内で誕生した住民グループの名称である。なお、TDCCの存在が注目されるようになった背景には、先の章でも述べたとおり、既存の司法制度や従来の裁判所に代わる係争処理の取り組みへの関心がコスタリカ国内でも高まってきたことが関係している¹⁹⁶。

2002年にコスタリカ大学法学部に提出されたエドゥアルド・ムニョスとオスバルド・ポルティージャの共著論文『ブリブリの先住民慣習刑法 (*El derecho penal indígena en el pueblo bribri*)』は、徐々に注目が高まりつつあったコスタリカの先住民居住区内における係争処理の実態について扱った、この国では先駆的な論文である (Muñoz C. y Portilla C. 2002)。同論文は、ムニョスとポルティージャという二人の法学徒が法学的な視点から先住民 (インディヘナ) ブリブリの係争処理の現状を報告したもので、カバグラ先住民居住区とタラマンカ・ブリブリ先住民居住区という、いずれも南部地域に位置する居住区の住民たちの取り組みがそれぞれ詳細に記された。このうちカバグラ先住民居住区における

取り組みとして紹介され、国内では最もよく組織された取り組みだと評価されたのがTDCCであった。同論文のなかで報告された内容は、これ以降に発表されることになったTDCCに関する研究論文や報告書のなかでも度々引用されることになる¹⁹⁷。

ムニョスとポルティージャは『ブリブリの先住民慣習刑法』の執筆に先立ってカバグラ先住民居住区を実際に訪れ、また草稿完成後には当時TDCCコーディネーターを務めていた住民男性に宛てた書簡を送り、論文の該当箇所への指摘や感想をその男性に求めていた¹⁹⁸。当時としては比較的丁寧な研究者と研究協力者間でのやり取りを経て発表されたこの学位論文のなかで、ムニョスとポルティージャはTDCCをブリブリ慣習法¹⁹⁹の「再稼働 (reactivación)」ないし「再現 (resurgimiento)」の実例だとし、国内で最もよく組織化された事例とも称した (Muñoz C. y Portilla C. 2002: 203-204; 211-212)。TDCCについてのムニョスとポルティージャのこの解釈は、近代化や同化主義的な先住民政策によって衰退し消滅してしまったとさえ考えられていたブリブリ慣習法なるものが、実は消滅しておらず、その上ここ10年ほどの間に再び息を吹き返してきていることへの驚嘆にもとづいている。確かに、白色化を軸とした国民統合に成功したと形容され、先住民 (インディヘナ) という範疇そのものの存在が長い間不可視化されてきたコスタリカにおいて、1990年代以降になってようやく目に見える形で経験されるようになった、いわゆる先住民 (インディヘナ) の顕在化という事象を前にした驚きと感心は、ムニョスとポルティージャに限らずとも2000年代頃より発表され始めた研究論文の多くが議論の出発点として共有していたものであった。そして2002年のムニョスとポルティージャの論文以降に発表された論稿や報告書のなかでも、TDCCには依然としてブリブリ慣習法の「再稼働」や「再現」の実例としての位置付けがなされ続けている。

しかし、このような解釈にはどこまでの妥当性があるのだろうか。衰退し消滅しつつあったブリブリ慣習法の「再稼働」ないし「再現」としてTDCCを捉えることで見落とされてしまうものはないのだろうか。もしあるとすれば、それは何なのだろうか。ポルティージャとムニョスとは異なる視点からTDCCを捉える方法があるとしたら、そのときTDCCはどのように解釈することができるだろうか。2020年代へと向かう現在であるからこそ、他地域での研究動向も踏まえ、TDCCへの従来どおりの解釈をここで改めて検討する必要がある。

以上の点を踏まえ、ここからは現地調査中に筆者自身が収集したデータと、主にコスタリカの研究者たちによって作成された先行資料²⁰⁰とを照らし合わせることで、発足から今日までのTDCCの歩みや現在の活動状況に関連するできる限りの全体像を示すを試みる。

2 TDCCの成り立ち

まず初めに、そもそも研究者や法曹関係者の注目が集まるようになる以前のTDCCがどのようなものであったのか、その成立プロセスを以下に説明して行こう。

2-1 コスタリカの先住民運動

—TDCCを生む1990年代以降の社会背景—

TDCCは、1990年代頃を契機に展開されるようになった先住民居住区に暮らす人びとや、これらの住民を支援する活動家や研究者を中心としたコスタリカの先住民運動²⁰¹を背景にしながら誕生したものと理解することができる。そこでまず、1990年代のコスタリカ社会の概況や、政府との交渉を目的とした先住民組織が国内のさまざまな先住民居住区で誕生していた当時の様子を簡単に振り返っておこう。

第2部でも説明したとおり、1990年代以降のラテンアメリカ諸国では、先住民の権利についての国際的な後押しや、ラテンアメリカ地域特有の当時の民主化の流れを背景として、先住民運動の活発化や先住民（インディヘナ）の政治参加が顕著になった²⁰²。コスタリカの先住民運動が何年に始まったのか、その厳密な起源を求めることは容易ではないが、コスタリカの研究者の多くが重視するのは、1989年の国際労働機関によるILO第169号条約の採択と、1993年のコスタリカ政府の同条約批准である²⁰³。ILO第169号条約の批准前後よりコスタリカの先住民（インディヘナ）は、国内外でその存在感を示し始めた。国際的な場においては、例えば先住民世界協議会（CMPI: Consejo Mundial de Pueblos Indígenas）や同中米支部への参加あるいはそこでのリーダーシップを挙げることができる。国内においては、1990年代頃よりさまざまな先住民組織が創設され²⁰⁴、出版物などの発行やその他各種メディアを有効活用した運動が展開されるようになった（Guevara Berger 2002: 20）。これらの先住民組織が共通してその運動目的に掲げたのは、「先住民（インディヘナ）である」という自らのアイデンティティにもとづき、土地、保健衛生、教育などの分野における自分たちの権利を要求することであり²⁰⁵、この要求に対するコスタリカ政府からの応答を求めることであった（Guevara Berger 2002: 21）。

コスタリカの人類学者マルコス・ゲバラ＝バーガー（2002: 23）によると、コスタリカにおける先住民運動の場合には、複数の異なる民族集団や各先住民組織の指導者たちの間で、運動が目指すものやその関心が比較的高い度合いで共有されてきた。また、各集団や各組織の運動の方向性にかかなりの共通点を認めることができるという²⁰⁶。このような運動の集約度からの影響もあるのか、これまでは国政からもコスタリカの社会一般からも「過去の人びと」として無視されてきた人びとの存在は、ここ数十年の間に「現在の先住民（インディヘナ）」として、その人口も社会的な影響力も着実に大きくなってきている。もちろん先住民運動に携わる人びとの目指すものがすべて達成された訳では決してなく、コスタリカ政府がこれらの要求に十分に応答している訳でもないものの、この国の歴史上初めて「コスタリカ国民としての先住民」と人びとが表明することが可能となり、中央政府と交渉し国政に影響を与えうる主体としてのコスタリカ先住民という範疇が顕在化したことは、紛れもない事実である²⁰⁷。

コスタリカの先住民運動を特徴づけるもう一つの点は、次に見るとおり、1990年代以降に本格的に展開されたこれらの先住民運動を主導したのは先住民居住区の住民たちだけではなかったということである。これらの住民に共感する「白人」ないし「非先住民（非インディヘナ）」という範疇に入る支持者や研究者たちもかなり大きな役割を担っていたのだ。例えば先ほど引用した人類学者のゲバラ自身も、1990年代からこの国の先住民運動にあるときは直接的あるときは間接的に関わってきた研究者の

一人である。このように考えると、コスタリカの先住民運動とは、先住民（インディヘナ）の権利や人権擁護をひときわ重んじるこの国に暮らす人びと—先住民居住区の住民も、先住民居住区の外に暮らす住民も—が、「先住民」を合言葉に共に運動しコスタリカ政府からの応答を求めた、コスタリカ市民の社会運動であったと言っても過言ではない。つまりコスタリカの先住民運動を、先住民（インディヘナ）／非先住民（非インディヘナ）という実体としての境界がそもそもそれほど重要ではなかった社会運動として捉えることができそうなのである。

2-2 1990年代のカバグラ先住民居住区の経験

—住民組織シキキパ・シワ・ブルー—

次に、カバグラ先住民居住区での運動に焦点を絞って、そのような特徴を確かめて行こう。

1990年代のカバグラの経験のうち、今日のTDCCに関連して特に重要になるのはシキキパ・シワ・ブルー (*Shkëképa Siwa Blu*)²⁰⁸、通称シキキパという住民組織である。1990年代半ば頃に発足したシキキパは、当時を知るカバグラ住民の多くがTDCCの直接的な前身だったと語るグループである²⁰⁹。

TDCCに先立ってカバグラ先住民居住区で発生した係争の処理などの活動に従事していたとされるシキキパの成り立ちについて、フィールドワーク中に筆者が行った聞き取り調査に対し、当時を知る住民たちは総じて次のような語り方をした²¹⁰。

1960年頃までは現在のカバグラ先住民居住区に相当する地域にはごくわずかな人数しか住んでおらず、獣道しかない緑が生い茂った山の中に簡素な家が散在していただけだった。そもそも住民が少なかったこともありコンフリクトが発生することは現在と比較すると極めて少なく、万が一何らかの問題が生じた場合には、家族レベルでその世帯の年長者（キキ（パ））がそれに対処するか、あるいは修行を終えた伝統的治療師・呪術師（アワ（パ））に相談していた。

1970年代頃²¹¹になって初めてカバグラ先住民居住区にも中央政府の影響力が徐々に及ぶようになった。このことを最もよく象徴する出来事が、中央政府がその設置を推進し、地方自治体に相当する役割を公的に課されたADIがカバグラ先住民居住区にも設置されたことだった。ADICは、1977年以降に多くの先住民居住区に設置された各居住区のADIと同様、上からの一方的な働きかけによって設置された「住民組織」であり、この地に暮らす大多数の住民たちの民意を反映したものではなかった²¹²。このため、ADICに代わる新たな組織の発足を求める声が生民たちの間で次第に高まった。

このように、住民たちの民意に寄り添った字義どおりの「住民組織」を求める声が強まるなか、一部の住民たちのイニシアチブにより具体的な行動が起こされるようになるのは、コスタリカ各地で先住民運動が活発化する1990年代のことであった。コスタリカ政府がILO第169号条約を批准すると、この一部の住民たちの行動が目に見える形で成果となった。すなわちシキキパという住民組織の発足であった²¹³。



写真5-1 カバグラ先住民居住区内の一般的な住居の様子(2015年7月6日、筆者撮影)

住民たちの以上の語り口からもわかるとおり、TDCCの前身だとされる住民組織シキキパには、住民への十分な相談もないまま中央政府によって一方的に設置されたADICに対する抵抗組織として誕生したという経緯がある。そしてこの点にのみ焦点を当てると、シキキパはADICに代わる、下からの働きかけによって生まれた、いわゆるローカルな住民組織ではある。そしておそらくはそれゆえに、ムニョスとポルティージャの目には、TDCCが過去のやり方の「再稼働」や「再現」として映ったのであろう。

しかし、また別の側面に焦点を当てるとき、シキキパ発足にいたるまでには実に多くの外部からの働きかけがあったことも明らかになる。例えばこの当時、首都サンホセ市を拠点にしていた非政府組織(NGO)イリリア・トチョック(*Iriria Tsochok*)²¹⁴の活動は、シキキパ発足過程にかなり直接的に影響を及ぼした可能性が高い。イリリア・トチョックは、人類学者²¹⁵や言語学者²¹⁶らを顧問として1990年頃より本格的に活動を開始したコスタリカ国内のNGOである。つまりカバグラ先住民居住区の住民ではない人びとが中心となった組織である。

イリリア・トチョックの当時の顧問の一人から入手した資料や、トゥリブナルで発見した当時の記録によると、イリリア・トチョックは1990年代に入ってからカバグラ先住民居住区内でワークショップを開催していた。このワークショップの開催を報告する資料(1996)には、ワークショップをとおして参加者の間でシキキパ²¹⁷の経験が思い起こされたとの記述が残されている。この記述によるとシキキパとは、カバグラ先住民居住区にADICが設置される以前に存在していた「共同体を基盤とする正義についての伝統的な観念」である。同資料には、ワークショップの終了する頃には7名のシキキと呼ばれる住民代表が選出されたこと、またそのシキキのうち3名は女性であったことが記されていた。選出されたシキキたちは、その後カバグラ先住民居住区内の複数の集落で会合を催し、シキキパを本格的に始動させるべく各集落の住民たちとの合意形成に努めたという(Guevara and Levine 1996)。

繰り返しになるがシキキパには、カバグラ住民の間で十分な合意がなされないまま中央政府によって一方的に設置された「住民組織」ADICに抵抗し、これに取って代わることを目指して発足したという経緯があった。そしてこのような経緯を経て発足したシキキパの実際の活動内容として記憶されていたのが、カバグラ内で発生したコンフリクトへの対応や、居住区外の一般刑務所に収容されているカバグ

ラ出身の受刑者への支援活動などであった。

ところがシキキパの活動はその後次第に停滞し、2000年を迎える頃にはすべての活動が休止状態に陥った²¹⁸。その後、2000年頃に新たに発足したのがTDCCだったという訳である。

ここまで見てきたとおり、TDCCの成り立ちを語るために当時の住民の多くが言及したのがシキキパというTDCCに先立って1990年代に存在していた住民組織であった。そしてこのシキキパとは、カバグラ先住民居住区にADIが設置される以前に存在していた「共同体を基盤とする正義についての伝統的な観念」にもとづいて誕生した住民組織であった。つまり、住民たちの語りのなかでは総じて、TDCCも住民組織シキキパもあくまでローカルな、伝統に則った住民グループであるという点に重きが置かれていたことがわかる²¹⁹。

しかし、これと同時に、外からの働きかけや支援についての語りもしばしば聞かれたことは先述のとおりである。したがって、カバグラ住民とそれ以外の人びととの間の協働が、これらの組織の成長や成熟の過程で極めて重要な役割を果たしていたことはまず間違いない。そしてこのような協働ないし協同があったことは、従来の研究ではしばしば見過ごされてきた点である。

2-3 2000年代のカバグラ先住民居住区の経験

—TDCCの発足と現在まで歩み—

2000年代に入ってから発足したTDCCについても、カバグラ先住民居住区の外に暮らす支援者や支援団体の存在は重要な誘因となっていた。なかでも特筆すべきは、首都サンホセ市在住の法学者であり法律家であるルベン・チャコン²²⁰の果たした役割である²²¹。チャコンは当時よりコスタリカ・ルーテル教会(ILCO)先住民(インディヘナ)プロジェクトのアドバイザーを務め、法律の知識を活かした先住民運動への支援活動を行っていた。トゥリブナルに保管された記録によると、チャコンは2000年前後にブエノスアイレス周辺の先住民居住区の住民たちを郡都ブエノスアイレスへ招き、これらの住民向けの研修を複数回にわたって実施した。またこのとき、ILO第169号条約で定められた先住民の権利についての説明が行われ、そのなかでは先住民(インディヘナ)の慣習法を保持する権利についても触れられていた。

TDCCはチャコンの他にもカバグラ先住民居住区外の支援者や支援団体、海外の国際NGOなどとも一時的ないし継続的な接点を持ってきたという経緯がある。このようなこれまでの経緯を踏まえると、カバグラ外部の人びとや支援団体の存在が、TDCCの現在までの歩みと成長に及ぼした影響力は少なからぬものであったことは間違いないのである。

このように、立場の異なるさまざまな人と人の協働のなかで、TDCCの活動は着実に進展して行った。例えば2011年頃には、カバグラのコミュニティ治安委員会(Comité de Seguridad Comunitaria de Cabagra)、通称ロス・ネグロスも結成された。ロス・ネグロスは、カバグラ先住民居住区に暮らす主に20代から40代の、全員で10名強の男女から成る自警組織である。主な活動としては、夕方から翌朝にかけて当番制で行うサンラファエル集落を中心とした居住区内の警備活動や、居住区内の森林火

災や森林伐採の警備活動を行っている。ロス・ネグロスはいわば「司法警察」としての役割も担っている²²²。

このように、TDCCの存在というのは、カバグラ内外の人びとの協力の産物であり、現在も進行している人びとの協働のプロセスとして理解することができるものである。したがって、過去や伝統の「再稼働」や「再現」という言葉でそれを表現してしまうと、誤解を招きかねない。なぜならそのような言葉を目にした者の多くは、実際の状況とは相容れない、「過去への回帰」といったイメージでTDCCを捉えてしまうからである²²³。

3 TDCCの構成員と活動拠点

では次に、TDCCのメンバーたちやその活動の具体的内容について見て行こう。

3-1 TDCCに集う年長の男性、女性、そして若者 —メンバーとコーディネーター—



写真5-2 トゥリブナル内にて定期会合中のメンバーたち (2016年12月27日、筆者撮影)

TDCCは男女10名弱の主に年長者から成り、2015年12月時点では前年2014年の11月に就任した男性6名と女性3名の計9名のメンバーと²²⁴、2010年前後よりコーディネーターという立場で積極的に活動に携わる男性1名で構成されていた²²⁵。例年、TDCCのメンバーには居住集落と親族集団が異なる、年齢が60代前後から70代前後の男女が就任する傾向にあった²²⁶。

TDCCの年長者にはコレヒオ(中学・高校)に通った者はいなかったものの、いずれも居住区内の小学校に少なくとも1～2年は通った経験があり、読み書きを除いてはブリブリ語とスペイン語の二言語話者であった²²⁷。

以下、筆者が特に親しくなったTDCCのメンバー数名の個別多様性について見て行こう。なぜメンバーの多様性について述べるのかというと、少なくともフィールドワーク中の「私」とってはカバグラ先住民居住区に暮らしているという共通点を有している点以外で、これらのメンバーに何らかの傾向を見

出すことは困難であったからである。

最年長のドニャ・オティリアは、主要集落であるサンラファエル集落の外れの小さな家に、末の息子と二人で暮らす親族集団コルスワク (*Kolsuwak*) の70代半ばの女性だった。TDCCの定期会合へ参加するため、毎回ほぼ時間どおりにトゥリブナルにやって来ていた姿が印象的だった。ドニャ・オティリアの家とトゥリブナルとの間には、橋が架かっていない川が二つと急勾配の坂があり、徒歩30分は要する距離であるにも関わらず、である。140センチメートルほどの小柄で華奢な身体にかかった長い黒髪は、いつも後ろで一つに束ねられており、彼女といると私は自身の曾祖母のことをよく思い出したものだ。



写真5-3 トゥリブナルとドニャ・オティリア宅間の橋の架かっていない川の様子 (2015年10月25日、筆者撮影)

60代のドン・バレンティンはカバグラ先住民居住区の北西に位置するカブリ集落に妻と男女たくさんのおともたちと暮らす、大家族の大黒柱だった。ドン・バレンティン自身はブリブリの親族集団であるものの、彼の親族にはノベの者もいると言っていた。

TDCCの定期会合に参加するためにカブリ集落の自宅とトゥリブナルとを往復するドン・バレンティンのお決まりの移動手段は馬だった。あるとき、どこから逃げてきたのか手綱をぶら下げた迷い馬がトゥリブナル正面の道で暴れ出しそうになっていたことがあった。そこに自身の馬に乗ってやって来たドン・バレンティンは、暴れ馬に一瞬驚きはしたものの、馬上からいとも簡単に、ぶら下がっていたもう一匹の馬の手綱を拾い上げたかと思うと、次の瞬間にはトゥリブナルの敷地内の木にこれを括り付け、暴れ馬をなだめていた。ドン・バレンティンの娘のうち何人かは私と同世代だったこともあり、彼のお気に入りのカメラ付き携帯電話で私と娘たちの写真を撮ってくれたり、サンラファエル集落での私の下宿生活の調子を気遣ってくれたりした人物でもあった。

ドン・アルビニオは、サンラファエル集落の隣のブラソデオロ集落に息子たちと暮らす50代後半の親族集団コルクワク (*Kolkwak*) の男性だった。以前は自由結婚をした、息子たちの母親にあたる女性と一緒に暮らしていたものの、もう何年も前にこの女性がいなくなってからはシングルファーザーとして息子たちの面倒をみてきた。時折サンラファエル集落の家々を訪ねては、自身の土地で収穫したマルモネス²²⁸などの果物や野菜を売り歩いていた。釣りも上手く、夏季には川で釣り上げた魚を売り歩くこともあった。

ドニャ・パウラは、ブラソデオロ集落に暮らす50代後半の親族集団ドゥリワク (*Duriwak*) の女性だっ

た。ドン・アルビニオとドニャ・パウラはTDCC発足初期にも一度メンバーとして活動していたことのある人物だった。ドニャ・パウラは、メンバーや住民たちが集まる会合の場などでこれまでのTDCCの活動がどのようなものであったのか、どういうところが問題で今後改善していかなければならないのか等についてわかりやすくはきはきと説明する話し上手な女性だった。とはいえ、彼女が話し上手な人物だとわかったのは、カバグラ先住民居住区を数回訪問した後になってからのことだった。私が初めてカバグラ先住民居住区を訪れた際には、警戒心があったのか私のいる場面では彼女は口をつくむことが多かった。私の3回目の訪問時の初日、トゥリブナルでの会合の場でワチョ²²⁹と一緒に食べた頃から親しくなり始め、プラソデオロ集落の自宅や、現在のパートナーの男性²³⁰の誕生日会などに招いてくれた。私がカバグラを去る前日にはわざわざサンラファエル集落の下宿先まで会いに来てくれた。



写真5-4 ドニャ・パウラ宅にて(2014年12月22日、ペペ撮影)

そしてドン・エミリアノは、カバグラ先住民居住区の端に位置するラスブリサス集落に妻ドニャ・マルティナ²³¹と暮らす60代後半の男性だった。成人して30代以上になっている娘たちと息子のほとんどがごく近所に住んでおり、それぞれが自身の子ども(ドン・エミリアノにとっての孫たち)を連れてドン・エミリアノ宅を頻繁に出たり入ったりしていた。ドニャ・パウラが次第に心を開いてくれた人物であったとすれば、ドン・エミリアノは初対面の頃より気さくに話しかけてくれた人物で、彼は総じて誰に対してもそのような気さくな態度をとることができる、極めて社交的な人柄であった。



写真5-5 ドン・エミリアノ宅にて(2016年12月23日、筆者撮影)

ドン・エミリアノは実はカバグラにADICが設置されたばかりの頃の執行部のメンバーの一人であり、2016年12月にカバグラ先住民居住区を再び訪ね彼の自宅に滞在させてもらっていた間などには、当時のことを回想して色々教えてくれたものだった。交友関係も広く、男女を問わず多くの年長者や若者が彼の家を訪ねてきては、コーヒーや軽い食事をごちそうになり、世間話をしては帰って行くという場面に度々遭遇した。近所に住むアルコール依存症の男性²³²などは夜になるとほぼ決まって姿を現し、ドン・エミリアノとその妻ドニャ・マルティナが水や食事を提供すると、涙しながら二人に感謝の意を表していた。後々になってわかったことは、十数年前まではドン・エミリアノ自身がアルコールに依存した生活を送っており、妻ドニャ・マルティナは非常に辛い思いもしたということだった。

これらのTDCCの年長メンバー以外には、2015年時点でTDCCのコーディネーターを務めていたペベ(20代後半)や、2016年12月にペベに代わってコーディネーターとして活動に関わっていたデルフィン(50代半ば)と特に親しくなり、この二人から私は多くを学んだ。ペベもデルフィンも妻と子どもと一緒にサンラファエル集落に暮らしており、TDCCの活動以外にもカバグラ先住民居住区で行われている活動一般に積極的に顔を出していた。

親族集団カベケルワク(*Kabekirwak*)のペベはスペイン語のモノリンガルで、ラスプリサス集落のドン・エミリアノ宅に居候しながらブエノスアイレスのコレヒオで学んだ経歴を持つ、カバグラ在住の住民のなかでは数少ない、いわばエリートだった。TDCCのコーディネーターとして活動するようになってからは、大学で法律を学ぶため、片道3時間以上をかけて週に数回の頻度でペレスセレドン(都市名)へ通っていた²³³。

親族集団ドゥリワクのデルフィンは、カバグラ先住民居住区の最後のアワ(awa)²³⁴の息子の一人で、ブリブリ語にもスペイン語にもよく通じた二言語話者であった。2015年時点ではADICの書記係やネグロのメンバーとしてのみ活動していたものの、ペベがTDCCのコーディネーターの仕事から距離を置くようになったことに伴い、2016年12月時にはペベの仕事を受け継ぐようになっていた。現在は妻アナと二人で暮らしているものの、アナと一緒にいる前に別のブリブリ女性と自由結婚していた時期があり、現在もこの前妻への食費年金を支払っているということだった。

このように、TDCCのメンバーやコーディネーターには何か明確な共通項を指摘することができるとはいえない。年齢においても多少の幅があり、暮らし向きもそれぞれ異なっていた。しかし、フィールドから離れた現在の著者の目線であえて何らかの傾向を見出す必要があるのであれば、おそらくそれは誰もが現状に甘んじていなかったということにある。メンバーたちもコーディネーターもそれぞれ異なる意見を持っているものの、全員が自らが生まれ育ったカバグラ先住民居住区という生活環境を今よりも良いものにしたいという想いを持った人びとであった。

3-2 係争が処理される場所

—トゥリブナル—

では、これらのメンバーたちはTDCCとしてどのような活動を行っているのだろうか。

サンラファエル集落には、住民たちがトゥリブナル (tribunal) と呼ぶ平屋が建っている。このトゥリブナルの建設にあたっては、今から10年ほど前に国外のNGOからの援助金が使用された。トゥリブナルは、居住区内外からこの集落を訪れる人びとを迎える歓迎の催し事の際や、一定数以上の住民たちが集まる各種会合を行う場としてしばしば使用されていた。

TDCCの活動拠点となっていたのもこのトゥリブナルであり、月に2回ほどの頻度でメンバーやコーディネーターが集まる定期会合や、問題を抱える住民たちへの対応、係争当事者を集めての話し合い等は、通常このトゥリブナルの一部屋 (オフィス (oficina) と呼ばれていた) か裏手のテラス (corredor) を使用して行われていた。

TDCCは過去に国内外の支援団体から資金援助を受けていた時期があるものの、ここ数年間は、メンバーもコーディネーターも無給で活動していた。会合の際に振る舞われるコーヒーやお菓子、必要最低限のコピー用紙やプリンターの使用などにかかる消耗費に限ってはADICが負担していた。このため、TDCCはADICの傘下にあるグループだと考える住民もいたものの、TDCCメンバーやコーディネーターそしてADICの関係者たちは、TDCCとADICとは互いに独立して存在し、両者の関係は協同的なものと考えていた。



写真5-6 トゥリブナルの外観 (2014年12月11日、筆者撮影)



写真5-7 トゥリブナル裏の刑務所建設予定地(2014年12月11日、筆者撮影)

また、2016年12月時点では未だ計画段階ではあったものの、トゥリブナルの裏手の土地に刑務所(cárcel)を建設するという話も持ち上がっていた。その建設費用については、国から一部援助を受ける可能性が高いようで、数年前よりTDCCコーディネーターのペペがベレスセレドンの刑務所関係者と話し合いを進めているということだった²³⁵。このことは、もしかすると将来的にTDCCが公式の司法制度の一端を担う、第一審裁判所に似た機能を持つようになるかもしれないということを感じさせるエピソードであった。

なお、TDCCの利用者はカバグラに暮らす住民たちであった。利用者にはトゥリブナルの建つサンラファエル集落在住の者に加え、馬がないと移動できない遠方の集落の住民も含まれていた。

このようにTDCCは、カバグラ先住民居住区内では多くの方が、少なくともその存在を知っている住民グループであった²³⁶。

4 係争処理のプロセス

それでは次にTDCCを介して具体的にどのような手順で係争への対応がなされるのかを見てみよう。

4-1 コスタリカの司法制度におけるTDCCの位置付け

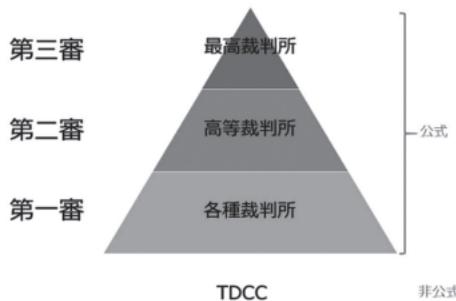


図5-1 TDCCと従来の裁判所との関係性のイメージ

ここまでのところで見たとおり、TDCCはカバグラ先住民居住区内部の住民はもちろん、居住区外に暮らす法曹関係者の間でも知られた存在となりつつある。とはいえ、2018年2月現在、コスタリカの公的な裁判制度に正式に組み込まれている訳ではない。したがって、カバグラ居住区内で住民間の係争が生じた場合、TDCCを介してその係争に対処するか否かは各ケースの当事者の選択次第である。

TDCCの位置付けを理解するためにも役に立つので、ここでコスタリカの司法制度の概要を見ておこう(図5-1)。コスタリカの司法制度は日本と同様に三審制で²³⁷、首都サンホセ市にある最高裁判所(Corte Suprema de Justicia)²³⁸を最高司法機関とする。そしてこのような公式の司法制度の外に位置付けられているのがTDCCである。

4-2 TDCCの目指す公平公正さの語られ方

TDCCが目指すのは、その名称が指すとおり、慣習法に沿って係争を処理することである。但し、その慣習法が具体的に何を意味するのかということが、メンバーやその他の関係者のなかで事前に細かく決定され共有されているという訳ではない。あくまで緩やかな認識が共有されているにすぎないのである。

ではこの緩やかな共通認識というものがどのようなものなのかというと、例えば次のように説明される。慣習法では、一つの係争はその係争当事者間だけでなく親族集団間の関係の修復とも深く関係している。それゆえ慣習法的に見ると、係争と係争処理は、危機や亀裂といった否定的な意味を持つものではなく、カバグラ先住民居住区の住民間の結束を強めるものだ。このような説明がしばしばなされるのである。

いくつか例を挙げよう。TDCCの前身にあたる住民組織であったシキキパの元メンバーで、かつ2001年頃にはTDCCのメンバーも務めた経験を持つドン・マルコス(70代)は、当時自分たちが行っていた係争処理の行為を「治療(*curación*)」という言葉を用いて表現した²³⁹。また、2015年当時にコーディネーターとしてTDCCの活動に参加していたベベは、係争は親族集団全体にも関わるものであるため、係争を処理することは「我々の文化を元気づける(*fortalecer nuestra cultura*)」ことなのだと説明した²⁴⁰。さらに、現TDCCメンバーの一人は、「国の裁判所には一貫した理論(*teoría*)がある。私たちに一貫した理論はないがここに生まれ育った身体でわかっていることがある。誰が誰か、すべてわかっているんだ」と話し、TDCCの係争処理にあたっての指針が当事者一人一人の人となり考慮に入れるということにあることをほのめかしていた²⁴¹。

このように、メンバーやTDCC関係者がTDCCについて説明するときには、国家の司法制度が前提とする「法の下での平等」ないし「公平公正性」というものが、TDCCでは全く異なる理解で受け取られているという語り方がなされる傾向にあった。国家の司法制度の理念とTDCCの理念とが異なっているという点がしばしば強調されていたのである。

4-3 係争の傾向²⁴²

TDCCに持ち込まれる係争のタイプについては、傾向として土地に関するものが多かった。この場合、申立人となるのは特に女性だった。相手側にはカバグラ住民のプリプリあるいはプリプリ以外の先住民(インディヘナ)、そして非先住民(非インディヘナ)も含まれていた。

土地に関する係争以外では、性関係や家族に関わるものもあった。このなかには、本書では取り上げないものの、ある女性から食費年金を請求された男性がTDCCを介して、現金ではなく、その請求分に相当する労働でこの支払いを行った事例や、アルコール依存症の両親に育児放棄された子どもの今後の養育責任を誰が果たするのが最適であるのかについて、TDCCが国家機関PANI (Patronato Nacional de la Infancia)と当事者との間の仲裁役として機能した事例なども含まれた。

4-4 係争発生から解決までの流れ

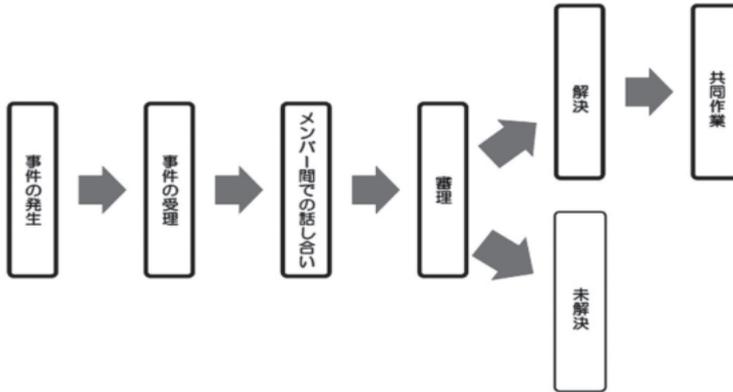


図5-2 TDCCを介した係争処理の流れのイメージ

次に、係争が発生し、その相談がTDCCに持ち込まれてからのプロセスを見てみよう。それは多くの場合、次のような流れであった。

カバグラ先住民居住区内で何らかの事件が発生し、その当事者となった住民が国家の司法機関²⁴³ではなくTDCCへ相談することを望む場合、この住民はまずサンラフェル集落のトゥリブナルへ直接出向く。トゥリブナルにはTDCCのメンバーあるいはコーディネーターが待機しているので、住民はこの人物に対して自身の抱える問題や解決を依頼したい内容について口頭で伝える。

相談を受けたメンバーないしコーディネーターは、原則として、これらの内容を申立書 (hoja de denuncia) にスペイン語で書き込む²⁴⁴。ここに書き込まれた内容は、後日、メンバー全員が集まる場で共有され、その際には当事者双方の特定や、相談内容の確認がメンバー間の話し合いのなかで行われる。このとき、係争当事者双方を迎えた審理 (sesión) の開催日時なども併せて議論されることが多く、そこで決定した日時を明記した当事者宛の召喚決議書 (resolución) がコーディネーターによって作成される。この召喚決議書は、その後、TDCCと協力関係にあるロス・ネグロスによって当事者の手元に届けられる。

召喚決議書を受け取った係争当事者は、そこに記載された日時にトゥリブナルにやってくることが求められる。こうして当事者双方を迎えての審理が執り行われることになる。

係争当事者を迎えての話し合いの場では、当事者双方の主張にメンバーが耳を傾け、当事者間の合意が導かれるまで話し合いが継続される。合意にいたると合意書が作成され、係争当事者双方とTDCCメンバーがこれに署名することをもってひとまずの解決と見なされる。

なお、TDCCの係争処理過程のいずれの段階においても使用言語の厳格な規定はなく、スペイン語でもブリブリ語でも、あるいはこの併用でも可能である²⁴⁵。

ここまで、TDCCの成り立ちから現在にいたるまでの歩みを記述してきた。ここからは本章のまとめとして、「再稼働」や「再現」という見方でTDCCを捉えるよりも、「オルタナティブ・ジャスティス」という見方で捉える方がTDCCの実際の状況とのズレが少ないだけでなく、TDCCの今後の活動への弊害も少なくなるだろうということを主張する。

5 オルタナティブ・ジャスティスとしてのTDCC

—未来に開かれた意義と可能性—

本章冒頭で触れたとおり、先行研究においては多くの場合、TDCCはブリブリ慣習法を今日に「再稼働」させた事例だと捉えられてきた。確かに、本章で記述した内容のうち、TDCCのある側面にのみ焦点を当てるならば、TDCCはローカルな、字義どおり伝統的な住民グループであるといえるのかもしれない。

しかし、それと同時に、ここまでのところで示した内容から明らかになるのは、TDCCが発足し今日までその活動を継続することが可能だったのは、カバグラ住民だけでなく、支援者の存在や外からの働きかけがあったこともまた確かだ、ということである。また、そのような協働ないし協働が生まれる背景には、先住民の権利に関する国際人権条約の成立など、国内外の趨勢も確かに関係している。つまり、TDCCとは、ローカルで、伝統的な住民グループであるというよりも、1990年代以降という極めて現代的な状況を背景としながら、カバグラ住民とそれ以外の人びとが協働するなかで生まれ、その協働のなかで成長してきた住民グループであるということである。

冷静に考えてみれば、上記に述べたことはごくごく当然のことで、わざわざここで主張することはいらぬと読者は思うかもしれない。しかし、ムニョスとポルティージャのように、TDCCをブリブリ慣習法つまり伝統の「再稼働」「再現」の実例として捉える見方と、その見方にもとづく研究者や実務家の語り方が繰り返しなされることによって、そのごく当然の状況が容易に忘れ去られてしまうのである。そしてその結果、TDCCを「過去への回帰」という文脈でしか捉えられなくなるという矛盾に陥ってしまうのである。

私がかバグラ先住民居住区での調査を再開しようとしていたときのことである。以前から交流のあったコスタリカの人類学者の一人—サンラファエル集落で発生した殺人事件の文化鑑定書を作成したこともある人物—は、私がTDCCに関心を持っていることを知り、「TDCCが本当の慣習法裁判所だと

思わないようにね」とアドバイスしてくれた。そのとき私は言葉どおりの意味、つまりTDCCはプリプリ慣習法の「再稼働」「再現」だという説明を鵜呑みにしないように、という意味だろうとその助言を受け取った。

しかし、今となつては、そもそも「本当の慣習法裁判所」というものがあるはずだという前提こそを疑うことから始めなさい、という言葉ではなかったのだろうかと思ひ返している。というのも、2016年12月時点のカバグラ先住民居住区には大きく分けて3つの異なる住民グループが存在しており、これらのグループは互いに対立関係にあった²⁴⁶。大きな内部抗争にまではなっていないとはいえ、このような状況が潜在的な緊張の火種であることに間違いはなく²⁴⁷、私のカバグラ滞在中に住民たちの噂話のなかでたびたびこれらのグループ間対立が話題となっていた。そしてこの対立構造のなかで各グループが競って主張することの一つが、どのグループがプリプリ慣習法をより再現した、本当の慣習法裁判所なのか、という点だったのである。

なお、対立関係にあるこれら3つのグループとは、TDCCとADICそしてロス・ネグロスが含まれる現ADIC総裁ドン・ラファが中心のグループと、元TDCCメンバーのドン・マキシミアノが中心となっている通称イリリア (*Iriia Jtech Wákpa*) と呼ばれる長老協議会 (Consejo de Ancianos)²⁴⁸、そして元ADIC総裁ドン・サントスらが中心の民族伝統当局 (Autoridad Tradicional Étnica) という名称のグループ²⁴⁹であった。イリリアも民族伝統当局も、TDCCよりも後に誕生しており、その活動歴も短いことからカバグラ先住民居住区外での知名度はTDCCに劣っていた。しかし、イリリアも民族伝統当局も、それぞれがプリプリ慣習法を実践するグループだという主張を展開しており、そこではどのグループがより伝統的なのか、どのグループの主張するプリプリ慣習法がより正しいのかという議論が持ち上がっていた。

例えば民族伝統当局のドン・サントスは、TDCCに対しては「若いコーディネーターが活動に関わっているTDCCは慣習法に則って係争処理をしているとはいえない。コーディネーターは若くて何も知らない」とし、イリリアに対しては「『長老』と名乗っておきながらあのグループには12歳の子どももいる」として批判していた²⁵⁰。イリリアのドン・マキシミアノから直接話を聞くことはできなかったものの、イリリアが開設しているホームページのブログ欄を見ると「TDCCやADICの中心となっている住民はプリプリではない。TDCCは先住民組織ではない」といったTDCCへの誹謗文が散見された。

TDCCのメンバーはというと、あからさまに他のグループを批判することは少なかったものの、例えばドニャ・パウラは皮肉を込めたような口調で「マキシミアノの協議会には60～65歳の6名くらいの年長者がいるけど、相談話を持ち込んでもよく理解できないのよ。ブエノスアイレスやベレスセレドンの裁判所にも認められていないしね。あそこ(長老協議会)へ相談を持って行っても、元の問題を[解決するどころか]さらに大きくされるだけよ」と漏らした²⁵¹。またドン・エミリアノは「マキシミアノのグループは、ADICもTDCCも要らないと思っているから。彼を批判するつもりはないけど、正義(justicia)を行うには彼はふさわしくない人物だよ。フェアじゃない人間(persona sucia)なんだ」と口にした²⁵²。このような3つのグループ間での「本物らしさ」をめぐる対立は、答えのないものを互いに主張合っている、終

わりのない論争であるように思われた。

しかし、だからといってこの本物らしさの度合いをめぐっての競合関係が答えの出ない堂々巡りの争いであるということが、各グループの内部において全く意識されていない訳でもないようだった。少なくともTDCCの関係者たちは、プリプリ慣習法の「再稼働」「再現」だと見る研究者らのように、自分たちの活動を「過去」とのみ結びつくものだと考えているかというところではなかったからである。TDCCのメンバーもコーディネーターも、自分たちの活動が始まり、現在も続いているのは、「現在」の社会の状況があるからこそ、またカバグラの外に暮らす人びととの協同や協働があるからこそだということを十分に理解しているように見えた。TDCCのメンバーにとってもコーディネーターにとっても、いわゆるローカルで、伝統的な「過去」との連続性を強調することと、現代的な、外部との協同ないし協働のなかで生まれ成長してきたTDCCの新しさを認めることは、それ自体では矛盾するものではない。問題なのは、他のグループと自分たちとを比較するときには、なぜか過去との連続性や、どちらがより本物らしく伝統的なのかという主張の方が力を持ってしまうということである。

人類学者のマルコス・ゲバラ＝バーガーは、コスタリカの多くの先住民居住区に見られる事象としてADI²⁵³をめぐる問題を指摘する。ゲバラによると、当初ADIについてはコスタリカ政府の御用組織にすぎないという批判的な評価がなされる傾向が強かったものの、設立から30年以上を経た現在では、自治体としてのADIへの評価は居住区ごとに大きく変化しているという。つまり、ADIという組織の枠組みを残しつつ、内部からこれを変革する動きも生まれている。ADIに付与されている「政府公認」という強みを戦略的に利用し、その上で居住区の住民たちが抱えるさまざまな問題を中央政府に訴え、状況改善に努めることに一定程度成功している居住区も出てきた。他方、ADIとは全く異なる新たな住民組織を発足させ、この新しい組織に新たな「政府公認」という自治体の権利を見出そうとする居住区もあるという。

ゲバラのこのような議論を手がかりとするならば、後者の場合の新たな「政府公認」を求める際のロジックとして最も有効に働くのが「本物らしさ」や「伝統」つまりは過去からの連続性を強調する語り口なのかもしれない。TDCCを表現する際に好んで使用されてきたプリプリ慣習法の「再稼働」や「再現」は、まさにこの指向と結びついたものなのではないだろうか。

とはいえ、このような過去との連続性を必要条件とする語り口は、あくまで上記のような政治的コンテキストにおいて理解されるべきものであり、TDCCそのものの全体像を説明しようとするコンテキストにおいてはその実態を十分に捉えたものではない。このような語り口では、TDCCの未来に開かれた可能性や、これまでには存在しなかったTDCCの現在ならではの柔軟さや新しさは、分析や評価の対象外に置かれてしまう。

ではこれらを分析や評価の対象とするためにはどうすればよいだろうか。そこで参考にしたいのは、「オルタナティブ・ジャスティス」という見方である。オルタナティブ・ジャスティスとは「従来の裁判制度に対するさまざまなオルタナティブ・アプローチ」の総称として、東アフリカのケニアなどで民族誌的調査を行ってきた法人類学者の石田慎一郎ら(2011)が用いた言葉である。このときのオルタナティブの

語には「既成・主流のやり方を打破するもの」というニュアンスが込められている(石田 2011: 8)。したがってTDCCをオルタナティブ・ジャスティスとして捉える立場とは、TDCCをプブリ慣習法つまり伝統の「再稼働」や「再現」とすることでコスタリカにおける既存の裁判制度や法体系に対するオルタナティブとして見るだけではなく、カバグラ先住民居住区におけるこれまでのやり方や昔のやり方に対するオルタナティブとしても捉えようとする立場である。つまり、TDCCをかつてのカバグラ先住民居住区に存在していた係争処理の仕組みを取り戻し、現在に再びそれを蘇らせようとする取り組みとするのではなく、これまでには一度もなかった形でカバグラの公平公正さというものを模索する、住民たちとこれに関わる人びととの間の可能性と創造性に満ちた取り組みの、現時点での姿として捉えられないだろうかという提案である。オルタナティブ・ジャスティスとしてTDCCを見るならば、まさに現在進行中の事象としてTDCCを捉えることが可能になり、次章で検討することになる女性の権利に関する批判についてもこれまでとは異なる視点から反論することが可能になるのである。

本章では、カバグラ先住民居住区におけるTDCCとはどのような住民グループなのか、その実態を先行研究や筆者のフィールドワークにもとづき明らかにした。その上で、TDCCは、昔のやり方の「再稼働」や「再現」ではなく、オルタナティブ・ジャスティスとして理解すべきだということを指摘した。

次章では、この同じ見方を維持しながら、実際の係争事例を見て行く。次章で取り組む問題は、女性の人権をめぐる状況である。本章の見方—TDCCをオルタナティブ・ジャスティスと見る—を採用すると、女性の人権をめぐる議論は、そもそも慣習法裁判所=過去のやり方の「再稼働」ないし「再現」という見方をするからこそ生じている問題ではなからうかということに気付くことになる。

第六章 女性に関する係争事例とその考察

第五章では、TDCCがどのような経緯で発足し、その後どのような展開を経て今日にいたるのかを見てきた。そしてその様子は伝統の「再稼働」や「再現」という言葉だけでは言い表しがたく、今まさに模索されているという意味において現在進行形の事象なのではないかということを描いた。また、その様子を捉えるための枠組みとして、「再稼働」や「再現」よりも「オルタナティブ・ジャスティス」の方が役に立つのではないかということにも言及した。

本章では、国家の司法制度と並んで先住民（インディヘナ）の慣習法と呼ばれるものや慣習法裁判所が容認されて行く状況のなかで生じている、人権とりわけ女性の権利をめぐる論争を取り上げる。そして、TDCCをオルタナティブ・ジャスティスとして捉える立場より、この論争に対する視点の転換を試みる。

以下では、まず、リーガルブルーリズムという考え方が政策の一つとして推進されて行くなかで生じている、国家の司法制度以外の法システム下では女性の権利が脅かされるのではないかという指摘に対して、それとは異なる見解を示している論者を紹介する。次に、それを踏まえ、TDCCを介して対処された女性に関わるいくつかの具体的な係争事例を一つ一つ描写して行く²⁵⁴。以上より、TDCCを含む国家の司法制度以外の法システム下では女性はただ弱い立場を強いられるという批判には十分な説得力がないことを指摘する。そしてその上で、具体的な係争事例や係争が処理されるプロセスのなかで、一方では、慣習法という語彙に言及し過去のやり方にそのまま倣うかのような語りとなされるということを明らかにする。しかし、それと同時に、慣習法の中身をどのように解釈し、どのように実際に発生している個々の事例と関連付けるのか、そのプロセスに女性たち自身が如何に主体的に関与しているのかということも示す。加えて、慣習法が何を指し示すのかというその中身が、現在進行形で埋め込まれて行く様子を明らかにする。

1 慣習法裁判所においては女性の権利は損なわれるのか

先の章でも触れたとおり、コスタリカを含む多くのラテンアメリカ諸国では、1990年代以降、一方では、先住民（インディヘナ）の法システムや慣習法を既存の裁判制度や国家法と並んで承認しようとする動きが次第に目立つようになった。また、第四章で示したIIDHの姿勢にも明らかとおり、司法へアクセスする先住民（インディヘナ）の権利という点に焦点が当てられる場合には、慣習法裁判所は総じて肯定的なイメージで捉えられてきた。

他方、人権、そのなかでもとりわけ女性の権利に焦点を当てる議論では、慣習法裁判所を肯定する理論的根拠ともなっている、リーガルブルーリズムつまり多元的に法システムが共存する状態や、そのような状態下での非国家法つまりこの場合には慣習法—は、必ずしも肯定的に評価される訳ではな

い。極端な場合には、慣習法裁判所という取り組みは女性の権利を阻害する要因であるとして批判の対象にさえなってしまう。一言でいうならば、慣習法裁判所が依って立つ非国家法つまり慣習法下では、女性たちは虐げられてきたのであり、現在も彼女たちが置かれた状況に大きな変化はないという主張が展開されるのである。そしてこの主張をもって、慣習法裁判所やその存在を後押しする理論的立場であるリーガルブルーアリズムという考え方に対する否定的な見解が示される訳である。女性の権利と先住民（インディヘナ）の権利とは競合はするものの、共存はしないものとして捉えられる傾向が強いからである。

しかし、慣習法裁判所においては女性たちが不利な立場を強いられる、またそれは先住民（インディヘナ）の権利を行使するときには女性の権利は度外視されるからだという指摘は、どこまで説得力のある指摘なのだろうか。序章でも触れたとおり、近年では自他ともに先住民（インディヘナ）の範疇に入る人びとのなかでも、女性の存在や彼女たちの影響力が特に大きくなっていることが報告され始めた。慣習法裁判所を女性の権利を妨げる取り組みだと見なし、それゆえに慣習法裁判所という取り組みそれ自体を批判するのはあまりにも早急である。

慣習法裁判所への注目が集まるようになるのに伴い聞かれ始めたこのような見方、つまり慣習法下では女性たちは虐げられてきた、そして現在も彼女たちが置かれた状況はほとんど変化していないという見方に対して、これを乗り越え、先住民（インディヘナ）の権利と女性の権利の非競合的な関係について議論を進めようとしている研究者の一人が、メキシコの人類学者レイチェル・シーダー（Rachel Sieder）である。シーダーは、慣習法や先住民（インディヘナ）の法システムは女性にとってネガティブに働くものだ、という主張が自明視されつつある現状を指摘した上で、この主張では慣習法や先住民（インディヘナ）の法システムに対する女性たちのエージェンシーや戦略（strategies）というものが見過ごされてしまうことを指摘している（Sieder 2016: 1129）。

本章では、シーダーのこの指摘を援用し、慣習法や先住民（インディヘナ）の法システム下では女性が虐げられている、という半ば自明視された主張を批判的に検討したい。その際、具体的な考察対象として描写するのは、これまでにTDCCに届けられた係争事例の数々である。つまり、カバグラ先住民居住区内で発生した具体的な係争がTDCCを介してどのように処理され、その一連の係争処理の取り組みのなかで女性たちはどのような状況にあるのかということを明らかにする。

このような係争事例の描写をとおして、非国家法下では、あるいは非国家法であるがゆえに、女性たちは弱い立場を強いられ、その権利を侵害されているという主張を批判的に検討する。そして女性の権利と先住民（インディヘナ）の権利とが常に競合する訳ではなく、両者の間に非競合的な関係を見出す可能性はあるはずだとするシーダーらの議論にささやかながら貢献することを目指したい。

2 係争事例の検討

2-1 トゥリブナルの片隅に眠っていた係争記録

—調査方法と事例の全体像—

先にも述べたとおり、2015年7月から12月にかけての約半年間を私はサンラファエル集落の空き家を間借りして暮らした。その間、主な活動の一つになっていたのは、TDCCの活動拠点となっているトゥリブナルに事務員 (*secretaria*) として待機するというものだった。平日は毎日朝8時前に下宿先を出発し、まずは裏手のペベ宅でトゥリブナルの外門と、トゥリブナル内の一部屋—TDCCの事務所となっていたオフィスと呼ばれる一部屋—の鍵を借り、その後は午後12時30分頃までオフィスで待機する毎日だった²⁵⁵。

私がトゥリブナルのオフィスに待機している間、毎日誰か一人は顔を見せた。訪問者にはサンラファエル集落在住の顔見知りもおれば、他集落からやってきた初対面の人も含まれた。他方、問題を抱えて相談にやって来る人に私が対応する機会はほとんどなかった²⁵⁶。したがってトゥリブナル通いを始めた当初は、5時間近くオフィスの椅子に座り、ただただ来訪者を待っていただけだった。そんなときに発見したのが、オフィスの片隅に追いやられたスチール製の古い書類棚だった。そしてこの書類棚の中には、雨などで変色し蜘蛛の巣がかかった状態でバラバラに放置されていた過去の係争記録が入っていたのである。

ペベやTDCCメンバーにすぐに許可を得た私は、劣化の激しいこれらの紙の山をまず綺麗に掃除し、次に案件ごと年ごとに整理する作業に取り掛かった。表6-1は、この作業を経てまとめた係争記録の年ごとの件数とその内容の一覧である。

この表を見る限りでは、2000年から2015年の間にTDCCに持ち込まれた揉め事の多くは「生産」や「居住」として分類できるタイプの係争であったという大まかな傾向が明らかになる。また、このような「生産」そして「居住」に関する係争事例のうち、土地の使用や占有をめぐるトラブルや、水をめぐるトラブルがその多くを占めていた。年ごとに件数の増減が顕著に見られるものの、どの年をとっても「生活」や「居住」に関する係争が一番多いこともわかる。

「家庭」に関する係争には、未成年の連れ去りや妊娠など性関係に関する係争や、子どもの養育やしつけ、老年の母親の扶養責任などについての係争が含まれた。「交際」に関する係争には隣人間のトラブルなど、「その他」としては土地の回復や、ADICなど公的な組織の権限悪用などが含まれた。

表6-1で整理した係争は、原則として、一件につき申立書、招へい書、決議書、証拠書類など、少なくとも4種類以上の記録書類が作成されることになっていた。しかし、実際にはこれらの記録書類がすべて揃って保管されているということはまずなかった。あるいは、そもそも口頭のやり取りのみで初めから書類が作成されていなかったという可能性も否定できない。

次頁の表で示した係争記録のうち、一通りの書類が揃った状態で保管されていた77件については、ペベの許可を得たうえでその写しを入手した。ここからは、女性の関わる係争事例のうち、特に本章の議論と関係する事例に考察を加えて行こう。

表 6-1 TDCC 係争種別件数

	生産	居住	家庭	交際	その他	合計 (年毎)
	農耕、立木、家畜飼 養、火災、労働	家屋、宅地、 水、通路	性関係、養育、しつ け、不義不貞、DV	借財、脅迫、 傷害、窃盗	土地回復、密売、 権限悪用	
2000年	18	6	10	7	2	43
2001年	26	11	14	5	9	65
2002年	17	12	7	6	12	54
2003年	19	11	2	2	0	34
2004年	26	9	7	3	3	48
2005年	6	3	0	2	1	12
2006年	6	3	0	0	0	9
2007年	6	2	0	1	0	9
2008年	9	1	0	2	0	12
2009年	—	—	—	—	—	—
2010年	—	—	—	—	—	—
2011年	—	—	—	—	—	—
2012年	9	3	0	0	6	18
2013年	16	6	2	3	3	30
2014年	—	—	—	—	—	0
2015年	3	3	0	2	0	8
合計 (種別)	161	70	42	33	36	

(出所: 大森(1990)を参考にしつつ筆者作成(係争種の分類は筆者による、2009年～2011年にかけては記録なし))

2-2 性関係に関わる事例

最初に見るのは、カバグラ先住民居住区内で発生した性関係に関する係争とその処理過程である。この種の係争事例が慣習法裁判所を介して処理されるとき、女性の権利が脅かされる危険性を指摘する声はとりわけ大きい。慣習法と「過去のままのやり方」とを同一視する者が多いからであろう²⁵⁷。

しかし、慣習法裁判所であるから性関係に関する係争事例では女性の権利が脅かされているのだろうか。TDCCを介して例外的に処理された具体的な係争事例の検討からこの点について考えてみたい。

マヤ「誘拐」事件

最初の事例は、サンラファエル集落の一軒家に子どもたちと共に暮らしていたオルテガ夫妻が、娘が男に誘拐されたとTDCCに訴えた一件である。2001年7月22日(日)付の申立書によると、その前日の21日(土)の夜11時頃、ラスワカス集落のロドリゴという名の青年がオルテガ家にやって来て、夫婦の娘の一人マヤを連れ去ったということが記録されている。また同申立書には、①マヤを一刻も早く自宅に戻すこと、②損害賠償金3万コロン²⁵⁸を支払うことの二点がオルテガ夫妻からロドリゴに対する要求であること、また、③ロドリゴがこれらの要求に応じる場合には居住区外の裁判所への提訴は取りやめる意向であることが記されている。

オルテガ夫妻の訴えを受けたTDCCは、翌23日(月)付でロドリゴ宛の書簡を作成し、申立書に書かれた①～③の内容を伝えた上で、マヤを自宅から連れ去ったという今回の行為は、④コスタリカ刑法に違法する行為であり²⁵⁹、両親が彼を提訴した場合、⑤有期刑 (pena de prisión) を免れ得ないことを彼に伝えている。これらの点に加え、マヤの両親との和解を望む気持ちがロドリゴにあるならば、⑥8月5日(日)午前10時にサンラファエル集落の集会所に来るように、とも促している。

ロドリゴは⑥の提案に応じたので、8月5日(日)、TDCCによってサンラファエル集落の集会場にてマヤの両親とロドリゴを招集した話し合いの場が設けられた。この日の記録によると、その場にはマヤの両親とロドリゴに加え、マヤ本人とロドリゴの両親も同席していた。話し合いではその場に同席したすべての参加者に発言の機会が与えられ、各人からは次のような発言があったことも記録されている。

発話者	発言の内容
ロドリゴ	「死が僕とマヤを分かるときまで僕はマヤの身の安全に責任を持ちます。いつまでも、何があっても僕たち二人は仲良く平穏に暮らします。」
オルテガ夫妻 (マヤの両親)	「娘マヤのことを守り面倒をみる、またそのために十分に努力するというロドリゴの言葉がただの口約束とならずに実現されるよう祈ります。」
マヤ	「ロドリゴと一緒にになった (unirse con) のは私の意思です。彼との[結婚の]約束を公にする (formalizar su compromiso) ため私は実家を出ました。実家には戻りたくありません。神が私たち二人を分かるときまで彼を手放したくありません。」
ロドリゴの両親	「ロドリゴとマヤの二人が問題なく良い生活を送れるよう、ロドリゴに助言します。二人にできる限りの協力をするつもりです。」
TDCC	「今回のようなケースは、国家法 (justicia común) に従うと凌辱 (estupro) ²⁶⁰ と見なされます。しかし、先住民の伝統に従うと凌辱ではありません。したがって最善の方法は、ロドリゴが責任を持ってマヤの安全を心身ともに守って行くことです。」

図6-1 性関係に関わる事例1

当初はオルテガ夫婦の視点から「誘拐」だと訴えられ、そのように見えていたロドリゴの行為について、この日の話し合いではロドリゴやマヤの視点からの語り新たに追加された。そうすることによって、最終的には誘拐ではなく一種の駆け落ちとして当事者たち間で解釈し直されたことがわかる。本件の解釈がこのように変化して行く過程で重要だったのは、ロドリゴのみが呼び出された話し合いの場にマヤ自身が参加したことや、彼女がその場ではっきりと自分の意見を表明したということである。TDCCのメンバーたちは、結果的に本件を二人の自由結婚 (unión libre) の開始と同等に扱っている²⁶¹。

本件は、結婚についての先住民 (インディヘナ) の伝統、別の言い方をすると「慣習婚」が、カバグラの住民たちにとって一体何を意味するのかということが問われた事例でもある。従来的人类学的研究では、ブリブリの慣習婚とは、第一に女性が初潮を迎えていること、第二に双方の両親が合意していること、という二つの主な条件によって特徴づけることのできる男女の関係として理解されてきた²⁶²。確かに本件も第一の点には齟齬がなかったものの、第二の点については、果たして本当にこの条件が満たされていたのかどうか疑問が残る。マヤの両親は、本件の話し合いの結果、ロドリゴを提訴することを取りやめはしたものの、二人の結婚に積極的に合意するにいたったという訳ではない。後のマヤの回想によると、当時、マヤの両親は彼女の結婚相手にロドリゴとは別の先住民 (インディヘナ) 男性を考えており、初潮を迎えたマヤとこの男性との結婚を画策していたのだ。

仮にTDCCが、人類学的研究によって指摘されている過去のとおりの慣習婚の必要条件—つまり、第一に女性が初潮を迎えていること、第二に双方の両親が合意していること—をそのまま遵守したとすれば、ロドリゴがマヤにした行為は、マヤの両親の訴えたとおり誘拐や凌辱であると解釈された可能性が高い。しかし、TDCCが実際に行ったことは、マヤの主張やロドリゴの声に耳を傾けることであった。その結果、初潮を迎えているマヤの状態と、マヤとロドリゴの合意をもって、本件は誘拐ではなく一種の駆け落ち、また二人の間にあったことは凌辱ではなく自由結婚に伴う性行為として解釈されることとなった。さらにTDCCはマヤとロドリゴのこのような関係を先住民 (インディヘナ) の伝統に則った婚姻関係、言い換えると慣習婚だと見なす旨の発言もしている。「慣習婚」が何を意味するのかは、そのときどきの文脈に応じて、またそこにいる人びとの働きかけや選択によって、浮かび上がるものであるということを読み取ることができる。

マリアからの依頼

次に見る事例は、プエノスアイレスの検察庁への匿名の通報によって強姦被害者とされ、同検察庁から捜査協力を求められたマリアが、TDCCにこの通報が虚偽であると訴えた一件である。2002年5月27日(月)付の申立書によると、この日、ブラソデオロ集落に暮らすマリアと彼女の母親マリアン、そして二人と同じ軒家に暮らすオランドがサンラファエル集落のTDCCを訪ねてきた。

TDCCに対してマリアが訴えたのは、母マリアンも暮らす一軒家でオランドと同棲しているという事実はあるものの、それは①彼女自身の意思であり、誰にも強制されていないということ、②オランドは彼女の自由結婚のパートナー(夫)であり、③今後も現在の二人の関係や同居の状態を解消するつもりはな

ということであった。また、オランドが④母マリアンの衣食住まで面倒をみるなどパートナーとしての社会的責任を十分に果たしているにも言及し、⑤強姦があったとする匿名の通報は誤りであり、⑥婦人科検診の受診を検察庁に強制される根拠はなく、⑦捜査協力をするつもりもないという訴えであった。

この日、各人が話した具体的な発言は、次のように記録されている。なお、マリアのこの訴えを受け、TDCCは①～⑦の内容を明記した書簡を同日付で作成し、ブエノスアイレスの検察庁へ送付している。

発話者	発言の内容
マリア	「私は完全なる自分の意思でオランドと自由結婚しました (ajuntarse con)。誰にも命令されていません。私の意思と決断が尊重されるようTDCCに助けて欲しいのです。」
マリアン (マリアの母親)	「検察庁が訴訟として扱おうとしているのは、マリアが年齢に達する前にオランドと一緒になった (ajuntarse con) からでしょう ²⁶³ 。しかし、年齢に達する前の女性が男性と自由結婚することは、先住民の習わし (costumbre indígena) です。この習わしは尊重されなければなりません。」
オランド	「私とマリアは自由結婚しました。何の強制もありませんでした。」
TDCC	特に発言なし。

図6-2 性関係に関わる事例2

この事例では、マリアとその母親マリアンが強姦の事実を否定するために頼ったのが、他でもないTDCCであったという事実が重要である。なぜ彼女たちはブエノスアイレスの検察庁に直接事実を否定する代わりに、TDCCを仲介役として間接的にこれを否定しようとしたのだろうか。ブエノスアイレスの検察庁へ出向くことが物理的に容易ではないことや、自他ともに非先住民 (非インディヘナ) の職員しかいない検察庁への不信感があったことなど、彼女たちがTDCCを頼った背景には複数の要因が考えられる。

そのなかでとりわけ注目したいのは、TDCCに助けを求めた際の母親マリアンの発言である。彼女は「先住民の習わし」という言葉を用いており、このとき「先住民の習わし」は、国家法に対する対義語、つまり非国家法としての慣習法という意味で用いられていることが明らかである。当時すでに、既存の裁判所のオルタナティブとしての位置付けがなされつつあったTDCCへ訴えることをとおして、また「先住民の習わし」という言葉を用いることをとおして、マリアンが娘マリアとオランドの関係を、「違法行為」の Kategorie から「合法行為」の Kategorie へと移そうとしている様子が見えてくる。マリアとオランドが性的な関係にあるという事実を「合法行為」として主張するための枠組みとして、慣習法にその役割が期待されているということが明らかになるのである。

フアナ強姦事件

次に見るのは、ブリブリ男性による強姦の被害者であるフアナが、TDCCを介して加害者男性に損害賠償を求めた一件である。2001年8月12日(日)付の申立書によると、同月7日(火)の午前8時頃、自由結婚のパートナー(夫)と共にラスワカス集落の家に暮らすフアナは、一人自宅で洗濯をしていた。そこへサンラファエル集落に暮らすホセがやって来た。ホセは、居住区内に設置された保健省の出張所の補助員として勤務していた人物であった。

申立書によると、「水を一杯くれ」と頼むホセにフアナがコップ一杯の水を差し出すと、ホセは家の中に無断で侵入し、保険証を見せるよう彼女に要求したという。その後、フアナが保険証を探している隙を利用し、ホセが彼女を強姦したことを訴えるフアナの申立内容も記録されている。

この訴えを受けたTDCCは、被害者フアナと加害者ホセ双方の合意にもとづいた同年8月16日(木)付の和解書(Convenio de pago por conciliación)を作成している。和解書に記載された取り決めの内容は次のとおりである。

TDCC作成の和解書に記載された取り決めの内容	
1	ホセは、強姦と住居侵入行為の賠償として、フアナに対して2万コロン ²⁶⁴ を支払うこと。なお、その支払期限は2001年8月25日(土)とする。
2	被害者フアナは、先述の和解内容に合意している。
3	先述の賠償金の支払いが行われた後、被害者と加害者の双方の署名でもって本件は解決される。
4	被害者フアナが和解に応じるのは今回のみであり、ホセは二度とこのような行為を繰り返すことがないよう肝に銘じること。今回に限り、先述の賠償金が支払われた場合、一般の裁判所に告訴されることはないものとする。

図6-3 性関係に関わる事例3

その後、双方の署名が残されていることから、この和解書の記載どおり、ホセがフアナに賠償金を支払ったということがわかる。

被害者フアナが自ら被害を訴える先として選んだのが、一般の裁判所ではなくTDCCであったということは注目すべき点である。その結果、加害者ホセの行為は、TDCCを介していれば民事的に処理されることとなった。なお、その際ホセに請求された賠償金の額は、日本に暮らす私たちにとってだけでなくコスタリカの当時の物価と照らし合わせても、強姦を犯した人物が負うべき賠償額としては少ないように思われる。

しかし、仮に既存の裁判所において刑事訴訟として対応されていたとすれば、調査や公判に多くの時間を要し、判決が下されるまでにはさらなる時間を要する。また被疑者はその間はほとんど制約を受けることなく生活することができる場合が多い。さらに、仮に既存の裁判所において民事的に対処されていたとしても、ホセの所得を鑑みれば、民事訴訟に訴えるために必要な訴訟費用が、勝訴した際に受け取る賠償金を上回ってしまう可能性も否定はできない。

これらの点を考慮すると、TDCCに訴えることによって、カバグラの住民たちにホセの犯した行為を知らしめ、その瞬間から社会的な制裁を与えること、また、ホセが必ず支払うことのできるであろう金額でもって最大の賠償を請求するという極めて現実的な判断をフアナが下したとの解釈ができないこともない。

ラウラの自殺未遂事件

次に見るのは、自殺未遂事件を起こし、その動機に関してプエノスアイレスの検察庁で語った自身の証言内容が虚偽であったとTDCCに申し出たラウラの一件である。自殺未遂が発覚し、緊急搬送後に作成されたベレスセレドンのOIJの調書には、ラスブリサス集落に暮らすラウラという名前の若い女性

が、2002年4月16日(火)の午後9時30分頃、除草剤3本を服用し²⁶⁵、その後ベレスセレドン市内の病院に搬送されたこと²⁶⁶が記されている。同調書には、ラウラの母親ラケルへの聞き取り調査の内容も記載されている。これによると、除草剤の服用を告白し、その場で嘔吐が止められなくなっているラウラが、親族間の問題が引き金となって自殺を図ったということをラケルに打ち明けたことが記されている。また、この親族間の問題とは、ラスプリサス集落に暮らすラケルの姉妹—ラウラの母方のおば—との問題であり、ラウラは時折このおばから身体的な暴力や嫌がらせを受けていたことも告白していた。

搬送先の病院で胃の洗浄などの適切な処置を受けたラウラは、一命を取り留め、その後、ブエノスアイレスの検察庁が本件の捜査を開始した。自殺未遂事件の発生から約2か月後の2002年6月20日(木)に検察庁がラウラへ行った事情聴取を記録した調書には、しかしながら、ラウラが自殺を図る動機となったのは、母親ラケルの自由結婚のパートナー(夫)フェリペ²⁶⁷からの性的虐待だったと記されている。この調書によると、ラウラが小学校4年生になるまでの間に少なくとも2回、彼女は自宅でフェリペに胸を触られた。ラウラはそのことを母親ラケルに相談したのでフェリペは家から追い出されたものの、ラウラはフェリペから受けた虐待の記憶にその後も悩まされ、これが動機となり倉庫にあった毒によって自殺を図ったというのである。

ところが、この調書が作成されて半年ほど経った2002年12月23日(月)の午後3時頃、ラウラが母親ラケルと共にトゥリブナルを訪れ、TDCCに対してこの調書に書かれた内容はラウラの虚偽の発言にもとづくものだったと申し出たのである。12月23日(月)付のTDCCの記録によると、ブエノスアイレスで事情聴取を受けた際、ラウラは担当の検察庁職員に怯えており、この職員が何を言っていたのかほとんど理解できなかった。このため、真実ではないにも関わらず、フェリペから性的虐待を受けたという嘘の陳述をしてしまった、というのがこの日に作成された記録に残された内容である。

これを受け、TDCCは同日付で検察庁宛の次のような内容の書簡をラウラ名義で作成している。

検察庁宛の書簡の内容	
1	2002年6月20日のブエノスアイレスでの私(ラウラ)の証言内容は、すべて虚偽のものでした。このような虚偽の発言をしてしまった原因は、当時の私は怯えており、事情聴取を担当した職員にプレッシャーをかけられていると感じていたからです。
2	私がフェリペに性的虐待を受けたという事実はなく、私が自殺を図った件とも一切関係はありません。
3	私がフェリペに性的虐待を受けたという事実がない以上、検察庁にはフェリペを起訴する根拠がありません。ただちに本件に関する捜査を終了して下さい。私にも家族にも捜査に協力する意思はありません。

図6-4 性関係に関わる事例4

この事例は、国家の司法機関や司法職員に対するラウラの不信感が浮き彫りになっている事例であると同時に、TDCCの抱える限界を示唆する事例でもある。TDCCは、ラウラの後の訴えの内容をそのまま受け入れる形で検察庁宛の抗議の書簡を作成し、実際にこれを送付済みである。しかし、ラウラが自殺を図った動機が本当はどこにあったのかについては一切触れていない。ラウラの自殺未遂事件の真相は現在も分からないままである。フェリペからの性的虐待があったのか、なかったのか、その真相についてTDCCは一切触れていないのである。

また仮に後のラウラの発言の方が当時の実態により即しており、そもそも性的虐待の事実がなかったとして、なぜラウラは他の動機ではなくわざわざ母親のパートナーからの性的虐待という虚偽の動機を選択したのだろうか。カバグラにおいてこの種の出来事が珍しいことではないという状況があることが、彼女にこのような動機を語らせたのではないか。あるいはプエノスアイレスの司法職員の抱くカバグラという場所への偏見に満ちた評価が彼女にそのような動機を選択することを強いたのではないか等、この種の疑問が次々とわき出てくる。これらの疑問が絶えないのは、ラウラが訴えを起こした先であるTDCCが、本件の核心部分でもある自殺未遂の動機や性的虐待の有無については関与しない態度をとっているからであり、このようなTDCCの対応には問題があると言わざるを得ない。

以上、TDCCのアーカイブをもとに性に関わる4件の係争事例をできる限り詳細に再構成するとともに、若干の考察を混ぜながら描写してきた。慣習法裁判所においては女性の権利が虐げられるという主張は、とりわけ性関係に関わる事例の場合、広く受け入れられている。

これに対して、少なくともここで取り上げた事例からは、慣習法裁判所であるから女性の権利が常に阻害されているのかと問われれば、そうではないと答えることが可能だということが明らかになる。

2-3 家庭内暴力に関わる事例

次に見るのは、性関係に関する係争事例と同様に、慣習法裁判所において対応されるべきではない、なぜなら女性の権利が脅かされる危険性があるからだということを指摘する声が根強い、家庭内暴力に関する事例である。家庭内暴力に関する係争も、性関係と同様、原則的には従来の裁判所で処理されることになっているため、この種の事例がTDCCに届くことは少ない。しかし、だからといって全く届けられてこなかったかというところでもない。なぜなら、居住区外の裁判所に届けられたとしても、そこで下された決定が必ず遵守されるという訳ではないからである。従来の裁判所であるからといって女性の権利を守るために必要な強制力が常に機能するとは限らないのである。

このことがよく表れているのが夫からの暴力や嫌がらせを受けていた女性が公的な司法機関へすでに相談をしたにも関わらず、最終的にはTDCCを頼りにしたという次の事例である。この女性エリカは、夫ファンからの家庭内暴力に悩まされており²⁶⁸、彼女はこの件を司法機関に相談した。エリカの相談を受けたプエノスアイレス簡易裁判所は、2012年3月16日（金）付でファンに対してエリカへの接近禁止命令を出した。

簡易裁判所のこの命令にも関わらず、2012年12月31日（月）、ファンはエリカが3人の子どもと暮らすラスブリサス集落の自宅に姿を現した。その日の状況をエリカの証言をもとにまとめると次のようになる。

12月31日（月）の午後7時頃、ファンが二人の友人を連れてラスブリサス集落のエリカたちの暮らす一軒家に現れた。プエノスアイレス簡易裁判所が発行した接近禁止命令によって、彼はこの家に戻ることを禁止されていたはずだった。しかし、この命令に反して姿を見せたファンは家の中に入り込み、そこでデアロを飲み始めた²⁶⁹。エリカの長女（23歳（当時））が「子ども（エリカの孫）が眠っているので騒ぎを起こさないで」とファンに注意すると、彼は激怒し、「子どもはもう小さくない。誰も私に黙れと言うこ

とはできない。ましてやお前にそんなことを言う権利はない」と言い放った。その後、ファンはエリカの部屋に侵入し、そこに立った状態でいたエリカのブラウスを引っ張り、「あいつ(長女)にあのように言えと言ったのはお前だろう」と責め立てた。

エリカは否定したものの、ファンは責め立てることをやめなかった。それでも彼女が否定を続けたので、今度は長男(22歳(当時))の部屋へ侵入した。長男はファンに対して「これ以上母さんに嫌がらせをするな」と警告し、「明日、改めて話をしよう」とファンに提案した。その後、ファンは長男の部屋から出て行った。

その後しばらくの間、エリカは自分の部屋で身を隠していたので、ファンが家から出て行ったのかどうかはわからなかった。しかし、通りの方で二女(19歳(当時))がエリカを呼ぶ声と、「殺される」という叫び声が聞こえてきた。エリカは、家の中にいた長男に何が起きているのかを見て来るよう頼み、台所へ出た。すると、ファンが二女に対して「殺すぞ」と言っている声が聞こえてきた。台所から30メートルほど離れたところから聞こえてくるようであった²⁷⁰。その後、エリカはファンが二女を背後から追いかけている姿を目にした。ファンの手にはマチェテ(山刀)が握られていた。

ファンに追いかけて回されながら家の敷地内へ逃げ込んできた二女に危害が及ばないよう、長男は二女を受け止めようとしたものの、二女は有刺鉄線の下をくぐり抜けた勢いでその場で転んでしまった。それでも何とか家の中へ逃げ込み、長男はファンが家の中へ入って来られないようにドアを施錠した。エリカは二女を自身の部屋へ連れて行き、何があったのかと尋ねた。二女は泣きながら、自身の息子(11か月(当時))²⁷¹の居場所がわからないと答えた。ファンは、二女を殺さない代わりに、彼女と息子を引き離すと彼女を脅したという。

エリカが自身の部屋のドアを開けると、ファンが手にマチェテを持って家の方に近づいて来るのが見えた。マチェテの刃先は露わにされていた。エリカは長男にファンが家の中に入ろうとしており、手にはマチェテを持っていることを伝えた。長男はファンを手で押さえ、マチェテを奪い取った。その後ファンは通りに座り込んだので、その間に二女が警察に通報しに行った。エリカ自身も隣人宅へ通報するために向かった。30分ほどして警察が到着し、エリカは自宅へ戻ったものの、警察が到着したことを察したファンはエリカの所有地内にある草木が生い茂った場所へ逃げ込み、行方をくらませた。その後、エリカは警察の事情聴取を受け、それが終わると警察は帰って行った。

この事件後、エリカはラスプリサス集落の家へ戻ることに恐怖を感じるようになった。また、11か月の子どもを抱える二女の安全も考慮し、郡都ブエノスアイレスに住み始めた。ファンがラスプリサス集落の自宅に居座っていることを隣人から耳にしていたからでもあった。エリカはもしラスプリサス集落の自宅へ戻ったならば、ファンに娘や孫を殺されるのではないかと恐れた。そしてその恐怖ゆえに、ファンがラスプリサス集落の家に居座り続けていることに対しても何も言うことができず、この状態を半ば放置していた。

しかし、結局はこのようなこう着状態を打開することを決意したエリカは、手元にあったベレスセドンの刑事裁判所に提出済みの資料を今度はTDCCに提出し、ファンが裁判所からの命令を遵守するよ

うTDCCの監督を依頼したのであった。

以上がエリカが被害者となった係争事例の概要である。TDCCのようなインフォーマルな係争処理の取り組みは、家庭内暴力へは対処すべきではないという評価がなされる傾向が強い。エリカがそうであったように、家庭内暴力の事例の場合は、TDCCではなくまず通常の司法機関に相談し、通常の裁判所の判断を仰ぐのが現状である。しかし、通常の司法制度に則ったとしても、カバグラに暮らす女性たちの権利が守られるのかというとそうではない。従来の司法機関の強制力をもって問題が解決しないとき、彼女たちが最後に頼る先は、一般的には家庭内暴力には対処すべきではないと考えられているTDCCのようなインフォーマルな裁判所であるかもしれないのだ。

ここで具体的に取り上げて紹介することはしなかったものの、2000年～2015年の間にTDCCに届けられ、何らかの資料が残っている家庭内暴力についての相談のうち、そのほとんどが一度カバグラ外の通常の司法機関への相談がなされ、裁判所による接近禁止命令などの措置がとられた後にTDCCにも相談がなされたケースである。エリカの事例からわかるとおり、都市部からの物理的な距離がある先住民居住区で発生した案件の場合は特に、通常の裁判所からの命令であってもその実行力にまつわる問題はしばしば生じる。そしてそのようなとき、被害を受けた女性が頼り、最終的な支援ないし保護の受け皿を提供することができるかもしれない場として、TDCCの存在が浮かび上がるのである。

なお、通常の司法機関を経てTDCCに届けられたこれらの家庭内暴力に関する事例は、その後、TDCCで適切に処理されたかどうかまではわからない。しかし、一つ明らかなことは、慣習法裁判所においては家庭内暴力は処理されるべきではない、なぜなら慣習法下では女性の権利が脅かされる危険性が高いからだとする一辺倒の主張は、家庭内暴力の当事者となった女性たちの抱える問題を解決し、彼女たちの現状を改善するための問題の本質を突いた指摘ではないということである。TDCCに家庭内暴力の事例が届けられるまでの経緯から私たちが読み取ることができるのは、TDCCのような慣習法裁判所が家庭内暴力へ対応することをただ懸念し禁止するよりも、むしろそれらのインフォーマルな裁判所と共に、女性の権利を守るための取り組みを進めて行く方が建設的であるということに他ならない。

3 女性の権利と先住民（インディヘナ）の権利との脱競合論へ向けて

本章では、慣習法や先住民（インディヘナ）の法システムといった非国家法概念は、女性の人権と競合するという主張を批判的に捉え、この競合論を乗り越えようとするシーダーらの議論へ寄与することを試みた。そこで、コスタリカのカバグラ先住民居住区の事例とカバグラ住民たちによって処理された具体的な係争の事例をできる限り詳細に示してきた。慣習法裁判所においては女性の権利が虐げられるという主張は、今日のラテンアメリカ各国で自明視されつつある主張ではある。しかし、ここまで見てきたコスタリカの事例から明らかになることは、この主張はあくまで一つの見方であり、それ以上でもそれ以下でもないということである。

では、なぜこのような見方が客観的事実であるかのように広く受け入れられるようになっているのかと

いうと、それは、先住民（インディヘナ）の司法アクセス向上を目指す取り組みが着手されたその同じ時期に、ラテンアメリカ各国で経験された次のような社会の動きと無関係ではないだろう。先の章でも触れたとおり、ラテンアメリカ諸国では、1980年代末頃より各国憲法の改正や修正が相次いで実施され、一部の国の改正ないし修正後憲法においては先住民（インディヘナ）の独自の司法権や裁判権を国家のそれと並んで承認する旨の条文が新たに明記されることとなった。これは、いわゆる政策としてのリーガルブルーリズムを公的に認める動きである。一つの国家内において、国家法に依る既存の裁判制度と、慣習法や先住民（インディヘナ）の法システムに依る係争処理の仕組みとが共に存在する状態が公的に認められるようになったという事実は、植民地時代以降の国家法中心主義やリーガルモニズム（法一元主義）の考えからの大きな転換であった。

しかし、リーガルモニズムからリーガルブルーリズムへという国家の方針転換の背景には、米州人権条約などの国際人権条約や先住民運動の展開という先住民（インディヘナ）の権利を求める積極的な働きかけだけでなく、民政移行に伴い域内各国へ提供されるようになった国際機関からの経済支援をより多く獲得するための交渉手段としての側面や、新自由主義的経済政策からの影響などもあった。そのため、ラテンアメリカ各国におけるリーガルブルーリズムへの方向転換はあくまで表層的なものであり、いわゆる官製のリーガルブルーリズムと呼ぶことができるような動きだったともいえるのだ。

官製のリーガルブルーリズムを支持するような人びとは、一方では先住民（インディヘナ）の司法権や裁判権を承認し、他方では国家にとって都合の良いようにこれを制限する—また必要とあらばときにそれを否定する—という、実際には矛盾に満ちた主張を表向きには論理的に正当化する必要がある。この過程でしばしば持ち出され、正当化の根拠とされるのが、慣習法や先住民（インディヘナ）の法システム下では女性の権利が侵害される、という主張なのではないだろうか。

今日、法への多元的な認識が公的に推進される状況と、先住民（インディヘナ）の女性たちが虐げられているという状況との間に因果関係を主張する一部の声が、詳細な事例検討も十分になされないまま、広く受け入れられるようになってしまった。このような現状を批判的に検討しようとする取り組みは、着手されたばかりである。その先駆的存在がシーダーであり、そこでは慣習法と先住民（インディヘナ）女性の権利とを競合的なものとして捉える見方を超えようとする試みが続けられている。

シーダーが記述の対象としたメキシコと、本書で取り上げているコスタリカとは、国家の成り立ちも現在の社会背景も大きく異なる。しかし、コスタリカのTDCCの事例は、シーダーらが主張しようとしている慣習法と先住民（インディヘナ）女性の権利との非競合論の構築に向けたいくつかの要素を示す事例の一つである。また、その際に重要なのは、慣習法裁判所が依拠するとされる慣習法と呼ばれるものは、過去のやり方の「再稼働」や「再現」ではなく、むしろ過去のカバグラのやり方や現在の国家法に対するオルタナティブを模索する行為であり、そのオルタナティブを現在進行形で形づくる行為そのものを指すのだということを、頭のどこかに置いておくことなのではないだろうか。

本章では、シーダーの議論を援用しつつ、慣習法や先住民（インディヘナ）の法システム下であるが

ゆえに、女性たちは弱い立場を強いられ、その権利を侵害されている、あるいは女性の権利と先住民（インディヘナ）の司法権や裁判権は常に競合関係にある、したがって一方を尊重すると他方は軽んじられてしまう、といった現在受け入れられつつある主張を批判的に検討した。そして、これらとは異なる捉え方―オルタナティブ・ジャスティスという視点―からカバグラ先住民居住区内で発生した女性の関わる係争事例を検討した。

このように、「再稼働」や「再現」ではなく、オルタナティブ・ジャスティスという視点から捉え直すことで、先住民（インディヘナ）の法システムや慣習法下では女性の人権が危ぶまれるとの主張のなかでは光が当てられてこなかった、慣習法を新たに解釈し創造して行こうとする人びとのエージェンシーを示したつもりである。

次章では、本章では取り上げなかった土地や自然資源に関する係争事例を取り上げ、TDCCの課題について言及する。

第七章 土地や自然資源に関する係争事例とその考察

第六章ではTDCCに届けられた係争事例のうち、女性が当事者となった性関係や家庭内暴力に関する事例について取り上げた。そして、慣習法裁判所では女性の権利が虐げられるという主張が広まりつつある要因の一つには、慣習法や慣習法裁判所を過去のやり方の「再稼働」や「再現」として捉える見方が関係しているのではないかということを指摘した。

とはいえ、TDCCに全く問題がないかというそうではない。本章では、一般的に受け入れられつつある女性の権利を妨げるという点ではないTDCCの課題について考える。まず、法曹関係者の間で土地や水などの自然資源については一様に慣習法裁判所で対応する方が良いとする風潮が生まれつつあることに触れ、そのような風潮に対する問題提起を行う。続いて、カバグラ先住民居住区において実際に発生したこの種の係争事例を示し、考察を加える。そして、コスタリカにおける先住民（インディヘナ）と土地や自然資源をめぐる歴史的経緯を踏まえつつ、なぜTDCCがあるにも関わらず従来の裁判所への需要もなくなるのかについて考える。そして、「環境」や「先住民」をキーワードにした外部からの資金の流入と居住区内での経済格差が近年生じていることや、その状況が慣習法裁判所の複数化つまりTDCC以外の、TDCCに酷似する慣習法裁判所の発足という事態を招いていることを指摘する。そのような事態こそが、TDCCがあるにも関わらず国家の裁判所への需要がなくなるということと関わっているということを指摘したいのである。

1 土地をめぐるコンフリクトは慣習法裁判所が対処すべきか

今日、第六章で見た性関係や家庭内暴力などに関わる係争事例とは対照的に、土地や水などの自然資源に関わる係争は、国家の裁判所ではなく先住民居住区内で対処される方が好ましいという一般的な認識がコスタリカの法曹三者の間では共有されるようになってきている。そのような認識が浸透しつつある背景には、自然環境、特に土地がブリブリの人びとの世界観の中心を成すものであるということが周知されたからである。問題なのは、それに伴い土地や水などに関係する係争は、ブリブリの世界観にもとづいた方法によって対応される方が良いだろうという紋切り型の考えが浸透しつつあることだ。

ブリブリの人びとと土地との強い結びつきが法曹関係者の間で周知されたこと自体は、コスタリカ司法府が近年になって推進している先住民（インディヘナ）の世界観や信仰への配慮を啓発する法曹関係者向けのワークショップなどの成果であるといえる。確かに、土地はブリブリの人びとにとっての母なる大地²⁷²であるという理解に間違いはないだろう。

しかしそのような象徴的意味への配慮や、慣習法裁判所のような住民グループがあるということを根拠に、従来の裁判所つまり国家一が土地や水といった自然資源をめぐる係争のすべてを先住民居住区の住民に丸投げするようなことがあれば、それはそれで見過ごすことはできない。なぜなら、先住

民居住区の住民たち自身が慣習法裁判所ではなく、従来の国家法にもとづく裁判所において問題の解決を望む場合もあるからである²⁷³。

では、なぜTDCCがあるにも関わらず、従来の裁判所を望む者がいるのだろうか。どのような需要からそのような状況が生じているのだろうか。本章では、なぜTDCCがあるにも関わらず、土地や水などの自然資源に関する争いを、TDCCではなく従来どおりの国家の法廷へ持ち込もうとする住民がいるのかを考えて行きたい。

その際に参考になるのが、1980年代にカバグラ先住民居住区で調査を行った人類学者のマルコス・ゲバラ＝バーガーら(1988)の研究である。ゲバラらは、土地所有との関係からカバグラ先住民が周辺化されて行く様子を考察し、この地に暮らす人びとが周辺化されて行く要因は、「文化の衝突」つまり抽象的なレベルでの価値観の衝突にある以上に、コスタリカにおける先住民政策の構造的な問題であることを指摘した。

ゲバラらによると、1977年の法律第6172号の条文—先住民居住区の所在を明確化し、居住区に設定された土地は「先住民共同体」名義で共同所有されると明記した条文—に最大の問題点があるという。なぜなら同条文は、カバグラ先住民居住区が設置されることになる地域に暮らしてきた人びとの間では、居住区設置当時でさえも土地の個人所有という概念が存在しなかった、という正しくない前提にもとづいた内容であるからである。ゲバラらによると、1970年代当時は現在の居住区に相当する地域に暮らす住民の数は少なく、それゆえに所有者が特定されていない土地が存在したことは確かではあるものの、その当時の先住民社会に土地の個人所有という概念がなかったと考えるのは誤りである²⁷⁴。その後、1977年のいわゆる先住民法によって、先住民居住区内の土地はADIC名義で登録され、実質的にはADICを介して各住民への土地の所有権の分配や譲渡が可能となった。しかし、カバグラ住民の間では土地の個人所有という概念は存在しないはずだという誤った解釈にもとづき、先住民居住区内の土地は住民各人ではなくADIC名義での所有登録がなされた。そしてそのために、土地所有者名義を要する農業支援などを受ける住民各人の権利が制限されてしまったということをゲバラらは指摘したのである²⁷⁵。

以上のゲバラらの指摘の主なポイントは、文化の衝突という見方に捕らわれることで、対処が可能な問題の本質を見過ごしてしまうかもしれないという警告がなされているところにある。ゲバラらは何も抽象的なレベルでの価値観の違いに起因するコンフリクトが存在しないと主張している訳ではない。しかし、そのような見方に捕らわれ、異なる文化と文化との間の価値観の衝突が過度に強調されることで、より具体的で、おそらくは調整の可能性も比較的高いであろう問題の本質が見過ごされてしまうということが問題視されているのである。

具体的かつ物理的なレベルでのコンフリクトの要因に注目するゲバラらの視点は、以下に扱う土地や自然資源をめぐるカバグラ住民同士での係争を見て行く際にも役に立つ。なぜなら、これから見て行く係争事例から明らかになるとおり、カバグラ先住民居住区で発生している土地や水などの自然資源に関する争いの背景には、今日、この先住民居住区に暮らす人びとが直面するさまざまな状況が複雑に絡み合っているからである。文化的差異とそこに生じる文化の衝突という説明だけでは、それらを読み

解くことは到底できない。したがって、場合によっては居住区内だけで対処を試みることで問題がより深刻化してしまうこともある。世界観の違いという抽象的なレベルで議論をとどめてしまうことは、カバグラ先住民居住区において現在進行形で発生している係争の実態を過度に単純化し見誤ることにつながりかねず、結局のところ先住民（インディヘナ）の権利の保障を目指す動きとは正反対の方向へ向かう危険性もある。

ではここからは、土地や水などの自然資源をめぐる具体的な係争事例を見て行こう。

2 係争事例の検討

TDCCがあるにも関わらず、依然として従来の裁判所への需要が生まれるのはどのようなときだろうか。ここでは便宜上、以下の3つのタイプ—話し合いの場が持てないとき、先住民（インディヘナ）か否かが問われるとき、慣習法裁判所が複数化されるとき—に分けて整理し、文化の差異に根拠を求める従来の立場とは異なる観点からこれらに考察を加える。

まず、一つ目のタイプから見て行こう。

2-1 話し合いの場が持てないとき

祖母から譲り受けた土地に関するホセとエリダの争い

2004年7月24日（土）、ラスプリサス集落在住のホセは、家族数名と共に、姉エリダのことでサンラファエル集落へ相談にやって来た。ホセとエリダは4人キョウダイのうちの2人だった。

問題はホセとエリダの祖母ルイサが、自身が所有権を有する土地をエリダに贈与したところから始まった。土地の所有権を得た後のエリダは、それぞれ結婚して世帯を持っているキョウダイたちがその土地にある水源からの水を使用することを嫌がるようになり、嫌がらせをするようになった。それに加え、キョウダイたちやその家族が互いの家を行き来するのに使っていた通り道を使うことも禁止するようになった。

また、エリダはその敷地内で家畜の豚を数匹飼っていたものの、その世話を怠っていた。そのため、エリダの豚たちが隣人の苦情の原因にもなっていた。

ホセの相談を受けたTDCCメンバーたちは、話し合いの機会を設定するなど問題解決に取り組み、ホセ自身はその働きに感謝していた。しかし、エリダはというとTDCCからの呼び出しなどに応じず、話し合いそのものを拒否する態度を維持していた。そこでホセはADIC執行部にも助けを求め、問題の土地の少なくとも一部の所有権をエリダからもう一人のキョウダイのミリアムに変更し、エリダ以外のキョウダイたちが以前のようにその土地からの水を使用することができるようにして欲しいと頼んだ。これに加え、もともと土地の所有者である祖母ルイサもそのことに同意しているということも示した。

カバグラ先住民居住区ではすべての住民が平等に水へアクセスすべきであるという考えが広く共有されてきた。水は今日も各集落の水源から無償で各家庭へ供給されている。したがってこの事例でのホセの主張は、ある意味当然の要求として多くのカバグラ住民に受け入れられるものであるはずだ。

しかし、エリダの立場から見ると、土地の所有権を獲得したことで、そこにある生活資源つまり水源もそこから引く水も、自身の優先的な権利が尊重されるべきであると考えられるようになった。したがって、TDCCが話し合いの場を設けようとする呼びかけに応じないという態度をもって、エリダは不服の意を示した。

なお、仮にエリダが水を独占しようとしなかったならば、そもそも土地の一区画を別のキョウダイのミリアムへ変更するという動きにはならなかったかもしれない。しかし、実際には水の問題が出てきてしまったことで、土地の所有者自体の変更を求めると今回の動きへとつながった。こうして、結局のところ土地の所有権の所在がさらに複雑化し、係争の連鎖へとつながったのである²⁷⁶。そしてそのような状況になってしまうと、TDCCだけでは対応が極めて困難となり、従来の裁判所を頼らざるを得なくなる。

所有権変更を求めたマリータと、納得できないセリアとの争い

ホセとエリダの事例同様に、TDCCを介した話し合いの場がすぐに持てないことによって事態が泥沼に陥ってしまう事例は他にもある。

サンファン集落に暮らしていた9人家族の母親であるマリータは、当時、所有地を一つも持っていなかった。あるとき、マリータは10年以上前にADICが彼女の姉妹セリアに所有権を与えたはずの土地が8年以上も放置されていることを知った²⁷⁷。そこで彼女はサンファン集落にあるその土地の所有権をセリアから自分へ変更して欲しいと当時のADIC執行部に願い出た。その際、彼女は、姉妹セリアにはサンファン集落のその土地以外にも所有権が分配されたもう一つの土地があることや、セリアがそのもう一つの土地で暮らしているということ、それに対して自身には所有地が一つもなく、母親として家族を養って行くためにはどうしてもサンファン集落の土地が必要であるということを主張した。

マリータはTDCCにも同様の相談を行い、それを受けたTDCCは、彼女の主張の妥当性を認め²⁷⁸、2002年3月6日(木)付の書簡をもってサンファン集落の土地の所有権をセリアからマリータへ変更するようADIC執行部に重ねて申し出た。また、TDCCは2002年6月15日(土)付でセリアとその夫ウィルフレド宛の書簡を作成し、サンファン集落の土地の所有権がセリアからマリータへ変更される旨を通知した²⁷⁹。

しかし、セリアとウィルフレドの夫妻にとってはこの決定は到底納得できるものではなかった。セリアとウィルフレドはその後もマリータへと所有権が変更されたサンファン集落の土地へ来てはそこで作業するという行為を続けた。それどころか二人は自分たちこそが被害者であるとし、プエノスアイレスの検察庁に本件を相談したのであった²⁸⁰。ここでは、先に見たマリータの主張とは逆の構図つまりマリータと彼女の夫アベリノが不法占有者であり、セリアとウィルフレドは土地の所有権を有する被害者であるという構図が主張された。また、セリアとウィルフレドの主張では、ペオン(日雇労働者)として二人が雇ったアントニオという男性も登場し、二人がその土地で実際に作業をしていない間は、ペオンのアントニオが土地を管理していたという点も新たに説明に加えられたのであった²⁸¹。

セリアとウィルフレドの告訴状がプエノスアイレスの検察庁に提出されたのとほぼ同じ頃、TDCCはウィルフレドと、先ほど話に登場したアントニオ宛に新たな書簡を送った。この書簡でも土地の所有者はマリータであることが繰り返し説明されたものの、ウィルフレドらに譲歩を求める文言が新たに加えられ

た²⁸²。また、万が一ウィルフレドらが譲歩の内容を順守しない場合には、TDCCが彼らを不法占有の疑いでブエノスアイレス簡易裁判所へ訴えるとの警告がなされた。このことより、TDCCは従来の裁判所の権威やその強制力を認めており、その絶対的な強制力へ訴えるという姿勢を見せることによって、TDCCとしての権威や強制力をセリアとウィルフレドに示そうとしていることがわかる。

しかし、TDCCのこの試みは失敗した。セリアとウィルフレドは、マリータとその夫アベリノに対する告訴状を2002年10月7日(月)付で再びブエノスアイレスの検察庁に提出したからである。そしてそこではTDCCという住民グループの不法性を訴える主張がなされた²⁸³。

二人のこの動きを受け、TDCCも2003年3月13日(木)付でブエノスアイレスの検察庁宛の書簡を作成し、今回の係争についてのTDCCの決定事項を尊重するよう改めて意見した²⁸⁴。また、その際にはマリータの申し出を受けて調査を行った上で、合法的にTDCCおよびADICはセリアからマリータへ所有権を変更したことが繰り返し説明された。

TDCCは2002年10月8日(火)付でブエノスアイレスの警察宛²⁸⁵にも同様の書簡を出し、土地の所有権を有するのはセリアではなくマリータであることを強調した。同書簡においても、セリアが1984年8月18日(土)付で当時のADICから約30マンサーナの土地を分配されたものの、根拠なくその土地を放棄する場合、あるいは義務を怠る場合には土地の所有権を失うという規則があるため、その規則にもとづき、セリアは土地への所有権を喪失したこと²⁸⁶、現在の所有者はマリータであること²⁸⁷、したがってセリアとウィルフレドはその土地から立ち退かなければならない旨が説明された。加えて警察には、二人から嫌がらせを受け続けているマリータへの適切な保護が要請された。

このように、土地の権利を主張する根拠はセリアとウィルフレドにはないというTDCCの見解が繰り返示されたのである²⁸⁸。但し、その後もマリータとセリアの間の係争の火種は消えていない²⁸⁹。

ここまで見てきたとおり、このケースからはマリータとセリアという姉妹だけでなく、双方の家族や土地での農作業を行うために雇われたペオンをも巻き込んで、TDCCあるいは従来の司法機関への訴え訴えられの応酬が何年にもわたって繰り返されている様子が明らかになる。また、このような土地をめぐる姉妹間の係争が発生するその根本には、それぞれが多くの家族を抱え、しかしそれらの家族を十分に養って行くための手段が土地を持つか持たないかにかかっているということとの関係がありそうである。

カバグラ内で発生した係争に対して、TDCCは当事者間の話し合いの場を設け、その話し合いをとおして係争解決の方法を模索して行くことで係争処理に取り組むグループである。しかし、話し合いの場へ出向くことを当事者の片方がそもそも拒否している場合には、問題を処理する手立てがなくなってしまう。このことは次のリカルドとギジェルモの事例にも明らかである。

話し合いの場が持たれないまま、一方的に処理されたリカルドとギジェルモの争い

ラスプリサス集落の30マンサーナの土地と、その敷地内の一画(5マンサーナ)の土地をめぐるリカルドとギジェルモの係争がTDCCに持ち込まれたのは、2000年8月のことだった。リカルドの話によると、彼は20年ほど前からバホラスプリサス集落に果樹などが生えた30マンサーナの土地の所有権を

持っていた。ところが、4年ほど前にその所有地内の5マンサーナほどの区画にギジェルモが家族と共に住み始めた。そこでこの5マンサーナを取り戻すべく、リカルドはまず ADIC 執行部にこの件を相談した。その後 ADIC 執行部が TDCC にこの件を委託したので、ADIC に代わって TDCC が対応にあたることになったのであった。

TDCC メンバーは証明書の有無やその内容を確認することから調査を開始した。リカルドは、1962年7月28日付の土地売買契約書を持っており、そこにはマリアという名前の先住民（インディヘナ）女性からリカルドへと土地が譲渡されたことが確かに明記されていた。同様に、リカルドは1980年3月19日付の別の土地売買契約書を持っており、こちらにはアドルフォからリカルドへと土地が譲渡されたことが明記されていた。また、その証人としてトニオとペドロのものと思われる署名も記録されていた²⁹⁰。

他方のギジェルモは、1983年5月7日付の証明書を持っており、ここにはペトラという名前のまた別の先住民（インディヘナ）女性が一区画を自身の息子イグナシオに残し、残りの区画をもう一人の息子であるギジェルモに贈与したとの内容が明記されていた。また、証人としてヘススやホセ＝マリシンなど²⁹¹数名の署名も残されていた。

これに関連して、IDA が1989年8月30日付で発行した二つの証明書も見つかった。一つはギジェルモが第42番区画の所有者であること、もう一つはリカルドが第39番区画の所有者であることを証明する内容であった。また、先住民族問題全国委員会（CONAI）発行の地図によると、IDA の先述の二つの区画が互いに隣り合っていることも確認された。

これらを踏まえ、TDCC はまず2000年8月5日（土）、その後12日（土）にも双方を召喚したものの、いずれも応じたのはリカルドのみで、ギジェルモは一度も姿を現さなかった。この間、TDCC メンバーは証人として名前の挙がったトニオ、ホセ＝マリシンなど数名にそれぞれ聞き取りを行った。証人たちはリカルドに帰属する分譲地（parcela）の一部をギジェルモが不法占有していると証言した。また TDCC メンバーは、証人数名の立ち会いの下、2000年9月2日（土）に現場検証も行った。なお、この間、ギジェルモがリカルドの所有地内の5マンサーナの区画が自身に所属するものであることを証明する書類等を提示することは一度もなかった。

その後、TDCC はギジェルモに書簡を送り、その書簡の受領後15日以内にその土地から退去することを彼に求めた。仮に同決定に不服である場合には、ADIC 執行部宛書面にて不服申し立てを行うことができる旨もギジェルモに伝えられた。しかし、不服申し立てが認められる期限はこの通知の受領後8日以内に限られた²⁹²。

この事例からも、当事者のうち片方が TDCC の呼びかけに応じないような場合には、話し合いをまず重視することを表明している TDCC は係争を対処する術を失ってしまうことがわかる。そしてここに従来の裁判所への需要が生まれるのである。別の言い方をすれば、話し合いの場が持たれたときには、従来の裁判所よりも TDCC の方が事がスムーズに運ぶこともあるということである。

そこで、問題が比較的スムーズに対処された事例を2件のみ見ておこう。

話し合いを経て解決されたパオラとベルナルドの争い

ブラソデオロ集落に暮らすパオラとその隣人ベルナルド間の係争は比較的スムーズに対処された事例の一つである。

パオラは自宅から少し距離の離れたところに所有地を持っていた。しかし、ある日、その土地で育てていた農作物が家畜による被害を受けた。農作物を荒らした家畜の所有者はベルナルドであるとすぐに判明した。ベルナルドはパオラの土地と境界線を接する土地を所有しており、彼の所有地内で放牧されていた家畜が境界線上に設置されていた柵を乗り越えてパオラの土地へ侵入したのであった。

パオラの申し立てを受けたTDCCは、当事者双方の話し合いの場を設けるため、2015年7月5日(日)に二人をトゥリブナルに召喚した。当事者双方ともにTDCCの指定した時間にほぼ遅れることなくトゥリブナルに姿を現し、話し合いは穏やかに進められた。話し合いでは、まず、問題のブラソデオロ集落の土地は、いずれも正式にパオラとベルナルドそれぞれが所有する土地であることが確認され、その上でいくつかの取り決めがなされた。

まず一点目は、双方の所有地を隔てる計200メートルの囲いのうち、110メートルに相当する部分にベルナルドが有刺鉄線を設置することであった。またベルナルドには、この取り決めへの署名から30日以内にその有刺鉄線を設置することが求められた。

二点目は、パオラに対してこの110メートルの囲いの保全に協力することが求められた。具体的にはベルナルドが有刺鉄線を設置した後、この囲い部分に植林したり、掃除をしたりする役割を彼女が担うことが確認されたのであった。

三点目は、ベルナルドとパオラの双方が互いの所有地を隔てる囲いを適切な状態で維持して行くために協力し合うことであった。

そして最後に、TDCCメンバーがこれらの取り決めを双方が遵守しているかどうかを追跡する役割を担うことも決められた。なお、パオラとベルナルドは双方ともに親族集団ドゥリワクであり、長い間ブラソデオロ集落の隣人として互いに顔見知りの仲であった。

以上に見たとおり、今回の係争の加害者はベルナルドであり、被害者はパオラである。しかし、私自身も同席した話し合いの際の二人の様子や、合意された取り決めの内容からも明らかであったのは、加害者から被害者へという方向にのみ損害賠償が支払われた訳ではないということである。確かに柵の修繕はベルナルドにその責任が問われたものの、パオラも今後の柵の保全については彼と協力することが求められた。その際、TDCCがパウラに協力を強いたという事実は一切なく、むしろ話し合いのなかでパオラ自身がベルナルドと協力して双方の土地を互いに良い状態に整備して行くことに積極的な姿勢を見せていた。これは二人が長年の隣人関係にあるということや、パオラがベルナルドよりも年長であるということなども関係していると思われるものの、話し合いの場が持たれ、双方がそれぞれ思っていることを直接相手に伝えたことが功を奏した事例でもある。話し合いの場では、終始パオラが積極的に発言しており、ベルナルドは謝罪の意を示すとともに、今後についてのパオラの提案を大きな異論なく受け入れたという様子であった。

次に見る事例も上手く処理された好例の一つである。

話し合いを経て解決されたムンドとロヘリオと、カンデラリオ夫婦の争い

この事例は、ラスワカス集落の隣人同士であるムンドとロヘリオが、同じ集落に暮らすカンデラリオとその妻を訴えたものである。先のパオラとベルナルドの事例同様、この係争も比較的スムーズに処理された。

2015年7月5日(日)午前9時頃にトゥリプナルにやって来たムンドとロヘリオによると、二人の自宅とラスワカス集落の小学校に水を運んでいるパイプが何者かによって傷付けられた。その傷によって二人の自宅はもちろん小学校でも断水状態が続いた。ムンドとロヘリオはパイプを傷付けた犯人はカンデラリオではないかと疑っていた。二人は、カンデラリオとその家族が、二人やその家族、そしてラスワカス集落の生徒たちの平和と平穏をないがしろにしていると主張した。そしてTDCCに対して、カンデラリオが妨害行為やパイプに損害を与えるようなことをやめさせること、また彼にパイプの損傷やそれに付随する損害に対する責任を全うさせることを求めた。

二人の訴えを受けたTDCCは、2015年8月5日(水)午前11時からサンラファエル集落にムンドとロヘリオ、そしてカンデラリオを召喚した。話し合い当日の午前11時30分、トゥリプナルにはムンドとロヘリオ、そしてカンデラリオとその妻の姿があった。激しい口論となる場面も時折見られたものの、カンデラリオが犯人ではなかったということを双方が納得し、最終的には双方が共にパイプを尊重することを約束した。すでに傷付けられてしまった部分についてはTDCCとロス・ネグロスとの調整の下、2か月以内に修理し、土の中に埋め直す作業を実施するということが決定された。また、ムンドとロヘリオがカンデラリオを疑った経緯には、そもそも双方の関係が良くなかったということも関わっていたため、今後も身体的、倫理的、物質的に双方が互いを尊重し、その状態を維持することが約束された。TDCCとロス・ネグロスによってこの取り決めが遵守されているかどうかは継続的に監査されるということも確認された。

このように話し合いの場が持たれたときには、比較的容易に係争が処理される。しかし、先にも示したとおり、当事者のうちの片方がTDCCの呼びかけに応じないような場合には、従来の裁判所へ訴えることがより有効になるのである。

このことは、係争のなかで非先住民(非インディヘナ)という範疇が争点として持ち出されるときにも同じである。次に見るのは、先住民(インディヘナ)か否かが問われた事例である。

2-2 先住民(インディヘナ)か否かが問題となるとき

父親からの相続権と占有権を主張したロヘリアとシリロの争い

係争の当事者の一方が、カバグラ住民ではあれども非先住民(非インディヘナ)であると見なされる場合には、係争が深刻化し、さらにはTDCCの存在が真っ向から疑われ否定されてしまうという状況も起こりうる。最初に見るのは、2002年3月の、ブラソデオロ集落に暮らすロヘリアと非先住民(非インディヘナ)と見なされる隣人シリロとの争いである。

ロヘリアはブラソデオロ集落に位置する約200マンサーナの土地の所有者であり、およそ30年前か

ら実際にその土地を占有してきた。しかし、1990年にシリロがこの土地に姿を現し、土地の所有者はロヘリアであるということを知っていたにも関わらず、その土地で作業をするようになった。当時、その土地にはベヒバジュ（ヤシ科の植物）、レモン、オレンジ、アボカド、バナナなどの果樹が生えていた。

ロヘリアは1997年に当時のADIC総裁サントスにシリロの不法占有を訴え、自身の所有権を主張した。しかし、彼女は当時のADIC執行部からは何の助けも得ることができなかった。それどころか当時のADIC執行部は、ロヘリアではなくシリロの方に有利な所有証明書を発行した。その結果、ロヘリアは約200マンサーナのうち145マンサーナ分の土地への所有権を失った。

その後、ADIC総裁がサントスからラファエルに代わったことを受け、ロヘリアは失ったこの土地への権利を再び主張し、TDCCに対してシリロの立ち退きを求めたのであった。ロヘリアのこの申し立てはTDCCを介して書面でシリロへも通知された。またそのときシリロには双方を交えた話し合いの日時も伝えられた。

シリロはTDCCから書簡を受け取ると、予定されていた話し合いの日が過ぎた頃に書面でTDCCに返答をよこした。彼は、その返答書のなかで、ロヘリアが訴えている土地の所有権に関する諸々の書類は彼女ではなく自分自身が持っていること、またTDCCの提案した話し合いについて知ったのが開催日の前日であったために当日出席することができなかったと述べた。なお、シリロはこの同じ返答書のなかで話し合いの日程を改めて設定して欲しいということも書き残した。

シリロからの書簡を受け取ったTDCCメンバーたちは新しい日程を設定し、シリロに再び通知したものの、このときも彼はトゥリプナルには姿を見せなかった。シリロは代わりに再びTDCC宛に書簡を出し、新たに設定された話し合いを欠席した理由を次のとおり正当化した。シリロにとって今回のような係争は、TDCCではなくADICを介して処理されるべき類のものであり、それゆえにTDCCによる呼び出しには応じる義務がないと述べたのだ。最初の書簡とは打って変わり、二通目の書簡ではシリロはTDCCメンバーを挑発するような批判的な見解を示していることがわかる。

これに対してTDCCメンバーたちは、問題となっている土地は間違いなくカバグラ先住民居住区の境界内に位置していること、ロヘリアは親族集団トゥブルワク (*Tobolwak*) のブリブリ女性であり、カバグラの住民であること、しかしシリロは先住民(インディヘナ)でもブリブリでもなく、この居住区に共生する (*convivir*) 10の親族集団のいずれにも属さないということを決定した。そして、シリロが一時的 (*precaria*) とはいえ、カバグラの先住民(インディヘナ)にのみ帰属すべき居住区内のこの土地を不法に占有していることを確認した²⁹³。

その上でTDCCメンバーは、先住民居住区内の土地の登記上の所有者は確かにADICではあるものの、これらの土地の本当の所有者はADICではなく「先住民共同体」であり、つまりは土地を耕し保護する先住民(インディヘナ)の住民こそが、本当の、そして正当な所有者であるとした。また、確かにシリロが指摘するように法律的に公認されている「先住民共同体」はADICであるとはいえ、カバグラにおいてはADIC規定第15条にもとづいて住民議会が開催され、住民たちの権利を守りこれを代表する組織 (*figura*) としてTDCCが発足したということを説明した。したがってTDCCは、カバグラの住

民たち自身の意思によって誕生した共同体的機関 (instancia comunal) であるとした。つまり、ADICに相当するものとしてのTDCCの正当性を示そうとしたのである。さらにTDCCメンバーたちは、シリロが持っていると主張した証明書の有効性にも疑念を示し²⁹⁴、その土地が1970年にロヘリアの亡き父親ナポレオンが彼の家族に譲渡した200マンサーナの土地に含まれるものであると結論付けた²⁹⁵。

その数か月後、シリロはTDCCに対して異議申し立てと再審を求める書簡を送付した。シリロが作成した書簡の写しは行方が知れなかったものの、シリロのその書簡に対してTDCCが2002年6月3日(月)付で作成した返答の書簡はまだトゥリプナルに残っていた。この返答の内容からシリロがTDCCに対してどのような異議申し立てを行ったのかを伺い知ることができるのでその抜粋を見てみよう。

まず、シリロはTDCCの存在が住民の同意を得たものではないことや、TDCCメンバーの適性について批判したと思われる。なぜならTDCCメンバーが、TDCCの存在を正当化するための説明を行っているからである²⁹⁶。

また、シリロは、自身が先住民(インディヘナ)であるということを主張したようである。先に見たとおり、TDCCはシリロを先住民(インディヘナ)とは見なさなかった²⁹⁷。これに対して、なぜシリロが自分自身を先住民(インディヘナ)であると主張したかという、もし彼が先住民(インディヘナ)ではない場合、元の土地所有者に金銭の受け渡しを行ったかどうかに関係なく、先住民居住区内の土地を購入したという彼の行為は法律に反するものだと見なされるからである²⁹⁸。つまり、「先住民(インディヘナ)である」というシリロの主張は、裏を返せば彼自身が自身の行為を正当化するためには先住民(インディヘナ)であることを主張するしかないと自覚していたということでもある。

さらにシリロは、自身が土地の所有者であることを証明する証明書を持っている、と繰り返し強調したようである。TDCCはシリロの持っている証明書は偽造であり、効力を持たないと示すことで彼の批判への反論を行った。

またシリロは、ADICのみがカバグラ先住民居住区を代表する組織であることを持ち出し、すべての土地の譲渡ないし売買はADICを介して行われ、ADICは先住民(インディヘナ)の住民にのみそのような土地のやり取りを許可するという法律があると強調したようである。つまりシリロが持っている証明書はADICが発行したものであり、ADICが発行した証明書を持っているということは自身は先住民(インディヘナ)であり、土地を購入する権利があったという主張である。それに対してTDCCは、当時のADICがシリロは先住民(インディヘナ)ではないということを知りながらも、不正に証明書を発行したとして、その証明書の効力を否定した²⁹⁹。

TDCCはシリロから届いた異議申し立ての書簡への返答において、TDCCの正当性と合法性を繰り返し説明し、その際には例えば「TDCCはカバグラ先住民居住区に関する如何なる係争に対しても判断を下す能力 (competencia) を有している」という表現を用いた。また、「先住民(インディヘナ)が自身の権利を守るために組織化するとき、それを嫌がるのはあなたやあなたのような多くの非先住民(非インディヘナ)だけである」等の厳しい表現で、その違法性を知りながら居住区内に土地を獲得したシリロのような人びとを批判した。

しかし、いくらTDCCが強く批判したとしても、その説得力には限界がある。実はシリロは、ロヘリアとの間のこの係争以外にも多くの係争の根源となってきた人物である。そして2018年現在もなお、カバグラ先住民居住区内の土地を手放してはいないからである。

土地への権利を主張するデメシアとヘススの争い

シリロ同様に複数の住民たちとの間の係争の原因になっている非先住民（非インディヘナ）がもう一人いる。それがヘススである。

2012年9月15日（土）、サンラファエル集落在住のデメシアは、プラソデオロ集落の土地についての相談でトゥリブナルにやって来た。デメシアによると、1990年の時点ではその土地は彼女の祖父グアダルベの所有地であった。しかし、その土地はまず先述のシリロにおそらく非合法的に売却された。その後10年ほどが経った頃、シリロはまた別の男エドウィンにその土地を転売した。さらに2012年3月には、エドウィンの妻エレナがその土地をヘススに売却した。このヘススはカバグラ住民でその名を知らない者はいない大土地所有者で、家畜のビジネスを営んでいる人物である³⁰⁰。そしてヘススは、多くの住民との間に複数の係争を抱えている人物でもあった。

デメシアは自身の主張を裏付ける証人として数名の住民たちの名前を挙げた。そのうちの一人エミルダの証言によると、デメシアの祖父グアダルベがシリロにフィンカ（土地）を売却し、シリロはエレナにそれを転売した。その後、エレナがヘススにその土地を売却したというのだ。

この事例では、デメシアの祖父グアダルベが非合法的に—そしておそらくは騙される形で—シリロに土地を売却したところから問題が始まっている。そしてデメシアには、最終的な土地の購入者であるヘススに対して土地の所有権を主張するという手段しか残されていなかったことを読み取ることができる。

なお、TDCCにはヘススに対する申し立てが複数回にわたって届けられており、申立人もさまざまである。しかし、彼がTDCCの呼び出しに応じたことはこれまで一度もない。このように、相手が非先住民（非インディヘナ）だと考えられている場合で、かつその相手がTDCCの存在を無視する場合には、居住区の内部のみでの対処は困難を極める。

損害賠償を求めるティリアとヘススの争い

次に見るのも同じヘススに対する住民の申し立てである。このケースは、ヘススが放牧している家畜に農作物を食べられてしまったというものである。

息子と二人でサンラファエル集落に暮らすティリアがトゥリブナルに相談に訪れたのは、2015年7月9日（木）午前9時頃のことであった。主としてブリブリ語を用いながら、時折スペイン語を混ぜて申し立てを行う彼女の話によると、二日前の7月7日（火）、ヘススの所有地内で放牧されているはずの家畜（牛）がティリアの所有地へ入り込み、彼女が育てていた米とトウモロコシなどの農作物を荒らした。家畜によってダメになってしまった米は穂が出たばかりの状態であり、トウモロコシも収穫間近であった。

ティリアとヘススの所有地は隣接しているものの、本来は互いの土地の境界に柵が設置されていた。

しかし、その柵の一部が老朽化して壊れてしまい、そこから家畜たちがティリアの土地へと入り込んだのであった。なお、柵が壊れているのを発見したのは、ティリアの相談を受けて現場へ向かったロス・ネグロスのメンバーたちであった。

ティリアは過去にも複数回ヘスの家畜に自身の土地を荒らされた経験があり、そのことをTDCCやADICに相談するのも今回が初めてのことでなかった。それでもなお、根本的な状況の改善がなされることなく、同様の問題が繰り返し発生していた。

今回の件についてティリアは、①家畜たちを自身の土地から追い出し、ヘスの土地へと戻して欲しいということと、②朽ち果てた柵の一部を修繕して欲しいということを訴えた。長年にわたるティリアの悩みを承知しているTDCCのメンバーたちは、ヘスに対して警告を行うことを約束したものの、その警告が実行力を持つのかどうかは保証できない様子であった。相談者であるティリアもまた、私と二人きりになった際、「相談には来たけれど、だからといって問題が解決されるとは思わない。でも何もせずにただ黙っていることだけは嫌だった」と、ほつりとこぼしていた³⁰¹。

ここで重要なのは、ヘスという人物が「白人 (*sikua*)」ないし先住民 (非インディヘナ) の大地主とされており、カバグラ先住民居住区に10年以上暮らしているとはいえ、カバグラの住民の一員とは見なされていないという点である。このような人物が関係するケースでは、係争処理に係るTDCCの有効力や強制力は極端に弱くなるであろう³⁰²。

最後に見るのは、父親が土地の所有権をめぐって娘をTDCCに訴え、その際、娘が先住民 (インディヘナ) ではないということを自らに有利な根拠として持ち出した事例である。

名義貸しを繰り返した後に発生した父親オリビエルと娘マルレネ間の対立

オリビエルは1968年にブラソデオロ集落の約30マンサーナの区画を購入 (*adquirir*) し、その後1993年に今度はサンラファエル集落の約40マンサーナの区画も購入した。しかしその後、オリビエルはある男性を刃物で傷付けるという殺傷事件の加害者となった。裁判に敗訴したことで、オリビエルには財産指し押さえ命令 (*orden de embargo*) が下された。そのためオリビエルは購入済みのそれらの区画の名義を兄弟の一人アルベルトの名義へと変更した。とはいえ、オリビエルは実質的には以前と同様にそれらの土地を生活の基盤としていた。

その後、アルベルトが亡くなってしまったので、オリビエルはアルベルトの名義にしていたそれらの土地を今度は父親アロンソの名義へと一度は変更した。ところが、高齢で体調も悪くなっていたアロンソは息子オリビエルに名義を貸し続けることを拒むようになった。したがってオリビエルは、書面上はそれらの土地の所有者になってくれる人物で、かつオリビエルが実際にはこれまでどおりその土地で暮らしたり作業したりすることを許可してくれる人物を探す必要に駆られた。兄弟にも父親にも頼れなくなったオリビエルは、信用していた娘マルレネにその役目を依頼し、彼女もそれに同意していたはずだった。

しかし、その後、オリビエルにとっては「非合法的なやり方」によって、マルレネは名義上だけではなく実質的にもそれらの土地を彼女のものにしようとするようになった。彼女はブエノスアイレスの司法機関

へオリビエルを不法占有の罪で告訴したのである。そのため、1月中旬にプエノスアイレスの警察当局がやって来て、オリビエルをその土地から強制退去させようとした。オリビエルの言葉をそのまま借りるならば「警察は先住民（インディヘナ）のやり方を理解しないので娘の言うことをそのまま信じてしまい、娘の主張の方を擁護した」のであった。

このような状況からオリビエルはTDCCへ助けを求めた。彼は先住民居住区内の土地に関する係争は「ローカルな機関」によって対応されるべきだということが、1977年の通称「先住民法」やILO第169号条約によって後押しされていると理解していた。そしてTDCCこそがその「ローカルな機関」だと考えていたからだ。

そこでオリビエルは、土地の所有者を娘マルレネから、現在の彼のパートナーであるクラリセルに変更し欲しいとTDCCに願い出た。その際オリビエルは、娘マルレネが非先住民（非インディヘナ）であるのに対し、現在の彼のパートナーであるクラリセルは先住民（インディヘナ）であることを根拠とした。また、娘マルレネが悪意をもって法的には彼女のものではない土地³⁰³を彼女のものにしようとしているとも訴えた。

このように、例え親子間であっても、母系の親族集団が伝統的な社会形態であるということや、先住民（インディヘナ）か否かということが問題の核心として意識されることがある。そしてこのような場合に、従来の裁判所の存在が重視されることもあるのである。

ここまで、TDCCが存在するにも関わらず、依然として従来の裁判所への需要が生まれるケースのうち、先住民（インディヘナ）か否かが問われるときの事例を見てきた。次に、3つ目のタイプつまり慣習法裁判所が複数化されるとき的事例を見て行こう。

2-3 「慣習法裁判所」が複数化されるとき

このタイプ的事例としては、私自身が相談を受けたホルへのケースを挙げたい。

父親ホセ＝マリシンに勘違いされたホルへの申し立て

サンラファエル集落に暮らすホルへは、父親ホセ＝マリシンから贈与された2マンサーナの土地の所有権を持っていた。しかしあるときから父親や自身の兄弟たちがホルへに嫌がらせをするようになった。彼らはホルへにはその土地への権利はないということを主張し、ホルへがその土地に設置した有刺鉄線を盗んだりするようになった。

ホルへにはなぜそのような事態が起こっているのか、その原因に心当たりがあった。というのも、彼は父親ホセ＝マリシンから贈与された土地をレネという住民男性に5年間の期限付きで貸し付けており、レネはホセ＝マリシンとは仲が悪い人物だった。レネがその土地で作業しているのを目撃したホセ＝マリシンは、息子であるホルへがレネに土地を売却したのだと思い込み、激怒してしまったのである。

ホルへはその土地からは少し離れたところに自宅を構えているため、土地の状態を常に監視することには限界があった。それゆえホルへはTDCCに相談を持ち込み、土地の警備を依頼するとともに、その土地での作業中に脅しや嫌がらせをしてくる兄弟に対して身の危険を感じていることも訴えた。

ホルヘがTDCCに相談に来た理由は実はこれだけではなかった。もう一つの相談内容とは、ホルヘ宛に何度か届いた警告書についてであった。父親ホセ＝マリシンは、TDCCと競合関係にあるTDCCに酷似したもう一つの住民グループである長老協議会³⁰⁴へホルヘを訴え出ているのである。長老協議会は元TDCCメンバーであるマキシミアノがリーダーを務めるグループであり、ホルヘはこの長老協議会から係争処理のための話し合いの場へ来るようにとの呼び出しを何度も受けていた³⁰⁵。

しかし、ホルヘは一度もその呼び出しに応じておらず、その結果、長老協議会はホルヘを従来の裁判所へ告訴するという旨の最後の通告をしてきたのであった。さすがに不安になったホルヘはTDCCの見解を仰ぐために相談に来たのであった。

TDCCメンバーによると³⁰⁶、そもそもホルヘと父親ホセ＝マリシンの関係はその2～3年ほど前から悪化していたという。過去にもこの親子の間には通り道に関する揉め事が発生していたとのことだった。そこにレネという男も絡んできたのでより問題が複雑化しているという理解が、メンバーたちの間では共有されていた。

この事例のように、TDCC以外の、慣習法裁判所を名乗る住民グループが関わってくるとき、国家の裁判所の存在は重要性を増す。他のグループに対して、より優位で正当な慣習法裁判所であることを主張するためには、従来の裁判所の存在とその強制力を引き合いに出すことが有効になるからである。

ここまで、カバグラ先住民居住区で発生した土地や水などの資源をめぐる係争の様子を多少の考察を加えながら記述した。そうすることをとおして、なぜTDCCが存在するにも関わらず、従来の裁判所での係争処理の方が好まれる場合があるのか、どのようなときにそのような需要が生まれるのかを見てきた。ここからは、以上を踏まえ、異なる文化と文化との間の価値観の衝突あるいは慣習法裁判所と従来の裁判所との間の文化的差異という抽象的なレベルでの議論ではなく、TDCCに加えて国家の裁判所が必要となる、より具体的な要因について考えてみよう。

3 オルタナティブであるということの課題

では、その具体的な要因とは何だろうか。一言で表すならば、それはTDCCの強制力の程度に関係しているように思われる。本章では、係争事例を検討する際、大きく分けて3つのタイプに分けて示した。つまり、話し合いの場が持てないとき、先住民（インディヘナ）か否かが問われるとき、慣習法裁判所が複数化されるとき、の3つである。いずれのタイプであれ、ほとんどの事例が、TDCCの強制力がすべての住民に対して及ぶ訳ではないことを示していた。またそこでは、TDCCの正当性はカバグラ先住民居住区内において完全に確立されている訳ではないことも示唆されていた。そしてそれゆえに、カバグラの外の裁判所―つまり従来の裁判所―への需要が生まれているのである。

なぜTDCCの強制力がすべての住民に対して及ばないのだろうか。カバグラ先住民居住区の慣習法裁判所であると知られるTDCCは、なぜカバグラ内でその正当性を確立していないのだろうか。それは、第五章や第六章でも繰り返し主張してきたとおり、TDCCが過去のやり方を「再稼働」させたり「再

現」したりする事象であるというよりも、オルタナティブを模索する現在進行形の、まだ確立されていない一より厳密には常に確立途中の一事象であるからではないだろうか。

カバグラの住民にとっては、昔も今も土地は生活の基盤である。仮に現金収入を得る何らかの手段を他に持っていたとしても、土地を所有し、その土地を使用しているということ自体に住民たちは依然として大きな意味を見出している³⁰⁷。第五章で言及した、現在60歳以上となっている住民たちの発言からもわかるとおり、1970年代頃までは現在のカバグラ先住民居住区に相当する地域には少数の家族しか住んでいなかった。したがって豊かに暮らして行くための土地が当時は十分に存在していた。しかし、1977年にカバグラ先住民居住区の境界線が確定された前後から、少なくとも当時の人びとの感覚の上ではこの地の人口は急増し、土地も不足するようになった³⁰⁸。

とはいえ、もしそのような変化を住民全員が同じように同じ程度で経験してきたならば、土地や水などの自然資源をめぐる係争は今日のように頻発には発生しなかったのかもしれない。今日のような状況を招いている要因はむしろ、上記のような生活環境の変化のなかで住民間の格差³⁰⁹が拡大しているということの方に関係しているように思われる。

1990年代を契機として、コスタリカにおいても先住民（インディヘナ）という範疇に入る人びとの存在が可視化され始めて以降、先住民居住区の内と外での、経済的なものを含むさまざまな差異や格差が長らく指摘されてきた。しかし、本章で見た係争事例やフィールドワークをとおして浮かび上がるのは、差異の幅は小さいとはいえ、先住民居住区の内部でもそのような格差が生じ始めているということである。

先住民居住区内部での格差は、その幅は小さいとはいえ、注意深く観察すると確かに存在する。例えば私が長く仮住まいをさせてもらったADIC総裁の自宅は、カバグラ先住民居住区内の住民の家のなかではおそらく最も立派な家のうちの一軒である。カバグラに多く建つ、天井が低く木の床でできた簡素な平屋とは異なり、天井が高くタイル製の床の平屋がADIC総裁の自宅であった。また、多くの家庭では、母屋に隣接するところに木材で建てた簡素な調理場があり、そこに薪で調理するかまどがつくられているのが一般的であった。これに対しADIC総裁の自宅では、かまどに加えてプロパンガスのコンロや電気コンロも設置されていた。各集落の間に距離があり、馬やバイクがないと集落間の行き来は容易ではないとはいえ、住民の誰もが互いの顔と家族をよく知っているようなカバグラ先住民居住区という地理的空間において、わずかとはいえ、このような経済的な差が見え始めたことは、住民間での妬みや嫉妬へとつながりやすい。

そのような妬みや嫉妬の気持ちに拍車をかけているのが、外部からの資金流入である。外部からカバグラ先住民居住区へ入ってくる資金には、大きく分けて二つのタイプがある。一つは「先住民」に対する資金援助³¹⁰で、もう一つは「環境」に対する資金の流入である。

「環境」に対する資金流入とは、コスタリカであるからこそ経験されている状況だといえる。コスタリカでは、1996年の森林法の制定以降、森林保護が強化され、これと同時に「生態系サービスへの支払い制度（PSA: Pago por Servicios Ambientales）」が開始された。PSA制度とは、換言すれば、先住民居住区を含む「森林所有者」による様々なタイプの森林保全活動に対して、経済的インセンティ

ブを設定する仕組みである。カバグラ先住民居住区においても、PSA 制度が実行されており、住民による植林や森林保全活動が新たな現金獲得の手段として広く認識されるようになってきている。

さらに、コスタリカでは2010年頃からはREDD+ 制度が準備されている³¹¹。REDD+ 制度とは、先に挙げたPSA 制度を発展させた新しい制度である。まだ検討段階にはあるものの、コスタリカ政府が積極的に推進しているプロジェクトであることから、近い将来PSA 制度に代わって影響力を持ち、カバグラ先住民居住区での暮らしに変化をもたらすようになる可能性は高い。

しかし、先住民居住区内で生じている住民間の格差をどのように埋めて行くのか、また、外部から流入する資金を内部でどのように分配するのか。これらの仕組みを十分に検討しないままであれば、どのような制度であれ、今後も住民間での妬みやそれに端を発する土地や資源をめぐる係争をさらに加速させることにつながりかねない。このような今日的な、常に変化する状況のなかで、TDCCは過去のやり方そして国家のやり方へのオルタナティブを模索しながら、その係争処理の取り組みを続けているのである。

本章では、発生件数の多くを占める「生産」や「居住」などに関する係争事例を取り上げ、なぜTDCCが存在するにも関わらず、従来の裁判所での係争処理の方が好まれる場合があるのか、また、どのようなときにそのような需要が生まれるのかを考察した。またその際、抽象的な観点からではなく具体的な観点からこれらの問いへの答えを探そうと試みた。そして複数の係争事例を描写することによって、先住民居住区内での格差が広がりつつあることや、またその背景には「環境」や「先住民」をキーワードにした外部からの資金流入が関係していることを指摘した。

これらの事例はいずれもTDCCの強制力の限界を示すものである。それは同時に、支配的なものへのオルタナティブを模索する途中であり、常に途中でしかあり得ないという慣習法裁判所の必然的な性質がもたらすTDCCの課題でもある。そして近年になって発足したTDCCに酷似した、TDCC以外の住民グループもまた、TDCC同様にこのようなオルタナティブを模索し続ける取り組みなのかもしれない。

また本章では、他の章とは対照的に、文化という概念を用いて事象を説明することから、あえて少し距離を置いたところから論述を試みた。それは、第2部ですでに検討した文化鑑定否定派の主張—文化表象の暴力性や文化的差異の再生産の問題—が、より大きな単位である従来の裁判所と慣習法裁判所との間の関係性をめぐっても主張される類の問題だからである。この第七章は、本書がそれらの点について無自覚なまま書かれた訳ではないということを示すことを意図したものであった。

次章では、本書全体をとおとしての議論を確認するとともに、第1部で提示した問いへの応答として、第2部と第3部の両方を踏まえた、より広い視点からの考察を試みる。

第4部

結 論

終章 「裁判所」から現状を省みる

本書では、コスタリカを事例に、文化鑑定と慣習法裁判所に対してそれぞれ指摘されるようになった文化表象や女性の権利に関する問題点がどれほどの的を射たものであるかを検討してきた。また、その作業をとおして、文化鑑定と慣習法裁判所という各事象の意義を改めて示すことを第一の目的とした。

終章となる本章では、まず、各章で行った議論を振り返り、文化鑑定と慣習法裁判所について、それぞれにどのような意義をどのような議論を経て指摘してきたかを整理する。その上で、本書の第二の目的であった、文化鑑定と慣習法裁判所とが併存し相互に関係し合うことで生まれる新たな意義について考察する。また、これらの目的に対する各章での議論が如何に本書そのものの論述アプローチとも関連していたかについて論じ、結論とする。そして最後に、本書では十分に議論できなかった今後の課題について述べる。

1 文化鑑定の意義、慣習法裁判所の意義

序章では、問題の所在を明確にするため、法廷における文化的差異が意識されるようになったことや、それに伴い学界においては、一方では文化鑑定や文化的抗弁についての研究が、他方では慣習法裁判所に関する研究が、いずれも個別的に着手されるようになったことを説明した。つまり従来の研究においては、一方では欧米諸国を中心に、他方ではラテンアメリカ諸国を中心に、また一方では応用実践人類学的な関心から、もう一方では政治人類学的な関心から、それぞれ平行した個別的かつ二者択一の議論が展開されてきた。これに対して本書は、文化鑑定と慣習法裁判所の両方を確認することのできるコスタリカを事例とした。そしてこれら両方の事象の相互関係も視野に入れた包括的な視点から、第一に文化鑑定と慣習法裁判所それぞれの意義について、第二に両者が併存することの意義について、明らかにすることを表明した。

以上の二つの問いに対して、第一章ではまず、どのような理論的枠組みを援用しながら議論を進めるのか、という本書全体を貫く指針を示した。従来の研究では、文化鑑定と慣習法裁判所のいずれにも深く関わる「マイノリティ」という言葉についての十分な説明がなされてきたとは言い難い。そこで第一章では、「マイノリティ」を分析概念として捉えた。具体的にはアパデュライ(2010)の「異議としてのマイノリティ」という議論を参照することで、マイノリティという分析概念を、範疇として、「マジョリティ」というもう一つの範疇との関係のなかで初めて意味を持つものとして捉えることを表明した。また、この概念を軸に議論を展開するにあたっての方法論として民族誌を採用することと、「民族誌的である」ということを本書がどのように解釈するのかを明らかにした。

第二章と第三章では、文化鑑定に対して指摘されるようになった問題点を検討した。まず第二章では、そもそもいつ頃からどのような背景で文化鑑定や文化的抗弁についての議論がなされるようになったのか、またこれまでに展開されてきた議論はどのようなものだったのかを整理した。その上で、批判の論点は、文化鑑定や文化的抗弁をとおして「表象する側」と「される側」という非対称な関係性が維持

されるという点にあることを明らかにした。それは、文化鑑定や文化的抗弁が文化的差異の再生産の仕組みとなっているという批判でもあった。

同じく第二章では、これらの批判に対して、その主な根拠となっているのは、法廷において文化を語るという行為そのものが抑圧や暴力と直結するものだと考える理論的立場であることを指摘した。そして、法廷において文化を語るという行為を抑圧や暴力とイコールだと考える立場からの批判を、文化鑑定をめぐる議論のなかにそのまま受け入れるべきではないと考える本書の立ち位置を示した。そこでこの第二章では、法廷において文化を語ることを「語る側」から「語られる側」への暴力と同一視する立場からは距離をとり、文化鑑定人という中間的な存在に注目することで、文化鑑定の理論化を試みる研究者が指摘する文化鑑定の意義つまり同鑑定をとおして法曹関係者が自文化というものに自覚的になるということについて、今一度、議論を進める必要性を訴えた。

以上のような検討を踏まえ、第三章では、従来の研究においては十分には議論されてこなかった、文化鑑定の意義が達成されるまでの過程そのものに注目した。具体的には、カバグラ先住民居住区で2010年に発生した殺人事件の裁判の様子を、主に裁判資料にもとづきながら考察した。そして、まずは文化鑑定のみに関する本書の結論として、同鑑定によって従来の法廷のあり方に次の意味において重要な展開がもたらされているのではないかと示した。つまり、これまでであれば、検察側ないし弁護側によって捨捨選択されているにも関わらず客観的な事実として主張されていた内容が、実は双方によって構築され物語られた括弧付きの「客観的事実」にすぎないということが意識されやすくなっているのではないかと指摘である。従来であれば、そのような「客観的事実」のなかに無理やり取り込まれるか、あるいはそのまま見過ごされていたかもしれない、実は重要な情報の断片が、文化鑑定をとおして法廷内へと持ち込まれ、理解されるかもしれない状況が生まれていることを明らかにした。このことは、文化鑑定人という存在を介して、法曹関係者の支配的なものとは異なる、従来は予想もしなかった別の「事実」の構築を可能にすると同時に、法廷という場のあり方に対する法曹関係者の認識そのものにも何らかの変化をもたらすことを期待させるものである。このようなプロセスを経るからこそ、法曹関係者は文化鑑定をとおして自文化というものに自覚的になることが可能になるのではないかと結論付けた。

第四章から第七章にかけては、慣習法裁判所に対して指摘されるようになった問題点を検討した。まず第四章と第五章では、コスタリカにおける慣習法裁判所という事象を取り巻く近年の社会状況や、カバグラ先住民居住区のTDCCの事例について描写した。このような描写をとおして、慣習法裁判所という事象やその具体例の一つであるTDCCについて言及するこれまでの研究が、これらの取り組みを過去へ回帰するイメージでのみ捉えていたということへの問題提起を行った。つまり、TDCCは、過去に存在していた伝統的なカバグラの係争処理のやり方の「再稼働」や「再現」としてのみ理解されるべきではないと指摘した。

これに対し、第五章では、TDCCを昔のやり方への回帰ではなく、「オルタナティブ・ジャスティス」として捉え直すという視点の転換を試みた。またその裏付けとして、TDCCがどのような経緯を経て成立したのか、また現在のカバグラにおいてどのような役割を担っているグループなのかということを描写的

に示した。そうすることで、先行研究のなかでは捨象されていた、TDCCのダイナミックで未来志向的な一面を明らかにした。

第六章では、第五章同様にTDCCをオルタナティブ・ジャスティスとして捉える観点を念頭に置きつつ、慣習法裁判所下では女性の権利が侵害されるという議論を批判的に検討した。考察の対象としたのは、TDCCに記録が残っていた、2000年以降にカバグラ先住民居住区内で発生し、TDCCを介して処理された女性を当事者とする複数の係争事例であった。

今日広く受け入れられつつある、慣習法裁判所下では女性の権利が虐げられるという言葉説の背景には、女性の権利と先住民の権利とは競合はするものの、共存はしないとする考えがあった。このような考え方は、慣習法裁判所や慣習法を昔のやり方の「再稼働」や「再現」と同一視する見方と紙一重のものである。いずれの場合においても、「先住民の」という形容詞に続く事象が、無批判に、現在や未来ではなく、過去とのみ結びつけられてしまっているという点に大きな問題があることを指摘した。

そこで第六章では、人びとのエージェンシーに注目して具体的な係争事例を考察することで、TDCCを過去への回帰ではなく、現在進行形の、未来に開かれたオルタナティブ・ジャスティスと捉える必要性を改めて主張した。オルタナティブ・ジャスティスという視点から慣習法裁判所を捉え直すことで、女性の権利侵害の危険性を指摘する議論のなかでは光が当てられてこなかった、過去には一度もなかった形、つまり現在進行形で自らの納得できる法廷のあり方を模索し続ける人びとの姿を示すことを試みた。

第七章では、カバグラ先住民居住区内で発生し、TDCCによって処理された係争事例のうち、土地や水などの自然資源に関わる係争を取り上げた。なぜなら、その描写から明らかになるTDCCに酷似する新たな住民グループとの対立関係などの考察をとおして、慣習法裁判所の潜在的な課題としての強制力の限界について言及することができるようになるからである。つまり、第3部をとおして、TDCCを過去のやり方や国家のやり方に対するオルタナティブを模索する取り組みとして捉え議論を進めてきた。それは別の言い方をすれば、TDCCは現在進行形の、常に確立される途上にある取り組みであるということの意味する。したがって、仮に制度としてTDCCの強制力が確立されてしまうならば、それはもうオルタナティブではあり得ない。オルタナティブであるということは、常に強制力の限界が生じざるを得ないということであり、それがTDCCの課題となりうることを指摘したのである。

またこの第七章は、従来であればもっぱら文化という概念でのみ説明されてきた土地や水に関わる係争を、文化の語りとは異なる方法で捉えようと試みた章でもあった。

以上のとおり、本書ではまず、次第に問題も指摘されるようになっていく文化鑑定と慣習法裁判所のそれぞれの意義を、先行研究で示されてきた見方とは異なるもう一つの解釈のし方を提示することによって、またそのもう一つの観点から改めて問題の妥当性を検討することによって、明らかにした。

2 文化鑑定と慣習法裁判所との間に生まれる意義

ここからは、文化鑑定と慣習法裁判所とを個別的に論じてきた従来の研究では見過ごされていた、

これら両者が併存し、相互に関係し合うことによって生まれる意義について、「マイノリティ」という分析概念を用いて議論して行こう。

第一章で説明したとおり、文化鑑定や慣習法裁判所について扱ったこれまでの研究のなかで常に現れていたのは「マイノリティ」という言葉であった。しかし、先行研究では、この言葉をどのように解釈するのかについての十分な説明がなされていた訳ではなかった。そこで本書では、アバデュライ(2010)の議論をもとに、この「マイノリティ」という言葉を、「差異」というよりも「異議」についての概念として定義した。つまり、マイノリティの範疇にあるということは、同時にマジョリティというもう一つの範疇があることを私たちに想起させるものであり、そこには必然的にマジョリティに対するマイノリティからの異議申し立てという働きが伴われている、と捉えた。

こう考えると、従来の議論はマイノリティという言葉を「異議」というよりも「差異」についての概念として用いる傾向にあったことが明らかになる。そのため、例えば文化鑑定の場合には、非先住民(非インディヘナ)の法曹関係者や文化鑑定人と、先住民(インディヘナ)の訴訟関係者間の差異の再生産という問題や、「語る側」から「語られる側」への抑圧といった両者間の非対称性に関する問題がもっぱら強調されてきた。慣習法裁判所の場合には、国家法と慣習法間の、または先住民男性(インディヘナ男性)と先住民女性(インディヘナ女性)間の、またあるいは国家の裁判所と慣習法裁判所間の、絶対的な差異に起因して生じる問題に焦点が当てられることが多かった。

しかし、本書で支持する「異議としてのマイノリティ」という観点からこれらを振り返ると、文化鑑定と慣習法裁判所とはいずれも、マジョリティの範疇にある法廷のあり方に対する、マイノリティという範疇からの異議申し立ての事象であると捉え直すことが可能である。つまり、文化鑑定は、単に法曹関係者にとって理解が困難な特定の事件の文化的背景と表現されるものを法廷に持ち込み、文化鑑定人を介して説明可能なものとして提示するということだけを意味する訳ではない。文化鑑定とは、そもそも法廷において支配的な立場にある法曹関係者たちの間でのみ共有されている文化があるということをつかひ上げらせる仕組みの一つである。また、文化鑑定は、そのような法曹関係者特有の文化にもとづく議論の立て方や理解のし方によって、実は重要だったかもしれない証言や供述が見過ごされ、法曹関係者のものとは異なる主張のし方や解釈のし方の芽が摘まれていたのではないか、という異議申し立ての一つとして理解することができる。

他方、慣習法裁判所は、国家の裁判所の形式主義的で現実からかけ離れた非日常な裁判空間としての法廷のあり方への異議申し立てと捉えることができる。またそれと同時に、過去に存在していた、かつての係争処理の仕組みへの異議申し立てでもあるのだ。

このような、支配的つまりマジョリティの範疇にあるものに対するマイノリティの範疇からの異議申し立てという関係性は、文化鑑定と慣習法裁判所との間にも認めることができる。第三章で触れたとおり、2010年にカバグラ先住民居住区で発生した殺人事件の裁判に出廷し証言を行ったカバグラ住民の一人ドン・ラファは、法曹関係者を前にして、同居居住区にはTDCCが存在することや、強姦や殺人以外の住民間係争についてはTDCCに従来の裁判所と並ぶ係争処理機能を認めているという旨の発言を

していた。この種の発言がカバグラに関するそれ以外の裁判事例のなかでも繰り返されることによって、TDCCの存在はますます法曹関係者の知るところとなる。例えばその成果の一つとして、文化鑑定を要したある裁判事例において、文化鑑定人に任命された人類学者がTDCCメンバーたちの見解を取り入れながら鑑定書を仕上げ、その旨も明記して裁判所に提出したというエピソードがある。このエピソードからは、TDCCの存在によって、カバグラの実情をより反映した、カバグラ住民にとってもより納得がいく文化鑑定書の作成へとつながった、というTDCCと文化鑑定との相補的な関係性を考察することができる。また、TDCCに届けられた係争事例のなかにも、文化鑑定を介して従来の裁判所に提示された内容が、TDCCメンバーによって逆に引用され、TDCCでの係争処理プロセスのなかで活用されたというケースもある。この後者の場合には、文化鑑定が実施されたということが、TDCCを介した係争処理をより効果的で説得力のあるものにさせることに寄与している。

さて、本章で試みたように、慣習法裁判所と同時に文化鑑定を研究するということは、国家の裁判所という、従来は文化の観点からはまず説明されることのなかった場が、実は極めて文化的な場であったということに気付くことでもある。またそれと同様に、文化鑑定と同時に慣習法裁判所を研究するということは、先住民(インディヘナ)の裁判所という、従来であればもっぱら文化の観点でのみ説明されてきた場が、実は文化的なだけではない、より複雑化した場であったということに気付くことでもある。

また、文化鑑定と慣習法裁判所とを包括的に論じることで明らかになるのは、これらが併存することによって一方がもう一方へと「異議」を申し立て、互いが互いを今以上に改善して行こうとする関係性が成り立ちつつあるのではないかと、ということである。従来の研究では、文化鑑定と慣習法裁判所のいずれか一方のみを見てもう一方の問題点を指摘することや、いずれか一方のみを制度ないし組織として洗練化させ確立させることを志向する傾向が支配的であった。これに対して本書において辿り着いた結論は、文化鑑定と慣習法裁判所という二つの事象が併存するなかで、一方からもう一方へと往ったり来たりを繰り返しながら、より納得ができるかたちを探し続ける過程それ自体に意義がある、ということである。

なお、以上のような、往ったり来たりを繰り返す過程そのものに目を向けた際に気が付くことは、文化鑑定も慣習法裁判所も常に未完成の、途上にある試みであり、それゆえに多くの可能性を期待させる事象であるということだ。アバデュライ(2010)も示唆するとおり、マジョリティという範疇とマイノリティという範疇とを区別する境界線は、引かれた時点ですでに引き直される可能性を秘めている。二つの範疇を分ける境界線は、第三章で示した文化鑑定人が、法廷内で先住民(インディヘナ)の文化的差異について語りながらも、それと同時にコスタリカ政府が推進してきたこれまでの先住民政策に対しての異議申し立てを行っていたように、また、第六章で取り上げた係争事例のなかで、カバグラの女性たちが慣習法をどう意味付けるかにあたって男性を含むTDCCメンバーたちに働きかけを行っていたように、私たちが思っている以上に動態的なものなのだ。したがって、文化鑑定と慣習法裁判所とを差異化する境界線もまた、すでに確立されてしまったものではなく、一方がもう一方へ異議を申し立てるなかで、これからも新たにその線が引き直される可能性に満ちていると捉えることができる。それはつまり、それぞれの取り組みを今以上に改善させる可能性は無限大だと解釈することを可能にするのである。

3 異議申し立てとしての本書のささやかな試み

本章でここまで述べてきた内容、つまり序章で掲げた二つの問いに対する結論へといたるまでの本書の記述のプロセスもまた、実は、既存の記述のし方に対するささやかな異議申し立ての試みであった。

第一章で述べたとおり、いわゆる古典的な民族誌とは、対象とする人びとの社会構造やその変容の様子を客観的に描き出そうとするものであった。したがって、それらは総じて次のような順序に従って記述されてきた。つまり、まず冒頭で理論的展望や対象社会の概要が示され、次にフィールドワークにもとづき具体的な出来事や事例が詳述され、そして最後に冒頭で示唆されていた対象社会の構造や制度あるいはその変容の様子などが結論としてより明確に提示される、という論述の流れである。

ここで、民族誌に極めて批判的な「科学者」が現れたと仮定しよう。彼は、次のような辛辣な言い換えでもって先のような記述のあり方を真っ向から否定するかもしれない。つまり、それはエビデンスに欠ける読みものにすぎない、そこで示される出来事や事例というのは民族誌の書き手が主観的に取捨選択したものでしかない、したがって結論として示される内容も書き手が尤もらしく創造したものにすぎない、と。あるいは、結論ありきの議論だ、という一言で片付けるのかもしれない。

この種の批判は、民族誌を書くという行為がフィールドワークをするというもう一つの行為との繰り返しなかで進められる、自省的な活動の成果物であるということや、主観性と客観性の間を、あるいは個別性と一般性との間を、往ったり来たりしながら記述されたものであるということ、ほとんど考慮しないままなされているように思われる。

本書では、この種の批判を呼び起こしかねない典型的な記述のし方からは距離を置くという戦略を試みた。つまり、フィールドワーカーが調査を始めてから一つの民族誌を書き終えるまでの間に本来行っている順序にできる限り従ったまま議論を進めた。そのため、本書ではフィールドワーク中に筆者が出会った人びとや見聞きした事例あるいは実際に自身で経験した出来事の数々を、極力系統立てることなく記した。そして、そのような具体的で個別的な情報の提示を繰り返すこと、重ねることによって、読み手がそこに何らかの一般性を見出すことを促せないかと考えた。

とはいえ、本書をとおして、極力系統立てることなく提示してきた個別的な事例の数々もまた、結局はフィールドワーク中の「私」の視点を借り、筆者としての現在の私が本文中に再構築したものであることは否定できない。例えば文化鑑定の実施されたカバグラの殺人事件の公判の様子を描いた第三章や、TDCCを介して処理された係争事例の数々について紹介した第六章や第七章において記した、登場人物一人一人の発言内容や一つ一つの係争とその結末というのは、できる限り筆者がそれらを初めて見聞きした当時の、整理されていないままのかたちで詳細かつ丁寧に記述することに努めた。しかしだからといって、それらの個々の記述が筆者の問題意識や立ち位置から完全に独立して記されたはずもない。それゆえに第一章において、少し単純化し過ぎた言い方ではあったものの、本書は社会科学ではなく人文学的な記述を意識したものである、とあらかじめ断っておいたのである。

4 今後の課題

本書は、法廷という場をとおして文化と向き合う取り組み、具体的にはコスタリカにおける文化鑑定と慣習法裁判所という事象を、俯瞰的に捉えようとした試みである。これらはいずれも比較的新しいテーマであり、それぞれを個別に議論するだけでも多くの知識や技術を必要とする事象であった。にも関わらず、包括的な視点から論じるという調査開始当初からの目的設定を諦めきれなかったことなどから、本書には数え切れないほどの課題があることを筆者も嫌というほど自覚している。

そのように数あるなかでも、本書において達成することができなかった大きな課題の一つは、カバグラ先住民居住区やコスタリカの全体的な姿というものが読み手に自ずと伝わるような、生き生きとした記述には到底到達できていない点にある。その原因は、およそ4年半の間コスタリカと日本とを断続的に往復するなかで、フィールドワークをするという行為に対する筆者自身の理解のし方が調査の前半と後半とでは大きく変化したことや、聞き取り調査によって得た「客観的」データにもっぱら依拠して論述しようとしていた当初の姿勢から、参与観察と呼べるような姿勢へと次第に変化して行ったこと、またそれに伴い調査の後半になってから民族誌的な論述のし方へと次第に傾倒して行ったことなどが考えられる。本文中で描こうとしている対象を、より納得ができるかたちで描くためのアプローチが何であるかということに、もう少し早い時点で自覚的になることができているならば、という反省は尽きない。しかし、少々遠回りをしたからこそ、筆者が実感している民族誌的アプローチの魅力はおそらく次の点にある。つまり、フィールドワークをすること、民族誌として書き上げることの間に生じる紆余曲折のプロセスそのものをあえて読者に開示し、おそらくそれゆえに読者は従来の科学的論述ではほとんど感じない、直接は知らないけれど、しかし何とも言えないリアルさというものを受け取ることが可能になるという魅力である。

最後に、本書では十分に議論することができなかったものの、法廷における文化というものを意識する機会が増えているのは、私たちの暮らす日本においても同様である。日本の法廷においては、法曹関係者の間で共有された思考形式や議論の形式にのみ則って、例えば「外国人」が裁かれるという現状を、法曹関係者を含むおそらく大多数の人が何の違和感もなく受け入れている状況がある。コスタリカという私たちの多くにとっておそらくは全く馴染みのない、明らかに日本とは異なる国の法廷のあり方の事例から、日本の法廷の現在のあり方に対して異議を申し立てるということが、本文中では十分に明示できなかった、本書を執筆する際の筆者のもう一つの動機であった。

法廷という場を介して意識されるかもしれない「外国人の異文化」だけでなく、日本の法曹関係者や私たち自身の文化について自覚的になることはできないだろうか。そうすることは決して不可能ではないかもしれない、たとえ常に到達途中の試みであるとしても、何とか文化というものに向き合ってみようじゃないか、と考える人が一人でも多くなることを願いつつ、本書の結びとしたい。

あとがき

本書は、博士学位論文「法廷において文化と向き合う—コスタリカにおける「裁判所」の民族誌的研究—」（2018年、大阪大学）を加筆訂正したものである。

本書のもととなった博士論文を書くにあたっては、非常に多くの方々のお世話になった。千葉泉先生には、学部時代から博士後期課程までの約10年間、あるときは指導教員として、あるときは人生の先輩として、非常に多くのことを学ばせていただいた。「で、額田さんはどうしたいの?」という千葉先生からの優しく厳しいお言葉があったからこそ、多くの情報のなかで迷子になりそうなきも、まずは自分自身を信じてやってみよう、やるしかないという姿勢のまま、ここまで書き続けることができた。千葉先生の数々の名曲にも幾度となく励まされた。

宮原暁先生には、法人類学の魅力や民族誌を読むこと書くことのおもしろさを教わった。博士前期課程に進学したばかりの頃、唐突にお邪魔した研究室でオリビア・ベハラノ＝ベハラノ事件について話し出した私に、文化的抗弁という研究テーマがあることを最初に教えてくださったのも宮原先生だった。それ以降、博士論文提出前までの間、ゼミ等での議論からどれほど多くの示唆をいただいたかわからない。

池田光穂先生には、学内外でここぞというときに幾度となく叱咤激励をいただいた。博士論文の書籍化も夢ではないということをいち早く教えてくださり、論文提出後も何度も時間を割いてご指導くださった。中米で民族誌的調査を行う日本人研究者が多くはないなか、これほど近くに池田先生がいてくださったことは幸運としか言いようがない。

大阪大学大学院人間科学研究科在学時にお世話になったすべての先生方、そして院生仲間の皆さんにも感謝の意を表したい。それらの方々全員のお名前を挙げるができないのが残念だが、津田守先生、藤目ゆき先生、中川敏先生、島菌洋介先生、田沼幸子先生、シルビア・サンチェスさん、熊野沙織さん、山本一晴さんにはとりわけ多くのご指摘やアドバイスをいただいた。また、公聴会に来てくださった三好恵真子先生、小林致広先生、針尾瞳さんからは博士論文を改善するにあたっての貴重なコメントをいただいた。

コスタリカでのフィールドワークにあたっては、日本学術振興会と大阪大学グローバルコラボレーションセンター（当時）から助成をいただいた。調査地では、コスタリカ大学のマルコス・ゲバラ＝バーガー氏、ルベン・チャコン氏、コスタリカ検察庁のアリアナ・セスベデス＝ロペス氏、サラ・マジョルガ氏をはじめ多くの方々にお世話になった。

そして何よりカバグラ先住民居住区のベペをはじめとするTDCCのメンバーと、私を家々で受け入れてくださったカバグラ住民の皆さんに感謝したい。Este estudio no habría sido posible sin la ayuda de mis amigos y colaboradores en Costa Rica. Agradezco a todos, por su apoyo durante mis estancias en Cabagra, San José, etc, y por su soporte de siempre a través de las redes sociales. ¡Muchísimas gracias! Wé' sté.

用語集

abuso sexual 性的虐待罪

コスタリカ刑法第161条(未成年等に対する性的虐待)及び第162条(成人に対する性的虐待)によって定められている。

acta 記録、議事録、調書、証明書

TDCCでは、メンバーたちが集い開催される定期会合等での決定事項をコーディネーターらが記録した書面を指して用いられることが多い。係争発生から解決へというTDCCの係争処理のプロセスのなかで作成される書面(当事者や証人から聞き取った内容の記録など)を指すこともある。

adquirir 手に入れる、取得する、取得する、購入する

カバグラ先住民居住区内の土地の所有権をめぐるコンフリクト等において使用される頻度の高い動詞の一つ。用例としては“En el año 1968 adquirí una finca situado en Brazo de Oro de Cabagra.”(1968年に私はカバグラのブラソデオロ集落に位置するフィンカ(土地)を手に入れた)などがある。

asamblea 集会、会議、議会、住民議会

カバグラ先住民居住区では、主にADIC(カバグラ先住民統合開発協議会)が住民たちを招集して開催する集会を指す。

Asociación Regional Aborigen del Dikés (ARADIKES) ディキス地方先住民地域協議会、アラディケス
コスタリカ南部のプンタレナス県ブエノスアイレス郡の6つの先住民居住区代表団から成る、地域規模の先住民組織の名称。なお、カバグラ先住民居住区の住民の間では、郡都ブエノスアイレスに建つ建物(同組織の元活動拠点)を指す通称としても用いられていた。

Asociación de Desarrollo Indígena (ADI) 先住民統合開発協議会

カバグラ先住民居住区を含むコスタリカ国内24か所の各先住民居住区に設置されている自治的組織の名称。当初は先住民居住区に限らずコスタリカ国内の地域(地域共同体)全体を活性化させることを目的として制定されたDINADECO法(1968年)によって一様にADIの諸規定(例えばDINADECO法第16条は、各ADIを「15歳以上の100名以上1,500名未満の住民から成る組織」として定義する)が定められたものの、その後1977年の法律第6172号(通称「先住民法(Ley Indígena)」)及び1978年の行政命令(Decreto Ejecutivo)第8487-G号(通称「先住民法規則」)によって、各先住民居住区のADIに限り、地方自治体相当の権限を中央政府より公的に認められることとなった。そのため、いずれもアルファベット略語はADIではあるものの、先住民居住区のADIの表記はAsociación de Desarrollo IndígenaあるいはAsociación de Desarrollo Integral Indígenaであるのに対し、先住民居住区以外のADIはAsociación de Desarrollo Integralである。

Asociación de Desarrollo Indígena de Cabagra (ADIC) カバグラ先住民統合開発協議会

カバグラ先住民居住区のADIの名称。カバグラ先住民居住区では1970年代後半に設置され、初代ADIC総裁をバルドメロ・トーレス(現在はADICやTDCCに対抗的なグループに属する人物、ラスプリサス集落在住)が務めた。初代ADIC執行部の一人であったTDCCメンバーのドン・エミリアノによると、1976年に首都サンホセ市よりパドロ・ガンボアという名前の政治家がカバグラ先住民居住区を訪れ、住民たちにADICの発足を促したという。現職のドン・ラファを含めると、これまでに8名の男性がADIC総裁を務め、その多くはサンラファエル集落の出身者であったという。

audiencia preliminar 予備審問

コスタリカ刑事訴訟法によると、同国における刑事手続(成人の場合)は、①検察庁による捜査段階(Etapa preparatoria)、②捜査結果(証拠等)を吟味し、起訴・不起訴を改めて決定する中間段階(Etapa intermedia)、③裁判を行う公判段階(Etapa de juicio)、そして④異議申し立て段階(Etapa de impugnación)という大きく4つの流れで捉えることができる。このうち、予備審問は、公判段階に移る前の中間段階において、刑事裁判所(Juzgado Penal)が当事者および検察官や弁護人を呼び出し、非公開で執り行う審問を指す。

Autoridad Tradicional Étnica 民族伝統当局

ADICとTDCCに対抗的なカバグラ先住民居住区の住民グループの名称。リーダーの1人であるサントス(ADIC総裁経験者)は、2015年11月18日(水)にサンラファエル集落からラスプリサス集落へ向かうコミュニティバス内で筆者と交わした会話において、同グループが「慣習法(derecho consuetudinario)」と密接に関わっている住民の集まりであること、そして「国のものであるADIC」と全く関与がないということを強調した。そう強調することで、ADICの傘下にあるとサントスが考えるTDCCに対して、カバグラ先住民居住区の住民組織としての民族伝統当局の優位性や正当性を筆者に示唆しようとした。

awa, awá 治療師、呪術師、アワ

スペイン語ではmédico(医師、医者)やchamán(シャーマン)、sabio(賢者)と表記されることもある。プリアリの人びとにとっての「伝統的な社会構造」を成す役職の一つであり(かつて存在していたと広く考えられているアワ以外の役職としては、*uséköl*(ウセコル: 最高位の役職、聖職者)、*blu*(ブル: 王、首長)、*bikili'*(ビキリ: ウセコルと一般の人びととの間の通訳人)、*tsököl*(ツオコル: (主に葬儀においての)歌い手)、*óköm*(オクム: 埋葬人、葬儀の担当者)、*sīō'lāmī*(シオツタミ: アワの聖なる石の守護者)、*tsuru'oköm*(ツルオクム: (主に葬儀において)カカオを温め分配する者)、*bikákla*(ビカクラ: 仕える者、儀礼や祭事の世話役)がある)、植物や病い/疾病をはじめとするあらゆる知識に長け、シブ(プリアリの創造神)とコンタクトをとる能力を最も備えた人物であると考えられている。アワになるためには、①アワになることのできる親族集団であること、②アワのもとで幼少期より修行すること、これら両方の条件が必要だと考えられており、今日ではその数は減少しているとされる。カバグラ先住民居住区にはすでにアワは存在せず、多くの住民がカバグラ最後のアワはデルフィン(ADICの書記係やネグロのメンバーに加え、2016年12月時にはベベに代わりTDCCのコーディネーターの仕事を引き継いで行っていた住民男性)の父親であったと口にしてきた。なお、デルフィンの母親違いの兄弟の一人は、アワの修行を完全には終えていない(タランカ・プリアリ先住民居住区のアワのもとで4年間は修行したとのことであった)、アワのような人物だと言及されることがあった。なお、この人物について話す際、住民たちの多くは彼を*sukia*(スキア)と呼んでいた。

blu, blú 王、首長、戦士、カシーケ、ブル

プリアリの人びとにとっての「伝統的な社会構造」を成す役職の一つ。スペイン語ではrey(王)やjefe(首長)と訳されることが多い。プリアリ最後のブルは、1910年に亡くなったアントニオ・サルダーニャ(Antonio Saldaña)だったというのが通説である。なお、サルダーニャの死因は、中央政府の記録ではヨード染色液を誤飲したことによる中毒事故死であるのに対し、タランカ地方の口承伝統では、当時進捗しつつあったユナイテッドフルーツ社による土地収奪に強く反対したサルダーニャが同社の陰謀によって毒殺されたという話が伝わっている。

brujo 呪術師

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、証人として出廷した文化鑑定人ガブリエラが口にした言葉。少なくとも筆者の調査中にカバグラ住民がこの言葉を口にするのはまずなかった。

cárcel 刑務所

現状は、国家法に違反し刑罰に服することになった人物を収監する、カバグラ先住民居住区の外に所在する施設を指す。同施設を指す他の言葉としては、centro penitenciario (刑務所)がある。一部のカバグラ住民は同施設を reforma (レフォルマ)とも呼んでいた。これは、アラフエラ県に所在する主要刑務所の一つの旧名が La Reforma (ラ・レフォルマ)であったことから(2017年11月に改名され、現在の正式名称は Centro de Atención Integral Jorge Arturo Montero Castroとなっている)、同刑務所以外の同様の施設についても reforma という言葉があてられるようになったのではないかと推測される。なお、カバグラ先住民居住区の外に所在する刑務所に一様に収容されている受刑囚を、先住民居住区内へ移送することを目的にトゥリブナルの裏手に建設計画が持ち上がっていた(まだ実在しない)施設に言及する際には、住民たちは cárcel という言葉を使用していた。

causa de justificación 正当化事由

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件に関して、検察側が被告人二人の行為の違法性を主張する際に言及した。コスタリカ刑法第25条によって定められており、具体的には正当防衛などがこれに該当する。

chicha チチャ

元来はトウモロコシを主な原料としてつくられる自家製の発酵飲料(アルコール度数は1~3パーセント程度とされる)を指し、コスタリカをはじめアメリカ大陸に暮らす先住民(インディヘナ)集団にとつての神聖な飲み物として、共同体内での協同作業の後などに各自の労をねぎらって催されるチチャードで消費されるものであった。この意味でのチチャは「神々の飲み物」という別称でも知られる。しかし今日では、アルコール度数を高めた商業目的の飲料も売買されており、協同作業等の有無に関わらず、つまりグアロ(コスタリカ特産の蒸留酒)などのごく一般的なアルコール飲料と同様に、日常的に消費される傾向にもある。

chichada チチャード

元来はアブリブリの人びとの儀礼の一つ。農作業や家屋の建設など共同体内での協同作業の後に互いの労をねぎらう集まりを指す。チチャードに欠かせない飲料がチチャである。他方で近年の新聞報道などでは、暴力とチチャードが結びつけられる場合も少なくない。集団でアルコール飲料(アルコール度数を高めたチチャ等)を暴飲し、その結果として暴力沙汰を起こす、先住民(インディヘナ)の悪しき慣習であるかのようにチチャードが表現されることもある。

Consejo Mundial de Pueblos Indígenas (CMPI) 先住民世界協議会

1975年にカナダで創設された国際的な非政府組織。コスタリカの8つの先住民民族集団のうちの一つであるブルンカ(ボルカ)のドナルド・ロハス=モラト(Donald Rojas Maroto)は、副会長(1984年~1987年)と会長(1987年~1993年)を歴任した。

Comité de Seguridad Comunitaria de Cabagra コミュニティ治安委員会

カバグラ先住民居住区に暮らす主に20代から40代の男女10名強から成る自警組織の名称。通称名ロス・ネグロス(ネグロたち)。定冠詞ロスを省略したネグロス(negros)や、「集団、グループ」を指す grupo という名詞と共に、グルボ・ネグロ(grupo negro)とも呼ばれる。主な活動としては、夕方から翌朝にかけて当番制

で行うサンラファエル集落を中心とした居住区内の警備活動や、居住区内の森林火災や森林伐採の警備活動がある。TDCCの補助的役割いわば「司法警察」としての役割も担う。

Comité de Vigilancia 警備委員会

TDCCの成り立ちについての住民の語りのなかに出てきたかつてカバグラ先住民居住区に存在した住民グループの名称。

compañera 配偶者(女性)

カバグラ先住民居住区では、法律婚(一定の法律上の手続きを経た婚姻)よりも事実婚ないし自由結婚の方が一般的である。婚姻事実の関係にある女性を指してこの言葉が用いられることが多い。

comunidad 共同体、コミュニティ、集落

indígena(先住民の)という形容詞と共に用いられる場合や、首都圏に暮らす人びとが、あるいはカバグラ住民が首都圏に暮らす人びとに対して用いる場合には、より抽象度の高い意味合い(閉鎖的な社会集団や社会関係など)が込められる場合が多い。他方、カバグラ先住民居住区内においてや、カバグラ住民間では、同居住区内の22か所の集住箇所を指し示す抽象度の低い言葉として用いられる場合が多い。

Comisión Nacional de Asuntos Indígenas (CONAI) 先住民族問題全国委員会

1973年の法律第5251号によって創設された。法律上は、コスタリカ国内の先住民(pueblos indígenas)を代表し、最終的な意思決定を行う最上位組織として位置付けられる。各先住民居住区のADIだけでなく、中央政府や各地方自治体(先住民居住区以外)の代表者から選出される議会(Asamblea)によって構成されることになっている。しかし、実際にはCONAIが上手く機能していないという声はカバグラ住民からも首都圏の研究者や活動家からもしばしば聞かれた。

Consejo de Ancianos 長老協議会

ADICとTDCCに対抗的なカバグラ先住民居住区の住民グループの名称。プブリ語表記は*Iriria Jtech Wákpa*。リーダーは、現ADIC総裁ドン・ラファの母方のおじにあたるドン・マキシミアノ(TDCCメンバー経験者)である。

Consejo de Justicia 正義の協議会

TDCCの成り立ちについての住民の語りのなかに出てきたかつてカバグラ先住民居住区に存在した住民グループの名称。シキキバと同一視される場合もあった。

convenio 和解書、取り決め書

TDCCに届けられた係争事例について、TDCCメンバーと当事者を交えての話し合いの実施後、当事者間での何らかの合意ないし取り決めがなされた際に原則として作成されることになっている書面を指す。例えば性関係に関わる係争のうち、フアナがホセに強姦された事例において、加害者ホセが被害者フアナに現金で賠償することが決定された際にはconvenio de pago por conciliación(支払取り決め和解書)が作成された。

convivencia 共生

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、証人として出廷した文化鑑定人ガブリエラが口にした言葉。動詞形convivir(共生する、一緒に上手く生活する)と共に、先住民社会を表現する際に用いられることがある。

Corte Suprema de Justicia 最高裁判所

首都サンホセ市に所在するコスタリカの司法権を担当する最高機関。

costumbre indígena 先住民の習わし

TDCCに届けられた性関係に関わる係争のうち、コスタリカ刑法上は明らかに違法だと判断されるマリアとオランダの関係性の、カバグラ先住民居住区における違法性をめぐっての相談事例において、マリアの母親マリアンが二人の関係性の合法性を主張するために口にした言葉。TDCCメンバーや、TDCCと競合関係にあるカバグラ先住民居住区内の複数の住民グループ（民族伝統当局や長老協議会）の関係者によっても、各グループの活動目的や活動内容を表現する際などに広く言及された。

curación 治癒

TDCCの前身にあたる住民組織シキキパのメンバーであったドン・マルコス（1942年生まれ、調査当時73歳の*Diuwak*（ディウワク））が当時の活動内容を筆者に説明する際に用いた言葉。2015年10月22日（木）にトゥリブナル内のロス・ネグロスの事務所兼休憩所で行った聞き取り調査において、ドン・マルコスは、1970年代頃よりカバグラ先住民居住区周辺で土地をめぐる争いが起き始めたことや、住民たちが我を忘れて怒りっぽくなり（bravo）、互いに争うことがないようにとアワやシキキパがcuración（治癒）を施していたのだと説明した。具体的な個人の病い/疾病に対する行為を指すだけでなく、集団や社会に対するより抽象度の高い行為としても使用される場合が多い。

Decreto Ejecutivo 行政命令

delito 罪、犯罪

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、ブリブリの人びとの間でも「人を殺害する」という行為は許容されていないという旨の証言を行う際に、証人として出廷した文化鑑定人ガブリエラが口にした言葉。

ditsö, ditsewö 親族集団、種、デイツォ

スペイン語ではclan（親族集団）やsemilla（種）と訳される場合が多い。人間やブリブリの人びと（los bribbris）の同義語として使用される場合もある。カバグラ先住民居住区の親族集団には、*Kolsuwak*（コルスワク）、*Kolkiwak*（コルクワク）、*Diuwak*（ディウワク）、*Duriwak*（ドゥリワク）、*Kabékirwak*（カベケルワク）、*Tobolwak*（トゥブルワク）などが含まれる。

estupro 凌辱、レイプ

TDCCに届けられた性関係に関わる係争のうち、青年ロドリゴが恋愛関係にあったマヤ（当時14歳）を彼女の両親の許可を得ないまま連れ去った事例において、コスタリカ刑法に照らし合わせて判断する場合に該当する罪名としてTDCCメンバーが言及した言葉。しかしTDCCメンバーは、カバグラ先住民居住区においてはロドリゴの同行為はestuproには該当するものではないと判断した。

excepción de falta de acción 訴訟条件欠缺の抗弁権

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件において、弁護側はこの抗弁権を主張することによって、証拠が不十分のまま刑事手続が開始されたということを争おうとしたものの、裁判所によって却下された。

Fiscalía de Asuntos Indígenas (FAI) 先住民案件担当局

コスタリカ検察庁内の一部局の名称。コスタリカ国内の先住民（インディヘナ）が関連する刑事訴訟に対して専門的に対応するために2009年8月に新設された。

Fuerza Pública 警察

guarapo グアラボ

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、事件発生現場であるサンラファエル集落の当時の治安状況を説明する際に、証人として出廷した文化鑑定人ガブリエラが口にした言葉。もともとはサトウキビを主な原料とする非アルコール飲料であると考えられるものの、そこから転じてアルコール飲料そのものや、飲酒することによって引き起こされる事柄を暗に示す場合もある。

guaro グアロ

サトウキビから作ったコスタリカ特産の蒸留酒の名称。アルコール度数は30パーセント程度。

hoja de denuncia 申立書

係争当事者が自身の抱える問題や相談事項をTDCCに持ち込んだ際、それらの内容をコーディネーターらが書面として記録したもの。

homicidio 殺人、殺人罪

コスタリカ刑法第111条及び第112条によって定められている。現行法では刑罰として12～18年または20～35年の有期刑が科される。

huacal

ブリブリの人びとの伝統的な飲料用の器。チョコレート(カカオの飲料)等を飲む際に使用される。

Instituto de Desarrollo Agrario (IDA) コスタリカ農業開発局

現在の農村開発局(INDER)の旧名。

identidad cultural 文化的アイデンティティ

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、ADICの役割を表現する際に、証人として出廷した文化鑑定人ガブリエラが使用した言葉。筆者も調査中にカバグラ先住民居住区の住民たちが広く口にするのを耳にした。

Iglesia Luterana Costarricense (ILCO) コスタリカ・ルーテル教会

infracción a la ley de conservación de vida silvestre 野生動植物に関する法律違反

法律第7317号(野生動植物に関する法律)によって定められている。

Instituto Interamericano de Derechos Humanos (IIDH) 米州人権研究所

intención homicida 殺意

introducción de droga 違法薬物持込罪

法律第7093号(向精神薬や麻薬の不適切な使用等に関する法律)等によって定められている。

iriria 土地、大地、母なる大地

スペイン語ではtierra(土地)と訳される。一説によるとブリブリの神話におけるイリリアは、創造神シブの姉妹にあたるバク(danta)と、コウモリ(murciélago)の間に生まれた娘(niña)の名前である。この神話によると、あるときシブはバク(イリリアの母親)を騙し、コウモリ(イリリアの父親)を介してバクからイリリアを奪取する。コウモリはイリリアの血を吸い、その排泄物から草木(hierbas)が出てきたことを知ったシブは、イリリアから大地をつくり出すことができるということを悟り、彼女の血と肉からできた大地にトウモロコシの種を蒔いた。こうしてブリブリの人びとが誕生したと考えられている。

Iriria Tsochok イリリア・トチョック

首都サンホセ市を拠点に活動していた非政府組織の名称。スペイン語では Fundación para la Defensa

de la Tierra (土地防衛のための財団、大地を守る財団)と表記される場合が多い。

Instituto de Tierras y Colonización (ITCO) 土地植民局

コスタリカにおける農地改革のなかで、1961年の法律第2825号にもとづき、国内の土地の平等分配を目的に創設された。その後、1982年の法律第6735号によって農業開発局 (IDA: Instituto de Desarrollo Agrario) と改名、さらには2012年の法律第9036号によって農村開発局 (INDER: Instituto de Desarrollo Rural) と再度の改名を経て、現在にいたる。

justicia común 国家法、一般のジャスティス

TDCCに届けられた性関係に関わる係争のうち、青年ロドリゴが恋愛関係にあったマヤ (当時14歳) を彼女の両親の許可を得ないまま連れ去った事例において、TDCCメンバーが特にコスタリカ刑法を指して使用した言葉。性関係に関わる別の係争事例で用いられた「先住民の慣わし」の反意語の一つであると推測される。

justicia indígena 先住民のジャスティス

研究者も先住民居住区の住民たちも共に使用する言葉。この反意語の一つは *justicia ordinaria* (従来のジャスティス) である。

justicia propia 固有の正義

主に先住民居住区の住民たちが使用する言葉。コスタリカの研究者たちの間では現在のところ同様の頻度で使用される傾向にはない。

Juzgado Contravencional y de Menor Cuantía ブエノスアイレス簡易裁判所

郡都ブエノスアイレスに所在する司法機関の名称。

Ley Indígena 1977年の法律第6172号、通称「先住民法」

Los Equipos Básicos de Atención Integral en Salud (EBAIS) 基本総合医療チーム、エバイス

コスタリカの公的医療サービスのうち、一次医療の名称。カバグラ先住民居住区内に数か所建つ建物 (訪問診療の際に使用される建物) の通称でもある。

machete 山刀、鉞、マチェテ

コスタリカを含むラテンアメリカ各国で広く用いられる大型のナイフ。コスタリカの首都圏外では、住民 (主に男性) が日常的に腰にぶら下げたまま、道を歩いたり路線バスに乗車したりする姿をよく目にする。農作業をはじめとしてあらゆる用途で使用される。家庭内で女性がマチェテを使用して調理準備をする姿も一般的である。揉め事の際に一種の武器として使用されることもあり、カバグラ先住民居住区においてもマチェテによる殺傷沙汰は珍しくない。

maleficios 呪い

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、証人として出廷した文化鑑定人ガブリエラが口にした言葉。少なくとも筆者の調査中にカバグラ住民がこの言葉を口にすることはまずなかった。

Mesa Nacional Indígena de Costa Rica (MNICR) コスタリカ先住民全国執行委員会

首都サンホセ市に事務所を置くコスタリカ最大の非政府系の先住民組織。

no indígena 非先住民 (非インディヘナ)

indígena (先住民、インディヘナ) の反意語。カバグラ先住民居住区の住民たちの間では、プリプリ語の *sikua* (白人、異邦人) とほぼ同じような意味合いの言葉としてしばしば使用された。

orden de embargo 財産指し押さえ命令

Organismo de Investigación Judicial (OIJ) コスタリカ司法警察

Pago por Servicios Ambientales (PSA) 生態系サービスへの支払い制度

コスタリカでは1996年に現行森林法が制定され、PSAが定められた。「炭素固定」、「水源保全」、「生物多様性保全」、「景観美の提供」から成るサービスの提供者（森林の所有者）が、これらのサービスの受益者よりサービス提供に相当する支払いを受け取るシステムである。カバグラ先住民居住区の一部の住民もサービス提供者となっている。

paja 藁

TDCCの前身にあたる住民組織シキキバのメンバーであったドン・マルコス（1942年生まれ、調査当時73歳の *Diuwak*（ディウワク））が1950年代の暮らしの様子を説明する際に用いた言葉。当時はカバグラ先住民居住区にはほとんど家が建っておらず、わずかながらの家も一軒一軒が非常に離れていたという。そしてそれらはすべて paja（藁）の家であり、頻繁に手入れし良い状態に維持する必要があったようだ。

Patronato Nacional de la Infancia (PANI) 国家児童援護会、パニ

1930年の法律第39号によって創設された未成年保護機関の名称。国内40か所以上に事務所が置かれている。カバグラ先住民居住区の最寄りの事務所としては郡都ブエノスアイレスの地方事務所がある。

pena de prisión 有期刑

peon ペオン、日雇労働者

土地なし農民を指すこともあるが、カバグラ先住民居住区では日雇労働者の意味で使用されることが多かった。男手の必要な住民女性が、カバグラ居住区内に暮らす若者を雇う際などにこの言葉が用いられた。

peritaje 鑑定

peritaje cultural 文化鑑定

文化的抗弁（文化を理由に行為の正当性を主張したり、責任能力がないことを主張したりすること）や文化的証拠を公式に法廷で考慮するための司法鑑定を指す。コスタリカでは peritaje cultural という名称が使用されるのに対し、メキシコやコロンビアなどの国々ではほぼ同様の司法鑑定を指して peritaje antropológico という名称が用いられることもある。

perito 鑑定人

perito cultural 文化鑑定人

文化鑑定を担当する当該文化の専門家。然るべき調査や経験にもとづき、文化鑑定書を作成し、法曹関係者にその内容を報告することが求められる。現在のところ資格制度は存在せず、文化鑑定を要する訴訟ごとに裁判所によって任命される。

Poder Judicial (PJ) コスタリカ司法府

pluralismo jurídico リーガルブルーリズム、法多元主義、法的多元性

多種多様な法のかたちが併存している状況を指す概念及び考え方。元来は国家法のみを唯一の法と見なす立場への批判理論として、法社会学などの学問領域において使用されるようになった学術的な概念であった。今日のコスタリカを含むラテンアメリカ諸国においては、一国家内に各種法律（国家法）から成る国家の法システムと、先住民の伝統的な習わしや慣習（非国家法）から成る先住民の法システムとが共存する状態を推進するための政策関連用語としても用いられる。

rancho 簡素な小屋、バラック小屋、ランチョ

rapto impropio 不適切な誘拐罪

コスタリカ刑法第164条によって定められている。現行法では、12歳以上15歳未満の女性を、性的目的で女性との合意にもとづき略奪した場合、刑罰として6か月～3年の有期刑が科される。

recurso de amparo 人権保護請求

法律第7135号(Ley de la Jurisdicción Constitucional)の第29条～72条によって定められている。

REDD+ レッドマス

La reducción de las emisiones debidas a la deforestación y la degradación de los bosquesの略語。途上国が、森林減少・劣化の抑制により温室効果ガス排出量を減少させた場合や、森林保全により炭素蓄積量を維持、増加させた場合に、先進国が途上国への経済的支援(資金支援等)を実施するメカニズムを指す。

regla 規則

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、証人として出廷したADIC現総裁のドン・ラファが、カバグラ先住民居住区内の土地の譲渡のされ方に関して説明を行う際に口にした言葉。その際、ドン・ラファは、元来土地は親から子へと代々受け継がれ、売買の対象とはならないという点を強調した。

resolución 召喚決議書

TDCCに届けられた係争に関して、まずTDCCメンバーのみでの話し合いを経て、次に当事者を呼び出しての話し合いを行う日時等が決定した際に作成され、当事者双方にロス・ネグロスなどを介して届けられる書面を指す場合が多い。

resolución de conflictos 係争処理、係争処理に関する一連のプロセスおよび係争の解決**sesión** 審理

TDCCに届けられた係争に関して、係争当事者双方を呼び出して行う話し合いを指して用いられる場合が多い。

shkëkëpa シキキパ

共同体を基盤とする正義についての伝統的な観念や、その観念を体現する年長者を指して用いられる場合が多い。スペイン語ではmayores(年長者)と訳されることが多い。なお、*pa*はプリプリ語で複数を表す接尾語である。

Shkëkëpa Siwa Blu シキキパ・シワ・ブル

筆者がTDCCの成り立ちについて尋ねた際にカバグラ住民たちの語りのなかでしばしば言及された、かつてカバグラ先住民居住区にあった住民組織の名称。多くの住民たちがTDCCの前身だと考えていた。

sibu, sibö シブ、プリプリの創造神**sikua** シクア、白人、異邦人

スペイン語ではgente blanca(肌の白い人びと)やextranjero(異邦人)と訳される場合が多い。

siwa シワ

スペイン語ではaire(風、空気)、respiración(息、呼吸)、alma(魂)、historia(歴史)、conocimiento(知識)等が訳語としてあてられる。またプリプリの口承神話を指すこともある。

solidaridad 団結

カバグラ先住民居住区で2010年1月に発生した殺人事件の公判において、証人として出廷した文化鑑定人ガブリエラが口にした言葉。より広い文脈で先住民社会を表現する際に用いられることがある。

sukia スキア、呪術師、邪術師

アワや *curandero* (民間療法医、クランデロ) とほぼ同義で使用されていた。

teoría 理論、テオリア

国家の裁判所にはあり、TDCCにはないものとしてTDCCメンバーが口にした言葉。2015年10月17日(土)に筆者がTDCCメンバーの一人であるドン・エミリアノ宅を訪問した際、ドン・エミリアノは、国家の裁判所や裁判官には *teoría* (テオリア) がありTDCCには *teoría* (テオリア) がない、しかし *teoría* (テオリア) がない代わりにTDCCメンバーはカバグラに生まれ育っており、それゆえにわかっていることがあるのだと口にした。ドン・エミリアノの言うわかっていることは、カバグラ住民の人となりであり、誰が誰かをすべてわかっているということであった。ドン・エミリアノの語りからまず明らかになるのは、*teoría* の有無が国家の裁判所とTDCCの差異の一つとして捉えられているという点である。

territorio indígena 先住民居住区

コスタリカ国内24か所に設置され、特定の民族集団が集住し、居住区ごとのADIによる一定程度の自治も公認されている地理的空間。

tribunal 裁判所

カバグラ先住民居住区の住民の間では、司法権の行使を担う国家機関を指す言葉としてだけでなく、TDCCやその拠点となっている建物を指す言葉としても用いられた。

tribunal de derecho consuetudinario 慣習法裁判所

TDCCの正式名称の一部。広くは、国家法ではなく非国家法である慣習法にもとづく係争処理の場を指して用いられることが多い。

tribunal propio 固有の裁判所、独自の裁判所

カバグラ先住民居住区の、とりわけ筆者が調査中に最もよく関わったTDCC関係者や、TDCCやADICの否定派ではないような住民たちの間では、TDCCを指す言葉として用いられる場合が多かった。

unión libre 自由結婚

カバグラ先住民居住区で一般的な婚姻関係。法律婚の反意語。

usurpación 不法占有罪

コスタリカ刑法第225条(不動産の不法占有)及び第226条(水の不法占有)によって定められている。

venta de droga 違法薬物販売罪

法律第7093号(向精神薬や麻薬の不適切な使用等に関する法律)及び第8204号(同改正法)によって定められている。

violación 強姦、暴行、強姦罪、暴行罪

コスタリカ刑法第156条によって定められている。現行法では刑罰として10～16年の有期刑が科される。

捉え直すと、取り込み論と再現論においては「異議」よりも「差異」が強調される傾向が強いのに対して、浮き彫り論とオルタナティブ論においては「差異」よりも「異議」の方に重きが置かれているとみることができる。

参考文献

日本語文献

- 足立力也. 2009.『丸腰国家 軍隊を放棄したコスタリカ60年の平和戦略』扶桑社新書。
- アバドゥライ、アルジュン. 2010.『グローバリゼーションと暴力 マイノリティの恐怖』藤倉達郎訳、世界思想社。
- 新木秀和. 2014.『先住民運動と多民族国家 エクアドルの事例研究を中心に』御茶の水書房。
- 石井章. 2008.「コスタリカの農業構造」『ラテンアメリカ農地改革論』pp.359-375、学術出版会。
- 石田慎一郎(編). 2011.『オルタナティブ・ジャスティス 新しい〈社会と法〉への批判的考察』大阪大学出版会。
- 太田好信. 2009 [2001].『民族誌的近代への介入 文化を語る権利は誰にあるのか』人文書院。
- 大森元吉. 1990.『葛藤と変貌 現代化の始動』法律文化社。
- 小澤卓也. 2000.「白色化された国民 コスタリカにおける国民イメージの創設」『ラテンアメリカからの問いかけ ラス・カサス、植民地支配からグローバリゼーションまで』西川長夫、原毅彦(編)、pp.216-237、人文書院。
- 2010.『コーヒーのグローバル・ヒストリー 赤いダイヤか、黒い悪魔か』ミネルヴァ書房。
- 2017.「コスタリカ エコツーリズムと新自由主義」『ラテンアメリカはどこへ行く』後藤政子、山崎圭一(編)、pp.251-270、ミネルヴァ書房。
- 大貫良夫、落合一泰、国本伊代ほか. 2013.『新版 ラテンアメリカを知る事典』平凡社。
- 国本伊代(編). 2016.『コスタリカを知るための60章』明石書店。
- 小坂井敏晶. 2011.『人が人を裁くということ』岩波新書。
- ギアーツ、クリフォード. 2012.『文化の読み方／書き方』森泉弘次訳、岩波書店。
- サッセン、サスキア. 2004.『グローバル空間の政治経済学 都市、移民、情報化』田淵太一、原田太津男、尹春志訳、岩波書店。
- ジャサノフ、シーラ. 2015.『法廷に立つ科学』渡辺千原、吉良貴之訳、勁草書房。
- 志田陽子. 2013.「多文化主義とジェンダー 憲法理論の視座から」『GEMC Journal グローバル時代の男女共同参画と多文化共生』9: 30-45。
- 清水昭俊. 2012.「国際法から『先住の民、先住民』への呼びかけ」『政治的アイデンティティの人類学 21世紀の権力変容と民主化に向けて』太田好信(編)、pp.188-214、昭和堂。
- 清水真. 2004.「『文化的背景に由来する抗弁』に関する一考察」『獨協法学』63: 93-103。
- 高野さやか. 2015.『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会 裁くことと裁かないことの民族誌』三元社。
- 武田淳. 2012.「コスタリカにおける〈エコツーリズム〉イメージの創造と近年の変化」『日本国際観光学会論文集』19: 77-82。
- 千葉正士. 1998.『アジア法の多元的構造』成文堂。
- 1991.「法人類学の現代的課題」『法文化のフロンティア』、pp.252-279、成文堂。

- 茅根美保. 2007.「乳児の身体に象徴的に示される社会関係 コスタリカ先住民ブリブリにおける『シナ』の治療行為から」『日本保健医療行動科学年報』22: 135-147。
- 中川和彦. 2000.『ラテンアメリカ法の基盤』千倉書房。
- 額田有美. 2013.「コスタリカの裁判における先住民族の権利保障システムに関する一考察 『文化鑑定』の現状と課題」『ラテンアメリカ・カリブ研究』20: 57-65。
- ファーブル、アンリ. 2002.『インディヘニスマ ラテンアメリカにおける先住民擁護運動の歴史』柴田秀藤訳、白水社。
- フーコー、ミシェル. 2010.『ピエール・リヴィエール 殺人、狂気、エクリチュール』慎改康之、柵瀬宏平、千條真知子、八幡恵一訳、河出書房新書。
- ベネット、ランス、マーサ・フェルドマン. 2008 [2007].『法廷における〈現実〉の構築 物語としての裁判』北村隆憲訳、日本評論社。
- マークス、ジョージ・E、マイケル・M・J・フィッシャー. 1989.『文化批判としての人類学 人間科学における実験的試み』永渕康之訳、紀伊國屋書店。
- 宮原暁. 2016.「異文化接触と共生」『共生学が創る世界』河森正人、栗本英世、志水宏吉(編)、pp.93-104、大阪大学出版会。
- 山岡加奈子(編). 2014.『岐路に立つコスタリカ 新自由主義か社会民主主義か』アジア経済研究所。
- 山内由理子. 2014.「序 『先住民性』再考試論」『文化人類学』79(2): 95-103。
- ローゼン、ローレンス. 2011.『文化としての法 人類学・法学からの誘い』角田猛之、石田慎一郎訳、福村出版。

欧文文献

- Argilés Marín, José Manuel. 2006. Miradas de la justicia: aproximaciones al derecho desde una óptica antropológica. En *Una vergel de miradas: antropología, derecho y desarrollo*, pp.1-74. Laboratorio de Etnología María Eugenia Bozzoli Vargas.
- Boza Villarreal, Alejandra. 2014. *La frontera indígena de la Gran Talamanca: 1840-1930*. Editorial Tecnológica de Costa Rica.
- Carmack, Robert M. 1994. Resumen histórico de Buenos Aires. En *Soplos de viento en Buenos Aires*. Robert M. Carmack (ed.), pp.17-50. Laboratorio de Etnología Universidad de Costa Rica.
- CATIE (Centro Agronómico Tropical de Investigación y Enseñanza). 2015. *Una mirada al territorio indígena Cabagra: logros y retos para una mejor convivencia y cuidado de la naturaleza*. CATIE.
- Castañeda, Amicar. 2011. Acceso a la justicia de las mujeres indígenas en Costa Rica. En *Acceso a la justicia de las mujeres indígenas en Centroamérica*. IIDH (ed.), pp. 261-296. IIDH.
- Chase, Oscar. 2005. *Law, Culture, and Ritual: Disputing Systems in Cross-cultural Context*. New York University Press.
- Chacón Castro, Rubén.
 2001. *Guía legal para los pueblos indígenas de la región Brunca Costa Rica*. Impresora Gossestra Intl. S.A.
 2005. El sistema jurídico indígena en Costa Rica: una aproximación inicial. *Revista IIDH* 41: 119-149.
 2012. Reconocimiento y exigibilidad de derechos de los pueblos indígneas. En *Decimotavo informe estado de la nación en desarrollo humano sostenible*. Programa Estado de la Nación.
- Dechkha, Maneesha. 2010. The Paradox of the Cultural Defense: Gender and Cultural Othering in Canada. In *Multicultural Jurisprudence: Comparative Perspectives on the Cultural Defense*. Marie-Claire Foblets and Alison Dundes Renteln (eds.), pp.261-284. Hart Publishing.
- Escalante Betancourt, Yuri Alex. 2012. Ética y verdad: la antropología frente al positivismo jurídico. En *Peritaje antropológico en México: reflexiones teórico metodológicas y experiencias*. Laura Valladares de la Cruz (ed.), pp.33-42. Boletín Colegio de Etnólogos y Antropólogos Sociales.
- Faundez, Julio. 2005. Community Justice Institutions and Judicialization: Lessons from Rural Peru. In *The Judicialization of Politics in Latin America*. Rachel Sieder, Line Schjolden and

- Alan Angell (eds.), pp.187-209. Palgrave Macmillan.
- Fiske, Jo-Anne. 2000. Positioning the Legal Subject and the Anthropologist: The Challenges of Delgamuuwk to Anthropological Theory. *Journal of Legal Pluralism* 45: 1-17.
- Gitlitz, John S. 2015. El <otro> sigue siendo el <otro>: el concepto de cultura y los peritajes antropológicos. En *El peritaje antropológico: entre la reflexión y la práctica*. Armando Guevara Gil, Aaron Verona y Roxana Vergara (eds.), pp.71-86. Centro de Investigación, Capacitación y Asesoría Jurídica del Departamento Académico de Derecho (CICAJ).
- Guevara Gil, Armando., Verona, Aaron. y Vergara, Roxana. (eds.). 2015. *El peritaje antropológico: entre la reflexión y la práctica*. Centro de Investigación, Capacitación y Asesoría Jurídica del Departamento Académico de Derecho (CICAJ).
- Guevara Berger, Marcos. 2002. *Los indígenas costarricenses en el siglo XXI: algunas perspectivas para la acción*. EUNED.
- Guevara Berger, Marcos and Alane Levine. 1996. *A Legal and Anthropological Inquiry into the Rights of Indigenous Peoples in Costa Rica: A Report to the John D. and Catherine T. Macarthur Foundation*. [報告書]
- Guevara Berger, Marcos., y Romagosa, Jiménez. 1988. Tenencia de la tierra y marginación en la comunidad Indígena de Cabagra. *Vínculos* 14: 17-28.
- Guevara Berger, Marcos., y Vargas, Juan Carlos. 2000. *Perfil de los pueblos indígenas de Costa Rica: informe final*. Banco Mundial.
- Guevara Viquez, Federico., y Rodríguez Aguilar, Onésimo Gerardo. 2006. Tensiones entre el sistema jurídico estatal y la reconstrucción de un derecho consuetudinario indígena. *Cuadernos de Antropología* 16: 71-80.
- IETSAY (Instituto de Estudios de las Tradiciones Sagradas de Abia Yala). 2001. *Narraciones Bribri de Talamanca y Cabagra*. INETSAY.
- INEC (Instituto Nacional de Estadística y Censos). 2013. *X Censo nacional de población y VI de vivienda: territorios indígenas*. INEC.
- Merry, Sally Engle. 1988. Legal Pluralism. *Law & Society Review* 22 (5) : 869-896.
- Molina, Iván and Steven Palmer. 2012. *The History of Costa Rica*. Editorial UCR.
- Moore, Sally Falk. 1978. *Law as Process: An Anthropological Approach*. Routledge and Kegan Paul Ltd.
- MINAET (Ministerio de Ambiente, Energía y Telecomunicaciones). 2012. *Plan de manejo: parque internacional La Amistad Talamanca*. MINAET.
- Muñoz Corrales, Eduardo., y Portilla Chaves, Osvaldo. 2002. *El derecho penal indígena en el pueblo bribri*. [學位論文]

- Nader, Laura. 1990. *Harmony Ideology: Justice and Control in a Zapotec Mountain Village*. Stanford University Press.
- Nukada, Yumi. 2015. El perito cultural como traductor cultural: análisis cualitativo del peritaje cultural en Costa Rica. *Anales de Estudios Latinoamericanos* 『ラテンアメリカ研究年報』35: 107-142.
- Palmer, Steven and Iván Molina. 2004. *The Costa Rica Reader: History, Culture, Politics*. Duke University Press.
- Rappaport, Joanne. 2003. El imaginario de una nación pluralista: los intelectuales públicos y la jurisdicción especial indígena en Colombia. *Revista Colombiana de Antropología* 39: 105-138.
- Rodriguez, Leila.
2014. A Cultural Anthropologist as Expert Witness: A Lesson in Asking and Answering the Right Questions. *Practicing Anthropology* 36 (3): 6-10.
2017. El uso del peritaje cultural-antropológico como prueba judicial en América Latina: reflexiones de un taller internacional. *Revista Uruguaya de Antropología y Ethnografía* 2 (1): 103-112.
- Renteln, Alison Dundes. 2004. *The Cultural Defense*. Oxford University Press.
2005. The Use and Abuse of the Cultural Defense. *Canadian Journal of Law and Society* 20 (1): 47-67.
- Sánchez Botero, Esther. 2010. *El peritaje antropológico: justicia en clave cultural*. GTZ.
2015. Peritaje antropológico como prueba judicial. En *El peritaje antropológico: entre la reflexión y la práctica*. Armando Guevara Gil, Aaron Verona y Roxana Vergara (eds.), pp.23-55. Centro de Investigación, Capacitación y Asesoría Jurídica del Departamento Académico de Derecho (CICAJ).
- Seligson, Mitchell A. 1979. Public Policies in Conflict: Land Reform and Family Planning in Costa Rica. *Comparative Politics* 12 (1): 49-62.
- Sieder, Rachel. 2010. Legal Cultures in the (Un) Rule of Law: Indigenous Rights and Juridification in Guatemala. In *Cultures of Legality: Judicialization and Political Activism in Latin America*. Javier A. Couso, Alexandra Huneus and Rachel Sieder (eds.), pp.161-181. Cambridge University Press.
2011. Contested Sovereignties: Indigenous Law, Violence and State Effects in Postwar Guatemala. *Critique of Anthropology* 31 (3): 161-184.
2016. Legal pluralism and indigenous women's rights in Mexico: the ambiguities of recognition. *International Law and Politics* 48: 1125-1150.
- Sierra, María Teresa. 2005. The Revival of Indigenous Justice in Mexico: Challenges for

- Human Rights and the State. *Political and Legal Anthropology Review* 28 (1): 52-72.
2013. Subaltern Cosmopolitan Legalities and the Challenges of Engaged Ethnography. *Universitas Humanistas* 75: 221-249.
2015. Pueblos indígenas y usos contra-hegemónicos de la ley en la disputa por la justicia: la Policía Comunitaria de Guerrero. *The Journal of Latin American and Caribbean Anthropology* 20 (1): 133-155.
- Stavenhagen, Rodolfo. 1991. Introducción al derecho indígena. *Cuadernos del Instituto de Investigaciones Jurídicas* 17: 303-316.
- Stavenhagen, Rodolfo. e Iturralde, Diego (eds.). 1990. *Entre la ley y la costumbre: el derecho consuetudinario indígena en América Latina*. Instituto Indigenista Interamericano y Instituto Interamericano de Derechos Humanos.
- Tamanaha, Brian Z. 2012. The Rule of Law and Legal Pluralism in Development. In *Legal Pluralism and Development: Scholars and Practitioners in Dialogue*. Brian Z. Tamanaha, Caroline Sage and Michael Woolcock (eds.), pp.34-49. Cambridge University Press.
- Uprimny, Rodrigo. 2015. The Recent Transformation of Constitutional Law in Latin America: Trends and Challenges. In *Law and Society in Latin America: A New Map*. César Rodríguez-Garavito (ed.), pp.93-111. Routledge.
- Valladares de la Cruz, Laura. 2011. El peritaje antropológico: los retos del entendimiento intercultural. En *Pueblos indígenas: debates y perspectivas*. Programa México Nación Multicultural-UNAM (ed.).
- Valladares de la Cruz, Laura (ed.). 2012. *Peritaje antropológico en México: reflexiones teórico metodológicas y experiencias*. Boletín Colegio de Etnólogos y Antropólogos Sociales.
- Van Cott, Donna Lee. 2000. Latin America: Constitutional Reform and Ethnic Right. *Parliamentary Affairs* 53 (1): 41-51.
- Villanueva, Víctor Hugo. 2013. El ejercicio del peritaje antropológico en Chihuahua: el escenario jurídico. *Diario de Campo* 11: 17-23.
- Villanueva Flores, Rocío. 2014. Constitucionalismo, pluralism jurídico y derechos de las mujeres indígenas. *Revista de Derecho Público* 32: 4-28.
- Volpp, Leti. 1994. (Mis) Identifying Culture: Asian Women and the Cultural Defense. *Harvard Women's Law Journal* 17: 57-100.
- Yrigoyen Fajardo, Raquel Z. 2015. The Panorama of Pluralist Constitutionalism: From Multiculturalism to Decolonization. In *Law and Society in Latin America: A New Map*. César Rodríguez-Garavito (ed.), pp.157-174. Routledge.

索引

あ行

アワ 101, 107
 往ったり来たり 153-154
 ウハラス先住民居住区 16, 97
 移民 15, 39, 46-47
 エージェンシー 27, 117, 129, 151
 応用(実践)人類学 30, 38, 149
 オリビア・ベハラノ＝ベハラノ事件 13
 オルタナティブ 37, 114-115, 122, 128, 143-145, 151
 オルタナティブ・ジャスティス 36, 112, 114-116, 129, 150-151

か行

科学(的) 41, 49, 57, 88, 154-155
 科学者 154
 格差 32, 91, 130, 144-145
 カバグラ(先住民居住区) 16-20, 32, 36-37, 42, 53, 55-56, 60-62, 65-70, 72-74, 78, 81-86, 91, 93-99, 101-107, 109-115, 117, 120-121, 123, 125, 127-132, 134, 138-141, 143-145, 150-155
 慣習法 27-28, 86, 103, 110, 113, 116-117, 120, 122, 127-129, 151-153
 慣習婚 121
 慣習法裁判所 22-24, 29-31, 35-40, 42, 56, 86, 91-93, 112-113, 116-117, 120, 125, 127-128, 130-132, 142-143, 145, 149-153, 155
 カバグラ慣習法裁判所(TDCC) 17-19, 36-37, 82, 93, 98-145, 150-154
 (カバグラ慣習法裁判所の)全体像 114
 先住民の習わし 122
 先住民のやり方 142

ブリブリ慣習法 99, 112-115

本当の慣習法裁判所 112-113

環境 65-66, 130, 144-145

環境保護 32

生態系サービスへの支払い制度(PSA) 65, 144-145

REDD+ 145

外国人 13, 18, 20, 155

外国人事件 13, 20-21

客観(的／性) 22, 41, 50, 56-57, 59, 127, 150, 154-155

強制力 28, 37, 125, 127, 134, 141, 143, 145, 151

グアラボ 85

グアロ 76-77, 125

係争(の)処理 19, 30, 92, 98, 101, 110-113, 115, 117, 127-128, 134, 141, 143, 145, 150, 152-153

刑務所 80-81, 84, 102, 109

現在(も)進行(形／中) 104, 114-116, 128, 132, 144, 151

公平な裁判を受ける権利 46

強姦 19, 54-55, 121-123, 152

国際人権(法) 27, 54, 65, 112, 128

ILO第169号条約 84, 100-101, 103, 142

コスタリカ先住民(インディヘナ) 32, 34-35, 63-64, 96, 100

ウエタル 32-34, 55

カベカル 32-34, 55, 66, 84

チョロテガ 32, 34

テリベ(テラバ) 32, 34, 84, 96

ブルンカ(ボルカ) 32, 34, 84, 97

ノベ(グアイミ) 13, 32, 34, 55, 105

ブリブリ 18, 32, 34, 55, 61-62, 67, 70, 84-85,

- 93, 96-105, 107, 111-113, 130, 138, 140
 マレク 32, 34, 55
 国家法 25-28, 56, 116, 120, 122, 128, 131, 152
 非国家法 26, 92, 116-117, 122, 127
 コミュニティ治安委員会／ロス・ネグロス／ネグ
 ロ(たち) 18-19, 103-104, 107, 111, 113,
 137, 141
 さ行
 殺人 13, 19, 21, 36, 53-55, 60-61, 65-66, 69,
 82, 84-86, 112, 152, 154
 単純殺人 55, 61
 認定殺人 61
 シキキパ 101-103, 110
 シクア 141
 司法(サービスへ／の)アクセス 32, 35, 54,
 91-92, 95, 116, 128
 社会的な制裁 123
 自由結婚 105, 107, 121-122, 124
 所有権 65, 79, 82, 95, 97, 131-134, 138, 140-
 142
 所有地 73, 79, 126, 133, 135-136, 140
 女性の権利 23, 28, 36, 115-117, 120, 125, 127-
 130, 151
 真実 22, 49-50, 56-57, 124
 法廷のなかでの真実 50
 真正性／本物らしさ 48, 113-114
 親族集団(クラン) 96, 104-105, 107, 110, 136,
 138, 142
 人類学者 14-15, 18, 29-30, 35, 38-40, 42, 46-
 49, 51, 56-58, 62-63, 66, 84, 86, 96, 100, 102,
 112, 114, 117, 131, 153
 性関係 111, 118-120, 122-125
 先住民(インディヘナ) 27-28, 30, 32, 38-39,
 49, 53-54, 63-67, 70, 84-85, 91-92, 94-95,
 97, 99-101, 111, 117, 130, 138-139, 144-
 145, 153
 インディヘニスモ 27, 92
 先住民案件担当局(FAI) 14-16, 54
 先住民運動 15, 19, 30, 38, 100-101, 103, 128
 (先住民)共同体 95, 131, 138-139
 (先住民)居住区 13-17, 19, 32-33, 55-56, 64-
 67, 81, 84, 91, 93-97, 100-101, 103, 114, 127,
 130-132, 138-139, 142, 144-145
 (先住民の)自治 15, 19, 30, 38
 先住民統合開発協議会(ADI) 17-18, 65,
 67, 78, 81-82, 84, 94-95, 101-103, 107-108,
 113-114, 131-135, 138-139, 141, 144
 先住民(インディヘナ)の権利 27-28, 35-36,
 47, 54, 65, 100-101, 103, 112, 116-117, 127-
 128, 132, 151
 先住民(インディヘナ)のジャスティス 19, 27,
 92
 先住民法(1977年の法律第6172号) 94-95,
 131, 142
 非先住民(非インディヘナ) 34, 55, 64, 66,
 82, 100-101, 111, 122, 137, 139-142, 152
 専門家証人 47-48, 51, 88
 占有 73, 82, 118, 138
 不法占有 55, 70, 133-135, 142
 相補的な関係 153
 た行
 多元的 15, 26, 28, 116, 128
 多文化主義 28, 38, 46
 多文化・多民族国家 35
 チチャ 62-64, 81-83
 チチャーダ 62-64

- 治癒 110
- 懲罰 84
- 長老協議会 85, 113, 143
- 伝統 63-64, 82, 98, 102-104, 112-115, 120-121, 142, 150
- 土地(をめぐるコンフリクト／問題／諍い／係争) 62, 64, 66-68, 70, 72-73, 79, 81-82, 84, 86-87, 111, 130-131, 142
- な行
- 日本の法廷 20-21, 155
- は行
- 白色化 32, 39, 46-47, 99
- 物象化 48-49
- 文化 20-22, 25, 45-52, 57, 145, 150-153, 155
- 異文化／彼らの文化 48-52, 155
- 自文化／我々の文化／私たち自身の文化 49, 56-58, 88, 110, 150, 155
- 法廷の文化／法廷という文化／法廷における文化 59, 87, 155
- 文化的な場 22-23, 153
- 浮き彫り(になる) 49, 56-57
- 文化の差異／文化的差異 14-15, 22-23, 38, 45, 49, 63, 91, 131-132, 143, 149-150, 153
- 取り込まれる／上手く配置する 49, 87, 150
- 衝突 48, 131
- 表象 23, 36, 45, 50-52, 56, 88
- (文化表象の)ジレンマ 51-52
- 文化鑑定(書) 14-16, 18-20, 22-24, 29-31, 35-36, 38-40, 42, 45-47, 49-58, 60-67, 70, 72, 84, 86-88, 112, 149-155
- (文化)鑑定人 14-16, 22, 49-54, 56-58, 60, 62-69, 83-88, 150, 152-153
- 文化的抗弁 22-23, 29-31, 36, 38-40, 45-48, 50-52, 149-150
- 米州人権裁判所 18, 54
- 法曹関係者 15-16, 21-22, 30, 49-51, 56-59, 86-88, 98, 110, 130, 150, 152-153
- 通訳(翻訳人) 13, 20, 61, 67, 70, 84
- 法の下の平等 22-23, 110
- ポストコロニアル 50-52, 57
- ポストモダン 48
- ま行
- マイノリティ 20, 29, 36, 38-40, 42, 149, 152-153
- 異議としてのマイノリティ 39-40, 149, 152
- 差異としてのマイノリティ 40
- マジョリティ 36, 38-40, 149, 152-153
- マチュエテ 69, 85, 126
- 民族誌(エスノグラフィ)／民族誌的 13, 20, 35-36, 38, 41-42, 48, 62, 114, 149, 154-155
- 実話小説 42
- 写實的 41
- 人文学的 41-42, 154
- 民族伝統当局 113
- 物語(り) 42, 59, 87, 150
- や行
- 余白 88
- ら行
- リーガルブルーリズム 25-29, 39, 91-92, 116-117
- 官製のリーガルブルーリズム 128
- リーガリズム 128
- 理念 57, 110

註

- 1 あえてここで「裁判所」と括弧付けで表記した意図は、後述するとおり、本書の記述対象には二つのタイプの裁判所が含まれるからである。つまり、裁判所 (court; tribunal) という言葉を聞いて通常私たちがイメージする、司法権の行使を担う国家機関としての裁判所 (いわゆる国家の裁判所) に加え、1990年代前後より次第に注目されるようになった、国家機関ではないインフォーマルな裁判所をも描く試みであるからだ。
- 2 もちろんそのような民族誌の冒頭部分に挿入されるエピソードは、すでにその本を書き終えてしまった、ないしはもうすぐ書き終えようとしている著者が、結論にいたるまでの経緯を回顧し、読者の存在を念頭に置きながら吟味の上で選択した類のものである。しかしそれゆえに、多くの読者にとってそれらの記述は、見知らぬ土地の見知らぬ事象や見知らぬ人びとが著者の視点をとおして描き出される民族誌の世界を想像し、その世界へと次第に没入して行くための最初の伏線となる (cf. マーカス・フィッシャー 1989; ギアーツ 2012)。
- 3 本書では、フィールドワーク中の筆者や本書の登場人物の一人としての筆者に言及する際には、一人称の「私」という表記を用いることとする。
- 4 この当時の活動の成果は、水野かほる・津田守編著『裁判員裁判時代の法廷通訳人』(2016)として出版された。
- 5 この当時の筆者は「先住民」という言葉に対して何の違和感も持っていなかった。この言葉の難しさについては本書で後に議論することとし、ここでは当時の筆者自身に対する反省も踏まえ、あえて括弧付けすることなく表記する。
- 6 マルコス・ゲバラ=バーガーは、コスタリカ先住民だと公認されている8つの民族集団のうち、最も人口の多いブリブリの人びとの研究で著名なコスタリカ人の人類学者である。近年では法人類学研究への関心も高い。
- 7 コスタリカにおける文化鑑定への導入経緯については第三章で後述する。
- 8 直接対応には、例えば告訴や告発の受付、起訴・不起訴の検討、公判活動などが含まれた。
- 9 文化鑑定が実施される度に鑑定人によって作成される鑑定書を指す。
- 10 文化鑑定の法的根拠や運用実態 (実施事例やそこから明らかになる同鑑定の意義と課題) については額田 (2013)、専門家として文化鑑定に関わる人類学者の役割についてはNukada (2015)を参照のこと。
- 11 詳細については第二章で後述する。
- 12 裁判において審理を行う主体を指す。
- 13 FAIの検察官アリアナや職員サラは、事務所でのオフィスワークと並行して月に数回の頻度で複数の先住民居住区に出張していた。インターンシップ中の私も必ず彼女たちと同行するようにしており、その出張で訪れた先住民居住区の一つがカバグラだった。
- 14 ウハラス先住民居住区は、郡都ブエノスアイレスからの交通アクセスが比較的容易な、1,300人ほど

- が暮らす居住区である。
- 15 コスタリカの教育制度では、コレヒオ (colegio) は日本の中等教育機関に相当する。
- 16 直訳すると「中国人女性」という意味だが、「アジア系女性」を広く指す言葉としてラテンアメリカ地域では一般的に使用される。
- 17 ベベはドン・ラファの子どもの一人でもあり、筆者と同年であった。
- 18 アンドレアは、サンラファエル集落の自宅から徒歩一時間弱のところにあるエスカディコル集落のエスクエラ (小学校) で教鞭をとっていた。
- 19 ベベ宅は筆者が間借りした空き家のすぐ裏手に建っていた。
- 20 本章の後半部分や第四章で詳述するとおり、ラテンアメリカ各国では1990年前後より、法学を修めた法曹関係者ではなく、先住民集団が裁判体となって行われる係争処理への注目が高まっていた。そのような係争処理の実践は、研究者たちによって「先住民のジャスティス (justicia indígena)」などと名付けられた。
- 21 ネグロ (negro) は、スペイン語の「黒色、黒の」を指す名詞ないし形容詞である。黒いポロシャツを制服とするこの住民グループは、定冠詞 los を付してロス・ネグロス (los negros) (ネグロたち) と呼ばれることや、「集団、グループ」を指す grupo という名詞と共に、グルポ・ネグロ (grupo negro) (黒色のグループ) などと呼ばれることもあった。
- 22 ブリタニカ国際大百科事典によると、正犯とは、犯罪について第一次的な責任を問われる中心的存在を指す概念である。
- 23 通常、「文化的抗弁」は英語表記の cultural defense や culture defense の日本語訳であり、ときに「文化の抗弁 (千葉 1998: 52; 志田 2013)」や「文化的背景に由来する抗弁 (清水 2004)」という訳語が当てられる場合もある。また「文化鑑定」は、スペイン語表記の peritaje cultural あるいは peritaje antropológico の日本語訳であり、これは筆者の訳出による (額田 2013; Nukada 2015)。なお、英語とスペイン語の両言語を使用する研究者の間では、cultural defense および culture defense と、peritaje cultural あるいは peritaje antropológico は置き換え可能の、ほぼ同義の言葉として用いられている (Rodriguez 2017)。
- 24 本書では「慣習法裁判所」という訳語を用いることとするが、実際には国や使用言語によってさまざまな呼び名が存在する。例えばスペイン語表記では、固有の裁判所 (tribunal propio) や先住民 (インディヘナ) 裁判所 (tribunal indígena) など、英語表記では、部族裁判所 (tribal court) や原住民裁判所 (native court) などを挙げるができる。
- 25 文化的抗弁の代表的な例としては、アメリカ合衆国の法廷で第一級謀殺罪に問われた日系アメリカ人キムラ・フミコの「親子心中」をめぐる議論がある (宮原 2016)。
- 26 文化鑑定の例としては、冒頭で触れた、コスタリカ共和国の法廷で認定殺人罪 (homicidio calificado) に問われたオリビャ・ベハラノ = ベハラノを含む複数名の被告人の「邪術への正当防衛」についての議論がある (額田 2013)。

- 27 法人類学とは、マリノウスキーの『未開社会における犯罪と慣習』を第一の理論的基盤とし、1950年代頃から徐々に発展してきた、法の機能（つまり社会統制やサンクションなど）を重視し、このような機能的法を考察の対象とする人類学の一研究領域である。
- 28 法人類学者はこれを非国家法や慣習法という言葉で表すことが多い。法学者の法の分類においては、非国家法や慣習法は不文法や非制定法とほぼ同義で用いられている。
- 29 法学者の法の分類において、国家法は制定法とほぼ同義で用いられている。
- 30 例えば法実証主義などがこれにあたる。
- 31 したがって、法人類学者を名乗るような研究者たちにとっては、世界各国あらゆる地域の非国家法や慣習法が、またあらゆる権威や機関の存在が研究の対象となるのであり、実際にさまざまな国や地域において長期の集中的フィールドワークを行うことによって「法の民族誌」として知られる研究が数多く蓄積されてきた。
- 32 初期の民族誌としては、例えば人類学者アダムソン・ホーベル (Adamson Hoebel) と法学者カール・ルウェリン (Karl Llewellyn) の共著により1941年にアメリカ合衆国で出版された『シャイアン・ウェイ (*The Cheyenne Way: Conflict and Case Law in Primitive Jurisprudence*) 』や、レオポルド・ポスピシル (Leopold Pospisil) が1971年に発表した『法の人類学 (*Anthropology of law : A Comparative Theory*) 』がよく知られている。
- 33 ラテンアメリカ地域において非国家法や固用法の研究がそれまでに全く存在してこなかったという訳ではないものの (中川 2000)、支配的な国家法を相対化するという視座からの研究つまり法人類学的な研究が着手されるようになるのは1990年代頃になってからのことである。
- 34 先住民の権利とは、国際連合や国際労働機関などの国際機関によって提唱された「先住民 (indigenous peoples)」が持っている諸権利の総称である。なお、ラテンアメリカ諸国においてこの権利の主体となるような人びとは「インディヘナ」という言葉で表現されるため、国際的な概念としての「先住民」と多少なりとも区別する必要がある場合には、「先住民」だけではなく「先住民 (インディヘナ)」と表記する。
- 35 第二章および第四章で後述する。
- 36 1986年8月に開催された第4回メキシコ法制史会議 (IV Congreso de Historia de Derecho Mexicano) 内において、「生ける法 (Derecho vivo)」としての「先住民の慣習法」を救出する (rescatar) ことを目的とした、国立インディヘニスタ研究所 (INI: Instituto Nacional Indigenista) とメキシコ国立自治大学法研究所 (Instituto de Investigaciones Jurídicas de la UNAM) の共同プロジェクトの開始がアナウンスされた (Argilés Marín 2006: 21)。
- 37 1920年から1970年代を隆盛期とする、国家による先住民 (インディヘナ) に対する家父長的で同化主義的な擁護政策を指す (ファーブル 2002)。なお、1980年代末から1990年にかけてはインディヘニスタ政策への批判の声が高まった。
- 38 スタヴェンハーゲンは、非国家法や固用法ではなく、慣習法 (derecho consuetudinario) という言葉

をより頻繁に用いている。

- 39 なお、スタヴェンハーゲンは、国家法と先住民（インディヘナ）の慣習法の間の変動的な衝突や対立を主張している訳ではなく、その相互の影響関係にも自覚的であったようである。なぜなら、先住民の慣習法を、国家法に先立って存在し、国家法とは本質的に異なる、まだ成文化されていない規範や規則の集合体 (un conjunto coherente de normas y reglas) だと捉えるのはあまりに単純であり、今ではすでに許容され得ない理解であるとも指摘しているからである (Stavenhagen 1991: 308)。スタヴェンハーゲンによると、先住民の慣習法とは、先住民共同体 (comunidad indígena) が国家法を自分たちのやり方で再解釈し、適用し、使用するそのし方に他ならない (Stavenhagen 1991: 309)。また、アメリカ合衆国の法人類学者ローラ・ネイダー (Laura Nader) がメキシコのサポテコの村でのフィールドワークをもとに『ハーモニーイデオロギー』(1990)と題した民族誌を発表したのもこの頃である。エージェンシー (agency) への注目を強めて行くその後のラテンアメリカ法人類学の展開へ大きな影響を及ぼしたネイダーのこの民族誌では、村のリーダーや住民が口をそろえて強調する村の特性としての「調和」が、圧倒的な力を持つ外部からの抑圧的な働きかけを何とか制限しようとする村の人びとの窮余の策つまり村の政治的イデオロギーとして対抗的に反覇権的に共有されて行く様子が描き出された。
- 40 学界の外においてもリーガルブルーリズムへの注目が集まった要因の一つには、1990年代以降、各国の憲法やその他の法律のなかで、先住民の慣習法への権利が保障されるようになったことが関係している。章を変えて詳述するとおり、1990年代は多くのラテンアメリカ諸国にとって政治や経済などさまざまな側面において転換期を迎えた時期であり、各国憲法の改正や修正が相次いで着手されたのもこの時期であった。この時期の各国における憲法の改正や修正の大きな共通点は、文化的多様性の均質化や同化を強いて国家の結束を図ろうとした旧来の方針から、多様性や多元性を広範囲で評価し是認することによって国家の結束を強めようとする新たな方針への転換が志向されたことであった (Van Cott 2000; Uprimny 2015)。その結果、各国の改正ないし修正後憲法のなかで新たに言及されたのが先住民の集団的権利であり、その一つに先住民の慣習法への権利が含まれていた。例えばボリビア、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、そしてベネズエラの改正後憲法は、先住民（インディヘナ）同士の間で発生したコンフリクトについては先住民（インディヘナ）の慣習法にもとづいて処理することが公的に認められている。また、このうちボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラの5か国は、従来の国家の裁判権に対する先住民の特別裁判権 (jurisdicción especial) を憲法上認めている (Villanueva Flores 2014: 7)。例えばコロンビア憲法第246条には、先住民の特別裁判権について「先住民（インディヘナ）機関 (autoridades indígenas) はコロンビア憲法と法律に反しない限り、慣習や慣習法にしたがって、その土地内で裁判権を執行することができる。先住民の特別裁判権と国家の普通裁判権との調整がどのように行われるかについては法律によって定められる」ことが明記されている。また、1998年に改正されたエクアドル憲法では、第171条において「先住民機関は、女性の参加と判断が保障され

ていることを条件に、その先祖伝来の伝統と慣習法にもとづいて、その土地内で裁判権を執行することができる。先住民機関は、エクアドル憲法や国際法によって承認されている人権に反しない限り、内部のコンフリクトを解決するための固有の規範や手続きを適用することができる。国家は先住民裁判権による決定が公的制度や公的機関によって尊重されるように保障しなければならない」等の明記がなされている。

- 41 シエラ(2005)は、メキシコのこれら二つの事例を、この国の、とりわけ農村地域で横行している司法当局の腐敗に起因する汚職や人権侵害あるいはそれゆえに生じている不処罰 (impunity) の状態に直面した人びとが、そのような状態への応答として、現状に抵抗するために始めた先住民 (インディヘナ) 主体の社会統制としての法的実践だと分析している。
- 42 ラパポート(2003)は、先住民の慣習法を成文化することに反対するリーダーたちの存在についても言及している。彼らが成文化に反対する理由は、成文化するという行為そのものが西洋的であり、ナサ固有のロジックや世界観とは相容れないという点にあるという。しかし、このように成文化に反対する者たちも、今日のナサにとってはすでに縁遠いものになっているナサの慣習法をある種ユートピア的に語ることによってそれを実体化し、コロンビア政府に対してナサの自治を要求するという政治的戦略を実践しているという。つまり、ナサであるという文化的差異を主張することに対する政府への要求の基盤を見出しているという点においては、成文化を推進する者もそれに反対する者も同様にエージェンシーを発揮しているというのである。
- 43 本書では、基本的にはこのラテンアメリカ地域の研究の流れを汲み、法の機能よりもそこでの人びとのエージェンシーの方に焦点を当てる。しかし、第七章に限っては、法の強制力へも目を向けたい。
- 44 詳細はファーブル(2002)ほかを参照のこと。
- 45 ラテンアメリカ地域においては、コスタリカのように、自他ともに先住民 (インディヘナ) である人びとの人口比重が極めて小さく、その集住地域が国内各地に点在するという国は少数派である。しかし、世界の他の地域に目を移してみると、コスタリカ同様の状況にある国の方がむしろ多いという状況がある。ゆえに、本書においてコスタリカの事例を示すことは、ラテンアメリカ地域における特異な例を提示するというだけでなく、より広い意味を持つと考える。
- 46 文化的抗弁については、「外国人」や「マイノリティ」といったテーマに取り組んできた一部の研究者や法人類学者の間では、20年ほど前より関心が高まっている議論ではある (千葉 1998)。しかし、この問題を真正面から扱った日本語で読むことのできる研究はまだ少ない。慣習法裁判所や文化鑑定については、先住民運動といったまた別のテーマを主題とした研究書の一部で言及されるか (新木 2014: 164-166)、あるいは拙稿での言及にとどまっている (額田 2013; Nukada 2015)。
- 47 コロンビアでは1975年から文化鑑定のような取り組みが着手されており、その中心となって研究に取り組んできたのがこのサンチェスである。
- 48 それらの研究はいずれも、国家と先住民 (インディヘナ) 研究という、ラテンアメリカ地域研究における一つの大きな研究の潮流のなかに位置付けることができるものでもある。

- 49 詳細については第2部で改めて説明を加える。
- 50 詳細については別の章でも説明を加える。
- 51 彼女は、生まれも育ちもコスタリカという、コスタリカ国籍の人類学者であり、筆者の知人でもある。
- 52 というのも、文化的抗弁、文化鑑定、慣習法裁判所を包括的な視点から捉えることによって、個々の取り組みにおいて一般的にはエンパワーされる側に分類される人びとが、例えばあるときは文化鑑定によって、またあるときは慣習法裁判所によって、少しでも納得のできる法廷のあり方を探しそれをつくり出そうとする姿を、より生き生きと描き出すことが可能になるのではないかと考えるからである。なお、このような人びとの動きのある姿を具体的に描き出そうとするときに役立つのが、先に見た法人類学におけるリーガルブルーリズム研究のなかで蓄積されてきた、民族誌とコンフリクトの事例描写とを融合させるような記述方法であるということも付け加えておきたい。
- 53 このようなコスタリカの例外性を主題とした研究は、一般的にコスタリカ例外論(Costa Rican Exceptionalism)についての研究として知られる。なお、ラテンアメリカ地域のなかでは例外的に70年近く一貫して民主主義体制を維持してきた国であるコスタリカの「民主性」や、常備軍廃止を明記した1949年現行憲法や永世中立国宣言(1983年)あるいは平和教育などで知られるこの国の「平和性」といったイメージをめぐる議論については、足立(2009)、山岡ほか(2010)、国本ほか(2016)等を参照のこと。
- 54 ラテンアメリカ地域の大多数の国々における人口統計上の少数派は非先住民(非インディヘナ)とされる人びとであるが、人口統計上の多数派である先住民(インディヘナ)が非先住民(非インディヘナ)へ同化つまり「白色化」すべきであるというこれまでのラテンアメリカ地域に支配的であった考え方や、そのような考えにもとづいて実行された先住民政策を指す。
- 55 詳細は第三章で後述する。そもそもラテンアメリカ地域の国家史(ナショナルヒストリー)の多くは、15世紀末のコロンブスのアメリカ大陸到来以前からこの地に暮らしていた人びと、つまりインディオ(indio)を白色化させ「国民」にさせるところから始まったと説明されるのだが、コスタリカはそのような国民の創出つまりインディオの白色化に成功した国だ、とも見なされてきたのである(cf. Palmar and Molina 2004: 229)。また、そのようないわゆる白色ナショナリズムが「民主性」や「平和性」といった国家イメージへとその後移行し、結果的に今日のコスタリカ国民の関心を先住民の権利や人権の擁護へと向かわせるようになった、という指摘もある(小澤 2000)。
- 56 なかでも先住民の権利をもっとも包括的に宣言した文書が、国連総会にて2007年に採択された「先住民族の権利に関する宣言(Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」である。同宣言は、国家の政策などから抑圧を受けている集団が宣言のなかで列挙されている標準的権利に照らして自己の権利状況を判定し、その標準的権利が全体的にであれ部分的にであれ剥奪され未達成の状態にあると自己認識する場合に「先住民」として権利回復を要求するよう促す、国際法から人びとへの呼びかけである、との解釈が可能である(清水 2012: 198-209)。
- 57 1977年の法律第6172号(通称、「先住民法(Ley Indígena)」)第1条によると、コスタリカ先住民(イ

ンディヘナ)とは「先コロンブス期の文明に直接さかのぼることのできる民族集団を構成し、その独自のアイデンティティを保持している人びと」を指す。

- 58 以前はグアイミと呼ばれていた。
- 59 ボルカと呼ばれることもある。
- 60 テラバと呼ばれることもある。
- 61 なお、参考までに付け加えると、コスタリカは移民受け入れ国でもある。例えば2000年の国勢調査では人口の7.5パーセントにあたる296,461人の外国人 (*extranjeros*) がコスタリカ国内に定住し、そのうち6割が1990年以降に入国した人びとであるとされる。2011年の国勢調査では、総人口の9パーセントにあたる385,899人が外国人移民として記録されている。
- 62 人類学的なアプローチからの研究には例えば茅根 (2007) や武田 (2012) あるいは小澤 (2017) の論稿がある。
- 63 詳細については第2部と第3部で説明する。
- 64 いずれも筆者の知人であり、両氏とは2012年頃から交流が続いている。
- 65 詳細については第2部と第3部で説明する。
- 66 序章を参照のこと。
- 67 序章を参照のこと。
- 68 アパドゥライの表記は「アパデュライ」とされることもあるが、本書では『グローバル化と暴力 マイノリティーの恐怖』(2010)での表記に倣い「アパドゥライ」とする。
- 69 ここでは詳述しなかったものの、「移民」や「先住民」も同様に、範疇として、関係論的に捉えるべき概念である(清水2012; 山内2014)。「移民」や「先住民」は「マイノリティ」という範疇のなかで細分化されたものであり、「マイノリティ」と同様、それ以外の範疇つまり「定住者」や「非先住民」ないし「白人」との関係性があるからこそ捉えることのできるものだと考えるからである。しかし、「マイノリティ」同様に、「移民」も「先住民」も現状はそれ自体として存在する「恒常的な社会的・文化的集団」つまり実体として捉えられる傾向が強い。
- 70 例えば、対象社会の親族体系や政治体系あるいは経済システムなどが先行研究にもとづきながら説明される。
- 71 フィールドワーカーの帰属する社会とは、具体的にはそのフィールドワーカーが帰属する学会や、そのフィールドワーカーによって書かれた民族誌の読み手である読者が帰属する社会などを指す。
- 72 ギャーツ(2012: 201)は、民族誌を執筆するということは物語を語ることや、象徴的表現をこねあげたり修辭的句を散りばめたりすることを必然的に含むものである等、民族誌と文学との近さについて繰り返し言及している。
- 73 ギャーツはエスノグラファーの書くものについて、例えば次のような言葉も残している。「自分の語ることを聴衆に本気で聴かせてしまう人類学者の能力は(中略)なんらかの仕方であら側にいた」結果にはかならないということを読者に納得させる能力のほうと関係がある。しかもこの舞台裏の奇跡

が実際に起きたことをわれわれに信じこませる仕事、すなわち著述が姿を現わす舞台はまさにここである(ギアーツ2012: 6)」。またギアーツは、民族誌的記述のこの本質を批判する人びとに対して、想像的なものと想像されたもの、虚構的なものと虚構のもの、ものごとを理解することこしらえあげることと混同してはいけないと忠告する(ギアーツ 2012: 201)。なお、ギアーツのこれらの言葉は、書く側(人類学者)と書かれる側(人類学者の調査地の人びと)との不平等な関係性を明るみに出し、一大セッションを巻き起こしたマーカスら編著の『文化を書く』の後に発表されたものである。

- 74 民族誌的記述はさらなる可能性も秘めている。この点について、再びギアーツの言葉を借りるならば、民族誌的記述とは「社会的境界線を横断する自由な対話を可能にさせるという役割を含」む(ギアーツ 2012: 2010)。そしてそれは「人びとが、互いに意志を通じあえる言説を発見しうる可能性を広げる」第一歩ともなりうるのだ(ギアーツ 2012: 2010)。
- 75 序章で触れたとおり、文化的抗弁と文化鑑定はその目的だけでなく目指す方向性においても非常によく似た取り組みであるにも関わらず、前者の場合はアメリカ合衆国を中心とする欧米諸国において主に英語を使用して、また後者の場合はラテンアメリカ諸国を中心に主にスペイン語を使用して、それぞれ別々に研究者の間での議論が展開されてきたというこれまでの経緯がある。そこで本章では、それぞれ異なる言語で展開されてきたこれらの議論の蓄積を包括的に整理することをとおして、批判の論点を明らかにするという目的を達成することを試みる。
- 76 スペイン語では一般的にmulticulturalismoと呼ばれ、日本人研究者の間では「多文化主義」と訳出される場合が多い。しかし、「多文化主義」にもさまざまな解釈がありうるので、本書では「多文化主義的」と表記した。
- 77 詳細については序章を参照のこと。
- 78 文化的証拠にもとづいた抗弁がなされる場合、専門家証人(expert witness)として裁判に召喚されることになるのは、アメリカ合衆国やイギリスにおいても人類学者であることが多い。
- 79 コロンブスを指す。ここではスペイン語のとおりコロソと表記する。
- 80 序章で触れたとおり、1980年代頃より国連やILOなどの国際機関を中心に「先住民」という概念が形成され、1990年代頃より国際人権の一つとして機能するようになっていた。
- 81 先住民(インディヘナ)の権利の一つに慣習及び制度を保持する権利がある。これはラテンアメリカ地域の多くの国がすでに批准しているILO第169号条約の第8条によって保障されている権利である。また2007年採択の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第5条、第11条、第27条、第40条においても言及がなされている。
- 82 第3部で詳細を見る慣習法裁判所への関心の高まりも、この同じ時勢のなかに位置付けて理解することができるものである。
- 83 パナマでも2015年前後より文化鑑定の導入が検討されており、現在のFAIを率いる、筆者の知人でもあるカルロス検事は、パナマの司法府と連絡を取り合い、情報共有のためパナマへ出張にも赴いていた。

- 84 法学寄りの研究としては、例えば文化権と基本的人権の解釈や「法の下での平等」の法的解釈について論じたものや、人類学寄りの研究としては、例えば文化とパーソナリティや英米法の通常人 (reasonable man) の解釈をめぐる議論もある。
- 85 ローゼン (2011: 166) によると、専門家証人とは、アメリカ合衆国やイギリスの裁判において、特別の学識経験を有し、そのような学識経験がなければ正確かつ十分な判断をすることができない専門的事項について証言する証人のことを指す。
- 86 デッカは、同様に、特定の集団への否定的なステレオタイプはマスメディアなどあらゆる媒体を介して助長されるのであり、文化的抗弁に限定された問題ではないとも述べている (Deckha 2010: 270)。
- 87 レンテルンはその例として、例えばベトナムの人びとが民間医療 (folk medicine) としてコイン治療 (“coining”) を行ってきたことや、モンの人びとが検死解剖に対して信仰上反対してきたこと自体に疑義がさしはさまれることは実際にはほとんどないということに言及する (Renteln 2004: 11-12)。
- 88 別の言い方をすれば、文化と個人あるいは文化とパーソナリティの影響の程度に関する難しさである。
- 89 代わりにレンテルンが提案しているのは、文化的抗弁に関するチェックシートの導入というあまりに現実的な課題回避の方法である。このチェックシートとは、まず訴訟当事者が特定の民族集団のメンバーであるかどうか、その集団にはそのような習わしがあるかどうか、訴訟当事者がその行為を行ったとき習わしからの影響を受けていたかどうかを問うものである (Renteln 2005: 49-50)。なお、レンテルンは、これらのチェックシートの問いへの回答にあたって重要性を増すのが専門家証人つまり人類学者の証言であると考えてもいる (Renteln 2005: 50)。
- 90 ギトリッツがその根本的な原因として指摘したのは、同国における文化鑑定の運用を規定する法律である。ギトリッツによると、例えば多文化主義を保障しこれを支持するという憲法の内容と一致する刑法第15条では、文化鑑定によって文化的差異が国家法よりも優先される可能性が作り出されるものの、それがいつ、なぜ、どのようになされるのかを決定するのは常に裁判官であり、司法至上主義は依然として変化していないという。そこではドミナントな人びとにとって理解することが難しい人びとが漠然とした他者 (otro) として言及されているという。その例が、「農村人口 (población rural)」であり、この言葉が具体的に何を指すのかその定義は曖昧であるという。なお、ギトリッツは、カハマルカの農民たちとこの条文について議論したときのエピソードを回想し、彼らは先述の「農村人口」というフレーズを快く思わなかったと報告する。これは農民たちがこの言葉を「未開人」というレッテルだと理解したためだという。農民たちは、自らを「農村人口」の構成員とすることによって、文化にもとづく抗弁の利益を受けることができるということは頭ではわかっていたものの、それでも彼らはこの「農村人口」という言葉に内包された差別化のレッテルを忌避したのだという。ギトリッツは、ペルーの裁判官がこの第15条を文化的差異の尊重のための道具ではなく、難しい問題を厄介払いするために利用することへの懸念も表明している。それはつまり、表面的には文化的多様性の尊重という体裁を装いながらも、結果的には「農村人口」というカテゴリーによって差異化される人びとに対する偏見や差別

を覆い隠し、より巧妙な形で、都市の人びとや教育水準の高いペルーの人びとのなかにすでにこびりついている、これらの農民たちに対する否定的な感情を助長するかもしれないことへの懸念を示している。

- 91 筆者がサンチェスから直接聞いたところによると、コロンビアでは1975年頃から文化鑑定が実施されており、その歴史がラテンアメリカ諸国のなかでも最も長いことで知られる。
- 92 次章では、これらの議論を踏まえ、コスタリカの事例を詳しく描写することをとおして文化鑑定の意義について改めて論じる。
- 93 中米5か国とは、多くの場合、19世紀初め頃まで存在していた中央アメリカ連邦共和国を形成していたグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、そしてコスタリカを指す。
- 94 詳細はサッセン(2004: 166-169)ほかを参照のこと。
- 95 中米裁判所は1908年にコスタリカの旧都カルタゴ市に設置された。なぜコスタリカかという背景には、米ソ冷戦時代の代理戦争の主要な舞台となった中米各国では20世紀後半に軍事政権の樹立と崩壊が相次ぎ内戦状態が続いたものの、この国はその戦火を逃れ1948年の内戦終結から今日までおよそ70年近く民主主義体制を一貫して維持してきたということも関係している。
- 96 同年にはコスタリカと国境を接するニカラグアで革命が成立した。
- 97 1990年代は、国際機関が主導して形成された「先住民」という概念が世界各国で広く使用されるようになり、その権利を保障するための国際的な取り決めが成立するようになった時期であることはすでに別章でも触れたとおりである。
- 98 このことは、序章で述べたとおり、例えば2000年の国勢調査では総人口のおよそ1.7パーセントにすぎなかった先住民(インディヘナ)人口が、2011年の最新の調査ではおよそ2.4パーセントに増加したことにも明らかである。
- 99 なぜ2010年前後に文化鑑定の実施に向けた議論が本格的に進展したかという点、その直接的な背景にはもちろんブラジリア条約の批准があるのだが、それだけではない。実はちょうどこの時期に序章で触れた先住民(インディヘナ)女性らの裁判への社会の関心が高まり、この裁判関連の報道のなかで文化鑑定についても言及されるようになったのである。
- 100 コスタリカ共和国憲法第76条における「スペイン語を国家の公用語とする。しかしながら、政府は国内の先住民(インディヘナ)言語の維持と育成(cultivo)を監督しなければならない」との明記にも、間接的ではあるものの、文化鑑定を容認する先住民(インディヘナ)の権利の保障の根拠を求めることができる。
- 101 「文化鑑定」についての直接的な言及こそないが、刑事裁判における先住民(インディヘナ)の権利について初めて具体的に明記された。例えば、第9条では「司法機関の被雇用者は、その他公的機関と同様、先住民(インディヘナ)が独自の価値観から問題の解決に参加することが可能となるよう、中等教育や高等教育の過程に進学することを推進し、協力する」と述べられており、先住民(インディヘナ)の「独自の価値観」の存在を容認する立場が記されている。

- 102 この通達のIV.の部分には「コスタリカの刑事訴訟法が適応される環境においては、代替の[コンフリクト]解決法が許容されうことになる。(中略)このことは、司法権を適応する際の例外を意味するのではなく、調査をとおして、文化の可変性 (la variabilidad cultural) と、ある集団が有している合法 (lo permitido) と非合法 (lo prohibido) の観念を考慮することが不可欠であるということを示すものである。(中略) 事件事実が規範化あるいは制度化されたある状況と関連しているような場合、コンフリクト、コンフリクトを引き起こした動機、そして[そこではコンフリクトやその動機が] 社会文化的にどう査定されるのかを考慮するための特別な鑑定適用が必要となる。あるいは、有期刑とは異なる刑罰を科す可能性について査定することが必要となる」([]内は筆者加筆)と、文化鑑定の運用についての明記がなされた。
- 103 もともとコスタリカ刑事訴訟法は1996年に制定された。
- 104 第339条「文化の多様性」には「特定の文化的規範を有する社会集団のなかで発生した犯罪行為を扱うために特別な処置を必要とする場合、あるいは被告人の人格ないしは生まれゆえに参考として文化的規範について極めて詳細に知る必要がある場合、裁判所は特別な鑑定を命じることができる」と明記されている。
- 105 殺人罪にはさらに単純殺人罪 (homicidio simple) や認定殺人罪が含まれる。
- 106 コスタリカの公選弁護士であり研究者であるリヒア・ヒメネス＝サモラ (Ligia Jiménez Zamora) (2015) および筆者自身の調査より、2010年から2017年までのおよそ7年の間に実施された文化鑑定に関わる訴訟がどのようなものであったかを緩やかにまとめたものである。
- 107 なお、表3-1に記載のある事例はすべて起訴された事例である。
- 108 この点に関する論稿等は今のところ発表されていない。しかし、例えばルベン・チャコンは、文化鑑定に批判的な論者の一人であり、慣習法裁判所の方を支持する立場を筆者に繰り返し表明した。
- 109 近年のコスタリカでは自己申告による先住民(インディヘナ)の数が国勢調査の数字上は徐々に増加傾向にあるとはいえ、近隣諸国と比較すると依然として国内総人口を占めるその割合は圧倒的に少ないままであることに変わりはない。また、国内24か所には先住民居住区という先住民(インディヘナ)の権利のうちとりわけ土地への権利や文化への権利を保障するための地理的空間が設置されているもの、その多くが首都サンホセ市や旧都カルタゴ市などがある中央盆地の外側に設置されているため、都市部に暮らす多くの住民にとっては先住民居住区に暮らす人びとの存在は物理的にも心理的にも依然として遠いままである。したがって、文化鑑定への批判がなされる場合、しばしばそこには法廷における先住民(インディヘナ)の権利を保障するためには文化鑑定よりも良い方法があるというニュアンスが含まれている場合が多い。つまり、文化鑑定よりも、先住民居住区内において従来の法廷とは異なる、先住民居住区住民から成る裁判体による法廷を設置する方が良いということが含意されるのである。
- 110 法廷において「客観性」が求められているという点は、例えば、真実を言うことを誓う法廷での宣誓

という行為にも象徴されている。

- 111 実際にサンチェス (2010: 329-330) は、いわゆる先住民 (インディヘナ) の知識人と呼ばれるような人びとこそが文化鑑定人になるべきだという見解に対しては懐疑的な立場を示している。
- 112 こうして、文化的抗弁や文化鑑定だけでは文化的差異が歪な形で再生産される。それゆえに先住民 (インディヘナ) は先住民 (インディヘナ) から成る法廷を持つべきだ。そうすれば如何なる問題も解消される、という論調が生まれることにもなるのである。しかし、従来のものとは一線を画す独自の法廷を新たに設置するという選択肢がどの国においても可能な訳ではなく、また仮にそのような選択肢が実現可能であったとしても、先住民 (インディヘナ) による先住民 (インディヘナ) のための法廷つまり慣習法裁判所には、また別の課題や問題が生じていることは後の第3部でも示すとおりである。
- 113 ローゼンのいう宇宙論的感覚とは本書でいうところの文化とほぼ同義と見てよいだろう。
- 114 アメリカ合衆国における裁判の原理を説明するために多くの市民や研究者が用いる「客観性」という言葉 (ベネット・フェルドマン 2007: 39) はこれに一致する。
- 115 物語をつくり、語り、聴き、解釈することなどを指す行為に物語り (storytelling) という語があてられ、その行為によって語られ、解釈されるものを指して物語 (story) という語があてられている。
- 116 ベネットとフェルドマン (2007) の主な関心は、法廷の参加者たちのコミュニケーションのあり方のなかでも、特にアメリカ合衆国の陪審制の裁判手続におけるそれであるという点には留意する必要がある。しかし、従来どおりの法学的なアプローチではなく、法人類学などの成果も利用して法廷における人びとのやり取りを「物語 (り)」という概念から考察するという二人の視点は、文化鑑定の実施された訴訟における人びとの具体的なやり取りを検討して行く上でも示唆に富むものである。二人の議論の前提となっている、これまでの法廷ないし裁判のあり方への批判的な見解、例えば「司法過程は社会の異なる集団にとって異なる現実が存在するというに盲目的であるばかりでなく、裁判においては、事案からこうした差異のあらゆる手掛かりを排除するために公式的法的手続きがしばしば用いられている (ベネット・フェルドマン 2008: 217)」という見解は、文化鑑定を推進する論者とも共通する類のものである。
- 117 ベネットとフェルドマン (2007) は、本章で取り上げる訴訟事例と同様に、刑事裁判を前提としてこのように述べている。
- 118 二人がいうところの「統一的なやり方」 (2007: 202) を筆者なりの言葉で解釈するならば、それは検察側や弁護側が主導性を発揮する、法曹関係者にとつての統一的なやり方である。
- 119 ここでの物語とは、行為や出来事を理解しそれを伝達するために人びとが日常生活において不斷に用いてはいるものの、明確には意識しないまま暗黙に用いている理解の枠組みないしその方法を指す。具体的には、「始まり―クライマックス―結末」といった構造ないし形式をもち、行為や出来事に関する情報を有意味に秩序化することで人びとに明確な理解を与える働きをする日常的な理解とコミュニケーションの形式である (ベネット・フェルドマン 2007: 3)。
- 120 それぞれが「それぞれが正しい」と考える内容つまりそれぞれの視点から見た事実を指す。

- 121 具体的には、最も豊富な資料を入手することができた、表3-1のうちNo.6の事例（訴訟番号10-000037-0990-PE）である。
- 122 つまり、十分な証拠がないまま刑事手続が開始されたということを争おうとした。しかし、後に裁判官によってこの弁護側の主張は却下された。
- 123 この案件では文化鑑定が2回実施された。2回目の文化鑑定は、文化鑑定人マルコス・ゲバラ＝パーガーによって実施されたものの、その際の文化鑑定書がフィールドワークも聞き取り調査も実施されないまま作成されたものであることを弁護人は問題視した。しかし、その異議申し立ては後に裁判官によって却下された。
- 124 後に裁判官によって却下された。
- 125 これまでに、複数の住民が被害者ケイを窃盗罪（robo）で告発していた。弁護人は被害者に対する本件とは別の告発状3件を裁判所に提出した。
- 126 但し、人文学的というよりも社会科学的な民族誌に近いスタイルである。
- 127 2013年9月にサンホセ市内で筆者が実施した一对一の聞き取り調査にもとづく。
- 128 コスタリカ全土で広く消費される料理用バナナを指す。
- 129 スペイン語のcomunidadという語は、TDCCについて扱う第3部では主に「集落」と訳出した。なぜならカバグラ住民の間では、この語がカバグラ先住民居住区内の22か所の集住箇所固有名詞と共に、その集住箇所の地理的配置を指し示す名詞として使用される場合がほとんどであったからである。しかし、文化鑑定人がここで使用するcomunidadはそれとは異なり、より抽象度の高い語として用いているのではないかとこの前後の文脈より筆者が解釈したため、「共同体」という訳語をあてた。なお、この語が使用された前後の文は…ceder tierras solo a familias o integrantes indígenas de la comunidad de Cabagra para usos determinados…（…土地を、先住民（インディヘナ）の家族間かcomunidad de Cabagraの構成員間にだけ譲渡する、特定の使用目的のため…）である。
- 130 トゥリアルバ（Turrialba）はカルタゴ県の都市名を指す。
- 131 後の証言に出てくるとおり、今回の事件はサンラファエル集落の住民ロマン宅でパーティーが行われていた夜に発生した。また、被告人も被害者もこのパーティーの参加者であったと考えられる。
- 132 後述する証人エリアスとクラウディオを指す。
- 133 被告人たちは同世代（当時30代前半）で、被害者ケイとは10歳以上歳が離れていた。
- 134 これら11名の証人には、出廷したものの証言することを辞退した被告人ミンゴの母親オティリアと、同じく出廷はしたものの「スペイン語はよくわかりません。小学校には4年間通いましたが、スペイン語で読み書きすることはあまり上手ではありません」とだけ述べて退廷した被告人エドの妻サンドラも含まれる。
- 135 ウィリアムが電話を受けたのは朝4時頃で、現場に向けて出発したのは朝5時頃のことだったという。彼らが遺体発見現場に到着したのは朝8時頃のことだった。

- 136 農業などで一般的に用いられる山刀を指す。
- 137 被害者の遺体はEBAIS (建物の名称) から30～50メートルほどのところに放置されていた。遺体発見現場の反対側、100メートルほど離れたところにはコレヒオ (中学・高校) が建っていた。周辺に街灯はあったものの、遺体発見現場のすぐ近くではなかった。
- 138 このときウィリアムたちが聞き取り調査を行ったうちの一人は、パーティーが行われていた家の家主であるロマンであった。ロマンは、事件当夜、自身は遺体発見現場から75メートルほどのところにある自宅にいたこと、被疑者エドとミンゴは酒に酔った状態でパーティーに来たこと、被害者もパーティーに顔を見せたものの程なくして帰って行ったことを話した。この日、ウィリアムたちは、ヘインルの父親マキシミアノにも話を聞いた。
- 139 エド宅で証拠が押収されたため、ウィリアムたちはミンゴ宅では捜査はしなかったという。
- 140 証人のうちの一人ロマンによると、事件当夜、被疑者エドは緑色のシャツを着ていたようだ。
- 141 cuñadoは「義理のキョウダイ」と訳出した。この語は「妻・夫のキョウダイ」を指す場合もあれば、「キョウダイの妻・夫」を指す場合もある。
- 142 土地の不法占有を誰が行っていたのかという点まではウィリアムは覚えていなかった。
- 143 OIJの事務所は郡都ブエノスアイレスにある。
- 144 ヘインルには、この31日に検察官が道の脇で聞き取り調査を行った。そのときヘンリーもそのすぐ横にいた。
- 145 ヘインルは、ミンゴが青色ないしは緑色のリュックを持っており、そこからエドに何かを手渡し、その後エドが行動を起こしたと証言したという。
- 146 サンドラと話をしたのは検察官カティアであり、カティアはサンドラに任意での調査協力を求めたようだ。
- 147 ロマンは犯行現場にはおらず、後から事件のことを知ったと証言した。この日、ウィリアムが話を聞いた住民の中には、過去にミンゴがケイに切り付けられたことがあり、エドもケイから脅しを受けていたので、そのことが今回の事件の引き金になったのではないかと口にした者もいたという。
- 148 犯行現場にあったナイフがケイのものなのかどうかを判別する方法はなかったようだ。また、誰もケイがナイフを持っていたとは証言しなかった。
- 149 ロマンはイリスのいところにあたる。
- 150 イリスは、バラック小屋の中にいたクラウドियोとエリアスの姿は他の者からは見えなかったと考えていた。
- 151 この土地とは、イリスがエドの妻サンドラとの間で所有権をめぐる争っている土地のことである。
- 152 バラック小屋はロマン宅から50メートルほどのところに建っていた。
- 153 翌朝7時頃、エリアスは被害者が殺害されたことを知ったという。
- 154 厳密にはクラウドियोのいところにあたるのがエドの父親である。
- 155 ヘインルは一度は証言を拒んだものの、検察側の説得があり、その後証言を行った。このとき、ヘイ

- ネルは別の案件でベレスセレドンの刑務所に収監されていたようである。
- 156 グアロは、サトウキビから作ったコスタリカ特産の蒸留酒の名称である。アルコール度数は30パーセント程度であるとされる。
- 157 シデイやラファエルはいずれも後述する証人を指す。
- 158 ラファエルは法廷において「慣習法裁判所は深刻ではないコンフリクトつまり強姦や殺人を除く係争に対応します。財産や盗難あるいは土地の所有権に関する係争にも対応します。カバグラ先住民居住区には10の親族集団があり、慣習法裁判所には各親族集団を代表する一名がいます」と発言した。
- 159 ケイの遺体発見現場のすぐ近くに住んでいるプロテスタント教会の牧師を務める住民男性を指す。
- 160 原語はes colaborador con la comunidadであり、前後の文脈よりcomunidadを「共同体」と訳出した。
- 161 同条約第10条を参照のこと。
- 162 コスタリカの社会一般を指す。
- 163 ロス・ネグロスを指す。
- 164 文化鑑定人ガブリエラが、少なくともここでは、先住民（インディヘナ）と非先住民（非インディヘナ）との差異をはっきりと判別することができた、と確信していたということがわかる。彼女が何をもってそう確信することができたのかは定かではない。
- 165 ブリブリ語で呪術師や邪術師を指す。
- 166 文化鑑定人ガブリエラのこの発言について、筆者自身は疑問を覚える。
- 167 ジャサノフ (2015) は、研究者の法廷への参加がその研究分野つまり科学を進展させる発動機の一つとなっているということを強調した。例えばアメリカ合衆国では近年テクノロジー関連の訴訟が急増しており、その過程で法廷においてその分野の専門的知識への受容が高まるに従い、その分野の研究も発展してきたというのである。なお、ジャサノフは、専門家という存在が商品化され、法廷の外における科学的信頼性そのものよりも、法廷内における説得力の有無の方が証言としての価値を決定するようになっているアメリカ合衆国の現状についても触れている (ジャサノフ 2015: 48)。また、先述したローゼン (2011) も、法廷に参加する法曹関係者でも訴訟当事者でもない専門家の存在について、ジャサノフとよく似た見解を持っている。ローゼンによると、法廷へ参加するという行為がその人物の帰属する専門分野の理論へ大きな影響を与えうると同時に、その専門家の証言内容はその専門家が帰属する専門分野の理論に多くを負うものであると述べているからである (ローゼン 2011: 101-105)。
- 168 この点に関しては、例えばフランス在住の社会心理学者である小坂井敏晶も、法曹三者などにとって科学の成果が信じられるものであるのは「この分野で事実が生み出される手続きが信頼されるから」にすぎないと述べている (小坂井 2011: 54)。
- 169 近年では国内の都市部への移動や、一部では国境を越えた移動も確認されるようになっている。コ

スタリカではこれまでは、混血化(メスティサヘ)による国民形成が進められた近隣諸国と比較すると、「先住民」の範疇に誰が入り誰が入らないのかということがはっきりしていると考えられてきたものの、今日では、「先住民」と「非先住民」との間の境界線が実は如何に曖昧なものであったかが少しずつ意識されるようになってきている。とはいえ、2018年2月現在もおお、まず「先住民」の範疇に入る人びとであると考えられているのが先住民居住区の住民であることには大きな変化はない。

- 170 司法機関での法律相談などが司法サービスの典型である。
- 171 具体的には、例えば先住民諸語の司法通訳翻訳人の育成と確保や、法曹三者が各先住民居住区へ向ういて法律相談を行う移動式の法律相談などのプロジェクトが進められるようになった。
- 172 詳細は序章を参照のこと。
- 173 なお、リーガルブルーリズムをめぐっては、ラテンアメリカ地域においてもそれ以外の地域においても、賛否両論が示されてきた。このうち主にリーガルブルーリズムという考え方に賛成する立場から注目されるようになったのが慣習法裁判所という取り組みであるといえるだろう。
- 174 詳細は序章を参照のこと。
- 175 南部太平洋地域は、北はプンタウビタ (Punta Uvita) からサンイシドロ (San Isidro del General)、南はタラマンカ山脈の太平洋側の支脈ダリ山 (Cerro Dari) からエチャンディ山 (Cerro Echandi)、そして隣国パナマとの国境地域とプンタブリカ (Punta Burica) までを含む地域である。
- 176 プエノスアイレス郡にはカバグラ先住民居住区 (プリプリ) を含め、サリトレ (プリプリ)、ウハラス (カベカル)、ボルカ、レイ・クレ (いずれもボルカ (ブルンカ)) の計5つの先住民居住区が設置されている。
- 177 ラ・アミスター国立公園 (Parque Nacional La Amistad) はユネスコの世界遺産にも登録されているコスタリカとパナマにまたがるラ・アミスター国際公園 (Parque Internacional La Amistad) の一部を成す、コスタリカ国境内にある国立公園である。
- 178 コスタリカ国立気象局 (IMN) によると、南部太平洋地域の気候は熱帯性に分類され、一年は雨季 (5～10月あるいは11月頃まで) と乾季 (12～3月あるいは4月頃まで) に分かれる。地域全体の年間平均降水量は約3,700ミリメートルで、雨季のうち最も降水量が多いのは9月と10月、乾季で最も降水量が少ないのは3月である。この地域の年間の最高気温は約32℃、最低気温は約15℃である。
- 179 ADIに関する諸規定を定めたDINADECO法 (1968年) は、先住民居住区に限らず国内の地域 (地域共同体) 全体を活性化させることを目的として制定された法律である。しかし1977年の法律第6172号 (通称、「先住民法」) に明記された先住民居住区のADIと、それ以外の地域におけるADI とには大きな違いがあり、先住民居住区以外のADIには地方自治体に相当する権限は認められていない (Guevara & Vargas 2000: 25)。
- 180 各ADIは、DINADECO法第16条によって「15歳以上の100名以上1,500名未満の住民から成る組織」として定義されている。また、ADIの表記についても先住民居住区の場合には“Asociación de Desarrollo Indígena”か“Asociación de Desarrollo Integral Indígena”であるのに対し、先住民居住区以外のADIは“Asociación de Desarrollo Integral”である。

- 181 ITCOは1982年の法律第6735号によって農業開発局 (IDA: Instituto de Desarrollo Agrario) に改名された後、2012年の法律第9036号によって新たに農村開発局 (INDER: Instituto de Desarrollo Rural) へと改名され、現在にいたる。
- 182 国家の登記簿上は先住民居住区内の土地は各「先住民共同体」であるADI名義で登録され、課税 (gravamen) の対象にはならない。「先住民 (インディヘナ) である」という条件と、ADIの許可があれば、住民間での土地の譲渡や売買が法律上許可される。
- 183 これらの集落にはサンラファエル (San Rafael)、ボラス (Bolas)、プエブロヌエボ (Pueblo Nuevo)、カプリ (Capri)、ラスデリシアス (Las Delicias)、ブラソデオロ (Brazo de Oro)、マジェホネス (Mayejones)、ジュアビン (Yuavín)、パルミラ (Palmira)、ラスワカス (Las Guacas)、エスカディコル (Ska Dikol)、サンフアン (San Juan)、ラスブリサス (Las Brisas)、ラスフンタス (Las Juntas)、ヌエバヨーク (Nueva York)、カルタゴ (Cartago)、ビジャン (Billán)、コンジュ (Conyuck)、ラスパルマス (Las Palmas) などが含まれる。
- 184 国勢調査における民族集団への帰属も自己申告によって集計されている。
- 185 プエノスアイレス郡の郡都プエノスアイレスにある簡易裁判所である。周辺にカバグラを含む複数の先住民居住区があるため、毎年届け出のあるすべての案件のうち半分以上が先住民 (インディヘナ) の関わるケースだということであった。しかし、2016年12月時点ではこの簡易裁判所にさえ先住民居住区出身の職員は一人もおらず、常勤の司法通訳人もいなかった。このことから、居住区の住民と居住区外の司法機関との心的距離感の遠さを伺うことができる。
- 186 2005年頃に当時のADIC執行部が独自に中古バス (アメリカ合衆国で使用されていた黄色や白のスクールバス) を買い取り、近隣に住む運転経験のある人物を運転手として雇うようになった。これ以降、ラスブリサス集落からサンラファエル集落の間の一本道をこのコミュニティバスがつかないでいる。停留地点などは一切決められておらず、乗車も下車も各自がその都度運転手に伝える。筆者もフィールドワーク中は食料の買い出しやインターネット利用のため定期的に郡都プエノスアイレスとサンラファエル集落を往復し、このコミュニティバスのお世話になった。一日の運行本数は、サンラファエル集落を早朝5時に出発し6時頃にラスブリサス集落に到着する一本と、午後12時頃にラスブリサス集落を出発し13時頃にサンラファエル集落に到着する一本、そして午後5時頃にラスブリサス集落を出発しその一時間後前後にサンラファエル集落に到着する一本の計3本であった。住民の大多数がこのコミュニティバスを移動手段とするため、毎回ほぼ満員の車内は、普段会う機会の少ないサンラファエル集落から離れた集落に住む住民とぼったり顔を合わせたり、TDCCとは別の住民グループのメンバーと話したり、あるいは偶然おもしろい噂話を耳にする、筆者にとっては貴重な空間でもあった。
- 187 この路線バスはプエノスアイレス郡サンイシドロをハブターミナルとするガフェソ (Gafeso) 社が運行するもので、郡都プエノスアイレスの中心部からパナマ国境に向けて伸びるパンアメリカンハイウェイを走行路の一部とする。

- 188 カバグラ住民で車を所有している住民はほとんどいなかった。
- 189 同政令によって国内で初めて先住民居住区—当時は保護区 (reserva) と呼ばれていた—の区画が定められた。
- 190 先住民居住区の設置背景には当時のコスタリカの政治経済的状況が大きく関係していた。そもそもこの国は15世紀末以降19世紀末から20世紀初頭にかけてのスペイン植民地時代をとおして、鉱物資源に乏しい「辺境の辺境」と呼ばれるような地域であった。それゆえ植民地時代末期に入ると近代国家としての自立を目指していち早くコーヒー生産に着目し、経済的自立を推し進めた(小澤 2010: 126)。この過程で小土地所有農民を中心に未開墾地の開拓が奨励されたものの、開墾が進んだのはコーヒー生産に適した中央盆地(旧都カルタゴ市や現在の首都サンホセ市)周辺に限られた。しかしコーヒーに遅れて栽培が開始されたバナナ生産が急成長すると、中央盆地の周辺部にまだ多くあった未開墾地が多国籍企業(主にアメリカ合衆国)によって次々と買い占められて行くという事態が生じた。このような時期に施行されたのが1939年の未開墾地に関する一般法(Ley General Sobre los Terrenos Baldíos)であり、同法律によって未開墾地に対する権利は先住民(インディオ)が有することが初めて明記された。同法律施行当時の状況からも明らかなのは、同法律は実質的には多国籍企業の買い占めから未開墾地という国土を守り、多国籍企業に代わってこれらの土地への国家支配の拡大を図ることを目的としたものであったということである(Seligson 1979)。なお、多国籍企業による未開墾地買い占めは同法律の施行後も衰えることなく、多国籍企業の成長とそれに伴う内政干渉(より厳密にはアメリカ合衆国の政治介入)や国内の経済格差の拡大に危機感をつのらせたコスタリカ政府は、1950年代に入ると農地改革の草案を作成し、1960年頃から本格的な改革実施に着手することとなった(Seligson 1979)。1962年には土地の平等分配を目的に、農地改革の中心組織として、土地植民局(ITCO: Instituto de Tierras y Colonización、現在はIDAを経てINDER)が創設された。このとき、先住民(インディオ)への土地の分配も同時に着手され、現在のカバグラ先住民居住区を含む3つの区画がそれぞれ先住民居住区として明確化されたのであった。
- 191 フランシスコ会宣教師を含む。
- 192 プリプリという集団名は、19世紀半ばのコスタリカにおける国民国家形成期にパナマ(当時はコロンビア領)と隣接するカリブ海側のタラマンカ地域が「平定」されたときに初めて現れた名称であり、タラマンカ地域の地名の一つか、当時その周辺に居住していた母系の親族集団の一つであったと考えられている(茅根 2007: 137)。
- 193 先スペイン期の中央アメリカやコロンビア、エクアドル一帯に広く住んでいた語族集団の一つ(大貫ほか 2013: 232-233)。
- 194 ここでの親族集団とは、プリプリの人びとがスペイン語でclan、プリプリ語で*ditsö* ないし*ditsewö*と呼ぶものを指している。
- 195 親族集団は結婚相手を決める際の指標の一つであり続けてはいるものの、今日では、カベカルや

ノベなどブリブリ以外の民族集団や、パナマやニカラグアなど外国籍の者との通婚も少なくない。カバグラに隣接する、やはりブリブリの人びとの多く暮らすサリレ先住民居住区で調査を行った茅根(2007)は、サリレの若年層の間では母系から双系的親族観念への変化が見られることを報告している。カバグラにも同様の傾向がある。

- 196 2018年現在、スペイン語と英語の両言語でTDCCの活動について書かれた研究論文や報告書はいくつか存在し、その一部はインターネット上で無料閲覧することができる。
- 197 例えばGuevara Víquez y Rodríguez Aguilar (2006) やCastañeda (2011)などを挙げるができる。
- 198 ムニョスとポルティージャが当時のTDCCコーディネーターに宛てた書簡や、これを受けて当時のコーディネーターが二人に返答した書簡の写しを筆者はトゥリブナル内の書類棚で発見した。
- 199 ムニョスとポルティージャ(2002)は実際には“derecho indígena costarricense (コスタリカ先住民の法)”、“sus propios sistemas de resolución de conflictos (コンフリクトを処理するための先住民(インディヘナ)独自のシステム)”、“derecho tradicional (伝統的法)”、“derecho consuetudinario ancestral (先祖の慣習法)”など、複数の言葉を論文中で使用している。その上でTDCCをこれらの「再稼働」の事象と解釈しているものの、二人が先述の言葉一つ一つを異なる意味合いで用いていたとは考えにくく、むしろ論文のなかでの同じ名詞の繰り返しを避けるために複数の言葉を用いて言い換えていたと理解する方が自然であるため、本章では二人がTDCCを表現する際に用いたこれらの言葉をすべてまとめて「ブリブリ慣習法」と表記する。
- 200 TDCCについての先行する論稿や報告書のほとんどが、ムニョスとポルティージャ同様、ブリブリ慣習法の「再稼働」「再現」という視点に立ってTDCCを語っている(Guevara Víquez y Rodríguez Aguilar 2006; Castañeda 2011)。本書ではこれらの先行文献の語り方からはできる限り距離をとりつつ、しかしこれらの先行文献のなかで示された情報のうち十分な説得力を持つと思われるものについては積極的に参照する。
- 201 ここでの先住民運動とは、コスタリカ政府との交渉主体としての、「先住民(インディヘナ)である」ことを自称する集団の可視化と、国民という枠組みや民主主義の中身をこの先住民(インディヘナ)という視点から問いかけることによって国家の再編を求める運動と理解しておく。なお、先住民運動とはそもそも、他国においてもコスタリカにおいても、複数の民族集団が行う個々の運動を包括的に捉えるための総称であるという点も指摘しておく。
- 202 それ以前(1950年代～1980年代)からも「先住民」という言葉は世界各地で次第に使用されるようになっており、特に1980年代頃には国際機関を中心に盛んに議論される対象となっていた(cf. 清水 2012; 山内 2014)。新木(2014: i)によると、世界の他地域とは異なるこの地域の先住民運動の特徴として指摘されているのは、ラテンアメリカ地域で展開された運動がその目的としたのは、国家の解体ではなく、国家を前提としつつ「国民」という枠組みや民主主義のあり方つまりその中身を問いかけることであった。本節で示すとおり、コスタリカの先住民運動にもその特徴を指摘することがで

- きる。
- 203 序章でも触れたとおり、コスタリカにおいては、近代国家の建設を目指した当時の政治家たちによってコスタリカ国民=白人という図式がつくられた。これと同時にコスタリカの国民という枠組みとは相容れないものとして不可視されたのが「白色性」を共有しない人びとであった。今日、先住民(インディヘナ)という範疇に入る人びとは、まさにこのような人びとだったのである。
- 204 これらのなかでも特に有名な先住民組織には、首都サンホセ市に事務所を置くコスタリカ先住民全国執行委員会(MNICR: Mesa Nacional Indígena de Costa Rica)や、プンタレナス県ブエノスアイレス周辺の6つの先住民居住区代表団から成るARADIKES(Asociación Regional Aborigen del Dikés)、ノベの先住民居住区の代表団から成るノベ委員会(Asociación Ngobeque)、タラマンカ地域の代表団から成るCODEBERIWAK(Comité por la Defensa de los Derechos Indígenas)などがある。なお、よりローカルな規模で活動する小規模の団体はこれ以外にも複数存在する。
- 205 先住民(インディヘナ)の自律や自治を求める要求は、国家のあり方を真正面から問いかけるとりわけ繊細な要求の一つとして位置付けることができる。
- 206 他国と比較した際のコスタリカの先住民運動の特徴だという声もある各民族集団、各先住民組織の結束力の高さには、コスタリカ先住民とされる8民族をすべて合計したとしても、その人口は国内総人口の3パーセントにも満たないという先住民(インディヘナ)人口のそもそもの少なさが肯定的に働いているのかもしれない。
- 207 1990年から今日までの間に、ノベの人びとがコスタリカ国籍を勝ち取った国籍要求運動や、土地への権利を求めたマレクの人びとを後押しする憲法法廷の判断など、さまざまな例を挙げることができる。
- 208 シキキパとは、後述するとおり、「共同体を基盤とする正義についての伝統的な観念」やそれを体現する年長者を指す。シワとは、先住民(インディヘナ)プリプリの口承神話であり、ブルとは、過去の民族誌等でプリプリの「伝統的な社会構造」として報告されてきた役職のうち、スペイン語の王(rey, jefe)にあたるものと説明される地位を指す。なお、現ADIC総裁ドン・ラファは、ブルについて「私の祖父の時代には年長者たちがコンフリクトを解決していた。当事者間で解決できないようなコンフリクトが発生した際にはブルが一役買っていた」と話していた(2014年12月23日(火)付FNより)。
- 209 住民のなかには、TDCCは2000年頃にシキキパから改名されてできた組織だと表現した者がいたほどであった。
- 210 ここに示すシキキパの成り立ちは、主に2015年7月から12月にかけて、筆者がカバグラ先住民居住区にて、TDCC関係者やシキキパの元関係者、当時の状況を知る住民たちから聞き取った内容と、トゥリブナル内の書類棚に放置された記録の山を整理するなかで発見した当時の資料に書かれていた内容とを照らし合わせながら時系列に再構成した内容である。

- 211 コスタリカにおいて先住民(当時はまだインディオと呼ばれていた)に関連する具体的かつ実質的な法律が初めて制定されたのは1977年のことである。1977年のこの法律によって国内に8つの民族集団が現在も生活していることが初めて明記され、以降コスタリカでもいわゆる先住民政策が本格的に始動することになった。
- 212 各先住民居住区に設置されたADIは、10名ほどの住民から成るADI執行部を中心に運営されるようになっており、この執行部の最高職にあたる総裁職に選出された人物にはADIの中核として職務に励むことが期待されている。しかし、カバグラにおけるADIC設置当初の実態はこの期待とは正反対のものであり、総裁職に就いた人物は次々と民意に背く行為に手を染めていたという。具体的には、1977年以降は法律によって禁止されているにも関わらず、居住区内の土地を非先住民(非インディヘナ)に売却することに加担したり、中央政府から送金されるADIC運営のための資金を横領したりした総裁がいたという。
- 213 シキキパが発足当時のカバグラ先住民居住区には、シキキパ以外にもいくつかの住民組織が発足していたようである。他の住民組織とシキキパとの大きな違いは、シキキパは同居住区内で発生した住民間コンフリクトへの対応を主な活動目的としていたという点にあった。なお、当時を知る住民たちの多くは、シキキパのことを「正義の協議会(Consejo de Justicia)」というスペイン語名でも記憶していた。
- 214 *Iriria Tsochok*はブリブリ語の団体名であり、このスペイン語名はFundación para la Defensa de la Tierra(土地防衛のための財団)である。
- 215 この当時の人類学者は、ほぼ全員が非先住民(非インディヘナ)の範疇に入る人びとであったと考えて差し障りない。
- 216 言語学者には先住民居住区出身の男性が一名いた。
- 217 後につくられたブリブリ語の表記法に従うと、*shkiki*や*shkëkë*と表記され、「年長者(mayor)」を意味する言葉である。*pa*はブリブリ語の接尾語で複数形を表す。つまりシキキパは「年長者たち」という意味になる。
- 218 シキキパの活動停滞の原因として多くの住民が口にしたのは、当時のシキキパの指導者と、シキキパの活動の主力でもあった彼の息子が汚職に手を染めたということであった。なお、活動が停滞し始める頃のシキキパは、イリリア・トチョックとはまた別の、ヨーロッパを拠点とするNGOトラディシオネス・パラ・エル・マニャナ(Tradiciones para el Mañana)から活動運営や拠点となる建物の建設にかかる資金援助を受けていた。しかしその資金が盗まれ、援助元のNGOは、住民たちが知らぬ間にシキキパからもカバグラ先住民居住区からも手を引いていたという。したがって、直接的には資金不足が大きな引き金となってシキキパの活動が停滞して行ったようである。
- 219 例えばシキキ(パ)と呼ばれていた年長者によるコンフリクト処理の実践について、ワークショップへの参加をきっかけとして住民たちが思い出し、その思い出された過去についての記憶を再現するものとして結成されたのが住民組織シキキパだったという語り口である。また、このような記憶の「再現」

- としての住民組織シキキパを前身として発足したのがTDCCであり、したがってTDCCもまたカバグラ独自の過去の記憶に起源を持つ組織であるという語り方がなされている。
- 220 チャコンは現在もTDCCの活動の支援者であり、筆者のカバグラ滞在中も、複数回この地を訪れ、TDCC関係者らと話し合いの場を持っていた。2010年頃からTDCCコーディネーターを務めることになるべべにも大きな影響を与えた人物である。
- 221 発足当時からTDCCの活動に参加していた住民たちの回想からも、TDCCの発足とその後の成長過程におけるチャコンの存在の大きさを確認することができた。
- 222 ロス・ネグロスはTDCCの活動拠点であるトゥリブナルの一室(TDCCのオフィスの隣の部屋)を事務所兼休憩所として利用している。このことからTDCCとロス・ネグロスの密な協力関係を確認することができる。今日のカバグラでは、TDCCとロス・ネグロスとが互いに協力しながら居住区内で発生するコンフリクトの予防とその解決に努めているのである。
- 223 この点に関しては、次章で詳しく説明を加える。
- 224 2014年11月のアサンプレア(住民議会)を経てメンバーとなった住民男性のうち一名は、実際にはTDCCの活動にほとんど参加していなかったため、他のメンバーからは不満の声も上がっていた。なお、2016年12月にはメンバーの顔触れは少し変わっており、コーディネーターもべべからデルフィンに交代していた。メンバーになるためには原則として2年ごとに開催されるアサンプレアで承認されなければならない。
- 225 コーディネーターは、メンバーを集めて開催される定期会合(通常は月2回ほどの頻度で実施されていた)の調整や準備、トゥリブナルで係争当事者を迎えて行う話し合いの場での進行役、会合の議事録や係争処理に関する記録資料等の書面の作成など、TDCCの実質的な運営業務の多くを担っていた。
- 226 メンバーとなる年齢に関する明確な規則はないものの、何名かの関係者によると、30代半ば以上との暗黙の了解はあるとのことであった。
- 227 読み書きはできないが、口頭では二言語話者という意味である。
- 228 コスタリカでは一般的な、ライチに似た果物の一種。
- 229 カバグラ先住民居住区の伝統的な食事の一つだと説明される一品。日本のお粥に似た食べ物で、住民たちは「非先住民(非インディヘナ)には極めて不人気だ」と言っていた。
- 230 この男性は自他ともに非先住民(非インディヘナ)の範疇に入る人物であった。
- 231 ドニャ・マルティナは自他ともに非先住民(非インディヘナ)の範疇に入る人物であった。
- 232 この男性は自他ともに非先住民(非インディヘナ)の範疇に入る人物であった。
- 233 なお、2017年末にべべは大学を卒業した。
- 234 スペイン語では「呪術師」や「治療師」と翻訳されることの多いブリブリの「伝統的な社会構造」を成す役職の一つ。
- 235 TDCCコーディネーター(当時)のべべは「ペレスセレドンやサンホセの刑務所にはカバグラ先住民

居住区出身の人たちが大勢収監されている。一度そこへ収監されると、出所後にカバグラへ戻って来る人は少ない」と語り、出所者の社会復帰のためにもトゥリブナルの敷地内に刑務所を建設することに前向きな姿勢を示していた(2014年12月21日(日)付FNより)。

- 236 TDCCの評価をめぐる住民たちの見解の揺れや対立については後述する。
- 237 日本と大きく異なるのは、違憲審査権を持つ第四法廷(Sala IV)、通称憲法小法廷(Sala Constitucional)が最高裁判所の小法廷の一つとして付属していることである。
- 238 最高裁判所は裁判官22名で構成される。最高裁判所には4つの法廷があり、第一法廷は民事と行政問題、第二法廷は労働と家庭問題、第三法廷は刑事問題、第四法廷は憲法問題(各行政機関間の法的摩擦を解決するの同法廷の任務)をそれぞれ担っている。最高裁判所に持ち込まれた訴訟・請求等の件数は2014年時点で合計20,000件を超えており、特に第四法廷(憲法小法廷)の扱う事例が多くなっている(在コスタリカ日本国大使館HP)。
- 239 2015年10月22日(木)付FNより。
- 240 2015年8月7日(金)付FNより。
- 241 2015年10月17日(土)付FNより。
- 242 詳細は第六章の表6-1を参照のこと。
- 243 カバグラ先住民居住区に最も近い裁判所は、先述したブエノスアイレス簡易裁判所であり、係争の内容によってはペレスセドン地方裁判所(プンタレナス県ペレスセドン郡)が第一審裁判所となる。
- 244 2014年12月26日のTDCC定期会合では、スペイン語の読み書きが困難なメンバーが多いため、相談内容を記述する代わりにICレコーダー等で録音する方法を新たに提案するメンバーの声も聞かれた。しかし、2016年12月の現地調査時点ではまだその提案は実行には移されていない。
- 245 実際にはスペイン語を使用する利用者が多かったものの、中にはブリブリ語で相談している者もいた。
- 246 2018年2月現在もこの状況が大きく変わったという話は聞かない。
- 247 ドン・ラファのグループとドン・マキシミアノのグループ間での対立について、暴力的な抗争にまでは発展していないものの、各グループのリーダーとされるドン・ラファとドン・マキシミアノは道ですれ違ってもお互いにあいさつすることさえなく、例えば選挙時にはそれぞれが別の政党を熱烈に支持し緊張関係が高まるのだという。サンラファエル集落内には目と鼻の先で営業する二つのブルベリア(小売店)があったのだが、このうち一軒はドン・ラファのグループの男性がオーナーであり、もう一軒はドン・マキシミアノのグループの男性がオーナーであり、客層にもそれが反映されていた。なお、ドン・ラファとドン・マキシミアノは母方のおいとおじの関係にある親族同士であり、もともとはこの二人の個人的な対立がグループの対立という現在の状況へ発展したという見方をする住民が多くいた。
- 248 イリリアは、初期TDCCの元メンバーであった男性マキシミアノが中心となって2012年頃につくられたグループである。このイリリアも、TDCC同様、住民間の係争処理をその活動目的の一つに掲げ、外部の支援団体の協力を得て作成した組織紹介のための簡易ブックレット等で「慣習法」や「先

- 住民の正義」といった語をしばしば使用し、その活動を宣伝していた。
- 249 ADICの初代代表であるドン・バルドメロと、1990年代に入ってからADIC代表を務めたドン・サントスが率いるのが民族伝統当局である。民族伝統当局もまたその活動を表現する際には「慣習法」や「先住民の正義」といった言葉を用いた。また、活動の一環として、家族や子どもに関する係争を中心にその処理に務めていた。
- 250 2015年11月26日(木)付FNより。
- 251 2015年7月12日(日)付FNより。
- 252 2015年10月17日(土)付FNより。
- 253 繰り返しになるが、ADIは、先述したとおり、1977年の法律とその翌年の施行規則をうけ、各先住民居住区の自治体(ローカルガバメント)として設立されたコスタリカ政府が唯一公認する住民組織である。
- 254 後述するとおり、本章および第七章の係争事例は、TDCCの事務所に保管されていたアーカイブと筆者自身がその場に立ち会った際などに作成したフィールドノーツをもとに記述したものである。
- 255 私のこの「日課」は、治安や移動手段の問題ゆえ、一人ではなかなか自由に出歩くことができないという状況をどうにか脱するため、ペペに直談判して生み出したものだった。毎日トリブナルに向かいそこで待機していれば、少なくとも家にいるときよりは多くの人と話す機会を持てるだろうと考えたからである。TDCCメンバーやコーディネーターの側としても、トリブナルの待機要員としての仕事を依頼していた若い女性がいなくなってからは事務員不在の状況にあったので、私のこの申し出は都合が良いものだったようだ。
- 256 私が待機するオフィスや、トリブナルの別の部屋に用事があってやって来て、オフィスにも顔を出す人びとは、何か事務作業をするためか、部屋の清掃か、トリブナルの敷地内の草刈りか、何かの会合のためかでの場所を訪れていた。治安上の理由で、施錠されていることも多いトリブナルの外門の鎖が外されていることにたまたま気づき、炎天下で疲れ切った身体を一休みさせるためにやって来た人や、チーナ(china)(繰り返しになるが、直訳すると「中国人女性」という意味である。しかし「アジア系女性」を広く指す言葉としてラテンアメリカ地域では一般的に使用される)がここにいるということを誰かに聞いて世間話をするためにやって来る人もいた。
- 257 TDCCに届けられた事例の全体像を踏まえると、そもそも性関係に関する事例はごく少数にとどまっていることがわかる。というのも、性関係の係争は慣習法裁判所では対応すべきではないという暗黙の了解があるため、原則としてこの種の係争はTDCCではなく、直接従来の裁判所へ届けられることになっているからである。しかし、本章で見るとおり、TDCCで処理されたこの種の係争がこれまでに全くなかった訳でもない。
- 258 2018年現在では6,200円に相当する。なお、2018年現在の日雇農業労働者の最低賃金は、6時間で9,600コロン(2,000円相当)前後である。
- 259 2001年当時のコスタリカ刑法第156条によると、12歳未満の男女への強姦罪には10~16年の有

- 期刑が科される。また、同164条では不適切な誘拐罪 (*rapto impropio*) として、12歳以上15歳未満の女性を性的目的で誘拐した者には6か月～3年の有期刑が定められている。なお、マヤは事件当時14歳であった。
- 260 事件当時も2018年現在もコスタリカ刑法には「凌辱・レイプ (*estupro*) 」という罪名は見当たらない。おそらく刑法第156条ないし第164条に違反する行為としてこの言葉が用いられたのではないかと想像する。
- 261 本件より後の日付のついたマヤへの言及がなされた資料を見ると、彼女の状態を指す表記として「ロドリゴとの自由結婚」という表記が採用されている。
- 262 コスタリカ大学のマルコス・ゲバラ＝バーガーらへの複数回の聞き取り調査にもとづく。
- 263 2002年当時のコスタリカ家族法 (*Código de Familia*) は、第14条で法律上禁止される結婚について規定しているものの、同条には具体的な年齢の明記は見当たらない。その後2007年2月の修正を経た同14条には、15歳未満の結婚の禁止が明記された。コスタリカ刑法の関連条項としては、先述のマヤとロドリゴの事例でも言及した第156条がある。なお、マリアは当時14歳であった。
- 264 2018年現在では4,100円に相当する。なお、2018年現在の日雇農業労働者の最低賃金は6時間で9,600コロン (2,000円相当) 前後である。
- 265 ラウラが飲んだ毒とは、ラウンドアップという商品名の除草剤である。農業従事者が住民の大半を占めるカバグラ先住民居住区では、各家庭に除草剤のストックがあることは珍しいことではない。このため、カバグラで起こる自殺 (未遂) 事件は、除草剤によるものが多い。
- 266 ラスプリサス集落からペレスセレドンのこの病院までは車で約2時間の道のりである。
- 267 ラウラの母親ラケルは、ラスプリサス集落の住民男性との間にラウラを授かった後、フェリペと一緒に、さらにもう二児をもうけていた。
- 268 フアンは以前からエリカを殴りつけていた暴力的な人物であった。エリカが彼を告発するようなことがあれば、彼女を殺すと脅してもいた。フアンは、自分は法律を恐れていないこと、誰も彼を止めることは出来ないということをエリカに言い続けてもいた。そのため、エリカはフアンに半ば洗脳された状態となっており、どうすることもできなかった。フアンへの恐怖からエリカは眠れない日々が続いており、それはエリカの娘も同じだった。ついにプエノスアイレス簡易裁判所にフアンを告発するにあたり、エリカに代わり、事情をよく知る二女が証人として彼女に付き添い、状況を証言した。エリカたちの望みは、フアンがラスプリサス集落のエリカ宅から一刻も早く立ち退くこと、今後家にも彼女たちにも近づかないこと、そして嫌がらせをやめ、彼女たちを平穏にさせることであった。
- 269 先の章でも触れたとおり、グアロはサトウキビを主な原料とする、アルコール度数30パーセントほどの蒸留酒である。市販のビールよりも安価なため、多くのカバグラ住民が日頃からよく消費するアルコール飲料である。
- 270 エリカの暮らす一軒家の台所は、壁代わりに漁網で外との区切りがなされており、外の物音や話し声がよく聞こえていたようだ。カバグラ先住民居住区内の一般的な家の多くは、エリカ宅同様の造り

となっている。

- 271 エリカにとっての孫を指す。
- 272 プリプリ語で「土地」を指すイリリア (*iriria*) は、プリプリの創世神話のなかでは創造神シブ (*sibu*) の命令によって人間を誕生させる女神の名前である。
- 273 従来の裁判所としてみれば、居住区内の住民同士の争いの多くは取るに足りないものと見なされる場合も多く、法曹関係者の本音としてはそのような争いを引き受けることは自らの仕事を増やすことでしかないという意見がある。また、リーガルブルーリズムという考え方が浸透しつつあるのをいいことに、居住区内の軽度の係争は住民たちで独自に対応してくれた方が法曹関係者にとっては都合が良いという安易な考えを持つ裁判官が生まれつつある兆候を懸念する声も聞かれる。例えば、先住民 (インディヘナ) の権利についての多数の論稿を発表してきたルベン・チャコンはこの点を強く懸念していた。
- 274 1970年代の土地使用の実態は、ある特定の土地が豊かな間は、例えば住民Aがその土地を一定期間は使用し、その後は休耕させて次の土地へ移り、また農作業を行うというのが一般的であったという。つまり、少なくとも住民Aがその土地を占有しているときには、その土地は住民Aの所有地という理解がなされており、住民Bや住民Cはその土地を住民Aの承諾なしに使用することはなかったという。
- 275 その間、非先住民 (非インディヘナ) によって詐欺まがいの土地購入の話を持ち掛けられる場合もあり、ADICから分配された後に土地を奪われるという状況もしばしば発生したことが指摘されている。
- 276 実際、この水をめぐる係争は、その後、土地をめぐっての脅迫という新たな係争へと発展することとなった。先述したホセの話ではキョウダイの一人エリダがTDCCでの話し合いを拒否しているとのことだったものの、その約一年後の2005年4月3日 (日) に今度はエリダがTDCCにホセのことを訴えるという事態になったのである。その際のエリダの相談というのは、ホセが非合法的に銃を所持しており、その武器をきちんと保管していないこと、その上、彼女が家族の身の安全を心配するほどの事態を招いているということについてであった。具体的には、エリダの子どもたちがコレヒオへと続く道を通っていると、ホセが決まって銃を持ち出して弾を放ってくるのだという。エリダ自身とその夫もホセに同じ銃で脅されたことがあった。水の使用をめぐっての係争に端を発し、土地の所有権をめぐる争いへと発展したホセとエリダ間のコンフリクトは、ついには命にも関わる脅迫行為にまで深刻化してしまったのである。なお、エリダはホセの脅迫行為をTDCCに相談したものの、その後TDCCによってどのような対応がなされたのかは定かではない。
- 277 ADICは、1999年11月の時点ですでに、セリアがこの土地を5年ほど放置している状況を把握していた。このため、この土地の所有権をセリアから彼女の息子ミサエルに名義変更してはどうかとセリアに提案し、セリアからの返答を待ち続けている状態であった。
- 278 TDCCがサンファン集落の土地の所有者をセリアからマリータへと変更することが妥当であるとの判断をするにいたった根拠は、セリアがその敷地内に簡素な小屋 (ランチョ) を建て、そこで生活し

ていたのは1990年頃までのことであったこと、その後セリアはポトレログランデ郡のラルチャに移住し、それ以降は夫ウィルフレドと共にラルチャに暮らしているということが確認されたためである。さらに、特定の家族に複数の土地の所有権を分配することは法律上で禁止されていたにも関わらず、セリアの家族に一つ以上の土地が分配されていたことも確認されたからであった。

279 当時、ウィルフレドが土地の所有権変更に関する怨恨からマリータへの嫌がらせを行うようになっていたため、書簡には嫌がらせをやめるよう警告する内容も記された。具体的には、同書簡の受け取り後もウィルフレドがマリータや彼女の家族への嫌がらせを続ける場合には、TDCCは彼を従来の裁判所へ告訴すると警告したのであった。また、セリアとウィルフレドがそれでもなおサンファン集落の土地への所有権を主張し、その根拠を示すことができる場合には、そのことをTDCCに報告するようにとの一言も明記された。なお、TDCCとは別に、マリータ自身もブエノスアイレスの簡易裁判所にセリアとウィルフレドの脅迫行為や嫌がらせに対する保護を求めている。

280 以下はブエノスアイレスの検察庁に宛てた2002年7月29日(月)付のセリアとウィルフレドからの告訴状の内容である。「私たちは、23年ほど前にIDA(当時はITCO)によってセリアへ譲渡されたサンファン集落の約14ヘクタールの土地の所有者です。私たちは約22年間その土地に住み、土地を耕しました。今から12年ほど前にIMAS(低所得者向けの公的支援機関)が助成金で簡易住居(Bono de Vivienda)をその土地の中に建設してくれました。私たちはポトレログランデ郡ルチータの小さな土地の所有者でもあり、現在は二人ともこの場所に住んでいます。6月24日(月)、私たちが15日間ほどサンファン集落の土地へ来ていないことをいいことに、マリータとその夫アベリノは私たちの所有地に無断で侵入し、その土地を不法に自分たちのものにしてしまいました。私たちは彼らにそこに住んでいいという許可を与えておりません。そこで働いていたのは私たちです。投資した土地(問題の土地には柵(cercas)が立てられており、木が植えられており、それらはすべてセリアとウィルフレドが設置し維持していたものであるとの主張もなされた)を販売した訳でもありません」。つまり、別の場所にも暮らしていることは事実ではあるものの、問題の土地に建っている簡易住居も農業に従事するときなどに利用していたとの説明がなされた。

281 その詳細は次のとおりである。「私たちは公的に認められた状態でその土地を所有しており、そこが私たちの土地であるということは皆が知っていました。今まではそのことについて特に異論もなく、争いが起こるようなことはありませんでした。誰もその土地の所有者になろうとはせず、所有者は私たちがだと考えていました。私たちはいつもコンスタントにそこで仕事をしていました。例えば2000年の10月には土地の前方にはトウモロコシを1ヘクタール植え付け、後方には3ヘクタールのフリホール(豆)を植えました。それらの収穫は2002年の1月に行いました。ラスプリサス集落に住んでいるアントニオという先住民(インディヘナ)男性がおり、彼が6年前からずっと土地の半分を利用し、私たちの代わりにそこで働いてきました」。このように、二人は問題の土地を放置してはいなかったという点が説明された。

282 具体的には、マリータに所有権が変更された土地にウィルフレドらが植えた農作物(米とトウモロコ

シ)については、2002年9月末までであれば収穫することを許可する。但し、それ以降つまり10月1日以降にはマリータは土地の門を閉鎖し、ウィルフレドラが侵入することを一切禁止するというものであった。

283 その際の主張とは、具体的には、(1) TDCCは、私たちの文化、言うまでもなく伝統に則った独自の形態ではない。ここにはもう何十年もそのような形態は存在しない。(2) TDCCは、係争処理を目的として発足したのではなく、ADICの補助組織として発足したにすぎない。(3) 現在のADIC執行部は機能していない。TDCCが従属すべきADICが機能していないにも関わらず、TDCCは根拠のない権限を行使している。(4) TDCCは、ADICに任命された訳でも、住民たちの投票によって任命された訳でもない。(5) TDCCは、読み書きができず、法律やその実施に関する知識に欠くメンバーによって構成されている。(6) TDCCは、TDCCを監視する組織がなく機能しているので、やりたい放題をやっている。TDCCの審理は監査を受けておらず、合意に必要な定足数を満たした審理であるかどうかも定かではない。ときに一人か二人しか署名していない決議書が作成されることもある。(7) TDCCメンバーの何名かは、ADIC執行部のメンバーの親族である。少なくとも現在のTDCCメンバーのうち3名はADIC執行部のメンバーの親族であり、主観的で部分的な偏った見解が示されている。以上の点から、TDCCは法律に違反する存在であるとの批判がなされたのであった。

284 まず、TDCCは1998年6月1日(月)に開催されたカバグラ先住民居住区内の議会(cabildo)において合法的に発足した先住民の住民から構成されるグループであることが説明された。ここでは発足当初のTDCCは警備委員会(Comité de Vigilancia)として機能していたことや、当時の対応はすべて口頭で行われていたものの当時はそれこそが先住民のジャスティス(Justicia Indígena)であったこと、しかし2000年以降は少しずつ記録もとるようになったことが補足された。次に、TDCCは共同体のグループであり、慣習的な規範によって機能していることが示された。これは、カバグラ先住民居住区内の行政の多くを担うADICが当時上手く機能しておらず、それゆえセリアとウィルフレドがADICに従属するグループだと考えているTDCCもまた機能不全状態だったという二人の主張を批判するものであった。TDCCはADICの規範によって機能している訳ではなく、ADIC総裁が不在だったからといってTDCCが機能できないという訳ではないという反論である。ここではTDCCという住民グループがカバグラ先住民居住区の人びとによってつくり、先住民居住区やコミュニティのために係争に対応する役割を担っていること、またそのことはILO第169号条約によって、そのなかでもとりわけ同条約第5条、第8条、第9条、そして第17条の第1項によって法的根拠を与えられているということも示された。そして最後に、司法機関が先住民居住区内の決定を尊重しないような事態が起こることへの懸念と批判が示された。これはコスタリカ最高裁判所の憲法小法廷においてILO第169号条約などの国際人権条約が憲法と同等のものであるという見解が示されていること、したがって先住民の権利が保障されている先住民居住区内の土地に関する請求やその請求に対する決定は、国家ではなく同居居住区の組織によってなされるべきだという点を確認す

るものであった。住民から成るTDCCの決定事項とは正反対の決定を司法機関が下すようなことになれば、先住民の権利が脅かされるのだという警告でもあった。

- 285 この書簡は、セリアとその夫ウィルフレドがブエノスアイレスの簡易裁判所に、マリータを家庭内暴力（セリアとマリータは姉妹関係にあるため）の加害者として告訴したことに異見するものであった。
- 286 土地を受け取った者は、その土地を譲渡したり、区画に分けて売却したり、貸し付けたりしてはならない。にも関わらず、セリアはその土地を1992年の10月に放棄しており、ポトレログランデ郡のルチータに移住した。その時以来、その土地はアントニオに貸し付けられ、権利もないアントニオがこの土地を占有してきた。なお、アントニオも現在の家のある20マンサーナの土地以外に、ラスデリシアス集落に約200マンサーナの土地と、さらにラスプリサス集落に約70マンサーナの土地を持っていた。
- 287 セリアが正当な根拠なく8年間もその土地を放棄したということだけでなく、マリータはこれまで一度も土地を所有したり、譲渡されることがなかったことが根拠とされた。また、セリアとウィルフレド夫妻が問題の不動産に侵入し、マリータの平穏を脅かしている状況も考慮に入れられた。
- 288 なお、そもそも土地の所有者変更を確定する以前に、複数回にわたってセリアとウィルフレドに書簡を送り、話し合いの機会を設定していたにも関わらず、二人はこれらの呼びかけに全く応じたことがなかった。このため、マリータへの所有権変更を確定したという経緯があることも付け加えられた。
- 289 例えばマリータは少し時を置いた2003年10月8日（水）付で再びウィルフレドとそのペオンのアントニオとアベルを土地の不法占有の罪でブエノスアイレスの検察庁に告訴した。さらに翌2004年2月23日（月）にもアントニオをブエノスアイレスの検察庁に土地の不法占有の罪で告訴した。アントニオがマリータの土地を尊重せず、その土地で家畜を放牧したことや、マリータに無断でチェーンソーを使って木を伐採したことについて、もうこれ以上このような行為をしないよう訴えたのであった。マリータは2004年3月24日（水）にはセリアとの間の係争をADIC執行部に再び相談し、改めてセリアとその家族が問題の土地から立ち退くよう求めた。このため、ADIC執行部は2004年4月5日（月）にセリア宛に書簡を送付し、その土地の正式な所有者はマリータであり、セリア側から届いたマリータへの立ち退き請求をADIC執行部が却下したことも加えられた。他方のセリア側にも土地を手放す気配はなかったため、TDCCは同年5月26日（水）に二度目の警告書を送った。そしてこの警告書を受領してから3日以内に二人がその土地から立ち退かない場合には、従来の裁判所での手続きに入るということが記された。実際に7月5日（月）付でブエノスアイレスの検察庁にTDCCからこの件への対応を願う書簡が送付された。裁判が開始されたのだろうか、2004年8月3日（火）には、マリータがブエノスアイレス検察庁に連絡や通知の受け取り場所としてARADIKES（建物の名称）を指定する書簡が送られた。同年10月3日（日）にマリータはまたもTDCCに相談を持ち込み、ウィルフレドが彼女の土地に無許可で2マンサーナの米を植え付けたこと、しかしウィルフレド側は今年に入ってからセリアに許可を得た上で行ったものだと主張していることを訴えた。これを受け、TDCCは同日付の書簡をウィルフレド宛に作成し、すでに植えてしまったものについてはマリータも収穫を許可していることと、放牧している馬を追い出すよう彼に伝えた。また、土地の借用代を支払うことと、如何

なる場合も土地の所有者であるマリータの許可を得よう求めた。翌4日(月)にはブエノスアイレスの簡易裁判所への書簡も作成され、ウィルフレドに複数回の警告を発したものの、彼がこれに応じることはなく、ウィルフレドが先住民の固有のジャスティス (su propia justicia indígena) に反対していることから、従来正義の下(従来どおりの裁判所)で対処をお願いするとの内容が記された。2004年10月11日(月)、ついにマリータはウィルフレドの行為を刑事事件としてブエノスアイレスの検察庁に告訴した。ウィルフレドがサンファン集落の30ヘクタールほどのマリータの所有地に無断で侵入し、草を刈り、少なくとも2マンサーナの土地を燃やし、農作物を無断で植え付けたことに対する告訴であった。損害額は50,000コロンであることも明らかにされた。和解する意向は示されたものの、ウィルフレドがこのような行為をやめない場合には罰するようにも要求した。

- 290 トニオとペドロはいずれもカバグラ先住民居住区の住民である。
- 291 ヘススとホセ＝マリシンはいずれもカバグラ先住民居住区の住民である。
- 292 各集落の距離が離れていることや、天候によっては交通の便が限られることなど、カバグラ先住民居住区の状況を鑑みるならば、例え異論があったとしても8日以内で求められた手続きに沿って不服申し立てを行うことは容易ではない。
- 293 シリロの行為は先住民居住区内の土地の所有および占有権に関して定めた法律に反するものであると考えられた。1977年の通称「先住民法」では、先住民共同体 (comunidad indígena) が各居住区(当時は保護区 (reserva) と呼ばれていた) の唯一の所有者であることが明記されている。また、1978年の通称「先住民法規則」の第4条には、先住民居住区内の土地は国家登録局 (Registro Público) に各先住民共同体名義で登記されることが明記されている。
- 294 シリロがその証明書を持っているということが事実であったとしても、その証明書自体が有効ではなく、その証明書は新たに選出されたADIC執行部によってすでに無効であると判断されたものであったからである。シリロの証明書が発行された際、適正な手続きがとられたことを保証するものをTDCCメンバーは何も見つけることができなかったためであった。シリロが持っていると主張した証明書そのものの効力や合法性に疑いが残るため、問題の約145マンサーナの土地の所有者はロヘリアでしかあり得ないというのがTDCCの判断であった。
- 295 その際、TDCCは「先住民居住区内の土地の相続は、カバグラがそうであるように、先住民の習わし (costumbres indígenas) によって導かれる。土地の所有者は然るべき年齢になると、自身の息子たち娘たちのなかから、その土地を管理し手入れする者として誰に譲渡したいかを自分の判断基準に従って決める。この段において、その土地の元の所有者は、すべての子どもたちの振る舞いを詳細にチェックし、その上で土地のすべてあるいはその一部を譲ることができるかと判断した者に土地を譲渡することになる」と明記した。
- 296 具体的には「あなたの指摘の一点目は正しくありません。TDCCはカバグラ先住民居住区の共同体の利益と目的そして先住民の権利 (derechos indígenas) を守るために住民たちによって任命された機関 (institución) です。TDCCメンバーは、カバグラのコミュニティサロンにて先住民の住民た

ちから成る通常アセンブリー (asamblea general) をとおして選出されました。このアセンブリーには先住民のみが参加しています。明らかなのは、あなたのような非先住民はこのようなアセンブリーについても、我々の組織が追及している目標についても、何も知らないということです。先住民であると自己同一するあなたのような人間が、この村の本物の先住民 (legítimos indígenas) の平穏を妨害しているのです。その証拠にあなたは悪意をもって非合法的にロヘリアの土地を奪おうとしています」と記された。

- 297 具体的には「あなたの指摘の二点目も正しくありません。我々の言明には根拠があります。あなたはこの共同体の住民のいずれの親族集団にも属していません。あなたはただその[肌の]色を利用して、我々のような先住民であると主張しているのです。あなたが先住民ではないということを証明するのは極めて簡単なことです。(中略)我々はこの共同体の良い振る舞いをする年長者二名シモンとアルビニオを証人として迎えます。そうすることで、あなたは先住民ではないということがすぐに明らかになることでしょう」と述べられた。
- 298 1977年の通称「先住民法」施行以降に第三者が先住民居住区内の土地を購入することは、国家の法律上でも違法行為である。
- 299 TDCCは「ADICの幹部は、非先住民(非インディヘナ)の名前で土地の証明書を発行することはできません。それは法律第6172号の第3条に規定されているとおりです。あなたの持っている証明書は新たに選出されたADIC執行部によって無効にされました。(中略)すでに所有者がいる土地を非先住民(非インディヘナ)のものとする証明書を発行するという決断を、当時のADICがなぜ下したのかは不明です。問題の土地の所有者はロヘリアです。あなたは悪意をもって先住民の住民を欺き、自身の経済力を利用して安い値段でその土地を購入したのです。(中略)いずれにせよ、法律第6172号の第3条を考慮すると、あなたの持っている証明書は効力を持つものではありません。(中略)1998年にあなたに発行されたADICの証明書は無効であり、これは法律第6172号に違反する行為です」と明記した。
- 300 住民たちはヘススのことを「白人(シクア)の億万長者(millionario)」と呼んでいた。
- 301 ティリアは、TDCCのような係争処理の仕組みが一切存在しなかった時代には、同様の事件が発生してもすぐに相談をする先すらなく、何もできないまま泣き寝入りしていた。そのような「これまで」と比較すると、少なくとも相談先としてのTDCCという存在がある「今」は状況が良くなり、「先住民(インディヘナ)だから何も言えずに黙っている」のをやめることができるようになったとも言った。筆者のような第三者にとっては極めてわずかな変化にしか見えないものの、ティリア自身にとっては状況が確かに改善したという実感が生まれているようだった。とはいえ、そもそも外部の者がカバグラ先住民居住区内に土地を購入することは、1977年以降は法律で禁止されている。そのことを知りながらもヘススは土地を購入し、2018年現在になってもまだその土地を維持し続けている。その上、周囲の住民たちに危害まで与えているのだ。ヘススの行為を規制し、彼を話し合いの場に連れてくる強制力を有していないという点において、TDCCの対応可能範囲に限界があることは明らかである。

- 302 カバグラ先住民居住区における先住民／非先住民の境界線とTDCCの強制力との関係性を明らかにするためにはさらに詳しい調査が必要である。
- 303 なお、ここでオリビエルのいう「法的」とは、国家の法律を指している訳ではないことは明らかである。
- 304 第五章も参照のこと。
- 305 ホルヘは、長老協議会から届けられた長老協議会の印と「慣習法」という文言入りの書簡を持っていた。
- 306 具体的にはドン・アルビニオとドン・バレンティンを指す。
- 307 筆者が日本ではマンション暮らしであるということを知ったときの住民の驚き様はかなりのものだった。
- 308 この時期は、サンホセ市を含む中央盆地周辺でも人口増加が問題となった時期と重なっており、当時の中央政府が中央盆地の外の開発と移住を推進した時期でもある。カバグラ先住民居住区内に暮らす都市部からの移住者たちからは「カバグラへ行けば都市部にいるよりも豊かな暮らしができる」ということを期待してこの地に移り住んだという声も聞かれた。
- 309 但し、格差といってもその差は、居住区外との格差と比べると、格段に幅の狭い格差であることを指摘しておく。
- 310 「先住民」に対する資金援助とは、1990年代以降の先住民の権利を保障する国際的な流れのなかで、コスタリカのカバグラ先住民居住区にも届くようになった国際NGOなどからの援助を指す。
- 311 筆者のフィールドワーク中も、カバグラ住民たちはREDD+制度の説明会や協議のため度々郡都ブエノスアイレスや首都サンホセ市へと出向いていた。筆者自身も何度かそれに同行し、セミナーやワークショップに参加した。

**Lo cultural en los ámbitos jurídicos:
ensayo etnográfico sobre los tribunales en Costa Rica**

Yumi Nukada

CONTENIDO

PRIMERA SECCIÓN INTRODUCCIÓN 11

Introducción Objetivos y planteamiento del problema 13

- 1 Mis encuentros con dos tribunales diferentes 13
- 2 Objetivos generales y específicos 20
- 3 Revisión bibliográfica e importancia de este estudio 24
- 4 Breve descripción del trabajo de campo 31
- 5 Estructura de este estudio 35

Capítulo I Referentes teóricos y metodológicos 38

- 1 Lo minoritario como palabra clave 38
- 2 Lo minoritario como disidencia: en comparación con el concepto de lo minoritario como diferencia 39
- 3 Método etnográfico aplicado en este estudio 41

SEGUNDA SECCIÓN ANÁLISIS DEL PERITAJE CULTURAL 43

Capítulo II Críticas contra el concepto del peritaje cultural y su justificación 45

- 1 ¿Desde cuándo y cómo empezó la discusión crítica? 45
- 2 ¿Qué se ha discutido hasta el día de hoy? 47
- 3 ¿Dónde se encuentra el punto principal de la discusión? 50

Capítulo III Análisis de un caso de homicidio ocurrido en el Territorio Indígena de Cabagra 53

- 1 Antecedentes del desarrollo del peritaje cultural en Costa Rica 53
- 2 Una mirada teórica a los peritos culturales y a las conductas en la sala de juicio 56
- 3 Análisis del caso 60
- 4 Narrativas recogidas por medio del peritaje cultural 86

TERCERA SECCIÓN ANÁLISIS DEL TRIBUNAL DE DERECHO CONSUETUDINARIO 89

Capítulo IV Pluralismo jurídico: su aplicación en el Territorio Indígena de Cabagra 91

- 1 Notoriedad reciente de los tribunales no estatales 91
- 2 Hacia la zona sur 93

Capítulo V Tribunal de Derecho Consuetudinario de Cabagra: Pasado y Presente 98

- 1 ¿El TDCC como reactivación de la tradición? 98
- 2 Desarrollo del TDCC 99
- 3 Los miembros y el Tribunal 104
- 4 Proceso de resolución de conflictos 109
- 5 El TDCC como justicia alternativa 112

Capítulo VI Análisis de casos que involucran a la mujer 116

- 1 ¿El TDCC sería bueno para los derechos indígenas pero dañino para los derechos de mujeres? 116
- 2 Análisis de los casos 118
- 3 El TDCC como el puente regulador de los dos derechos 127

Capítulo VII Análisis de casos que involucran problemáticas de tierras y recursos naturales 130

- 1 ¿Sería siempre el TDCC una mejor alternativa a los tribunales estatales en los conflictos de tierras y recursos naturales? 130
- 2 Análisis de los casos 132
- 3 Desafíos que enfrentan los tribunales alternativos 143

CUARTA SECCIÓN CONCLUSIONES 147

Conclusiones Reflexión sobre nuestra actualidad a partir de los tribunales 149

- 1 Importancia del peritaje cultural y de los tribunales de derecho consuetudinario 149
- 2 Importancia de la coexistencia del peritaje cultural y el TDCC 151
- 3 El presente estudio como un intento de disenso 154
- 4 Para futuras investigaciones 155

Palabras finales 156

Glosario 157

Anexo Modelo estructural de este estudio 167

Bibliografía 169

Índice 175

Contenido en español 210

ÍNDICE DE FOTOGRAFÍAS, FIGURAS Y TABLAS

Fotografías

- Fotografía 0-1 Fachada de la sede del Poder Judicial en la Plaza de Justicia en San José 14
- Fotografía 0-2 Interior de la antigua oficina de la FAI 15
- Fotografía 0-3 Interior de la nueva oficina de la FAI 15
- Fotografía 0-4 Señal del Territorio Indígena de Cabagra en la calle pública principal 16
- Fotografía 0-5 Mi primera visita con los funcionarios del Poder Judicial a la comunidad de San Rafael de Cabagra 16
- Fotografía 0-6 Mujeres cabagreñas y yo preparando dos tipos de tamales diferentes en la casa de Pepe 19
- Fotografía 0-7 Taller de peritaje cultural celebrado en la Universidad de Cincinnati 31
- Fotografía 0-8 En la mesa del Décimo Primer Encuentro de la Red Centroamericana de Antropología 31
- Fotografía 0-9 En un bote por el Territorio Indígena de Talamanca Bribri 34
- Fotografía 0-10 En el Territorio Indígena de Talamanca Bribri 34
- Fotografía 0-11 En el Territorio Indígena de Matambú 34
- Fotografía 0-12 En el puente hacia el Territorio Indígena de Abrojo Montezuma 34
- Fotografía 0-13 En el Territorio Indígena de Coto Brus 34
- Fotografía 0-14 En el camino al Territorio Indígena de Guatuso 34
- Fotografía 3-1 En las cercanías de la escena del homicidio en cuestión 62
- Fotografía 4-1 En el taller organizado por la Subcomisión para el Acceso a la Justicia de Pueblos Indígenas del Poder Judicial 92
- Fotografía 4-2 En el camino desde la comunidad de San Juan de Cabagra a la comunidad de San Rafael de Cabagra 95
- Fotografía 5-1 En una vivienda típica del Territorio Indígena de Cabagra 102
- Fotografía 5-2 Los miembros del TDCC durante una reunión 104
- Fotografía 5-3 Un río entre la casa de doña Otilia y el Tribunal 105
- Fotografía 5-4 En la casa de doña Paula 106
- Fotografía 5-5 En la casa de don Emiliano 106
- Fotografía 5-6 Fachada del Tribunal 108
- Fotografía 5-7 Terreno detrás del Tribunal destinado para la construcción de una cárcel 109

Figuras

- Figura 0-1 Mapa de los territorios indígenas en el cantón de Buenos Aires 17
- Figura 0-2 Esquema de la comunidad de San Rafael 18
- Figura 0-3 Imagen del concepto de peritaje cultural 23
- Figura 0-4 Imagen del concepto de tribunal de derecho consuetudinario 23
- Figura 0-5 Esquema de la relación entre los estudios anteriores y este estudio 24
- Figura 0-6 Ubicación geográfica de Costa Rica 31
- Figura 0-7 Ubicación geográfica de los territorios indígenas en Costa Rica 33
- Figura 3-1 Esquema del lugar del suceso y sus alrededores 60
- Figura 3-2 Genealogía simplificada de la familia del acusado Mingo 70
- Figura 3-3 Genealogía simplificada de la familia de la víctima 72
- Figura 3-4 Genealogía simplificada de la familia del acusado Ed 75
- Figura 3-5 Genealogía simplificada de la familia del testigo No.1 76
- Figura 3-6 Genealogía simplificada de la familia del testigo No.2 77
- Figura 4-1 División territorial de Costa Rica 93
- Figura 4-2 Ubicación geográfica del Territorio Indígena de Cabagra 94
- Figura 4-3 Ubicación geográfica de Buenos Aires Centro y del Territorio Indígena de Cabagra 94
- Figura 5-1 Esquema de la relación entre el TDCC y los tribunals estatales 109
- Figura 5-2 Esquema del proceso de resolución de conflictos en el TDCC 111
- Figura 6-1 Caso de conflictos sexuales No.1 120
- Figura 6-2 Caso de conflictos sexuales No.2 122
- Figura 6-3 Caso de conflictos sexuales No.3 123
- Figura 6-4 Caso de conflictos sexuales No.4 124

Tablas

- Tabla 0-1 Población de los pueblos indígenas y el número de los territorios indígenas en Costa Rica 34
- Tabla 3-1 Número aproximado de los casos penales donde se realizaron peritajes culturales en Costa Rica, con breve información de cada caso 55
- Tabla 4-1 Cronología simplificada del Territorio Indígena de Cabagra 97
- Tabla 6-1 Número aproximado de los casos de denuncia ante el TDCC según el tipo de conflictos 119